

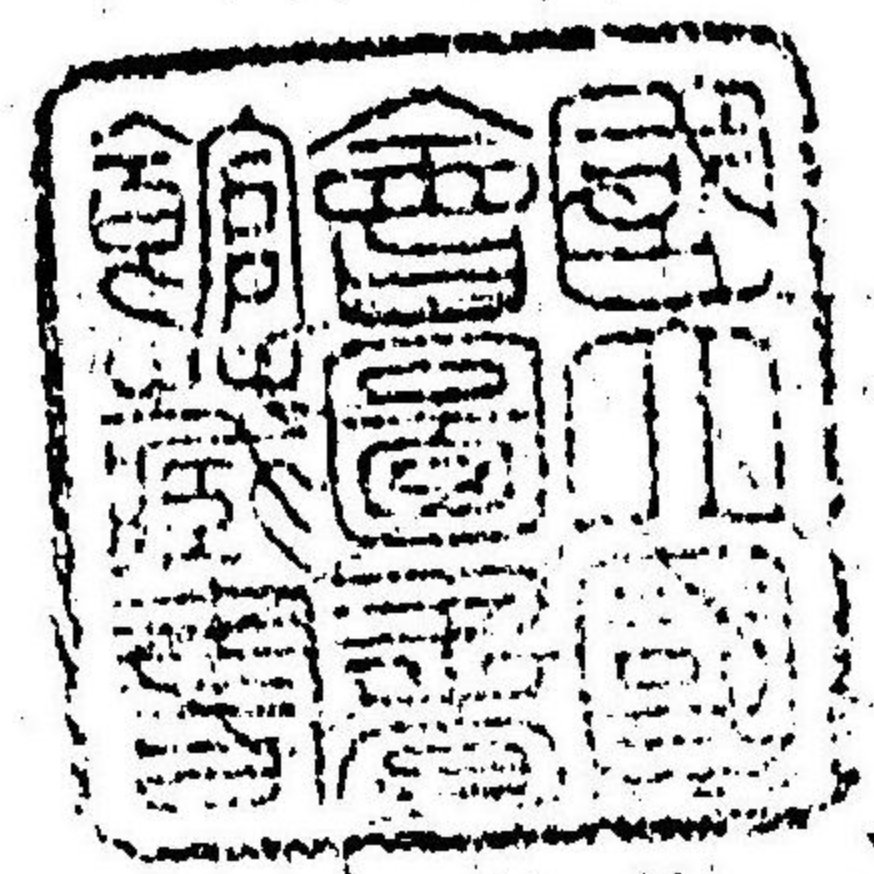
工B-71

震災豫防調査會編纂 下卷

大日本地震史料

東京 丸善株式會社

453,2
Si498d



221347

大日本地震史料

目 録

卷之十二	弘化四年三月二十四日信州地震ノ一	至自一九九頁
卷之十三	同上ノ二	至自一〇三頁
卷之十四	同上ノ三	至自一〇五頁
卷之十五	同上ノ四	至自一〇七頁
卷之十六	同上ノ五	至自二〇三頁
卷之十七	同上ノ六	至自二七一頁
卷之十八	同上ノ六	至自三六〇頁
卷之十九	安政元年十一月四日、五日二大震ノ一	至自三六一頁
卷之二十	同上ノ二	至自四一五頁
卷之二十一	同上ノ三	至自四七三頁
卷之二十二	安政二年九月 * 以上乙卷 慶應元年二月	至自五二七頁 至自五九五頁
附 録	大日本地震史料地震目録	至自四一五頁
目 録	嘉永六年二月..... 安政元年六月	至自三六〇頁



大日本地震史料

卷之十二

弘化四年三月二十四日信濃國高井郡

弘化四年三月二十四日乙卯、是夜、信濃、越後二國、地大ニ震ヒ、連日止マズ、信濃ノ高井、水内、更級、埴科ノ四郡、及ビ越後ノ頸城郡等、災害最モ甚シク、松代、飯山、須坂、高田ノ諸城邑、概チ壞損セリ、又岩倉山ノ兩角崩落シテ、犀川ヲ埋メ、下流水涸ル、コト二十餘日、既ニシテ決潰奔流シ、所在ノ村驛、屋舎漂倒シ、人畜ノ壓溺、勝テ算フベカラズ、

(有所不爲齋雜錄)

信州村々地震御届書寫、

私御代官所、當時御預り所、信濃國高井郡、水内郡村々之儀、當月廿四日夜戌の中刻より亥上刻へ掛け、大地震有之、夫より不絶震動いたし、折々震發致し、廿五日卯中刻、漸相鎮候處、地所割裂、泥水吹出し、潰家々、牛馬死失多く、家内不殘

弘化四年

死絶候者共有之、怪我人者夥敷、一村皆潰に相成候村々有之、前代未開變事之趣、追々届出候に付、不取致手代共差出申候、且陣屋元中野村之儀者、損家等有之候迄にて、陣屋別條無御座候、委細之儀は、追々可申上候得共、先此段御届申上候、

但此度之大地震、信州中一般之様子にて、支配所内には、未出火之趣は届出不申候得共、地震最中、所々之出火多相見、本多豊後守居城飯山町城下は、支配所最寄に有之候處、町家不殘震倒候上、所々出火にて、城下町、皆焼失致候由に御座候、以上、

「信州御代官」

未三月廿五日

高木清左衛門

御勘定所

信濃國高井郡地震災害一村限帳明尻、
村高四萬千貳百八十六石壹升貳勺、 九十一ヶ村、
家數六千八百七十貳軒、
人數貳萬九千貳百十五人、
一潰家貳千百九十五軒、

内

十三軒、

燒失、

乙

弘化四年

- 十六軒、
- 一半潰家七百八十二軒、
- 一潰高札場十二ヶ所、
- 一潰郷藏二十二ヶ所、
- 一潰堂、宮、寺、六十六ヶ所、
- 一潰土藏三百三十一ヶ所、
- 一潰物置九百十四ヶ所、
- 一即死五百七十八人、
- 一怪我人千四百六十八人、
- 一即死馬百五十六疋、
- 一即死牛貳疋、

土中埋、

高木清左衛門

大地震之急難御救拜借金に付、伺書、

御代官所、當分御預所、

總高五萬八千三百五十六石九斗二合二勺、

内、高一萬七千七十六石二斗九升二合、中野村外八十一ヶ村、無難之分

村高四萬千貳百八十六石六斗一升二勺、

潰家二千九百七十七軒、

内、七十七軒、身元可成之もの、并無難之もの、村々助合之分除之

御代官所、當分御預所、

信州高井、水内兩郡、

九十一ヶ村、

潰家貳千九百軒、

内、十六軒、土中埋、相知不申分、

潰家貳千六百六十三軒、

半潰家七百三十七軒、

但半潰之分、木品悉く打碎不用立、潰家同様に御座

候、

潰高札場十二ヶ所、

潰郷藏二十二ヶ所、

潰堂、宮、寺、六十六ヶ所、

潰土藏三百三十一ヶ所、

潰物置九百十四ヶ所、

柏原、

男女三十八人死失、

死馬十五疋、

右者、當三月廿四日夜大地震にて、私御代官所、當分御預所、

信濃國高井郡、水内郡村々、災害之始末、不取敢御届申上置、

早速手附手代共、手配差出、私儀も廻村いたし、村々災害之

乙

様子見分仕候處、賊以絶言語候異變之體、恐怖仕、見に不忍、
 地面割裂、七八寸を五六寸餘、數十間宛筋立開、右割目より、
 夥敷黒赤色之泥水吹出し、歩行相成候場所多く有之、其上
 所々山崩、土砂雪水押出、大石轉落、田畑共悉く變地いたし、
 多分之損地相見、村々用水路は、所々脱落、及大破、或は床違
 に相成候場所も有之、水乘不申、用水絶に相成候村々多有
 之、谷川等之分、大石土砂押出し震埋、所々脱落、大破に及、
 水行を塞ぎ、平一面に溢出し、泥水押流し、且潰家之儀は、何
 れも家並平押に潰、桁、梁、割目、其外建具類打碎、家財諸
 道具は悉く打こぼち、銘々貯置候雜穀之類は、俵物押崩し、散
 亂いたし、吹出候泥水を冠り、中には土砂に押埋り候分も有
 之、最初見廻り候頃は、村々共小前は勿論、村役人共迄、本心
 取失ひ、更に跡取片付之心得も無之、銘々潰家前に、家内一
 同、雨露之手當も○無之以下十八字、原本ニ缺ク、今、不致、途方にく
 れ、忙然といたし居、私を見受、狼狽、頻に落涙難止、悶絶い
 たし、尋候答も出来兼、打伏居、小前老若男女共は泣喚居、怪
 我人共夥敷倒臥、苦痛罷在候有様、難申上盡、不便至極歎嗟
 仕、何之村々とも同様之次第にて、差當り夫食之備有之もの
 共も、潰家下に有之、殊に泥水を冠り、容易に取出候儀出来
 兼、小前末々に至り、夫食手當無之もの共は、尙更、香水は用

弘化四年

水を用ひ來候處、泥水交に相成、飢渴に及候處、自他村々一
 般之奇難、助合候方も無之候間、當日救方夫食之手當等、及
 候丈けいたし遣候へ共、百ヶ村餘之儀、中々總體遠方迄、私
 之自力に届兼、身元可成之者共連も、潰家災難に逢候者に
 て、奇特之取計筋も出来兼、無難郷藏圍穀等を以、手代共手
 配廻村、爲相凌罷在、陣屋最寄村々之分は、中野村、松川村、
 寺院、社地境内へ小屋掛を致し、極難之者共救遣候儀に有
 之、且追々村々牛馬死失、怪我等相糺候處、男女死失五百七
 十八人、怪我人千四百六十人有之、右之内片輪に相成、農業
 相成不申者共、多分有之、斃牛二疋、斃馬百五十五疋、右之外
 善光寺へ參詣致し、三月廿四日夜、同所に止宿、地震其上出
 火にて燒死候もの、男女二百人餘有之、多分人絶に相成、災
 害村々之分、人別貳分七厘之減方に相成、支配所高五萬八千
 三百石餘之内、無難村々、高三分ならずは残り不申、高七分
 餘は災害村々にて、何とも歎ヶ敷儀御座候差當村々用水路、
 手入不仕候ては、香水に差支、且田方用水肝要之時節に付、
 何れも難捨置、取繕不申候ては、苗田は勿論、無難之田地、植
 付にも差支候處、場廣大破之儀、中々郷村之自力に及不申、
 火災等之難共譯違、家々、田、畑、山林迄、覆候大災、就中、水
 内郡、高井郡は、大地震痛強く、捨置候ては、皆潰亡所に相成

三

候村方多、人命に拘り、末々御收納御國益を失ひ、不容易儀、
 迎も御救不被下置候ては、何とも可仕様無御座候、且右大地
 震にて、北國往來丹波島村渡船場より、凡二里半程川上、真
 田信濃守領分、平林村地内、宇虛空藏山、凡二十町程之處、山
 抜崩、犀川へ押出し埋り、川中を切候に付、流水を堰留、水
 湛、當時、川上村々平地へ水開候得共、(注)留切候ては、自然と
 押埋り候、切場所、水力にて押崩可申、其節如何様之洪水に
 可相成哉氣遣敷、支配所千曲川線村々、心得之爲中越候旨、
 信濃守家來方懸合有之、右故、當時千曲川、平水々七八尺減
 水いたし、犀川筋村々、心配いたし、山添高場へ立退、切開候
 ほど、如何可有之、數日洪水溜り候を、一時に押し流し候は、
 水災異變出來可申と、殊之外人氣不穩、心配仕候儀に御座候
 間、前書申上候災害、艱難に陥り候次第、得と御賢察被下、相
 續方、并自普請所用水路大破に付、金貳千五百兩、背而之村
 村へ、急拜借被仰付被下度、左も無之候ては、迎も相續筋手
 段無之、萬一此上難澁に至り、心得違、人氣立候様罷成候て
 は、恐入、深心配仕候儀に御座候、支配所村々之もの共儀、年
 來、同國他之支配所に無之御國恩、并定免増米、上納相願候、
 實以良民共、空敷退轉爲及候段、歎々敷奉存候間、御仁惠之
 御沙汰を以、年賦拜借被成下候様仕度奉存候、然る上は、右

拜借金高、村々割符に應じ貸渡、年賦返納等之儀は、別紙を
 以、追而相伺候様可仕候間、急速伺之通拜借被仰付、御下金
 被成下候様仕度奉存候、依之災害村々一村分限帳一冊相添、
 ○一村分限帳ハ、未だ得ル、トコナシ、猶調ラズ、此段奉伺候、以上、
 未四月
 高木清左衛門
 信州千曲川大洪水、始末申上候書附、
 先達而先御届申上置候、犀川筋、真田信濃守領分平林村地
 内、山抜崩、切場所、當月十三日夜、大岩拔落切破、千曲川滿
 水之節、私儀、水内郡大地震災害村々爲見分、廻村仕、同日之
 儀は、千曲川線内町へ夕七時頃着、百姓伴七方に止宿仕候
 處、間も無之、頻に南之方震動致候に付、不審に存、自然犀川
 山抜之場所、拔落候儀には無之哉、川筋見届差遣候處、立歸
 り、決て氣遣敷儀無之旨申聞、村々安堵之體には候得共、川
 線之儀、急變之程難計、用意人足呼寄置、災害村々呼出、様子
 相尋、惡水假繕、田方植付方等、及理解候處、同夜六半時頃、
 俄に満水、最早丹波島邊江水鼻來候趣、村々呼繼、聲高に爲
 知候に付、打驚、即座に其儘立退用意仕候處、呼寄置候人足
 は勿論、出合居候村役人共も立退、役人兩人殘居候、宿伴七
 は周章罷在候間、右兩人に具足爲持、御用書物、高張等は、家
 來に爲持、召連候手代共一同、即刻立退、支配所三方村は、廿

町程懸隔り、地高に付、同所へ向馳越候途中、振歸り見受候
 處、最早村々一回に水入、三方村程近へ至候頃、水先參り、一
 町餘は水中を馳、漸高場へ上り、暫時手延に立退候は、途
 中に於て、水災難避、誠危儀に御座候、右村山手へ登り及見
 候處、丹波島、川中高邊、一回水下に相成、月夜には候得共、
 何分水先批兼、急水之儀、村々百姓共、立退候間合無之、殊夕
 飯前之儀に付、夜通し潰家之木材を以、後十三組相拵、船三
 艘用意申付、握飯を爲拵、夜明を相待、夫々手配、差向水中之
 屋根上、或は立木等に登り居候者共、高場に逃集候者共、不
 殘助遣し、支配所村々之者共は、三方村、并他領には候得共、
 最密神代宿へ申渡、寺院へ入置、日數十目之間、夫食手當致
 し遣、私儀は、同川通村々見廻候處、重疊三丈餘之水嵩、水勢
 強く渦巻流れ、家居、諸道具は不及申、根返り之大木、材木類
 等、夥敷押流、人民も多く藪家之上、材木等に取付、流れ參候
 間、助遣度候得共、右品々、川一面に急流に押し流し候に付、船
 乘出、覆候を恐れ候も無餘儀、強て難申付、併可成丈は、船筏
 を以相助候様、用意爲致、川付村々江殿敷申渡置候、誠に以
 前代未聞之大洪水、大地震之大災を受候上、折重り、又候水
 災に逢、兼而覺悟は致居候得共、未曾有之洪水有之、水入場、
 地震潰家之分、藪屋根浮上り、木品等之分は勿論、家財共多

く押し流し、貯候無難之難敷は、不殘水浸に相成候、災害窮迫
 に陥候始末、難盡申上、村役人共始、小前之者共、一同愁苦、
 狂氣之如く罷在候體、不便之至、俱に落涙仕候、且水入場作
 物之儀、麥作菜種共、十分之出來形に御座候處、泥冠に相成、
 秋作苗代、木綿、大豆等も生立方宜敷候處、同様泥冠、皆無に
 相成、如何共致様無御座、多分之損毛、猶又田畑共押掘、石砂
 入等之荒地出來、御普請所も悉及大破候段、追々届出、大地
 震之節之分と合し候ては、大造之儀に可有之、出水之儀は、
 追々引落、同十五日晝九時頃、定水に三四尺程之水嵩に相
 成、内郷村々湛水も、追々引落候に付、歸陣仕候、存外早く引
 落候に付、水冠迄之麥、菜種之分、敢て障に不相成、實法可申
 哉に奉存候、内水引次第、猶又手附手代共差遣し、見分之上、
 時節後れに相成候共、無難之田方へ、植付苗糶再蒔、畑方之
 分は、毛替作等、可相成丈仕付爲取計可申候、依之此段申上
 候、以上、
 四月(廿三日)
 高木清左衛門
 御勘定所
 (藤川寛雜記)
 御代官高木清左衛門より、地震之儀、再御届書、
 去月晦日御届申上候、私御代官所、當分御預り所、信濃國高

乙

弘化四年

井郡、水内郡村々之儀、去月廿四日夜大地震、異變之始末、御届申上候後、震止不申、今以折々震動致し、晝夜十四五度づつ震立、尤間には強事も有之候間、村々共恐怖致、後取片付は勿論、農業之心付も無之、周章立騒罷在候間、安堵仕候儀、私并手附手代共、村々廻村、精々利解申間、耕作手後れ不相成様爲致候、且去月廿七日、真田信濃守家來より掛合越候は、右大地震にて、北國往還舟波島村渡船場より、凡貳里半程川上、同人領分平林村地内、字虚空藏山、凡二十町程之處、山拔崩、屏川へ押出埋立、川中を切候に付、流水を止め、水溢、當時、川上平地へ水開居候へ共、溢溜切候は、自然と押埋候切場所、水力にて押崩可申、其節如何様之洪水可相成哉、氣遣敷、支配所千曲川縁村々、心得置候様、申越候儀も有之、右故、當時千曲川、平水より七八尺減水いたし居、川筋村村心配致、山添高場へ立退居、悲歎罷在候、切開候は、如何可有之哉、數日溢溜候を、一時に押流し候は、又候水災之異變出來可申と、殊外人氣不穩、心配仕候、地震之儀は、最早相止可申哉に奉存候、依之此段御届申上候、以上、

未四月四日

高木清左衛門

北國往還牟禮宿外三ヶ宿、大地震にて、繼立指支候趣、御届書、

覺

- 一 村高千三百六十七石九斗三升八合、
信州水内郡牟禮宿、
 - 一家數百八十九軒、
 - 一 潰家百八十九軒、皆潰、内十軒、燒失、
 - 一 死失男女八十八人、外死馬十五疋、死牛二疋、
 - 一 村高三百九十八石六斗五升貳合四勺、
同州同郡大古間宿、
 - 一家數百九軒、
 - 一 潰家百七軒、
 - 一 死失男女十六人、外死馬十三疋、
 - 一 村高千三百六十五石九斗、
同州同郡柏原宿、
 - 一家數貳百七十四軒、
 - 一 潰家百五十四軒、
 - 一 死失男女三十八人、外死馬十五疋、
 - 一 村高九百四十八石貳斗三升八合、同州同郡野尻宿、
 - 一家數三百三十三軒、
 - 一 潰家百四十三軒、
 - 一 死失男女十七人、外死馬十四疋、
- 右は、私御代官所、信州水内郡北國往還牟禮宿、外三ヶ宿之

乙

儀、當三月廿四日夜戌の中刻頃より、翌廿五日亥上刻迄、前代未聞之大地震にて、書面之通、家居皆潰に相成、牟禮宿之儀は、潰家に相成候後、及出火、燒失家出來、人、牛、馬、即死多、怪我人夥敷、宿内及亡所候に付、御朱印、御證文之外、人馬繼立出來不申候旨、届出候間、早速爲見聞、手代差出申候、委細之儀は、追て可申上候得共、先此段御届申上候、

未四月

高木清左衛門

御勘定所

〔信越地震記〕

當三月廿四日之大地震に而、屏川上手真田信濃守領分平林村内、字虚空藏山拔崩、屏川江押入、川中を埋立、流水を塞ぎ候に付、其節當月十三日迄、日數廿日之間、川々村々江水開張罷在候處、兼而心得方申置候、高木清左衛門支配所、信州高井郡立ヶ鼻村渡船場、同日五ツ時頃方注進申出候は、俄に千曲川筋出水之水相溢、暫時相嵩、右は屏川押埋候場所、切破候儀も可有之哉と存申立候付、不取敢清左衛門手代夫手配、川通り村々救手當爲相防差出候處、間合も無之、陣屋件近村迄、内水湛入、家居水下に相成、中野村之儀は、地高之場所に付、別條無御座候、追々人牛馬共逃參候儀に有之、且千曲川之儀は、同夜九ツ時迄に、凡貳丈八九尺迄に水丈罷

成、川筋左右總越、内郷村々も田畑は勿論、家居水冠りに相成、夜中之儀、水先眩と難見定、翌十四日明六ツ時頃迄に、凡三丈餘に暫居候間、水嵩重盛に有之、昨夜中、家居、諸道具、材木等、夥敷流、石木品、并藪屋根上に取付縦居候人、民共、流候は夥敷候付、死失、怪我人、多分に可有之候、前代未聞大洪水之由、然る處同日朝五ツ時頃、川表引口に相見江、内水も少々づゝ引落候様子に有之、此増減之程、如何可有之哉、水災之趣、最早村々總體に而は、多分之儀に可有御座、委細之儀は、追て可申上候得共、清左衛門儀、此節水内郡赤松村邊、災害之村々廻村中之處、川筋は勿論、往還共水下に相成、通路難相成、留守中之儀に付、先不取敢此段留守居之者方御届申上候、以上、

御代官

高木清左衛門手附元

未四月

小林甚右衛門

御勘定所

〔有所不爲齋雜錄〕

信濃國村々大地震之趣、先御届書、

當月廿四日、晝夜快晴、暖氣にて至極穩之日に御座候處、同

弘化四年

七

夜四ツ時頃、大地震にて、信州中之條私陣屋構煉塀、所々震倒し、其外陣屋元近邊村々、農家手羽之分は、下家廻り倒れ、殿敷震動いたし、暫相立候處、夫より少々宛間を置、不絶震動、陣屋より北之方に當り、雷鳴之如き響有之、夜明迄之内、凡八十度餘之地震、翌朝少々靜に相成候得共、今以震動相止不申、支配所水内郡村々之内には、潰家、怪我人、死人等も有之由に御座候得共、未訴出申、追々風聞之趣承り候處、同國川中島邊は、民家一村不殘、又は過半震倒れ、其上出火にて不殘燒失いたし候村々有之、一村三四十人位より凡三百人程も、即死、怪我人有之、善光寺町は、家並不殘震倒し、其上燒失之者、大造有之、都而往還筋は、此節善光寺供養に付、夥敷旅人泊合居、夫故死人も多分御座候由、山中邊は、手遠片寄候故、様子難相分候得共、犀川上手にて山崩有之、川中留切、流水更に無之、丹波島渡船場干揚り、步行渡いたし候由に御座候、越後國表之儀は、如何に御座候哉、様子相分不申、右者、風聞迄之儀にて、未曉と難相分候間、早速手代差出、支配所、其外見分吟味之上、外最寄村々損亡をも風聞相糺し、委細之儀は、追々可申上候、且御預陣屋、同國佐久郡村々之儀も前同時、大地震いたし候へども、善光寺邊とは里數も相隔、次第に相劣候哉、陣屋并支配所、其外最寄私領村々共、總

弘化四年

八

宛之破損家等有之趣に候得共、爲差儀も無之、怪我人、亡所等無御座候、先不取敢此段御届申上候、以上、○原本、且御預陣屋、今藤川寛雜記ニ據テ之ヲ補ヘリ、
未三月廿五日
川上金吾助印
御勘定所

(信越地震記)

信州地震之儀に付、再御届申上候、

追々御届申上候、信州地震之儀、去月廿四日夜地震後、引續夜凡百五十度程も震動いたし候所、同廿七日方晦日頃迄は、日々百度位も震動、就中、廿九日、晦日、兩日は強有之、其後追々相弛み、當月朔日方同六日迄之所に而は、日々三四十度位宛も震動に而、最早此上は格別之儀も有之間敷哉と奉存候、

一私支配所、信州村々之儀、埴科郡武ヶ村、潰家十貳軒、死人四人、更科郡一ヶ村に而、潰家五軒、死人一人、水内郡之内荒木村、外五ヶ村は、潰家五六軒程づゝ、死人兩三人宛有之、金箱村、外五ヶ村は、皆潰同様に而、死人は凡三三十人程宛有之、其餘同國村々、并高井郡村々之儀は、潰家一二軒程づゝ、死人は一兩人位宛も有之候、尤總體怪我人は夥敷、民家損傷分、數多有之候、其外御普請所破損、田畑損地

等も御座候、且小縣郡、佐久郡は、爲差儀無御座候、且又御預り陣屋之儀は、中ノ條陣屋方も震動強、尤兩陣屋共、構損じ倒れ候迄にて、外別條無御座候、
一最寄寺領善光寺町之儀は、別而強く、町中過半潰候上出火に而、凡九分通り燒失、死人は夥敷、諸國之者、多集り居り候儀に付、旅人之生死は、宿帳も燒失故、取調之儀不行届人數相分り兼候得共、土地之者、凡三千人程之死亡、旅人は凡二千人程死亡之由、風聞有之、尤本堂、山門は、別條無之、本坊は燒失不致半潰、燒失同様に而、且川中島一圓に、潰家、死人夥敷、總體五分通相潰、中にも松平伊賀守領分稻荷山村は、潰れ候上、不殘燒失いたし、旅人、并町之者共、凡五百人程死亡有之由、
一眞田信濃守松代領内之儀は、格別之儀は無之候得共、城下町三分通、潰家に相成、死人も有之由、水内郡山中と唱候場所は、一郷之内凡五分通、潰家有之、犀川水内橋下に而、水北之方、長井村之内、枝郷櫻井、山南之方、平林村之内、枝郷岩倉山方崩落、兩枝郷民家、不殘損亡、犀川留切、湖水之如く水溜り、川縁り村々、凡三里餘之村々、場所十五六ヶ村、水下に相成、流失死人は勿論、田畑損失所、夥敷有之由、風聞有之、右崩落候場所は、長八町程有之、南側高山

弘化四年

九

に而、追々水溜り候得ば、崩落候所方、瀧之様に相成流出候外、水之抜口無之候處、此節水面方高卅間餘も有之、川幅は六七町に茂相成居候得共、照り續故、格別には水溜り不申候、一晝夜に而、二三尺ならでは溜り不申候、然上は數日相湛申候間、先落水致間敷、川下村に而は、崩所恐怖いたし候得共、長八町餘之場所、崩落候勢に而強く打込、磐石之如くに而丈夫に候間、容易には押切申間敷、此上は、川下方水道細く堀割水抜致候外、手段有之間敷哉に付、右山中と唱候場所は、高三萬石餘に而、信濃守領分に御座候、
一松平丹波守城下松本邊、并堀長門守在所須坂町邊は、格別之儀無之、本多豊後守飯山城下は皆潰、其上燒失に而、死人数數多有之由、且又善光寺町方北國往還筋は、野尻邊迄は皆潰れ之由相聞、信州に而は、水内、更科兩郡、重に地震と相聞申候、
一越後國高田邊は、去月廿九日晝、強地震有之由、追々風聞仕候儀に御座候、
右支配所内外之様子、追々及承候趣、書面之通御座候、尤支配所内之儀は、兼而申上置候通、當時夫々取調中に而、未曉と難申上候得ども、追々村方方訴出候趣を以、申上候儀

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

に御座候、且最寄私領等之儀は、追々承傳候風聞を以申上候、

未四月(十一日) 川上金吾助 御勘定所

信州佐井川御普請御用として、被越候御普請役兩人より之御届書、

御普請役 高崎兵八 西村覺内

御届

昨廿四日夜四ツ時頃、大地震に而、松平飛彈守知行信州更科郡鹽崎村、高貳千九百石餘之村方に而、潰家千四百軒、怪我人多人數、即死人六十人程有之、私共旅宿之儀も震潰し、私共并小者兩人共、無難に立退、傳馬御證文之儀は持退候に付、別條無御座候、誠に古今稀成大地震に而、田畑共割、中には夥敷水を吹出し候場所も有之、鹽崎村御普請所之儀、堤石積等は荒増崩落、千山川之儀も、常水が貳三尺増水仕候得共、此上異變無御座候は、格別之出水も有之間敷奉存候、右者鹽崎村に不限、近郷都而潰家、怪我人等も多分有之體に而、大

地震之節、四方遠近、一圓之出火に而、中にも稻荷山宿、并善光寺町之方者、今朝迄煙相見へ申候、昨夜方只今迄晝夜何十度となく鳴震、中には壁も落等程に震動いたし、且信州佐井川之儀、川上に而山崩致し候趣に而、大地震後、々に至迄、少しも通水無之候に付、一兩日之内には、何方方敷一時に大出水可有とて、同川附は勿論、低場之者共、追々逃去候趣御座候、右異變に付、此段御届申上候、以上、

三月廿五日 高崎兵八印 西村覺内印 御勘定所

信州千山川通鹽崎村園役普請見分、并仕立御用中、大地震に付、及見分候趣、荒増申上候書付、

御普請役見習 西村覺内

一松平飛彈守^{〇四九}知行所、信州更科郡千山川通鹽崎村、園役普請見分、并仕立爲御用、同役高崎兵八一同、彼地に罷在候處、去月廿四日夜四ツ時頃より大地震にて、右鹽崎村高貳千九百石餘之村方に而、總家數六百軒餘有之候由之處、本家、并土藏、物置、離家、其外に而潰家拾ひ置候棟數にて、千四百五十軒之處、六七分通り潰家之趣、地頭役人、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

凡取調申候、怪我人之儀は多人數に而、即死六十人程候趣申候得共、私共彼地出立迄に、追々潰家之中より掘出候死人も有之候由、尤旅人之儀は、人數早速には相分り兼候趣に御座候、私共旅宿も震潰、漸助命仕候得共、荷物其外共、家之下に相成、翌朝夜明に至り、掘出し候儀に御座候、鹽崎村之儀は、出火少々、二三軒焼失のみに御座候、大地震之節は、四方遠近一時に出火致し、土煙一同に相成、夜中何十度となく、山鳴震ひ、人聲夥敷、岩崩れ候響強く、田畑往來共、幅二三尺より四五寸位迄、堅横に地割、水吹出し、又は泥土等も吹出し、世もめつし候哉と存候様に御座候、右地割之場所、二三尺位段遠に相成、泥砂を吹出し候場所は、匂ひ甚悪敷、硫黄之氣有之候哉、尤水吹出し候場所は、匂ひ無之候、

一去月十日より、善光寺開帳に付、諸國より參詣之旅人夥敷、泊りも有之、一軒之旅籠屋に千二百四十人位泊り候由、右様群集之折柄、大地震にて、善光寺町は荒方震潰、其上出火にて、死人何程か數限り無之由、如來堂へ籠候旅人、凡三千人餘、是は無難にて立退候得共、衣類、其外路錢等は、何れも焼失候由、遠國之者杯は、別て難澁に及候様子に御座候、如來堂、并に山門のみ相残り、其外市中一同、

燒失致し候由承申候、死人之儀は、中々以相分がたく、噂には善光寺町許にて、即死凡二三萬人も可有之由、同町人別之者も、廿五日朝殘居候者、漸二三百人ならでは無之趣、噂に御座候得共、是又逃去候者も可有之儀にて、凡人數は相分り兼候得共、何れも大變成儀に御座候、

一鹽崎村より西之方、隣宿上田領稻荷山宿之儀も、震ひ潰れ、其上出火にて、不殘致燒失、旅人其外即死人夥敷儀に御座候得共、是も人數相知れ不申候、噂には二三千人と申事に御座候、其外逃も燒失いたし候宿村々、死人多く有之候儀と被存候、

一信州犀川之儀、廿四日夜大地震之節より流れ留り、廿六日晝頃、私共、彼地出立之節迄、一切通水無之、是は丹波島宿より川上へ七八里行、美濃路橋逆刎橋有之候由、右前後之邊山崩出し、犀川を堰留候由にて、何時何方へ出水いたし候哉難計、同川附は勿論、低場之者共は、追々逃去申候、右に付往還へは、上田、松代等より役人出張いたし、善光寺之方へは、往來差留申候、噂には犀川水溢、信州松本邊、湖水之如くに相成、桔梗ヶ原と申處へ、水押ひらき、夫方諏訪之湖水へ入、天龍川へ流込候杯と申居、さうく噂候得共、多くは山崩候場所、十分水溢候は、押切れ、一時に大

出水に可相成と奉存候、何れにも屏川のために、又々流家亡所夥敷儀と奉存候、私共地震後廿六日晝頭、彼地出立、途中地割候場所、漸通行仕候、飛彈守殿用人も引續致出立候處、鹽崎村山手の方より、夥敷人聲にて、追々寄集り、用人を取巻、中には親に分れ候も有之、妻子に分れ候も有之、助け呉よ、夫食を與へ呉よと、泣わめき候に付、彼地詰合ひ地代官手代共呼寄、段々利解、手當方之次第等申聞、漸引取候儀に御座候、右之次第故、中々以急速御普請仕立難行届、差當り旅宿等も無之故、私共儀も、兩日兩夜野宿仕、漸彼地引拂候儀に御座候、尤地頭所より小屋掛其外手當いたし、人氣折合候上は、早速申越、尙又私共罷越、御普請仕立に取掛り候積りを以、中歸り仕候儀に御座候、

一此度之大地震、彼地にては十里四方と申居候得共、凡南北之方五六里程、暨十二三里を限り候様にて、其餘は格別之儀も有之間敷候哉と奉存候、私共鹽崎村を出立、千曲川を渡り、里數一里にて、松代領矢代宿へ罷越候處、潰家數も三十軒程も有之趣、即死人も十二三人と申事に而、鹽崎より地割も少々輕き様子に相見へ申候、夫より三里罷越、川上金吾助御代官所坂本宿邊は、潰れ家、死人等無御座候得共、壁、建具等は震損じ、晝夜何十度となく震動いたし、一

同野宿致居候、夫より三里、上田町へ罷越候處、又一段輕く、尤晝夜野宿致居候様子に御座候、夫より二里半にて小諸町、夫より三里にて中山道追分宿に至り候ては、山崩候程之事は無之、大地震後も只折々少々宛震候迄にて、夫より碓井峠を江戸の方へ越候得ば、廿四日夜、餘程之地震有之而已に而、其後は更に地震無之趣に御座候、

右者、御用中、大變之儀及見聞候趣、荒増書面之通に御座候、委細之儀は、追々其場所より取調申上候儀と奉存候、以上、

御普請役見習
西村覺内

四月三日

〔有所不爲齋雜錄〕

御尋に付、書付を以奉申上候、

一去月廿四日夜地震、信州善光寺邊大鳴動之様子、風聞御尋に付、荒増奉申上候、

一御普請役高崎兵八儀、御見習西村覺内様、三月廿八日夜、宿方御泊に付、御寢に罷出候處、大地震之次第御物語御座候は、信州善光寺之内鹽崎村御普請所御滞留中、廿四日夜四ツ時過と覺候頃、殊之外大鳴動いたし、更に地震とは御覺無之、路次へ御出懸被成候處、其内に最早家震潰し、庭

上に有之柳之木へ取付被爲在、夜御明し被成候處、善光寺又は稻荷山共、追々火災に相成、賊に眼を驚し候次第、益益大鳴動にて、夜明迄、大柳木元に被爲在候由、御物語に御座候、

一善光寺町、死失凡五六萬人程之由、

一御本堂相殘、右に相詰候參詣のもの、凡三千四百五人程、助命之由、

一山門、相残り申候、

一鹽崎村、家數凡千軒程も御座候由、不殘震潰れ申候由、火災兩三軒御座候得共、早速鎮火之由、死失凡六十人程、

一廿五日夜、右宿に御泊被成候處、犀川之儀、水内と申處にて山押出し、せき留、更に流水無之、此後積水候は、何様之變地出來難計御物語に御座候、御同人様御荷物、屋根をばき、御出し被成候由に御座候、

一越後飛脚九郎兵衛門と申もの、廿四日夜、矢代宿泊之處、同夜大地震鳴動いたし候に付、同人立退可申處、戸明き不申候に付、無據家に居候得共、度々轉飛、四ツ時過より夜明迄鳴動いたし、乍去善光寺、稻荷山邊よりは、鳴動薄く御座候由、

一矢代、戸倉、坂本邊は、大地地われ有之、一寸程宛口明き候

様子に御座候、矢代宿、十三軒程潰候由、

一上田は、軒端落候様子、

一稻荷山、不殘潰れ、凡十軒許残り候哉、其外不殘火災燒失、死失人凡千人程、廿四日夜より廿六日八ツ時過迄燒、漸鎮火之由、

一善光寺、御堂残り、仁王門、其外寺方不殘、山門残り、震潰し、火災所々に初り、寺貳ヶ寺残り、燒失、死失、凡二千人程、

一松代表、十四五軒程潰れ、其餘御城下、七分通痛み候由、

一丹波島、犀川之儀、川上水内と申處、こくうさう山崩れ押出し、四十丈餘之土手と相成、犀川の流れを留、廿五日明方より千方に相成、右渡し場より六里程奥、みのち橋、夫より一里程奥にて、積水に相成、一日に五寸宛も相増候様子、山中凡三里四方も有之候哉、村々、浮島に相成、不殘山上へ引越候様子、人數も多分死失之様子、山中凡四十ヶ村も有之候哉、右様日々積水候得共、何地へ變地候哉無覺東、善光寺近在八十ヶ村程、稻荷山、八幡、上田、長瀬、又は池田、大町、松本、平、百二十ヶ村程、善光寺、丹波島近在之もの、西者無覺東、東山に住居、丹波島には、人一人も居不申由、善光寺上關川より下丹波島迄、凡八里程之間、家居

弘化四年

不殘潰れ、火災にて一圓に野原と相成候由、大亂往還繼(右故カ)
合通路等、一切無御座候、

安中本陣
須藤内藏助

私在所信州松代、一昨廿四日亥刻頃より大地震にて、城内住居向、櫓、并圍塙等、夥敷破損、家中屋敷、城下町、領分村々、其外支配所、潰家數多、死失人夥敷、殊に村方には出火も有之、其上山中筋山崩れ、犀川江押埋、水湛、追々致充満、勿論流水は一切無之、北國往還丹波島宿渡船場、干上りに相成、此上、右溢水、押出し方に寄、如何様之變地も難計奉存候、且今以折々相震申候、委細之儀は、追々可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

三月廿六日

眞田信濃守

私在所信州松代、去月廿七日亥刻頃より大地震之儀、先達て先御届申上置候通御座候處、其後今以相止兼、晝夜何ヶ度と申儀無之、折々相震、同廿九日朝、晦日夕、兩日共、三度強震有之、手邊之村方は相分兼候得共、城下町には、尙又潰家等も有之、近邊之山上より、巖石夥敷崩落申候、且兼て申上置候、犀川上手にて堰留候場所之儀は、更科郡之内、安庭村、山

三日夕七ツ時過、右山之方大に鳴動いたし、引續瀾鳴之音高く相聞候處、一時に激水、右川筋へ押出し、忽左右之土堤押切、或は乗越、防方も届兼候旨、川方役人共より追々致注進候處、間も無之、川中島數十ヶ村、一圓に水押、千曲川へ流込、逆流いたし、既に居城際迄、水多押し、暮時頃より夜九時頃迄に、千曲川平水より二丈許り相増、川中島村は勿論、高井郡、水内郡之内、川添村々、水中に相成、潮筋相立候様相見候處、數ヶ所有之、作物泥冠りは勿論、押流候ヶ所夥敷有之候得共、難見極、夜半過に及候て、漸水丈も相定候様子に候處、及曉次第に引水に相成申候、兼て村方之者共江、水防手當中附置候得共、俄に押出、未曾有迅速之大水、存外之儀にて、流家は勿論、溺死も數多可有之哉、其上多分之損地も出來可申と、心痛罷在候、委細之儀は、追而取調之上可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

四月十四日

弘化四年四月、眞田信濃守様御直書、殿中にて小普請支配岡村丹後守様御寫取被成候由、
但し眞田様は、此節御在邑中、

別紙之趣、信濃守様より申越候、御咄申上候様申來候に

弘化四年

一四

平林村、兩村之邊に、岩倉山と申高山、半面宛兩端崩れ、一ヶ所は三十町程、一ヶ所は五十町程之間、川中へ押入、其邊押埋候村方も有之、然る處多分岩石之儀に付、逆も水勢にては押切兼候様子、依之次第に湛、平水より凡七八丈にも可及、就夫數ヶ村水中に相成、其邊湖水之體に御座候、勿論種々手當申付候得共、大山、殊に岩石押入候儀に付、人力には何分届兼申候、且又川中島平地之者共は、右湛候水、何方へ一時に押出可申哉難計と恐怖仕、山手へ立退罷在候、丹波島宿等も、同様之儀にて、人馬繼立等も出來兼申候、猶精々手當申付置候得共、先此段御届申上候、委細之儀は、追て可申上候、以上、

四月朔日

眞田信濃守

右之通、御用番様へ御届仕候間、此段申上候、以上、

四月三日

眞田信濃守内
津田 轉

弘化四年四月十八日、御用番戸田山城守様へ差出候、私在所信州松代、先達て御届申上置候通、大地震にて、更科郡山平林村之内、岩倉山崩れ、犀川へ押埋、二ヶ所堰留、追々數十丈水湛留候處、一兩日前より水滿候得共、下之方堰留候場所へ水乘、未二丈餘も有之候處、俄に押破候と相見、昨十

付此段申上候、

三月晦日

去廿四日夜四時前、大黒天之書大抵出來、未筆持居候處、大地震ゆり出し、例之餘り構ひ不申候間、其儘筆を持居候處、強く相成、内櫓、外障子共、一同に倒れ候間、其儘縁側へ出候處、女共、九十郎、其外近習之者迄も、變事故、錠口より參り、奥之通りより表庭へ出、疊敷て其上へ居候内、家老初、三奉行杯も參り、其處にて逢候處、寺内多宮も出候處、悍多門臥り居候上へ、住居候處潰、梁之下に相成、瓦をはね、漸々出候處、少々怪我いたし候、恩田頼母母も、はり下より引出し候由、其外家中一同、先づ無難、町方邊大方潰れ、死人廿人、怪我人は數不知、其後もゆり返申候、乍然初之程には無之候得共、何分にも内へ入兼、皆庭にて今朝迄暮申候、領分之事、未通路留り候處多く、知兼候、小松原村、矢代宿杯、潰れ家多、善光寺大門町邊、石堂と申所へ出火、是もゆり潰れ候より出火、其外所々出火、今朝に至り候ても、未消不申、只今八ツ時前に候得共、未燒居申候、本堂、山門は残り、其外諸堂、社、大勸進も皆燒失、開帳にて旅人殊之外多く居候處、大方死候と之様子、犀川、何方にて山崩候哉、水參不申、足のくろふじ位にて涉候由、只今にも水出可申と、一統に恐、其邊之者は、山

一五

へ登り候由、常之地震と違、時々山々音いたし、大鐵炮を發し候様之音致し候、夫より地震いたし申候、若や淺間之燒にては無之哉と存候、未知不申候、今日も又庭へ出居申候、稻荷山も皆燒候、仕合此方は出火無之、先少々安心致し候、其地如何と御案事申候、江戸迄之地震共不被存候、此方何れも無難、城中、格別之破損も無之候間、御安心可被下候、上田邊は如何不知、飯山も出火之由、風説申候、何事も未曾有之大地震、初て逢申候、今日は夢之様にて居申候、乍去不快にも無之、必御案事被下間敷候、其地之事御案事申上候○下

三月廿五日

猶々、此上地震も追々遠相成候事と存候、京都之地震之事杯承り居候間、七日位も懸り可申と、一同用心致候、末々迄も無難に有之、殊に快晴に付、先仕合、雨天にては、一統難澁之事(候カ)、如斯認候内、又大地震一ゆり致候、けしからぬ事と存候、以上、

(轉變記)一名信濃國大地震
記、大發房吉所藏

四月、眞田信濃守様御家來乘より承之、

三月廿五日より同廿八日迄訴、

一死人千九百七十一人、

一潰家三千九百七十一軒、

一半潰家九百七十一軒、
一怪我人六百八十一人、
一斃馬五十六疋、

四月三日訴、但廿八日迄都合

一死人二千七百廿六人、

一斃馬百七十三疋、

一潰家五千三百七十七軒、

一半潰家二千九百九十軒、

右之通に候と被申聞候、

(有所不爲齋難錄)

弘化四年、松代大地震大略開書、但津田氏御咄之由

一三月廿四日夜亥刻頃より大地震に付、君侯直に馬場へ御立退、其後度々相震、殊に同廿九日には、始之大地震に續ての大地震にて、中々御歸館難相成、四月朔日に、今以同所に被爲入、諸役所等も、矢張馬場之内に小屋掛いたし有之候由、

但平生御住居は、御城三ノ丸にて、右馬場は其裏之方に有之候由、是は四月朔日、二度目之御便迄之事に付、如斯、

一御城中破損有之候得共、格別之儀も無之、御住居向も御立關霧除環落、其外損所有之候得共、是又格別之儀も無之、御家中潰家、破損家も有之、死人、怪我人も有之、得共、先少き方にて、其外御領中村方に至ては、一村九に土中へゆり込候も有之、丸潰、半潰、破損所等夥敷、十萬石之内、御領中八分許は潰候哉に存候程にて、村方無難之處は、只三十ヶ村許にて、死人、怪我人も是又數多、先不取敢口上にて大敷を届出候分、朔日迄之處、二千人、牛馬五百疋に及候、其外敷多可有之、未中々御取調にも難相成趣、廿九日之地震にも、又々潰殘り候家、餘程震潰候由、朔日に二度目之御届、御差出之由、

一第一可恐は、御城下に有之候、松本之方より流來候犀川と中大谷川、平生水勢強、兩方より山にて巖石相峙、洪水之節は、土俵、蛇籠等にて難支、中々人力には防可及處にあらず、夫が爲に、右川筋に二萬石許の荒地も有之、手に餘り候川に候處、川筋に岩倉山と申岩山有之、右之山、地震にて半分崩れ、川に缺落、岩石樹木共に其儘押出し、全體、川筋々様に相成候處、彼山左右へ開落、川筋二ヶ所押埋り、一ヶ所は三十町許、一ヶ所は五十町許にて、流水少も不通、日々充満いたし、始は一日に八寸程宛増水いたし、次第に相増、只今にては山間に押湛、一大湖之如く、目の届かぬ位の廣さに相成、朔日迄にて凡十丈許に相成り、埋り候山岸へは、未七丈許も有之、左右は勿論岩山にて、更に水之漏溢候處無之、其内山々少し低き所より溢出し候て、御城下に押來り、民家も押流し、御家中一同水附、御城下も危難に相成べく、左候は、甚難澁に及可申、若又愈何方へも不相漏、逆流致候は、松本方へ押戻り、同所邊一圓水冠に可相成、松本様にては、此節御心配之旨、又一ツには、右七丈許之押埋り候岸へ滿上り、岩石より瀧に成落出候は、先元之川筋方へ流行様に可相成、左候は、先無難に可相濟哉、未何とも不相分、御心配之事に候由、乍然御本丸は地高之場所にて、御別條も有之間敷、尤近邊に山も有之候、御立退場所は、隨分有之候由に御座候、一右山崩之節、麓之四ヶ村、一時に押埋、其外右川邊の村々、始震潰、又出火にて燒け、又は水にせまり、此節は右湖水中に相成、人民は家を捨、山へ上り、其外も追々火災を避、山へ登り居候者、多有之由、

一右水防も、御手當被成方も無之候得共、先成丈溢水之節之水路を開候御手當杯有之候得共、人夫も寄不申、御家老杯、騎馬にて馳廻り、御家中の子弟を集め出張にて、小山

を切り開いたし、種々御手當有之、尤最初より、御家中、火事具着川之由、

一 火災は、御城下には無之、村々許に候よし、

一 田の間、麥畑之儘突出し候て、小山に相成、又は原地、俄に高低出来、段途に相成候處之變地有之由、

一 全體拾萬石、皆御城付一纏に相成、善光寺邊も半分は御領地に有之、其外寺領之所々御支配にて、御領知同様に御座候山、此邊別て甚敷、殊に開帳にて、諸國より參詣旅人夥敷、一軒之旅籠屋にて、三百人も壓死致し候も有之由、

一 食物も不行届故、御上より種々御世話、焚出し等被下、且御城下に商賣いたし候もの、更に無之、上田、又越後邊より、飛脚にて取寄、甚不自由に候由、

一 御家中之人々、宅裏又は近邊之空地に、小屋がけいたし居候間、雨天杯には、殊之外難澁、今以外に居候事故、筆硯等も無之、御當地勤番之方へ、家内より之安否も、不申越候程之次第に御座候、

一 御近領にて、飯山は別て甚敷、御城は半潰、火事にて、御家中、町家共燒失候、是は猶更諸色一切無之、大難澁、且又犀川(千曲)と筑摩川との兩流、御城下へ流入、用水に相用候處、犀川右之通にて、流水絶切、筑摩川許に相成、此川小川故、大

弘化四年

一八

に渴し、飯山一同、右之濁水にて飯を炊、飲水も夫を相用、誠に難澁至極之由、

未三月廿九日附之書狀、四月朔日松代御在所差出、同日着便書狀之内、端書に申來る、

猶々、最早御承知も御座候、地震、誠に以大變成儀に御座候、御城下潰家多分、中町、鍛冶町、下之方多分潰れ、死人多、御家中にては、居宅并土藏等も無疵と申所は無御座候、何れも損じ多、潰家も御座候由、御殿向も大損、御廣間は、御玄關之北東之所へ假小屋相立候、御用部屋は、櫻馬場に晝夜共相立申候、

殿様には、未御庭に被成御座候、犀川山抜ケ、未切不申候、右川中島は勿論、西尼寺坏も立拔申候、

昨日迄之村方訴、死人千五百七十一人、怪我人六百八十一人、斃馬五十六疋、潰家三千九百七十軒、半潰家も同様、此上猶訴も有之儀に付、誠に以前代未聞之事に御座候、廿四日之夜、地震に付付火、善光寺は廿六日迄燒申候、死人多、此節開帳に付、藤や何某と申候本陣にては、旅人四百人餘も泊り居、五十人許も助り申候位之由、其外認取がたく、申上殘し候、以上、眞田家之文通

信州善光寺より、江戸青山善光寺へ交通之寫、

急以飛脚致啓達候、廿四日夜四ツ時、大地震にて、宿内出火いたし、一時に連火いたし、御靈屋向、御殿、御寶藏、總て震潰し、何にても無殘燒失仕候、乍去御本堂、山内、經藏は相残り申候、御寺領不殘潰れ、町家旅人共、死人數難計、御家來之内、蓮心寺順道、須田昌作、并孫兩人、西川夫婦、市彌即死、私共方にて、子供并家來死去仕候、私儀は漸々命助り候而已にて、立之儘に御座候、御殿向震潰し申候、火廻り候間、御什物御寶藏は不申及、諸書物、諸帳面類、持出し候間も無之、悉燒失仕候、乍去御靈屋御安置御尊牌は、辛じて持出し、無恙御守護申上候に付、御安心可被下候、今以鎮火不仕、一同愁傷許に御座候、未死亡人數等、其外騷動之儀、儘成事相分り不申、委細は飛脚より御聞取可被下候、

三月廿七日

蟻川義太夫

(異本に)

蟻川儀太夫

山形又兵衛

島 領 助殿

吉田兵左衛門殿

私在所信州飯山、去月廿四日亥刻頃より大地震にて、城内住居向、櫓門、并圍塀等、夥敷破損、家中屋敷、城下町、領分村

村、潰家數多、死失見集録、死人見集録、死、怪我人等夥敷、右に付、出火も有之、所々燒失仕、今以折々相震申候趣、在所役人共より申越候、委細之儀は、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

四月二日

本多無後守

私在所信州飯山、去月廿四日亥刻頃より大地震にて、先達て御届申上置候通に御座候處、其後も相止兼、晝夜度々相震候趣に御座候、手邊之村方は、未相分兼候得共、城内、并家中、城下町破損所、左之通に御座候、

一本丸、

一 渡櫓一ヶ所潰、

一 冠木門一ヶ所潰、

一 石垣崩貳ヶ所、

一 圍塀不殘倒、

一 土藏一棟潰、

一 同一棟半潰、

一 二重櫓一ヶ所損、

一 物置一ヶ所潰、

弘化四年

一九

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

- 一二ノ丸、
- 一門一ヶ所半潰、
- 一園塀不殘倒、
- 一住居向半潰、
- 一土藏三棟潰、
- 一腰掛一ヶ所潰、
- 一帯曲輪、
- 一武器藏一棟潰、
- 一同一棟半潰、
- 一番所一ヶ所同斷、
- 一園塀^{西之方}倒、
- 一物置一ヶ所損、
- 二三ノ丸、
- 一門一ヶ所潰、
- 一櫓一ヶ所潰、
- 一土藏一棟同斷、
- 一園塀不殘倒、
- 一西曲輪、
- 一門一ヶ所左右損、
- 一住居向半潰、

- 一土藏一棟同斷、
- 一稽古所一ヶ所損、
- 一園塀倒、
- 一小屋一ヶ所潰、
- 一井戸上屋半潰、
- 一大手、
- 一門一ヶ所潰、
- 但二階門、
- 一同所左右園塀倒、
- 一番所一ヶ所損、
- 一切道石垣崩、
- 一土藏二棟半潰、
- 一物置藏二ヶ所潰、
- 一園塀西之方倒、
- 一中門一ヶ所潰、
- 但二階門、
- 一同所西之方園塀不殘倒、
- 一板園塀同斷、
- 一裏門一ヶ所損、
- 但二階門、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

- 一番所一ヶ所半潰、
- 一物置一ヶ所同斷、
- 一多門^{一ヶ所}一棟潰、
- 一同所園塀倒、
- 一門一ヶ所潰、
- 一番所一ヶ所半潰、
- 一外廻り、
- 一稻荷本社、拜殿共潰、
- 一建家四ヶ所潰、
- 一番所一ヶ所潰、
- 一家中侍居室、
- 一四十四軒潰、
- 一六軒燒失、
- 一六軒半潰、
- 一四軒損、
- 一同門、
- 一十七ヶ所潰、
- 一二ヶ所燒失、
- 一三ヶ所半潰、
- 一八ヶ所損、

- 一同土藏、
- 一三棟燒失、
- 一二棟潰、
- 一五棟半潰、
- 一同侍并小役之者長屋、
- 一十八棟潰、
- 一十二棟燒失、
- 一三棟半潰、
- 一番所、
- 一三ヶ所潰、
- 一一ヶ所燒失、
- 一一ヶ所半潰、
- 一一ヶ所損、
- 一春屋一ヶ所潰、
- 一用會所一ヶ所同斷、
- 一土藏一棟潰、
- 一同一棟類燒、
- 但園糶五百石、不殘燒失仕候、
- 一門一ヶ所半潰、

- 一長屋一棟潰、
- 一物置二ヶ所潰、
- 一厩一ヶ所半潰、
- 内
- 一門一ヶ所半潰、
- 一馬場一棟同斷、
- 一獻上藏一棟半潰、
- 一作事小屋壹ヶ所同斷、
- 一仲間部屋二棟燒失、
- 一船藏一棟半潰、
- 一侍分、并家内小使之者下々迄、
- 即死八十六人、
- 内
- 男四十八、
- 女四十六人、
- 一城下町之内、
- 一御高札場一ヶ所燒失、
- 但御高札は、外し置申候、
- 一番所一ヶ所同斷、
- 一同一ヶ所潰、

- 一土藏一棟燒失、
- 但園籾千石、不殘燒失仕候、
- 一竈五百四十七軒燒失、
- 一同三百十二軒潰、
- 内
- 七軒、山崩にて泥冠、
- 一土藏百七十一棟燒失、
- 一同五十棟潰、
- 一土藏上屋許二棟燒失、
- 一宰屋敷、(棟數以下、原本ニ缺ケタリ)
- 内
- 一棟同斷、
- 但宰舍怪我人無御座候、
- 一寺院、
- 一本堂六ヶ所、燒失、潰共、
- 一同六ヶ所半潰、
- 一門三ヶ所同斷、
- 一庫裡十ヶ所同斷、
- 一同七ヶ所、潰共、半潰、
- 一諸堂十七ヶ所、潰共、

右之外、物置燒失潰所等、數多御座候得共、未取調出來兼申候、

一城下町人即死三百三人、

内

男百三十八人、

女百六十五人、

外に

非人男一人、

穢多、一人、

二、人、

一馬八匹死失、

右之通御座候、猶領分之儀は、取調之上、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

四月十三日 本多豊後守

(信越地震記)

私領分信州水内郡、當月十三日亥刻過、千曲川俄に出水仕、翌十四日卯六ツ時頃、定水に一丈三尺相増、川添村々、田畑水押入、盡頃方追々落引に相成申候、尤城内并家中江者、水入不申候得共、人馬怪我、田畑損毛、村方破損等之儀者、相知不申候、委細之儀者、追々可申上候得共、大地震後、猶又右様之出水故、不取敢先此段御届申上候、以上、

四月廿日 本多豊後守

飯山御家中宮本惣次郎と申仁より、平野氏へ到來書狀之寫、

廿四日夜五時過大地震乍恐二ノ九御殿始として、西御館、御門々、御櫓、御堀不殘、御家中御長屋不殘、其外町家不殘、一軒も無難之家は無之、士分之内、男女死去五十五六人、夫より以下は數不知、同長屋之内、死人無之分にて、平松條助殿、大納戸關治太夫殿、水野藤右衛門殿家内位之事に御座候、私方にて、母少々怪我いたし候得共、命にはさわり不申、今日頃は腰の少々立候様子に相成、安心仕候、燒失、御目付小西要人殿、亡、是は同人夫婦孫共三人死、梅木久左衛門殿、同孫二人燒死、田中○以下、脱御側月削孫九郎殿、死亡燒失、本多助之進殿、燒失、家來死、矢野傳次郎殿、亡燒、御側本多勘左衛門殿、燒、家内小供二人死、弓町長屋不殘燒、北町長屋不殘燒家、并死人は御座候得共略す、飯山中町、家不殘燒失、地震故土藏迄一つも助り不申燒、寺々御堂、適々無難に御座候得共、半潰に御座候、此節善光寺開帳にて、諸國より參詣御座候處、同所不殘燒、御堂、山門殘る、死人は何千人か知れ不申、同所藤屋と申宿屋一軒にて、五百人餘も死、外宿屋、皆右に進ず、在家は十軒之内六七軒は潰れ、高田表より昨日飛脚

弘化四年

參り、同所は潰家程之事は無之趣申聞、曲屋は澤山有之趣、先飯山よりは、少々輕御座候由、御實家は御案事被成間敷候、當所は大地割、砂水を吹出し申候、今日にて七日に相成候得共、未だ晝夜地震ゆり通しに御座候て、安心相成不申候、未何れも野宿に罷在候、天地開けて前代未聞之事に御座候、扱扱かゝる時節に生れ合せ候は、能々罪深き地獄之有様に御座候、私宅杯は、仕合焼失無之故、道具類は不殘掘出し申候、御案事被下間敷候、差當り困り候物は、水并油、蠟燭に御座候、一度に潰れ、直様火事故、町中之者、何一つ出不申人々多御座候、井戸々々は、不殘砂吹出し埋り候故、呑水に困り、大迷惑仕候、何事も是にて御察可被下候、以上、

四月朔日

本多豊後守様御在所飯山御家中内死人、

- 田中勇吉、祖母死、
- 佐久間伴右衛門、忤死、五歳、
- 佐久間伴右衛門、娘死、廿歳、
- 大久保八郎、男子死、
- 平松條助、死、
- 水野藤右衛門、妻死、
- 關 治太夫、死、

二四

- 鈴木無手藏、妻死、
- 本多勘右衛門、妻死、
- 本多勘右衛門、忤死、
- 角田勇藏、妹死、
- 藤田伯祐、三男死、
- 鍋島榮助、母死、
- 佐々木鐵之進、忤死、
- 小田馬右衛門、次男死、
- 小田馬右衛門、妻、娘死、
- 伴 右衛門、死、
- 弓削孫九郎、燒死、
- 小西要人、死、
- 小西要人、妻、孫死、
- 梅原久右衛門、死、
- 梅原久右衛門、孫死、
- 田中源左衛門、母、妻、厄介死、
- 堀 金太夫、母死、
- 中島儀兵衛、娘死、
- 本多 務、男子三人死、

〔有所不爲齋雜錄〕

弘化四丁未四月二日、御用番戸田山城守様御登城前へ差出す書付之寫、

私領分信濃國高井郡之内、一昨廿四日亥刻頃より地震強、陣屋、并家來居宅、長屋向、破損數箇所、村々百姓家潰れ、其外田畑地割、數箇所砂泥吹出し、耕地江不殘押入、今以折々地震仕候、於領分人馬怪我等無御座候、尤善光寺江參詣、又

文二郎、外二人、

- 伊奈五郎左衛門、母死、
- 伊奈五郎左衛門、次男死、
- 本多丑藏、母死、
- 本多丑藏、娘死、
- 淺山孫九郎、祖母死、
- 中條衛士、妻死、
- 今井舍人、母死、
- 伊奈三郎、忤死、
- 吉田平左衛門、娘死、
- 荒木七左衛門、妻、忤死、
- 人數四十五人、

は出稼等に罷越候者共之内、死失人も有之哉に相聞候得共、未取調不行届候、委細之儀は、猶追々可申上候得共、此段御届申上候、以上、

三月廿六日

堀 長門守

〔信越地震記〕

先達而先御届申上候、私領分信濃國高井郡之内、去月廿四日夜、大地震御座候處、其節近領更科郡山平林村之内、岩倉山拔崩候由、犀川押埋、堰留候水、追々數十丈湛、右何方江可押出哉、心配罷在候内、昨十三日夕七ツ時頃、俄に押破候哉、右山の方鳴動仕候様子に而、無程一時に水押出、防方茂届兼候様子に付、出稼家來之者より、追々及注進候處、間も無之、犀川、千曲川落合邊之村々、并に田畑迄一圓に水押冠申候村、綿内村と申所は勿論、谷川附近邊之村々之者共は不及申、猶又家來共助成人、是等茂多人數差出、精々用意申付候得共、夜中別而水勢強、防兼、流家、溺死等可有之、其上田畑泥冠、且亡所損地等も多分出來可申哉、心配仕候、尤今朝に至り、追々減水之趣に御座候得共、此之所如何可有之哉、難計奉存候、未水中之儀に御座候間、委細之儀は、追而取調可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

四月十四日

堀 長門守

乙 震災豫防會報告第十四號

(有所不為齋雜錄)
伊賀守領分信濃國、去月廿四日夜刻頃より地震にて、更科郡之内稻荷山村は、人家震潰、右潰家より出火仕、一村荒増焼失仕、人馬繼立出來兼、其外小縣郡之内共、潰家并損所、人馬死亡等も有之、同廿六日に至り候ても、折々相震申候旨、在所役人共より申越候、委細之儀は、追而可申上候得共、右稻荷山村は、宿場之儀に御座候間、伊賀守在坂中に付、此段先御届申上候、以上、

未四月朔日

松平伊賀守家來
大島邦之助

私在所信州松本、去廿四日夜四時頃より地震強、翌廿五日は爲差儀も無之、間遠に相成候得共、今以相止不申、且城内無別條、侍屋敷、其外所々在町破損等御座候趣、遠在之儀は、未暇と相分兼候得共、先此段御届申上候、委細之儀は、追々可申上候、以上、

三月廿七日

松平丹波守

御代官小笠原信助より四月朔日届、
私御代官所、當分御預り所、越後國頸城郡村々、去月廿四日

夜四ツ時頃より地震強く、度々震返し等有之、川浦村陣屋本陣長屋向、柱くけけ、壁損所夥敷、同村并に最寄村々、多分潰家等出來、即死人、怪我等も有之由、遠方村々は、未届出候得共、同様之趣相聞候間、委細之儀は、尙追々可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

未四月朔日

小笠原信助

御勘定所

(信越地震記)

越後國大地震に而、支配所村々、田畑民家大破、死失、怪我人有之、救方手當之儀に付、御届書、

越後國之儀、去月廿四日夜四ツ時頃大地震、西か起り、東に震渡、場所寄不同有之、私支配所頸城郡村々、潰、破損家、死失、怪我人多、山崩、田畑土砂入、用水、溜井、堤、破損いたし、危急之儀に而、一同山野に逃出居候得共、引續晝夜數度之地震、寢食も難成、悲歎いたし罷在候處、又候廿九日晝九ツ時頃大地震、北か南江震渡、所々平地倒、泥砂吹出し、家作其外押潰、全潰家に不相分度、梁、鴨居、壁坏崩落、柱者折れ、修覆難成體、猶晝夜不相止、村々不殘菰張野宿いたし罷在候、其上惡黨共、其虛に乗じ、押込いたし、實に大變之有様、乍然當月二日頃、漸震止、追々急難之始末等訴出候間、手附

乙 震災豫防會報告第十四號

手代共差出、取締方、且見分取調中に御座候、然る處蒲原郡(千カ)水原村市島徳次郎、細山清七、佐藤左衛門、幸川徳太郎、和泉屋忠藏、下條村市島治郎七、佐藤伴左衛門、地震災難之次第及承、同支配之故を以、不取敢急難救方手當いたし度段申立、七人總代として、佐藤佐右衛門、外登人、金子持參、遠路晝夜を不眠、早急に場所立越、小屋掛料、并死失、怪我人江、手當金遣方取計中に御座候、未人數金高も不相定候間、追而取調可申上候様可仕候、右之通急難之儀は、前書七人之者共、差出金を以、夫々爲相違可申上候得共、村々用水、悉損所出來、水絶、呑水にも差支候場所も有之、其上山崩、地割、泥砂押出し、田畑損所、多分出來、苗代之儀も、數日水干揚り、或は割損候場所は、吹出し候泥砂冠り候間、何れも不用立趣に相聞候間、相續方御救筋之儀も、尙追々相同候様可仕候得共、先差掛り之始末、御届申上候、以上、

未四月(十一日)

小笠原信助

御勘定所

越後國再度大地震之儀、御届書、
越後國之儀、去月廿四日夜四ツ時頃、大地震に而、私支配所、同頸城郡村々、潰、破損家等多分出來、即死、怪我人有之、其段當月朔日、先御届申上置候處、其後晝夜數度之地震に有

之、同廿九日晝九ツ時頃、尙又地震強く、私出張同郡川浦陣家之儀は、尙又大破に相成、村々も追々潰家大破之始末届出、且去年御物成、當未御廻米、今斷湊江川下げ、藏詰いたし置候處、藏所震潰、御廻米散亂いたし候段、届出候に付、早速爲取締、手代差出、潰家、其外爲見分、是又手代共差出置申候、委細之儀は、追々取調可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

未四月(七日)

小笠原信助

御勘定所

越後國頸城郡村々、地震に付、災害之始末、并奇特合救方仕候段、申上候書付、

御代官

當分御預り所

高三萬七千貳百五拾七石七斗七升四合、

家數八千八百六十五軒、

内四千五百九十六軒、

一家數千五百六十九軒、

内貳百九十三軒、

内貳百四十八軒、

一潰郷藏、貳ヶ所、

一高札場破損、三ヶ所、

但高札無難、

越後國頸城郡、

百三十六ヶ村、

皆潰家、

半潰、

木品悉大破損家、

一破損藏、拾七ヶ所、

弘化四年

一 潰破損寺院、 四十五ヶ寺、

一 半潰大破百姓持藏、 四十三ヶ所、

外土藏、物置、納屋等家破損之分、數ヶ所有之候、

一 怪我人七十五人、内

米岡村、今保新田、角川吉新田、野村、
井ノ口村、鶴野村、今保村、本郷村、
沖柳村、鶴折村、神田村、高谷村、
平山村、大荒戸村、可山田村、

是は居宅潰候節、梁、桁、鴨居等落、頭之上、肩、脊、手、
頭、其外所々疵受候得共、療治差加へ、農業渡世、差障可
相成體に無之分、

一同貳人、内男一人、

今保村、
大荒戸村、

是は梁、鴨居に而、手首を強打、當時療養罷在候得共、迎
も農業出來間敷體之分、

一 死失拾六人、内男九人、
女七人、
川浦村、野村、井野口村、今保村、
本郷村、沖柳村、三村新田、可山田村、
米岡村、

川浦村百姓武右衛門伴清吉、

是は家作被、臥居候上は、
腰等落被押、即死にて在候、

井ノ口村常右衛門後家もみ、

是は腰所柱にて、脊中を押し、療治差
加へ候得共、不行届、相果候旨申立候、

野村百姓榮三郎、

是は連子入口墮下にて
相成、即死にて在候、

今保村百姓七郎左衛門、

是は腰所落、
を被押、即死候、

今保村百姓次郎兵衛、

是は腰所柱にて、脊
中を折、即死罷在候、

井ノ口村常右衛門後家もみ娘すを、

是は腰間之柱にて、左の肩を被押、療治
差加へ候得共、不行届、相果候旨申立、

今保村百姓善吉女房かつ、

是は腰間之柱にて、肩を
被押、即死にて在候、

今保村百姓惣兵衛娘しで、

是は腰間之梁にて、頭
を被押、即死にて在候、

本郷村百姓源助娘はの、

是は家居潰、右腰を被
柱折突立、即死にて在候、

沖柳村百姓角兵衛母つよ、

是は腰間之柱にて、入口鴨居落、頭上へ腰を
強く打、療治不行届、翌廿五日相果候旨申立候、

三村新田百姓平右衛門、

是は腰所柱にて、脊
中を被押、即死在候、

三村新田百姓五右衛門、

是は腰所柱にて、頭
を被押、死在候、

三村新田百姓五右衛門母はる、

是は腰所柱にて、脊
中を折、即死在候、

所山田村百姓與兵衛親子貳人、

是は四才に相成候娘を抱、連子にて、軒下にて相成、
脊中を被押、娘は手を押、兩人共、即死罷在候、

米岡村百姓佐五兵衛娘みへ、

是は家作、梁落、首を
被押、即死罷在候、

(外カ)馬三疋、
但馬三疋、 怪我、

一 山崩、田畑泥水押入損地、

八拾八ヶ村、

是は、毎村不同は有之候得共、一村に取、多分之損地に
も不相見候而、出情手入、引方不相願様可致旨、申渡置
候分、

御普請所、

一 用水、溜井、堤、破損所拾三ヶ所、 七ヶ村、

三ヶ所

山本村、

是は、堤押抜、樋類及大破、當田方用水引入方、差支候旨
申立、御普請願出候に付、見分之上、仕越御普請申付候
分、尤困窮村方に而、自力難及、急破御普請被仰付候積、

外自普請溜居、壹ヶ所破損、
拾ヶ所、
村岡村、
今保村、
可山田村、
岡田村、
盛板村、
米松村、

是は、堤脱落候處、時節柄之儀に付、何れも用水不溜置
候而は、田方仕付に差支候儀に付、見分之上、夫々村
詰申付置候得共、困窮村々之儀に付、手丈夫に難出來、

弘化四年

其儘差置候、以來用水差支候に付、當秋御普請被仰付積
り之分、

右之外、堤、樋類、及破損候分、數ヶ所有之候間、可相成
丈、村治之積り申渡、當田方用水差支不相成様、精々手
入致居候得共、一旦堤押切、水不足に相成候儀に付、水
筋浚方、其外取計罷在候、

一 田反別壹町五反九畝步餘、

貳ヶ村、

九反壹畝步餘、

山本村、

内 是は、字新安溜井貳ヶ所、同國道溜井壹
ヶ所、田方石砂入、損地相成候分、

六反八畝步、

猿保村、

是は、山崩出來、潰地相成候
間、精々手入申越置候分、

一 田刈壹町貳畝七步、

猿保村、

是は、山澤も水出之場所に有之候、出水留り、耕作難出來
田畑分、願出候間、用水引入方、當時取計罷在候、

右之外、山崩所數ヶ所出來、泥水押出し候分有之候處、夫々
手入方申渡、田畑共損地引方は、不相願候得共、仕付方手後
に可相成旨申立候間、猶精々可致旨申渡、取計罷在候、

一 田畑反別貳町壹反步程、

熊澤村、

内 田反別壹町四反步程、
田反別七反步程、

是は、山崩は谷合は下り、崩廢之耕地、山腰數百間割れ、地所めり下り、
堤の方、却て高く相成、めり下り候場所、溜水溢、地高に相成候場所、
水路總、別用水引取方無之候得共、畑成等にいたし候處無之、其外地所
縦横に地筋も、割、或は崩廢等相成、右之通に候間、成丈作に付出來候

二九

二八

弘化四年

機、手入いたし、實に手入方無之分道々可申立旨、申渡置之分、

一田反別九反歩程、

法宣寺村、

是は、地所筋別、水保方等無之旨申立候に付、成丈手入いたし、實に手入不行候候は、畑作等仕付可申立旨、申渡置分、

一田反別六反歩程、

生川村、

是は、三月六日之大雷雨、等代にて、山崩、根地相成候處、同廿四日之大地震にて、右場所、其餘田地共、一體地割に相成、當時、反別見口罷在候間、是又追て手入方、申渡置候分、

右は、去月、當月、先御届け申上置候、私御代官所、當分御預り所、越後國頸城郡村々之儀、去月廿四日夜四ツ時頃、同廿九日晝九ツ時頃、兩度之大地震にて、潰家、破損家、多分出來、即死并怪我人等有之候處、道橋損所、山崩、地割、泥水押出、田畑押埋、又は川中江山崩込、水堰留、田畑江押上げ、用水、溜井、堤押拔、苗代震立、泥冠りに相成、難用立旨、追々訴出候間、早速手附手代差出し、見分吟味爲仕、猶又私儀も、陣屋は直様、且村々上夫々取調候處、書面之通、潰家、大破損等出來、即死男女、怪我人、馬等有之、其餘家別及破損、怪我人之儀は次第有之、當時、専ら療養方精々申渡、且田畑押埋、地割、小潰等之場所、并苗代之儀は、精々手入可致旨申渡、全苗不用立分は、早速再時付爲致、田方植付差支不相成様、嚴敷申渡罷在候處、去る□□日御届申上置候通、私支配所、同國蒲原郡千原村、頸城郡顯聖寺村、外八ヶ村奇特之者共儀、難

澁者小屋掛料、死失、怪我人江、手當遣度旨申立、□□に差出候分、金子五百八拾兩之内、金三百三拾九兩貳分、夫々江相渡申候、尤不容易災害に付、右之急難當座之手當に而、此上家作等之救筋之儀、追々願出候間、猶取調、可相成丈御入用等不申上、取揃金子貳百四拾五兩貳分を以、渡方取計、其段追而御届可申上候得共、急難取扱候分、別紙を以、譯書相添、此段御届申上候、以上、
未四月
小笠原信助

〔藤川寛雜記〕

高田表御預り所村々より、書出候御届書、武藤氏へ之來狀、

覺、

- 一潰家壹軒、
- 一潰家拾壹軒、
- 一潰家拾貳軒、
- 一土藏不殘大破、
- 一山崩所々、
- 一口留番所皆潰、
- 馬場村、

弘化四年

一潰家六十三軒、

一死人、凡貳百四人、

一怪我人、數十人、

一田畑損毛、夥敷、

一山崩所々、長澤川堰留、凡半里程、湖水同様湛水に相成、

長澤村、

一潰家貳軒、

一鄉藏壹ヶ所潰、御米糧、無御別帳、

稻塚新田、

一潰家三軒、

一半潰十七軒、

一苗代田土冠り、

關根村、

一潰家五軒、

一怪我人三人程、其外所々破損所有之、

上野田村、

一鄉藏所々損、

一半潰家貳軒、

不動新田、

一潰家七軒、

一山崩にて苗代田土冠り、

菰立村、

〔併之〕

一半潰家貳軒、

一半潰家拾三四軒、

一山崩所々有之、

機成村、

一半潰七拾軒程、

一怪我人有之、未不相知、

高野村、

一大半潰家七軒、

一半潰家三軒、

一溜所之崩、

一苗代田土冠、

池松村、

一潰家拾軒、

長嶺村、

一潰家拾五軒、

號六十四第告報會在調防豫災震

乙

弘化四年

一人馬怪我、死人等、追て可申上、
大鹿村、

一潰家、山崩多分、追て取調可申上、
一人馬怪我、死去、右同斷、
大鹿新田、
來關村、
上路村、

一潰家貳軒、
猪橋村、

一潰家貳軒、
半潰四軒、
福田新田、

一潰家貳軒、
一酒土藏ニヶ所半潰、
今會根村、

一破損所、追て可申上積り、
新保村、

一潰家拾軒、
半潰拾軒程、其外所々泥吹出す、

田井村、

一潰家七軒、
半潰四軒、
一同寺壹ヶ所、
一鄉藏所々潰、
馬屋村、

一潰家八軒、
半潰壹軒、
鹽會根村、

一潰家三軒、山崩所々、
戸野村、

一山崩にて、泥二三丈程冠り、家數十五六軒、右に付、死人五
六十人程、
一御藏所、土冠りにて、相見不申候、
一御普請橋、所々破損、
大谷村、

一潰家一軒、
一土藏一ヶ所、
一納屋一ヶ所、

三三

號六十四第告報會在調防豫災震

乙

弘化四年

一上口用水下土手石垣、凡百三十間程崩、
福王寺村、

一川除御普請所貳ヶ所、
一百姓家貳軒潰、跡不殘半潰、苗代田不殘土冠、
大貝村、

一百姓家、不殘半潰、
一土藏類、何れも大破、
一損地、多分出來、
辰尾新田、

一苗代田土冠り、
卷淵村、

一人馬怪我等無之、
大下村、

一納屋小屋半潰、
小村、

一鄉藏所々押倒候得共、御米糶共無難、
一入馬怪我等無之、
保屋村、
下之屋敷村、

上之屋敷村、

一潰家貳軒、
一跡不殘半潰、苗代田不殘土下に相成、
川上村、

一御田地、凡三百間程損崩、
筒方村、

一用水路悉く突崩、兩村差支之旨、人馬怪我等無之、
大野新田、

一潰家五軒、
半潰貳軒、其外山崩壹ヶ所、
一川缺け壹ヶ所、
一橋々不殘落る、
兼候新田、

一百姓家一軒燒失、
一同七八軒潰家、追て取調可申上候、
桶海村、

一潰家五軒、
一潰家三軒、何れも人馬怪我等無之、
上平九村、

三三

震災豫防調査報告第六十四號

乙

弘化四年

- 一 潰家壹軒、
一 苗代田泥冠り、
下平九村、
- 一 潰家四軒、
一 橋大損、
本新保村、
- 一 御普請所壹ヶ所、
一 山崩所々、
下濁川村、
- 一 潰家三軒、
一 御普請所大破、
一 山崩所々、
一 田畑所々破損、
一 郷藏大破、右之外、追て可申上候、
長澤原村、
- 一 潰家七軒、
一 半潰五軒、
一 山崩所々、
小局村、

- 一 橋大破、
一家半潰貳軒、
一 山崩所々、内、加水路、大破所々、
一人馬怪我無之、追て可申上候、
横山村、
- 一 土藏貳ヶ所皆潰、
一同四ヶ所半潰、
一 潰家五軒、
一 半潰十七軒、
新保古新田、
- 一 潰家三軒、
一 郷藏所壹ヶ所大破、御米無別條、
上中島村、
- 一 半潰家、村中不殘、
中島新田、
- 一 潰家壹軒、
一 跡家數、不殘半潰、
一人馬怪我十五六人程、追て取調可申上候、
下米澤村、

三四

震災豫防調査報告第六十四號

乙

弘化四年

- 一 山崩貳ヶ所、
一 潰家壹軒、跡不殘半潰、
上濁川村、
- 一 潰家三軒、
一 半潰貳拾九軒、
野尻村、
- 一 潰家四軒、
上稻村、
- 一 半潰家五軒、
下稻村、
- 一 半潰家壹軒、
小稻村、
- 一 潰家三軒、跡不殘半潰、
一 高札一ヶ所、
一 田數ヶ所大割、
一 苗代田、同斷、
一 道橋數ヶ所破損、
一 山崩、右同斷、
上國川村、

- 一 山崩二ヶ所、
一 潰家貳軒、
右之外、人馬怪我無之、
和屋村、
- 一 皆潰貳軒、
一 半潰貳拾軒、
高尾村、
- 一 御普請、并自普請所共大破、其外道橋等、多分破損、
一 貳拾貳軒程、大破損、
西條村、
- 一 土藏、小屋等大破、
一 苗代田土冠り、
一 御普請所熊受橋、川中へたれ落、
一 田畑貳尺、三尺に割々に相成、地底より青ねば吹出申候、
一 道橋大破、
熊塚村、
- 一 潰家貳軒、
一 土藏、小屋等、不殘大破、
一 苗代田土冠り、

三五

乙

弘化四年

<ul style="list-style-type: none"> 一 掛樋、道橋、破損、 一 御普請所野網掛樋大破、 一 田畑土貳尺、三尺宛割、青ねば吹出申候、 <p>上留川村、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 潰家四軒、 一 半潰家貳拾軒程、 一 字大備切れと中山、地割崩掛り候、今以崩れ止不申候、右山掛出候得者、居村半數は、山下に可相成と奉存候、 <p>山寺村、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 潰家三軒、跡不殘半潰、 一 土藏不殘大破、 一 苗代田不殘七分、 <p>熊川村、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 潰家壹軒、 一 土藏大破、 一 苗代田、右同斷、 <p>熊川新田、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 潰家無之、 一 土藏不殘大破、
<ul style="list-style-type: none"> 一 田畑山崩、 一 苗代田、右同斷、 <p>山越村、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 皆潰一軒、 一 土藏不殘大破、 一 苗代田、右同斷、 <p>米増村、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 潰家四軒、 一 大半潰貳軒、 一 跡不殘半潰、 一 苗代田、右同斷、 <p>吉増村、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 御普請所不殘崩、 一 百姓家不殘半潰、 一 百姓家不殘半潰、 一 潰家三軒、 一 山崩川缺、 <p>小澤村、 猿供卷馬村、 (養寺カ)</p>	

乙

弘化四年

<ul style="list-style-type: none"> 一 用水路大破、 一 潰家貳軒、 一 土藏一ヶ所、半潰大破、 一 山崩田畑、多分有之、 一 潰家壹軒、其外破損多、 一 苗代田ゆり立泥冠、 一 中江用水野網、福田兩掛樋大破、 一 潰家壹軒、 一 半潰貳軒、 一 潰家貳軒、 一 半潰三軒、 一 百姓家半潰、 一 土藏不殘大破、 <p>東會根村、 關田村、 上雲馬村、 中江組、 三田新田、 三田村、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 苗代田不殘土下、 一 潰家壹軒、 一 跡不殘半潰、 一 馬壹疋死す、 一 苗代田、過半土冠、 一 山崩所々、 一 道橋大破、 一 半潰三軒、 一 御田地、多分亡所、 <p>森田村、 高森村、 森村、</p>
<p>○七拾六ヶ村、外壹ヶ所中江組、 右、今廿六日迄届出候、以上、 未三月廿六日、 (有所不為齋雜録)</p> <p>私在所越後國高田、去月廿四日亥刻頃より大地震にて、城内住居向、門、櫓、<small>○見集録、櫓</small>、圍塙破損、家中屋敷、城下町、領分村々、潰家、破損夥敷、人馬怪我有之、<small>○潰家以下、見集録、潰家、北死、怪我人等夥敷、作ル</small></p>	

陳道往還筋、所々缺崩等御座候旨、在所^{○同書、在所役より申越}候、委細之儀は、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

四月四日

御原式部大輔

私在所越後國高田、去月廿四日亥刻頃より、大地震之儀は、去四日、御届申上候通御座候處、其後相止兼、晝夜共折々相震、同廿九日午刻頃、強震有之、猶又所々大破、米藏、寺社、町在共、潰家、破損相増候旨、在所より申越候、委細之儀は、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

四月七日

御原式部大輔

御原式部大輔御預り所役人より届、

御原式部大輔御預り所、越後國頸城郡村々、當三月廿四日夜四ツ時頃より地震にて、潰家、死人、怪我人等不少、并用水掛樋等、大破いたし、山崩に而田畑損地夥敷、苗代土冠と相成候旨、届出申候、右之内、信州へ寄候村々甚敷、長澤村は凡潰家六十軒餘、死人二百人餘、怪我人數十人、大谷村は山崩にて泥水二三丈程も冠り、潰家十五六軒、死人五六十人程、郷藏一ヶ所、土冠にて不相見旨、届出申候、委細之儀は、見分吟味之上、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

御原式部大輔御預所役人

未四月朔日

武藤門吾

御勘定所

御原式部大輔御預所、越後國頸城郡村々、去月廿四日夜大地震にて、潰家、死人等有之候段、訴出候に付、其段先御届申上置候處、其後も日々震止不申候に付、役所外面に賃の假小屋にて御用辨罷在候處、又々去月廿九日晝頃、大地震いたし、村々潰家、死人等有之、并に苗代田土冠に相成候段訴出、并御廻米川下いたし、郷藏濱町藏へ入置候處、皆潰、御米亂儀に相成候旨、訴出候に付、早速役人差遣し申候、廿四日より廿九日迄、一滴も雨降不申候處、晦日明方より雨強く降、其後は折々大風吹候上、鄉村へ冰雨等降候由、相聞申候、委細之儀は、追て可申上候得共、猶又右之段、先御届申上候、以上、

御原式部大輔御預所役人

未四月七日

武藤門吾

御勘定所

(藤川寛雜記)

稻荷山麓塚碑、

弘化丁未地震、稻荷山驛横死人叢塚碑、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

乙

弘化丁未三月廿四日夜、信州地大震、水内、更級二郡尤甚、高井、埴科二郡次之、安曇、筑摩二郡又次之、六郡中大小庵舎、壞墮無算、其甚則有回祿助虐、闔鄉盡燼者、如我稻荷山驛、乃其一也、初岩倉山之崩也、藥庫川者二處、既而水大決、沿川村落、擱幸不其壞者、爲之漂没又甚衆、其災之輕重、各處不同、而生靈之壓死焚溺、橫罹其災者、通六郡計之、蓋若干萬人矣、嗚呼亦慘哉、雖然其土之人、則其父子兄弟之幸而脫者、率皆求遺骸於泥砂燼燼之際、積宇壞壁之下、得收而葬焉、猶可言也、若夫千里羈旅、離家遠遯、客死他土、暴露無主者、豈不亦尤可憫乎、我上田封内被災者五處、曰稻荷山、曰中氷鉤、曰岡田、曰戸部、曰今里、皆屬更級郡、而稻荷山則經麻績、行善光寺街者、所必歸之驛道、適值善光寺如來啓籠之期、而香火之徒、腐至雲集、填塞逆旅、故死者比他四邑最衆、而羈旅居其七八、於是乎官命役夫、荷係夫客死無主之屍者、就驛西温泉崎墓地之側、爲大坎以瘞之、其爲死、大抵殘毀不完、不能詳記其數也、嗚呼甲骨乙骸、哀爲一坎、實可傷也、然而葬也者藏也、藏也者欲人之弗得見也、而古昔先王有掩骼埋胔之典、其所以處之者、顧亦不過如此、則死者固當感恩於地下也、况建石以表之、使夫亡者之父兄子弟、欲招魂於茲土者、得識其所、則生者之意、庶幾亦可以少安矣、然則此舉也、亦可謂仁政之一事矣哉、

弘化四年

弘化四年歲次丁未秋七月、本藩儒臣加藤勤奉命撰、

(有所不爲齋雜錄)

急刻付を以申上候、當廿四日夜、前代未聞之大地震有之、引續て鳴動日夜に不相止、然る處矢代宿より善光寺迄、一圓震潰し、其上宿在とも火災に相成、丹波島驛、犀川上水内と申處にて山押出し流を留、川瀬一圓に、廿五日明方より干方に相成、川上積水におよび、誠以大變之始末難申盡、其上亡失之人多、往來は不及申、一向御繼立難相成候間、急刻付を以御達申上候、追て往來相開候節は、又々可申上候、早々以上、

上戸倉宿

問屋

三月廿七日辰上朔

五郎兵衛

坂本宿より

板橋宿迄

宿々問屋中

御年寄中

地震變之事、

信州善光寺開帳に付、諸國より參詣之人、夥敷群集、誠賑賑敷事に御座候、然る處當三月廿四日夜亥上刻頃より大地震にて、人家を動倒し、其上諸方方出火初り、急火之事故、旅

三九

人等は仰天、途方を失、逃狂ひ押打れ、或は焼爛、男女泣聲哀に聞へ候、乍去御本堂、護摩堂、大觀音(通カ)は無難にて、其外は一圓燒失、漸廿六日朝五時火鎮り、勿論燒死人は夥敷、夫より松代侯御城内にては櫓を震潰し、石垣等も所々損候由、江戸表へも御注進御座候、且稻荷山町、右に付不殘燒失いたし候、犀川添之山、川中へ崩込、大川を留切、干水に相成候に付、丹波川渡舟に不及、歩行にて通路相成、右崩所より押切候は、流濁之儀難計、猶其上何方へ切込候哉、疋と相知不中、殊之外溜水に付、村々人家を立去り、山野に迷ひ、野宿に罷在候由、

右者、京屋彌兵衛持上州高崎出店より、申來候文通之寫

信州大地震出火、

當月廿四日夜亥上刻頃より地震相始り、信州上田町方、表通潰家無之、乍併家はるがみ出來、夫より岩鼻と申所、岩石往來へ轉落、脇道へ廻り候風宿、十五軒潰れ、中之條三軒潰、別所温泉留り、湯無之、柳宿、戸倉宿、潰家多分有之、矢代三十軒潰、右地さけ、は、壹尺、深さ餘程、泥砂吹出し候、(森野)井、追分も、丹波島不殘家潰、稻荷山不殘燒失任、死人凡三萬五百人餘、丹波島四百人死人有之、松代新屋町、馬喰町、木屋町通、家半分潰、其外死人百四十人、所々近村家潰、死人數不

候、是邊は皆火を打消、野宿仕候、柳の横引は、山より石崩れ、下道を漸く通申候、上田宿岩鼻と申處、岩崩申候、荒増右之通にて、人馬繼立相成不申、廿八日、輕井澤に止宿仕候處、少々地震度々有之、上州地は、常體に御座候、

右四月朔日、加州飛脚言上、

山形又兵衛

島 領 助殿

吉田兵左衛門殿

追て、右之段即日にも可申上書之儀、何分にも大變にて萬事行届兼、手後れに相成候、此段御高免可被下候、追て取調可申上候、以上、

三月廿四日之夜五ツ七分時大地震、拙子も假寢仕居候處、不覺庭へ飛出し、餘りの震動故、最初は地震とも不存、銘々あきれ候のみに御座候、追々震ひも小さく相成候處、天色蒼蒼、星繁然として、外に何も替る氣色も無之候、追々五里、三里程も隔り、處々出火有之、一見中、八九ヶ所も出火相見申候、天明迄に數々震動、廿五日朝、漸震も遠く相成申候、追々承り候處、安曇郡、更級郡、埴科郡、水内郡、高井郡は、大方大震動、就中、水内郡、更級郡、安曇之、三郡、大震動之事に候、善光寺は本堂、山門、鐘樓之類、いがみ候而已にて潰れも不仕、

知候由、丹波島川水一向無之、右川上山中にて、山兩方より押出し、川水せき留、俄に湖水出來、山中廿七八ヶ村、不殘水入、死人數不知、松代御領分、凡三萬石之場所、一面水に相成、水落口無之候、右川筋から川に相成候間、何時出水も難計、夫々御手當、山林へ逃げ、上田より中野邊、善光寺一圓、松代邊、居宅に住居不相成、不殘山林田畑に野宿いたし、善光寺山鳴地震、廿七日迄致居候由、

右者、島屋佐右衛門持上州出店より、以飛脚申來候文通之寫、

去月廿四日、泊りに止宿仕候處、戌之中刻、大地震有之、名立有馬川之間、四海波村と申所、田一枚、往來へ押出し、所々橋、石垣等崩し、大田切、小田切は大地響きわれ大損じ、右に付、關山宿より人馬繼立不申、野尻宿、板原宿、古間宿、人家不殘潰れ、人馬大損、牟禮宿同斷、内二十軒許出火、其外村々之内に、吉村人家相潰れ、山之上に堤三ヶ所許り有之、田崩れ押出し、右之村、土下に相成申候、荒町宿より三輪宿迄、人家不殘相潰れ申候、善光寺大地震、人家相潰、其上出火、人馬損じ夥敷、犀川之上山押出し、依之丹波島、川水少も無之、且又小市廻りにて相通候處、稻荷山宿、不殘人家燒失、千曲川八幡にて相渡候、下戸倉宿に止宿仕候、西之方山々度々鳴申

其餘は堂、塔、房、舎、不殘潰れ、其上燒失、開帳中故、宿屋旅人も數多泊り居候處、大方燒死、又は半死半生にて逃出し、市中住居之者、三分一は潰死、燒死致し、凡死人四五千も有之、近村は火事無之候得共、動搖に膽をつぶし、誰一人火を防ぎ候者も無之、廿六日之朝に漸燒盡し、黒煙も絶候事、其外飯山御城下も不殘潰れ、且出火にて、人も餘程燒死候由、拙子回線之者も、五人燒死仕候、稻荷山宿は同斷燒死人多く候由、善光寺大門通死骸者、不殘黒燒に相成、誰彼と申見分候も無之、追々處々より骨を拾ひに參り候者も、何人の骨と不分ものを持參り候由、手負人、疵人、往來に充満し、燒死之人と一併にて、誠にもあてられぬ事に御座候、飯山御領内、處々山ぬけ有之、村落とも土に埋み、人も家も不相見所も御座候由、田方用水、遠方より引候堰も、不殘崩れ、仕付方之心當も無之、生残りたる人も、纔に小屋を作り、生たるを幸といたし候許りに御座候、右御領内は、田方専ら處に候故、百姓家精附馬、家々畜置候處、人も命ばかり逃出し候事故、馬杯之世話處に無之、芋川と申村方杯は、一村にて馬八十足死失候、此節、狼狽夜を不分馬を喰ひ、又は主なき死人を喰ひ、群集いたし居候、扱又丹波島川上犀川、右之地震にて山崩有之、廿町程之處、堤に相成、水一滴も不下、廿四日夜

より今四月十一日迄、大河をせき留、水上へ拾里程も逆水を
し上し、松代御領内、凡壹萬五千石餘、水中に相成、拾八ヶ村
許水冠り、其水死人夥敷候由、右湛候堤際へ、右之人家小屋
杯流れ寄、如山如林、追々敷を添候、堤に相成候處、大岩小石
共、土と交じり堅まり候由にて、容易に水突出し不申趣に候
得共、此上如何可參や、丹波島渡より壹里川上水わきにて、
松代様より大土手を築き、御防ぎの手當最中に御座候、右湛
へ候堤をこし、水流れ出候は、天下無雙之大瀧にも可相
成、若一時に押し出候は、信濃半國は湖水に相成可申、此
上如何變遷も難計、一同恐怖いたし居候、併拙宅、并栗原近
邊は、一切大破損も無之、酒藏之酒も覆し不申、此段御安心
可被下候、尤拙宅拾町程北之村には、潰家廿九軒も御座候、
先拙方杯は天の助と喜居候、賊に前代未聞之大變、中々筆紙
難盡、先近所見聞之荒増のみ申上候、越後高田邊も、餘程之
事と承候得共、委曲は相分り不申候、以上、

四月十一日夜

高津久右衛門

横山湖山先生

床下

右十一日認之書、同十八日に相達、

高津氏は、信州小布施之人、須坂より登里
程下之よし、

一私儀、當勢州太々御神樂御用附添登り被仰付、尤於勢州青
森町年寄佐藤準助組合之上、諸事御用相勤候様と被仰付、
私儀者、下人友吉と申者壹人召連、準助儀は、儀三郎と申
者壹人召連、上下四人、去月五日、御國元出立仕罷登り候
處、秋田着にて、青森町善兵衛、同町伊作、浪岡組中野村卯
之助、右三人之者共、京都本山へ罷登り候に付、道運に相
成、都合七人、秋田、庄内、越後、信州木曾通り、罷登り候に
付、去る廿四日、信州善光寺驛御本陣藤屋平五郎方へ止宿
仕候、然處、則夜四ツ時頃、山津波大地震之儀可有御座候
哉、逃出候間もなく、家潰相成、壹人も助命之儀は、迎も無
覺束觀念仕、難澁何共可申上様無御座候處、屋根方少々透
合相見得候に付、漸々押破、素肌にて拔出、準助并同行之
者共、仕候處、私家來右三人、衣類着被之儘にて、卯之助
と申者は、素肌にて破り上り候に付、私儀は伊作より襦袢
壹枚借受、卯之助儀は儀三郎より襦袢壹枚借受候得共、準
助并善兵衛と申者、相見へ不申、詮議仕候處、屋根下にて
聲音相聞得候に付、直様屋根押破り、右兩人共漸に穿出し
引上候得共、是又素肌にて引上、衣類引上可申と取懸り候
處、風呂敷包にて、私(拾カ)一重、半てん壹枚、綿入同壹枚、三尺
壹筋、股引壹足、家來友吉脇差壹腰、取上げ、彼是仕候内、

四方より出火に相成、隣家より燃移り、危急に相成候に
付、迎も荷物、并衣類、大小廻り、取上候儀は難相成、準助
儀は家來儀三郎、并善兵衛、伊助、四人連にて、真先に往來
へ驅付、私儀も引續、家來友吉、并卯之助、三人連にて往來
へ驅付候得共、準助儀は左之方へ參り候哉、私共儀は右之
方へ參り、本山境内にて夜明け仕、晝過より、準助色々詮
議仕候得共、行合不申、何れに落着仕候哉、行衛相知れ不
申候得共、善兵衛、儀三郎、伊作、三人にて、持金三四十兩位
可有御座と奉存候、猶又準助儀は、京、大坂表に知合之商
人共も有之、渡内爲替金も御座候旨、兼而咄合も御座候に
付、善類、大小廻り迄、如何手配仕候哉、何方にても夜明け
候處にて木曾通り罷登り候、大坂表へ罷登り候哉、若哉追
追御當地へ罷下り候哉、何れ助命仕候儀は、疑無御座候様
奉存候、尤私荷物之儀は、三日市太夫次郎方へ、郡奉行中
并町奉行中は御用筈に、御神樂領之内金三拾兩、(拾カ)手分之
分、往返路用口銀拾五兩、所々より注文金八兩貳分、都合
五拾三兩餘入置候に付、全皆無燒失と申儀にも無御座候
奉存候、殊に御申譯も無御座恐入候に付、晝過に相成候
處、宿平五郎方鎮火にも相成候に付、一通り詮議仕候得
共、中々相分不申、尤同驛之儀は、日本一之大驛にて、本家

三千軒餘も可有御座哉、初變大地震にて、驛中一拍子に家
潰に付、四方八方より出火と相成、尙又善光寺如來開帳に
付、諸國男女群集にて、私共宿御本陣へ、旅人四百人位止
宿之内、私共七人、越後柴田之者壹人、其外男女八九人位、
助命に相成、宿平五郎家内、三拾人位も可有御座内、奉公
人貳人、拾四五歳に相成候小供壹人、助命に相成、餘は不
殘燒死に相成申候、
一旅籠屋之内、壹番にて藤屋平左衛門、旅人六百八人位之内、
三拾人位ならで助命之者無御座由、其外數十軒、二三百人
位、大小に寄五拾人位より、止宿之者不少、猶又宿坊敷拾
軒にて、壹軒へ貳三百人位止宿之由、既に旅人許も八九千
人之内、拾ヶ一も助命に相成可申哉、其外驛内之者共、半
分通りも助命可仕候哉、何れ貳萬人位、燒死、潰死に相成
可申旨相聞申候、猶又燒失之儀は、宮様、并御本坊、仁王門
迄不殘、驛中不殘、燒殘候儀は、御堂、并山門許御座候地
の割目、三尺位より、所により五六寸位御座候、其外在方
所々出火相見へ申候、賊に前代未聞之大變之任合に付、野
宿仕候儀は兎も角、食料に差支、丹波島に罷越候、是又六
分通り潰家に相成、晝夜之差別無御座地震に御座候得共、
何れも外住居に御座候、殊に同所渡場(原)さい川水上澤へ山

弘化四年

崩れに相成、流水無御座候處より、萬一破れ候儀も難計候旨にて、公儀御番所にて、往來差留被仰付候て、無據夫より一里餘下へ引去り、豆崎と申處より川越仕候て、關崎と申處、又川越之上、松代御領へ罷越、夫より松代御城下へ罷越候處、同所にて、御城并兩町端貳百軒位相殘不申其外市中不殘家潰れに相成、出火は無御座候付、潰死男女四百人位御座候哉、同所町端に懸合、漸々止宿仕候得共、外住居に御座候、翌廿六日に、同所より地藏峠通り、夫より中仙道罷越、板橋宿に相廻り罷下り、昨晩本所相生町伊勢屋四郎兵衛方相尋、同人世話を以、同町福田屋長左衛門方へ落着仕候、尤前書申上候通り燒失に付、持合路金も無御座候得共、道運に相成中野村卯之助、路金相尋候處、八兩餘所持之儀申出候付、御當地着に相成候へば、返濟可申、尙又廿五日より、同人旅籠、并逗留中は、私持内に約定之上、三人罷下り申候、尤信州之内、何れの宿にても止宿之上、飛脚を以可申上候得共、左候ては此上御取扱に相成候儀も奉恐入候に付、罷下り申候、格別之御沙汰を以、此上永々逗留不仕候様、何れ共早速御沙汰被仰付度、此段奉願候、以上、

作事吟味役格

僧俗男女凡百五六拾人程、無難にて逃退罷在、漸夜明け候内、參詣人并土地之者、過半死亡、纔一命助り候者、多分は怪我いたし、騒動不成大方、翌廿五日晝、追分の方へ立去り、丹波島へ参り候處、渡船場上之方、山々崩落、丹波川塞候由、渡船場平地同様に、歩行渡に相成、夫より同月晦日、江戸表へ立歸申候、

一善光寺町拾八町程之内、旅籠屋有之場所八町は、不殘崩倒、其餘破損、又は奇難之場所も有之候得共、所々より出火にて、不殘燒失仕候、

一本堂并山門、別當住居許、無難に有之候、

一松代、大手押潰れ、上田、城下其外所々地口明き、泥沙を吹立、多分之破損、尤此邊は出火無之、凡七里四方之間、大地震にて、廿四日夜より廿五日夜迄にて、漸相止申候、右之通御座候、以上、

弘化四丁未年三月晦日認、信州小諸慈雲房より、牧野遠江守様御家中加藤六郎兵衛へ到着之書狀、(○封紙)

幸便故呈寸楮候、時下不同氣候御座候處、愈御揃御堅勝之由、奉違賀候、然者拙事、久々遠足罷在候處、去る廿四日午後、善光寺發足、松代恩田頼母方へ立寄候半と存、七ツ時前、松代へ到着、直様恩田へ人を遣し、様子相尋候處、明廿五日、

弘化四年

四四

郡所物書

乳井彌吉

四月朔日
此準助なる者は、松代之方へ逃行、出役を相頼、燒たる金子百五拾兩餘を掘出し、江戸へ來れり、石居追記
町奉行所へ、町方より書上之寫、

牛込板町家主藤助伴

藤次郎

一右者儀、同所榎町米吉伴平藏を供に召連、信州善光寺へ參詣致し、先月廿四日、同所旅籠屋錦屋仁左衛門方に止宿致し候處、開帳に付、殊之外群集にて、相宿之者凡三百五六拾人程有之、藤次郎儀は、表二階十疊之座敷へ相客共拾八人、一所に打臥り候處、同夜四ツ時頃と覺、俄に身體動候儀も不相成様にて目覺候處、相客之者共苦み呼び候聲致し候内、家押潰れ候と覺候間、打毀し、屋根へ這出、平藏を頻りに呼候得共、答無之、追々七八人程、右場所へ這出候内、出火いたし、地震も相止不申危候間、右之者共一同、善光寺境内へ出候處、仁王門倒れ、同所より本堂迄四町程之間、幅三間餘之敷石、并石燈籠數拾本震崩、地上掘返し候様相成、兩側五拾七軒坊、不殘倒れ、所々より致出火、本堂今にも倒可申體にて、一人も居合不申、同所後ろ之方に、

御滞留に候得ば、拜顔仕度旨、彼方より用人を使者に遣候節は、はや夜四ツ時前に御座候、其者歸り候て、按摩を招、治療爲致候處、如雷響一聲、急にみしりと致候哉否、忽天井落、柱折、近邊及拙宿し候家ども、ぐはりぐはりと震倒候間、始の内は何やらんと存候處、ますく震出候間、稀代之大地震と心付候ばかり御座候、幸に拙僧が居候座敷上段と、次の間と二間、ともに倒れ不申、上下五人共、少の疵をも不受、一物をも不損失候間、荷物襦籠等、不殘取出し、拙も庭の方へ立退候、其跡にて、右之座敷も相倒申候、いまだ神佛の見はなしたまはぬにやと、そよろにありがたく、涙ばかり落候、扱漸々にして按摩其外のものども一兩輩、下僕に申付、外の方へ出しやり候て、又やぎの下女應れ居候を壹人救ひ出し、外に一人有之候得共、頭をくだかれ死し候、則庭上より四方の有様を見候處、松代城中は申に不及、立て有之候家は、纔數ふる許に御座候、それもやくにはたち不申候、壓れ候許、生て居候分は、あごより掘出し、追々相助り候間、全の死人は、二三十人許に御座候、夫より善光寺のかたを見わたし候處、一圓に火焔に相成居候間、無心元、召連候下僕三人ども、様子を乍爲聞、追々差遣し候處、三日相成候得とも、壹人も歸り不申、進退當致居候間、恩田へ人足を頼で、近邊迄押出し度候得

四五

乙 震災豫防調査報告第六十四號

ども、何分此節は手負人多にて、人足拂底、それに犀川の水
上に水内橋と申名所有之候、拙も此七八日以前に一覽に参
り候、其邊は不殘岩山にて、甚好風景の地に御座候、其岩山、
所々崩れ落て、水をせきとめ、今晦日迄、彼大河へ水一滴も
流出不申候、誠に稀代之大變に御座候、夫故、川中島七萬石
許のもの共、老幼男女、不殘家をすて、松代近所の山々へ
逃登り、夜は拍子木を叩、松明をともし、數萬人とも相知不
申、高き處へは、一面竹柱を建、假やを營居候、甲越交戦の
をりとも、かくはあらじと覺候、切恩田へ人夫を相頼候と
て、隙つかはし候長うた、短うた、

丁未三月廿六日、信州松代にてよめる長うた、短うた、

法門悟乘

さくらばな、ちりゆくやよひ、はつかあまり、四の目か
げの、またゝかき、それをたのみて、しなぬなる、善光寺
てうを、かじまたち、あづまのひるに、かへらむと、先た
らちねの、墓に詣て、なみだばかりを、手向草、したしき
かぎり、犀川や、ながれゆくを、ちぎりあへず、舟人あ
らく、のゝこれば、をじきたもを、わかちつゝ、とさわ
かへせぬ、松代に、よしなからざる、人あれば、えゆきと
はんと、そのわたり、やどりもとめて、鳥羽玉の、夜のふ

すまを、引かつぎ、ふすむの時の、ときやおそき、家みな
くだけ、柱をれ、いとけなきこの、さけぶこる、老たる人
の、よばふ聲、うごめくこるは、家のそこ、むな木の下
に、かうべわれ、はらわたさけて、かすららず、枕をなら
べ、しせるあり、あるは死の、とびちりて、ゆきよの人の、
きづをいたみ、つねにはたけき、ますら男も、よろほひ
まごひ、かにかくに、せんすべしらす、おのゝきて、つゆ
のいのちを、をしむあり、おのれもさすが、おぞければ、
心をとめて、人々の、なげくをいさめ、まごへるを、たす
けてみちを、もとめいで、露けき草に、まごゐりて、北の
山邊を、見てあれば、ほのぼのの、くれないに、あか
ねさす日の、西におち、やうやくのもせを、てらすとて、
片時たえず、ふる地震は、かぢのをれたる、おほぶねの、
あらしなみぢを、ゆくがにと、さればうばらの、こゝろな
らす、短きよひも、あかじかね、長野のさそや、やすらけ
き、吾ありさまを、つげてまた、かじこのさまを、とばせ
んと、男らみたり、くらきよに、あかきほのほを、心あて
に、えゆきしばかり、犀川の、みなかみ山の、やまさけ
て、水をたえたる、そがなかに、おほちもさけて、うたが
たの、あはに泥をし、はきいで、野中のじみづ、あふれ

乙 震災豫防調査報告第六十四號

いで、かよふたよりも、あじはらや、かゝるためしは、あ
るぞども、きかぬたよりの、いかゞせん、身はをしまね
ど、いとけなき、人のうなるど、ともなひし、旅の行手
の、すゑいかに、ならんとすらん、このこぞや、わらのむ
しろを、軒にかへ、いほりにかいて、雨をこのき、風をい
といて、ひる二日、三日になりて、けふといへど、おどつ
れたえて、地震やます、いくちたひかは、天地の、かわり
やすらんと、おほめかれ、心も空に、とぶ鳥も、はねをや
すめて、地にいこひ、こすゑをつたふ、猿だに、いはにふ
して、なげくとか、又そがうへに、大水の、いづるといひ
て、をかにのぼり、山にのがるゝ人ありと、聞こととく
に、さだめなき、うきよのさまを、たれもしらな舞、

かへし

さだめなき、世のならひとは、知りながら、
のがるゝ道を、もとめもぞする、
よのなかは、かゝるさまなり、われも見よと、

久しき神の、しわざなるらめ、
(御脱カ)

右のうたにて、漸人夫を出し候趣にて、三里も有之候村方
へ申付吳候間、廿八日朝、松代を發足、地藏峠を越て、小諸に
到着、小山佐傳次方に無恙滞留能在候間、此段乍憚御安意可

被下候、御全家ごなたへもよろしく被仰上可被下候、左候得
者、少も靜に相成候はと、そろ／＼參府とあら／＼心組罷在
候得共、小諸ととも、いまに地震もやます、種々の事のみ有
之候、將又昨廿九日夜、善光寺へ參り候飛脚立歸り申間候
は、善光寺の大變は、中々言語に絶し候趣、乍併本堂、山門、
經藏、大勸進等は相殘候、其外は平一面に震倒候上、出火有
之、大門町などは、旅人の死亡何千人と申かぎりも不相知由、
村々いかなる大家の主人たるものにて、死を逃居候は稀
なるよし、其餘は申迄も無御座候、其死人を喰ひに、狼の出
候と申事、やゝもすれば白晝も出候との事に御座候、其上、
飯山城中城下は、善光寺同様、稻荷山、新町等は、地震に水
難、火災、何とも申様も無之次第、大概信州一圓之大變に御
座候、實は今般の災厄は、いかなる神のいかりにや、言語の
述べきにあらす、筆紙の盡すべきあらす、其中にていかなる
善神の加護により候やらん、拙が俗縁は、下女、下男、小兒に
至る迄、壹人も死傷のもの無之、皆々安穩にて、家財等も多
分取出し候事に御座候、拙も北國行脚、彼是延引相成、かゝ
るをり迄居合、前代未聞の事ごにも出逢ひ、不思議に助り、
有爲轉變の有様を目撃し、後來修行のたねに相成候事、神佛
の、おのれをこらしたまふわざにやと、そゞろにありがたく

弘化四年

覺候、此節難に逢候人々を見候に、皆々庭上に竹を建て柱とし、藪をふきて屋根とし、藪をなめ、握飯を食し、心無爲に住し、無人我唯地震洪水をおそれ候のみ、國初のすがた、かくやらんと存候、拙も其中に廿四日より廿八日迄同居仕候て、つく／＼世上のありさまを觀じ候なり、返す／＼もあわれなる事どもに御座候、早々頓首、

三月卅日、於信州小諸、

書判

加藤六郎兵衛様

尙々、未曾有の事ども、今に地震やます、夜が明候得ば、先昨夜も生延候とて、各々相賀候事に御座候なり、

(弘化録)

四年四月廿三日、

本多豊後守○坂山城主

領分地震に付、居城向、其外及大破、可爲難儀と被思召候、依之金三千兩、拜借被仰付之、

右、於波之間、老中列座、山城守申渡之、

廿八日、

真田信濃守○松代城主

名代

四八

植村出羽守

領分地震に付、城内住居向、其外及大破、家中、町、在共、悉破損、其上領内出水等に付、拜借之儀被相願、達 御聽、可爲難儀と被思召候、依之金一萬兩、拜借被仰付之、

堀 長門守○須坂城主

名代

伊丹三郎左衛門

同断に付、陣屋住居向、其外及破損、并領内亡所等不少候に付、拜借之儀被相願、達 御聽、可爲難儀と被思召候、依之金千五百兩、拜借被仰付之、

右、於波之間、老中列座、同人申渡之、

六月十四日、

松平伊賀守○上田城主

領分地震に付、城内住居向、并領内破損所多、拜借之儀相願候趣、達 御聽、可爲難儀と被思召候、依之金三千兩、拜借被仰付之、返納之儀者、御勘定奉行へ可被談候、

右、於美蓉間、老中列座、下野守申渡之、

九月六日、

柳原式部大輔○高田城主

名代

乙

堀田右京亮
領分地震に而、居城住居向、其外家中、町、在共、破損候に付、拜借之儀被相願候趣、達 御聽、可爲難儀被思召候、依之金貳千兩、拜借被仰付之、
右、於波之間、老中列座、山城守申渡之、
十二月二十八日、

真田信濃守

當春信濃國地震之節、領分御預所手當等行届、一段之事に候、此段、家來へも申聞候様、可被致候、

右、於波之間、老中列座、山城守申渡之、

(武江年表)

弘化四年三月廿四日、信州大地震、人多く死す、江戸も此夜、少しの地震あり、

今年三月八日より、川中島普光寺如來の間帳ありて、諸國より參詣集する事、初帳のごとし、然るに淺間山煙、常よりも濃たるを怪し居たるに、三月廿四日、夜夜快晴にてありしが、夜四ツ時頃、俄に大地震ひ出し、立地に家屋を覆し、壓れて即死する者、幾千人と云ふ事をしらす、普光寺近邊の旅店は、參詣の輩泊り合して、この禍に逢ふもの有、ともに數へがたし、無程此の倒れたる家より火燃出で、大火と成る、普光寺の本堂は、傾きたる儘残り、其餘は悉く灰燼となんぬ、この時、山中にのがれて、利益を蒙り、一命を全ふせしもの數多ありしが、雷鳴の如き響ありて、尙ゆり出し、夜明けに及ぶ迄八十餘度、四月、五月にいたりても、猶止事なし、大地はさけて泥砂湧出し、北間へ人家墮入、丹波島より二里川上、虚空藏山廿町崩れ、岸川へ落入、洪水溢れ、丹波

弘化四年

大日本地震史料 卷之十二 終

四九

島川水押し出し、左右湖のごとし、燒死の人馬、幾といふ事知らず、或証記に三萬人とあるは、大凡の頃りにて、証ごしがたし、水内郡は、殊に甚しかりしとなん、其他山崩れ、水溢れ、一村を流す、たま／＼生殘るものも片輪となり、米穀盡て飢に迫り、道路に悲泣す、この間、地震は止時なく、用水は泥水となり、雨連にして濁に苦り、程なく官府より小屋を建てられて、この窮人を曾し、食物を給はりけること、殊に近年の大厄にして、聞く毎に戰慄す、開帳の前、門前へ大なる高札を建てしに、一夜にしていづちか失ひ、行方を知らず、再建るに、又行方なし、三度にいたりて、晝夜尙番人を付たり、是の凶變を知らしめ給ふことならんと、跡にていへりぞぞ。

大日本地震史料

卷之十三

弘化四年三月二十
四日信州地震ノ二

(鎌原洞山地震記事) 善光寺地震取調材料六册ノ内、甲、
文部省震災豫防調査會所藏

○本書ハ松代藩家老鎌原洞山ノ記述シタルモノナリ、洞山ハ前ノ縣會議長
鎌原忠次郎ノ養親父ニテ、佐久間象山ハ、漢籍ヲ洞山ニ學ビタリト云フ、本
書、モト三册ニ分テリ、

五月三日、御用番阿部伊勢守様江前日被指出候處、御願書へ
御願之通御附札相濟、公用人山岡衛士を以て被成御渡候、
私儀參勤時節之儀、奉伺候所、當六月中、參府可仕旨被
仰出、難有仕合奉存候、然處、追々御届申上候通、去月廿四
日夜、未會有之大地震に而、城内始、家中、城下町共、破損
所并潰家等數多有之、別而領分村々之儀は、潰家、死失人
等夥敷、其上田畑、道路地面震裂、土砂、泥水等吹出、殊に
山中筋は、山拔崩覆等に而、一村人畜共、地中江押埋候村々
も不少、就中、更級郡山平林村之内山拔崩、犀川押埋、水流
堰留、數日相湛、水嵩貳〇見集錄拾丈餘に及候間、川邊村
村、水中に相成申、尤も岩石に而、數十町之間堰留候儀に
付、水勢に而は難押切様子に相聞候所、去十三日夕、存外
一時に押破り、岩石一同數十丈之水押出、流末、川中島一

圓に致充滿、人家は尙更、田畑共押流、或は河原に相成、其
外近邊村々、下續川添村方流失、又は泥水押入候儀夥敷、
且又數十日、水中に相成居候山中村々之儀、水は引候得〇見集
も、居家、田畑共不殘押流、其上川邊道缺崩候場所數、
アリ、町有之、重々之災害に而、親族を失ひ、居家、家財、耕作
諸道具、剩田畑迄も致亡失、悲嘆途方に暮罷在候領民共、
幾千萬共難申、差向夫食に差支、住居に迷、農業之心得等
は、毛頭無之爲體に付、所々致手分、役人共指出、炊出、又
は小屋懸等之手當申付、飢渴并雨露之凌等、專爲取計候得
ども、右は全一時之救方而已之儀にて、此上假成にも居家
取繕、耕作諸道具等取整、田畑開發、道路普請等爲致候に
は、不容易儀、乍去暫時も難捨置、何様にも早速取復方手
段可仕儀に候へども、領内一體之儀にて、容易に行届兼、
殊に追々田方仕付専の時節に相成候得共、右之次第にて、
中々耕作に取懸り候始末に至兼候得は、收納は勿論、銘々
夫食之目當無之、自然と人氣に拘り候間、如何様之心得
違、異變等、可生難計、深く心痛仕候、此上精々救方、并
田畑開發手段、可申付候得共、家來のみ任置候ては、領民
共氣向にも拘り、取復方果敢取申間敷、右に付ては、領内
村々少も取復、人氣穩に相成、耕作營み候形勢に至候迄

(附カ) には、在所に能在、救方手筈筋は勿論、人心引立候様、幾重にも相勵み、且は取締等、萬端指圖仕度奉存候、依之可相成儀に御座候者、格別之御仁恵を以て、當秋中迄、參府御用捨被成下候様仕度奉願候、以上、
四月廿一日

七月九日御届、御用番牧野備前守様、御勝手阿部伊勢守様江、御留守居故田繁之丞持參、被成御落手候、

私在所信州松代、先達追々御届申上候通、當三月廿四日夜大地震以來、度々の震動にて、城内并家中、在、居家、其外破潰、人馬死失、田畑損毛、且山崩、犀川堰留湛水、數十ヶ村、水中に相成居候處、同四月十三日、右場所一時に押破、埴科、更科、水内、高井、右四郡之内八十ヶ村、一圓洪水にて、猶又居家、其外流失、流死人、田畑損亡等、委細相糺候所、

- 一本丸圍塀八拾間倒、
- 二丸馬出櫓壹ヶ所大破、
- 同所圍塀九拾四間三尺倒、
- 三丸櫓壹ヶ所潰、
- 同所圍塀廿七間倒、
- 一本丸、二丸、三丸共、門并櫓、諸番所屋根瓦震落、壁破損、

- 一住居向大破、并圍塀拾四間倒、
- 一番所一ヶ所潰、
- 一米藏壹棟潰、
- 一同九棟破損、
- 一城地圍水除土堤五拾貳間崩、
- 一廐壹棟大破、
- 一學問所壹ヶ所大破、
- 家中之分、
- 一居家潰參拾八軒、
- 一同半潰貳百八拾六軒、
- 一同大破六百五拾四軒、
- 一門潰九ヶ所、
- 一同半潰拾六ヶ所、
- 一同大破五拾三ヶ所、
- 一土藏潰三拾五棟、
- 一同半潰百拾壹棟、
- 一同大破百七拾六棟、
- 一物置潰百貳棟、
- 一同大破貳百八拾棟、
- 一同半潰八拾七棟、

- 一圍塀倒千七百十二間餘、
- 城下町之分、
- 一居家潰百七拾五軒、
- 一居家半潰百五軒、
- 一同大破百四拾四軒、
- 一土藏潰三拾九棟、
- 一同半潰貳拾九棟、
- 一同大破六拾棟、
- 一物置潰四拾壹棟、
- 一同半潰三拾四棟、
- 一同大破三拾棟、
- 一酒造藏潰貳棟、
- 一同半潰壹棟、
- 一社潰貳ヶ所、
- 一御朱印地寺院、本堂大破、庫裡潰、壹ヶ寺、
- 一同半潰壹ヶ寺、
- 一同大破三ヶ寺、
- 一寺院潰壹ヶ寺、
- 一同大破九ヶ寺、
- 一壓死三十二人、

弘化四年

- 一怪我人二十七人、
内男十一人、
内女十三人、
但渡世差障候程之者、無之、
- 一高七萬千六百四拾五石餘、本田共、新田共、
- 内
地震之節、
三萬貳千八百五石餘、
村數百五拾壹ヶ村、
- 内
壹萬八拾五石餘、
田方、
- 貳萬貳千七百貳拾石餘、
畑方、
- 洪水之節、
三萬八千八百四拾石餘、
村數八十ヶ所、
- 内
貳萬七千九百拾三石餘、
田方、
- 壹萬九百貳拾七石餘、
畑方、
- 右者、山坡、耕地覆、床違、并犀川湛水入之村々、且右湛水押破、大石等耕地押出候等之大荒村々、凡高に御座候、永荒に可相成處、多相見申候、
- 一用水堤拔崩、并大破、大小百四拾六ヶ所、

五三

五二

一用水堰大破、并磐石、砂、泥入、押埋缺崩、延長拾貳萬八千六百四拾貳間餘、
 內
 九萬七千六百六拾間餘、地震之節、
 三萬四千四百八拾貳間餘、洪水之節、
 一山拔崩、大小四萬五千五拾壹ヶ所、
 內
 四萬九百七拾九ヶ所、地震之節、
 七拾貳ヶ所、洪水之節、
 一山拔崩、堰留水湛、大小五拾壹ヶ所、
 但堀割候分、其外共、水路相附申候、
 一往來道筋、地裂、拔崩、流破、延長拾六萬四千七百四拾壹間餘、
 內
 拾三萬千貳百五拾貳間、地震之節、
 三萬三千四百八拾九間餘、洪水之節、
 一橋大小落損、流失等、三百七拾三ヶ所、
 內
 百拾三ヶ所、地震之節、
 貳百六拾ヶ所、洪水之節、

但久米路橋共、
 一同破損百八拾壹ヶ所、
 但洪水之節、
 一犀川、千曲川筋、國役御普請所、土堤流失、延長二千九百四拾七間、
 但右同斷、
 一同石積流失、延長八拾間、
 但右同斷、
 一犀川、(川脱カ)其外川除土堤、震崩流失、延長貳萬九千三拾間餘、
 內
 四千六百七拾四間餘、地震之節、
 貳萬四千三百五拾六間餘、洪水之節、
 一同石積流失、延長貳千九百間餘、
 但洪水之節、
 一同菱牛石積流失、三百八ヶ所、
 但右同斷、
 一同石梓、合掌梓流失、千貳百三拾六組、
 但右同斷、
 一同岸圍、(菱カ)打杭、(矢脱カ)笈牛差出流、八千四百四拾五間、

但右同斷、
 一同急難除岸圍、水勿流失、四百七拾七ヶ所、
 但右同斷、
 一用水揚口水門、底樋、震潰、大破、流失、貳拾四ヶ所、
 內
 拾ヶ所、地震之節、
 拾四ヶ所、洪水之節、
 一船大小破損、流失、貳拾五艘、
 內
 四艘、地震之節、
 貳拾壹艘、洪水之節、
 一流木參萬八千五百壹本、
 但洪水之節、
 在方之分、
 一居家潰九千三百三拾七軒、
 內
 參百軒、山拔、土中江埋、
 貳百四拾三軒、潰之上、燒失、
 貳百軒、潰、半燒、湛水入之上流失、
 六百軒、潰、半潰、湛水にて浮出之上流失、

千四拾壹軒、潰、半潰之處、洪水にて流失、
 六百貳拾四軒、半潰之處、洪水之爲め潰、
 六千三百貳拾三軒、潰、
 一同半潰貳千八百貳軒、
 一同大破三千百貳拾軒、
 一同石砂泥水入貳千五百七軒、
 但洪水之節、
 一土藏潰千七百五拾七棟、
 內
 百貳拾九棟、山拔、土中江埋、
 八拾四棟、潰之上、湛水入、
 百拾棟、同斷之上、燒失、
 貳百拾四棟、潰、半潰之處、洪水にて流失、
 千貳百貳拾棟、潰、
 一同半潰五百八拾五棟、
 一同大破百七棟、
 一同石砂泥水入三百貳拾貳棟、
 但洪水之節、
 一物置潰六千四百四拾八棟、
 內

號六十四第告報會查關防豫災震

乙

貳ヶ所、 洪水之節潰、
 拾三ヶ所、 同流失、
 一同半潰五拾五ヶ所、
 内
 四拾九ヶ所、 地震之節、
 六ヶ所、 洪水之節、
 一同大破五百五拾ヶ所、
 一同石砂泥水入三拾八ヶ所、
 但洪水之節、
 一壓死流死貳千五百八拾五人、
 内
 一男千貳百貳拾八人、
 内
 千貳拾七人、 地震之節壓死、
 百九拾五人、 山拔、山中江埋、死骸相見不申候、
 六人、 洪水之節流死、
 一女千三百四拾五人、
 内
 千百貳拾七人、 地震之節壓死、
 貳百貳人、 山拔、土中江埋、死骸相見不申候、

拾六人、 洪水之節流死、
 一社人貳人、 地震之節壓死、
 一僧十人、 右同斷、
 内
 壹人、 山拔、土中江埋、死骸相見不申候、
 一怪我貳千貳百六拾貳人、
 内
 一男千拾壹人、 地震之節、
 内
 拾人、 往々農業渡世、難相成分、
 一女千貳百五拾壹人、 地震之節、
 内
 拾五人、 往々農業渡世、難相成分、
 一穢多壓死七拾八人、
 内
 一男四拾三人、 地震之節、
 内
 貳拾七人、 山拔、土中江埋、死骸相見不申候、
 一女三拾五人、 地震之節、
 内

號六十四第告報會查關防豫災震

乙

貳拾人、 山拔、土中へ埋、死骸相見不申候、
 一斃牛馬貳百六拾七疋、
 内
 牛四疋、
 馬貳百六拾三疋、
 内
 三拾六疋、 山拔、土中江埋、死骸相見不申候、
 右之通御座候、尤地震之儀は、領内一統之儀御座候得共、居
 家は勿論、土藏物置に至迄、小破無之分は、更に無御座候、損
 毛高之儀は、收納之上可申上候、此段御届申上候、以上、
 七月九日
 煤鼻川洪水、決潰御届、
 私領分信州水内郡煤鼻川上、日影村内之内字岩下組地内、
 地震にて追々拔崩、右川筋、三町程押埋、川幅四町程、川上
 江貳拾町程之間、水嵩十八丈程、洪水に相成居候段、先達而
 御届申上置候處、去十四日、雨天打續、十九日、頻之大雨洪
 水に而、二十日夕、右堰留候場所、幅拾五間餘、深さ四丈程
 押破、大水一時に押出、川下數ヶ村、田畑押流し、或は石砂
 泥入、其外山崩、川缺等の損地、夥敷出來、殊に同郡久保寺
 村、并中御所村之内、國役御普請所、年限普請所、川除土堤

石積等、數多押流、同村岡田組江懸け、切川に相成、耕地へ
 川筋相立、北國往還江押出、通路差支候儀に付、民家石砂泥
 水入、數多有之、尤右押破候場所、追々缺崩候様子に而、水
 勢未難見極旨訴出候、委細之儀は、追而可申上候得共、先
 づ此段御届申上候、以上、
 七月廿九日 眞田信濃守
 御支配三ヶ所御届、
 私支配所、信濃國水内郡善光寺、荒安村、并更級郡八幡村、
 當三月廿四日夜亥刻過、大地震に而、寺領、社領、堂、社、居
 家、在、町共、大破、其上出火に而燒失、并死失等之覺、
 御朱印地 善光寺領
 一如來堂、内陣造作大破、
 一山門并經藏、小破、
 一如來供所并供水、潰、
 一境内宮堂ヶ所、社堂ヶ所、潰、
 一仁王門并境内社貳ヶ所、燒失、
 一本願上人住居向、其外不殘燒失、
 一大勘進萬壽寺、護摩堂、聖天堂、内佛殿、客殿、座敷、居間
 向、大破、

弘化四年

- 一同臺所向、并土藏六ヶ所、物見裏門、潰、
- 一同土藏壹ヶ所燒失、
- 一寺中四十六坊燒失、
- 一本願上人、并大勸進家來居家拾軒、潰、
- 内八軒燒失、
- 一寺領之内、寺貳ヶ寺、燒失、
- 一同壹ヶ寺、座敷、勝手向、潰、
- 一同庵三ヶ所燒、
- 一同社貳ヶ所潰、
- 内壹ヶ所燒失、
- 一同毘沙門堂并供所、潰、
- 但境内末社貳ヶ所潰、同水茶屋二軒潰、内一軒燒失、
- 一居家三拾五軒潰、
- 一町家貳千三百五拾軒潰、
- 内貳千九拾四軒燒失、
- 一寺中并本願上人、大勸進家來之内、百三拾八人死失、
- 内僧十五人、男五十四人、女六十九人、
- 一町家死失人千三百拾九人、
- 内男六百廿四人、女六百九十五人、
- 一旅人死失、凡千貳拾九人、

但寺中并宿坊止宿、右之外旅籠屋、家内不殘死失之者も有之、止宿旅人、生死不相分候、
一怪我人多分有之候得共、家業指支候程之者は無御座候、
一穢多 小屋三十五軒燒失、
一非人
一牛馬、別儀無御座候、
以上、

御朱印地

荒安村

飯繩神領

- 一社務仁科甚十郎、門口、玄關、潰、
- 一同居家半潰、
- 一土藏壹棟半潰、
- 一民家四軒潰、
- 一同三軒半潰、
- 一同物置壹棟潰、
- 一山崩六ヶ所、
- 一田畑、道路、地割、床違に相成候場所、數十ヶ所、
- 一百姓壓死三人、
- 内男壹人、女貳人、

- 一同怪我三人、
 - 内男貳人、女壹人、
 - 以上、
- 御朱印地
八幡村
八幡神領
- 一如法堂潰、
 - 一別當神宮寺、堂半潰、
 - 一同庫裡半潰、
 - 一神主松田左膳、居家半潰、
 - 一同門口、長屋、物置、潰、
 - 一社僧庫裡、壹棟潰、
 - 一本堂貳棟、庫裡三棟、半潰、
 - 一社家居家三軒半潰、
 - 一土藏、物置五軒潰、
 - 一民家四拾軒潰、
 - 一同拾八軒半潰、
 - 一同土藏、物置四十六棟潰、
 - 一同五棟半潰、
 - 一同壓死十七人、

内男九人、女八人、
一同怪我十八人、
内男十一人、女七人、
以上、

右之通御座候、此段御届申上候、以上、

五月十日

真田信濃守

- 御城内破損所、
- 一大御門屋根、并東之方塀、并壁損、西之方塀八間、東之方塀、所々損、
 - 一御同所番所、屋根并壁、其外大損、
 - 一御同所番所、屋根并壁、其外大損、
 - 一御同所爲井御門、北之方塀十二間倒、
 - 一御同所爲南御櫓、潰、
 - 一丸御馬出脇、東之方塀五間半倒、
 - 一御同所御井樓、損、
 - 一南御門、屋根南平其外損、
 - 一御同所前爲井御門、西之方塀八間倒、
 - 一南御門横、西之方塀十間半倒、
 - 一御同所御井樓損、并西之方塀九間倒、
 - 一埋御門、上東之方塀十四間半倒、

弘化四年

- 一 御同所御井樓、東之外塀三間半倒、
- 一 御燔耐藏、屋根損、
- 一 西不明御門、左右石垣崩、
- 一 御同所、北之方塀、廿四間倒、
- 一 御本丸御櫓際御門、屋根損、
- 一 御同所、左右塀十二間倒、
- 一 御同所御門、壁并其外損、
- 一 御同所番所、屋根并南塀二間倒、
- 一 御同所御門、東之方内通石垣九尺、貳間半崩、
- 一 辰巳御櫓、屋根并壁損、
- 一 御同所東不明御門際、南之方塀貳尺倒、同所石垣、左右崩、
- 一 御同所御門、北之方塀八間倒、同積十三間倒、
- 一 御同所北不明、西之方塀十二間倒、
- 一 南御門、東之方御井樓際塀四間倒、
- 一 御同所御井樓、壁損、
- 一 石塀御門、南御井樓際六間倒、
- 一 御同所、北之方塀三間倒、
- 一 御同所番所、屋根并雪隠共損、
- 一 御同所、左右石垣崩、
- 一 二之御丸御土藏、五番、九番、十三番、右三棟、屋根、壁其外

- 損、
- 一 御武具方東之方御土藏、屋根、壁損、
- 一 御同所御役所、屋根、壁其外損、
- 一 御同所御武器御土藏、右庇一ヶ所、其外屋根損、
- 一 御同所西之方塀斜、
- 一 中御門前腰懸斜、
- 一 御同所御番所、屋根損、
- 一 表御納戸御土藏、屋根、壁損、
- 一 表御納戸前腰懸大斜、中程中打、其外屋根、壁損、
- 一 御同所、霧除其外大損、
- 一 御同所前塀重御門、塀貳間餘倒、
- 一 長局御門倒、土戸御番所、屋根、壁損、并水懸口損、
- 一 御表御庭御門、左右塀十二間倒、
- 一 樓之御馬場西社倉御土藏潰、
- 一 上水手御番所、屋根并壁損、
- 一 御奥、西之方塀所々損、
- 一 御奥、西之方塀所々損、
- 一 室形御茶屋續、屋根損、
- 一 御鎮守御宮所々、并鳥居、御夜燈損、
- 一 百間堀南々中の水の手下まで、泥を捲上たる事二三尺、

弘化四年

六二

- 一 中之水手御番所潰、
- 一 御同所脇、御買物方物置、北側壁大損、
- 一 御同所御門、左右石垣崩、板塀損、
- 一 御同所、北之方土手廿二間程崩、
- 一 知身貴亭御茶屋損、
- 一 御同所、西御土手三十間程崩、
- 一 地割れめ、五寸より八九寸、
- 一 下水手三十間御土藏、東之方唐松植込み内地割、
- 一 吾妻御番所邊々、中の水手邊迄、地割、
- 一 下水手御土藏、屋根、壁共大損、
- 一 御同所番所、北之方壁、其外大損、
- 一 御同所御門外、往來土堤大割、
- 一 御作事、南塀十五間倒、
- 一 引橋御門、西續塀八間半、同所續南塀壹間倒、
- 一 引橋御門外の御堀、泥高く押上、干涸となる、是は神田川向の麥畑三尺程下る、然れば此土、百間堀邊へ押出じたるか、
- 一 御本丸未申御櫓、東之方壁損、
- 一 西不明、南之方塀十一間倒、

- 一 御作事御門内、塀五間倒、
 - 一 大書院、屋根南半分潰、御入側天井落、見分不行届、其後再調有之、此調不用、
 - 一 御家中屋敷、見分申上、
 - 殿町、
 - 一 玄關外長屋土藏一、北之方外圍塀潰、土藏大破、
 - 一 居宅大損、長屋損、内外圍塀潰、
 - 一 居宅半潰、
 - 一 門口損、玄關大破、居宅大損、土藏壹潰、
 - 一 二ツ大破、内圍潰、外圍塀倒、
 - 一 外圍塀潰、
 - 一 内圍塀潰、
 - 一 内圍塀潰、
 - 一 北之方外圍、物置潰、
 - 一 鎮守宮潰、馬見所潰、
 - 一 西之方外圍塀、裏門潰、玄關左右内圍塀倒、
 - 一 玄關屋根潰、外長屋潰、居宅大破、
- 三月廿三日朝、
三月廿四日夜、
- 赤澤助之進
岩崎勝介
鹽野熊之助
矢澤猪之助殿
出浦右近
矢野求馬
村田覺兵衛
竹村金吾
竹村熊三郎
鎌原石見殿
小幡權之助

弘化四年

六三

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

門口半潰、内外塀倒、土藏一ツ大破、
 内園塀倒、
 土藏一ツ、物置潰、裏門倒、内園塀倒、玄關
 大損、土藏一ツ大損、
 玄關左右塀倒、
 外園塀潰、長屋大損、
 居宅大破、
 土藏二ツ大損、内外塀倒、
 門口半潰、長屋倒懸り、土藏二ツ潰、同
 四ツ大破、塀倒、居宅損、
 長屋半潰、内外塀倒、土藏一ツ大破、
 土藏一ツ損、居宅大損、内外塀倒、
 稽古所外園塀倒、
 玄關半潰、物置潰、玄關屋根落、内外塀
 倒、居宅大損、
 内外塀倒、
 内園塀少々損、
 門口東之方破、内園塀倒、
 内外塀少々倒、
 門口損、内東之方塀倒、

青木五郎兵衛
 矢澤修理
 大熊大太郎
 片岡利兵衛
 小山田 壹岐殿
 福津 彌平
 池田大内藏
 恩田頼母殿
 玉川 左門
 十河 半藏
 前島 兵庫
 楠口 一角
 磯田 音門
 草間 一路
 真田勘解由
 寺田 友右衛門
 原 彦右衛門

土藏一ツ潰、塀少々倒、
 土藏大損、内外塀倒、
 外園塀倒、土藏二ツ大損、
 土藏一ツ潰、同一ツ大損、居宅大損、少々
 潰所も御座候、内園塀倒、
 土藏大損、居宅下屋潰、内外塀倒、
 同心部屋、湯殿潰、居宅損、土藏七ヶ所
 大損、塀倒、
 居宅大破、土藏損、外塀倒、
 土藏四ヶ所、門口大損、居宅損、塀内外倒、
 玄關并長屋、内外塀共倒、土藏二ヶ所大
 破、居宅場所に寄大破、
 土藏一ヶ所倒、外園塀倒、
 木町、
 裡門、園塀倒、土藏一ヶ所大破、二ヶ所
 大損、内園塀、物置潰、
 清須町、
 玄關、門口潰、
 外園塀少々倒、
 長屋潰、

真田志摩殿
 鎌原仲佐殿
 恩田 織部
 藤田 典膳
 福田 兵衛
 望月主水殿
 宮川長太夫
 恩田 新六
 海野 藏主
 岩崎五郎大輔
 河原舍人殿
 金井美濃輔
 赤鹽喜平太
 蟻川賢之輔

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

居宅大損、下屋潰、
 居宅大損、
 長屋損、
 竹山町、
 外園塀少々倒、
 代官町、
 土藏少々損、
 門口倒、屋根損、
 土藏少々損、
 内園塀倒、
 土藏少々損、
 外園塀潰、
 内園塀倒、
 右同断、
 外園塀倒、居宅場所等より大破、
 玄關屋根潰、
 裏同心町、
 外園塀倒、
 馬場町、
 門口腰懸、屋根損、

藤田 右仲
 坂口 登
 小泉彌兵衛
 友野 俊藏
 西村 左右衛門
 渡邊 十太夫
 關根 嘉膳
 小幡 清記
 山越 右馬允
 關口 文十郎
 青木 權右衛門
 横田 甚五右衛門
 兒玉 茂兵衛
 大日向 方兵衛
 宇敷元之丞
 島田 長庵

土藏大破、
 外園塀少々倒、
 土藏半潰、
 外園塀倒、
 片端町、
 長屋一軒潰、居宅損、
 門口倒、居宅少々損、
 右同断、
 土藏少々損、
 土藏一ヶ所潰、二ヶ所損、白洲并物置潰、
 土藏少々損、
 柴町、
 土藏三ヶ所大損、居宅場所に寄大破、
 長屋半潰、居宅大損、
 土藏三ツ大損、門口、長屋損、
 内園塀倒、
 裏所入口潰、
 土藏少々損、
 右同断、
 右同断、

富岡安左衛門
 小泉 友治
 丸山馬之助
 八田 鏡
 山越 嘉膳
 森木 一二三
 中島 渡浪
 大谷 澤榮治
 岡島 庄藏
 館 健吾
 金 兒丈助
 澤 勇五郎
 白井 初平
 片岡 唱
 長井 主計
 永井 忠藏
 北澤 叔藏
 師岡 敬治郎

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

裏柴町、 土藏少々損、 御安口、 居宅損、 玄關潰、居宅、土藏大損、外圍塀少々倒、 居宅損、塀所に寄大破も御座候、 袋町、 内圍少々倒、 上田町、 居宅半潰、外圍少々倒、 居宅損、土藏一ヶ所大破、 長屋半潰、 居宅少々損、 外圍倒、 居宅大損、土藏損、 中田町、 裏之方外圍倒、 居宅塀所に寄大破、土藏二ヶ所大破、塀 倒、 外圍塀倒、	山崎友吉 春原磯喜 立田樂水 中村周徹 原 權右衛門 矢野唯美 高田幾太 河野彌一兵衛 高山内藏進 上原徳之助 菅沼源之進 齋藤善藏 小川 環 小野 肇	居宅塀所に寄大破、土藏大損、内圍塀倒、 居宅、土藏損、 居宅大破、外圍少々倒、 居宅損、 居宅損、土藏大破、潰懸り、 居宅損、門口、長屋潰、 居宅、土藏損、内圍塀倒、 居宅西之方半潰、外圍塀倒、 居宅塀所に寄大破、外圍塀倒、 居宅、土藏大損、 居宅損、 居宅潰、土藏大損、内圍塀倒、 居宅、土藏半潰、門口潰、外圍塀倒、 居宅半分、土藏一ヶ所潰、土藏一ヶ所 大損、外圍塀倒、内圍塀倒、 居宅、門口、塀潰、土藏損、	河原理助 春原玄三 澤 喜代太郎 師田寅之進 高橋 傳治 岡部治郎右衛門 坂下喜代馬 寺田多宮 小川邦人 三輪徳左衛門 奥村良左衛門 佐藤小左衛門 坂野安左衛門 中村左兵衛 樋口與兵衛 間庭一郎左衛門 大島隼見 矢島源左衛門 佐藤三治
--	---	--	---

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

居宅損、物置潰、 居宅潰、 居宅西之方潰、東之方倒懸り、土藏大破、 長屋貳棟、内外塀倒、 居宅半分西之方潰、長屋一棟潰、土藏 損、内外塀倒、 居宅西之方半分潰、土藏損、物置潰、塀倒、 居宅大破、土藏一ヶ所潰、 居宅北之方半分潰、南之方大破、 門口潰、 外圍塀倒、土藏損、 内圍塀少々損、 居宅損、 土藏潰、居宅大破、長屋半潰、 長屋倒懸り、 長屋潰、 居宅潰、 居宅半潰、 居宅潰、長屋二棟潰、土藏半潰、 門口潰、外圍潰、	浦野勇右衛門 北 島 要 専 南澤甚之助 倉澤四郎右衛門 宮下藤右衛門 藤井喜細 保科此面 佐藤兵助 深尾立朴 宮本藤兵衛 倉田傳藏 玉井熊太 森山藤助 石川新八 石川嘉太夫 久保新右衛門 宮入三之助	土藏大損、 居宅潰、長屋半潰、 居宅大損、長屋、物置共潰、 居宅潰、 土藏潰、 門口潰、 居宅潰、 下田町同心町、 門口潰、土藏大損、 物置潰、 門口潰、 右之通御座候、此段中上候、以上、 三月	山本權平 東條龜治 三輪正之助 佐藤宗二 高田力馬 田中増治 松山養元 増澤慶治 相澤恵左衛門 駒澤兵衛 堤 右兵衛 山本權平
--	--	---	--

○地震に付、町奉行申立、
三月廿四日地震、潰家軒數申上、
伊勢町、

- 一 居家潰二十軒、
- 一 土藏潰五軒、
- 一 物置潰十四軒、
- 一 同斷半潰廿四軒、
- 一 同斷半潰十八軒、
- 一 同斷半潰六軒、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

乙

一 居家潰四十九軒、	一 同斷半潰廿六軒、	一 居家潰壹軒、	一 土藏潰壹軒、
一 土藏潰十一軒、	一 同斷半潰廿軒、	一 居家潰九軒、	一 同斷半潰六軒、
一 物置潰十一軒、	一 同斷半潰十七軒、	一 土藏潰壹軒、	一 物置潰壹軒、
荒神町、		梅應院寺中、	
一 居家潰五軒、	一 同斷半潰四軒、	一 居家潰三軒、	一 同斷半潰壹軒、
一 酒造藏潰壹軒、	一 土藏半潰壹軒、	西念寺々中、	
一 物置潰三軒、			
杵町、			
一 居家潰廿七軒、	一 同斷半潰八軒、	一 居家潰四軒、	一 同斷半潰壹軒、
一 土藏潰七軒、	一 同斷半潰壹軒、	一 居家潰壹軒、	一 同斷半潰壹軒、
一 物置潰四軒、	一 同斷半潰壹軒、	一 物置潰壹軒、	一 同斷半潰壹軒、
鍛冶町、		練光寺々中、	
一 居家潰十二軒、	一 同斷半潰十九軒、	一 居家潰二軒、	一 同斷半潰二軒、
一 土藏潰十三軒、	一 同斷半潰六軒、	一 物置潰壹軒、	一 同斷半潰二軒、
一 物置潰五軒、	一 同斷半潰三軒、	一 物置潰壹軒、	一 同斷半潰二軒、
紺屋町、		一 物置潰壹軒、	一 同斷半潰二軒、
一 居家半潰九軒、	一 土藏潰壹軒、	一 物置潰壹軒、	一 同斷半潰二軒、
一 同斷半潰壹軒、	一 物置半潰二軒、	紙屋町、	

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

乙

一 酒造藏潰壹軒、	一 同半潰百壹軒、	三軒、	下越村、
一 居家潰百三十二軒、	一 同半潰百壹軒、	七軒、	花尾村、
一 土藏潰三十八軒、	一 同半潰四十七軒、	貳軒、	南牧村、
一 物置潰四十壹軒、	一 同半潰貳十九軒、	四軒、	吐唄村、
一 酒造藏半潰貳軒、		二十七軒、	後町、
町外潰候軒數、		三軒、	妻科村、
西條村之内、		四軒、	安庭村、
一 門口潰、	新御安口、向陽寺、	七軒、	入山村、
一 居宅潰、	寺町、佐々木玄文、	貳軒、	鬼無里村、
一 門口潰、	馬場町々末、駒村兵衛、	七軒、	日影村、
一 居家半潰、	同所、淺吉、	貳軒、	廣瀬村、
一 土藏半潰、	同所、又五郎、	十五軒、	小鍋村、
一 居家半潰、	寺町三光院地中、敬作、	貳軒、	橋詰村、
一 長屋半潰四軒、	同所總兵衛拘屋敷、	壹軒、	中條村、
地震に付、村々出火燒失、		四十六軒、	三輪村、
拾軒、	上條村、		
九十八軒、	新町村、		
貳軒、	久木村、		
貳拾軒、	外鹿谷村、		

一 御用序、
 御城代、

二 ○三月廿四日夜四時過方大地震に付、御用部屋、并諸役所、櫻之御馬場小屋割、左之通、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

- 御右筆組頭
- 御出役、
- 小僧役、
- 三 公事方郡奉行、折々罷出、御取納方郡奉行、折々罷出、御勘定吟味役、折々罷出、御郡中御横目、御普請奉行、御目付、
- 四 御代官、手代、
- 五 御勘定所元々役、公事方御勘定役、評定所物書、郡方物書、御勘定所物書、公事方手付、
- 六 御附焚出し所、御買物、御吟味方物書、御湯殿番、御買物小使、御買所帳付家具番、兼、御買所人足、御買所仲間、
- 七 御目付方調役、下目付、三之裡、詰御役人使番、井附人共、郡方仲間、公事方小使人足、御玄關前小屋、御番頭、御番士、表御用人役、御取頭、御使役、御城詰、御玄關前柵外御掘端、御納戸役、番御金奉行、御本丸小屋、右三御役支配向、御馬奉行、御馬乗、御馬送、御馬送、御口之者、御厩小頭、大御門脇小屋、吾妻、御城同心頭、御門番、
- 廣場射小屋、但四月五日より、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

道橋奉行、同支配向、以上、

三月廿四日大地震後、見分手書上、并村方訴出、山中筋破損村數、

茂管通二十五ヶ村、有旅通、新町通、又二十五ヶ村、吉窪通二十六ヶ村、田野口通二十八ヶ村、又百四ヶ村、

○三月廿九日、新町訴、

山中新町村、當廿四日夜地震にて、一村擧て家潰、歴死貳百人餘に及び、其上出火焼失、剩犀川湛水二三丈之水底に相成、燒殘之家作、諸道具、相失候處、追々水面に相浮候品有之候、難澁之人別共、役に乘候而、我増に致分取奪合候次第、中中村役人共にて制し兼候に付、同心共出役之儀、願出候、

○念佛寺村、

新町善光寺方戸隠山往來道五十町程、西山中善光寺往來道二十町程、拔覆、其外村通用道、用堰等迄、震潰、一向通用無御座、難澁至極之旨訴、

○四月二日、大原村役人申立、

村方を一昨晦日九時頃出立、所々廻り、道麻績へ出、夫方罷出候段、犀川水湛、一昨晦日願迄に、松本御領船場村分之川筋迄は、少々流れ氣御座候得共、夫方下は水一向動き不相見候趣、大原村も低き所之家へは水入、高き所の家へは水入不申候、一日に水五尺程づゝ湛上り候旨、山平林村山拔込み場々、右船場村迄凡五里程之間、水湛居候旨、

○四月六日、新山村訴、

字越道山、長五十間程われ目有之、うば塚山、長七十間程われ目有之、不老山、長三百間程山崩に罷成、其上續四五十間程も口あき、難場故、見定出來兼候へども、一昨三日晩方四日朝迄、右數ヶ所下續澤に、日影澤、寺澤、西山澤、寄合澤、先月中方早魃之處、當四月二日頃より、右澤々出水仕候儀は、大地震故哉奉察候、此上如何成可申哉難叶、大小御百姓、當惑仕候、

○犀川水湛場之儀は、昨五日申上候處、右場所より凡十町餘下にて、安庭村之内藤倉と申處方山拔出、長井村之内江見組前へ突出、川筋押埋申候、元川敷方真高凡十七八間可有由奉存候、大小石共押出候へども、土砂交居候に付、岩倉押出

よりは、少輕き方と奉存候繪圖面朱點之所取方付、瀬筋相立候は、此處にて水湛候日合は、有御座間敷哉に奉存候一土尻川水湛之場見分仕候處、五十里村大現堂と中山拔出し、水湛に罷成候、元川敷より真高凡十三三間、長七八十間程に御座候、岩倉へ懸合せ候ては、格別にも無御座候、其上近村人足罷出、水行仕、あき場所掘削罷在候、然處近村迎も、銘々家被押潰候間、打續人足罷出之儀、出來申間敷様子、何卒寄足人に而、最少々掘削候は、水上村々、田畑は不及申、居家迄も助り可申奉存候、此段荒々認取申上候、以上、

四月六日

見分手御勘定役

御預所高井郡十二家村、怪我、死失等、一切無御座候、一水内郡中尾村、潰家、半潰等之家數多にて、男女死失八人有之旨、

一同郡津野村、潰、半潰共四軒有之、其外物置、土藏等、少々宛之損失御座候得共、怪我人等、總而無御座旨、一同郡栗田村、潰家も無御座、少々宛之損失、一統之儀に有之、怪我人等無御座候得共、人別之内上下五人、善光寺町に止宿罷在、死去候旨、

晝夜に而は五尺五六寸づゝ相増申候趣、先達而出役仕居候同役方申聞候、

一今朝迄之水陸に而、是方水行可仕低場所に而、壹丈貳尺程も御座候、夫々下之方窪き場所も御座候へども、百間餘相下り、水陸方四丈程高き岩山御座候間、此上七日程も相立候は、水流可仕候得共、水流之場所之如くに御座候得ば、川幅狭く、屎川常水丈は水流申間敷奉存候間、追々水嵩相増可申候、乍去岩間水溜り可申哉、左候へば水流日合相違可仕、如何にも見極出來兼、治定之儀、難申上奉存候、一水内村平組方三水村平迄、水面凡七百間程に御座候、一水而方三水村長勝寺森迄、高凡五十間に御座候、一水下にて常之川敷湛場高き所、真高凡二十五六間程に御座候、右之通、今朝迄見分之次第、如此御座候、此地今以地震相止不申、抜懸り候處、諸所抜崩候而、此上如何變化可仕哉、併右體極難難御座候間、見難建所開場等も心底に不任候間、治定難仕候得とも、凡之處認取申上候、以上、

四月五日

見分手御勘定役、馬場忠評、片桐重之助

○四月十三日夕七時、屎川湛場決出、

一同郡權堂村、善光寺町續に而、一村家數潰、燒失仕、殘家數十軒餘に相成、死失九十人程、怪我人凡百人餘有之旨、一體右村之儀は、村方に而地震之上、大火之儀に付、家財は勿論、夫食等取立候儀、出來不申、大小之無差別、夫食等指支、難澁之旨訴出、御救之筋之儀相願候に付、隣村栗田村江中渡、夫食融通爲仕、其上、右權堂村方非常爲御手充、御役所へ指借金仕置候に付、云々、

四月六日

御預所

○四月七日、新山村訴、

先達而御訴申上置候、字不老山抜崩候上、續崩候場所、尙又昨六日朝、地震故也四五尺許宛、凡三四間程之われ口付候に付、此段別紙以繪圖面御訴申上候、右場所抜出候ては、當村住居は不及申、御田地多分荒地に罷成候やも難計、大小御百姓、一同當職仕候、乍恐此段御訴申上候、

○四月五日、水湛之場所見分之次第、

屎川筋水湛之場所、見分被仰渡、昨日早朝出立罷越候處、途中道路極難場にて、漸九時頃場所着仕、見分仕候次第、左に申上候、
一昨日暮時方今朝六半時頃迄に、水高二尺三寸程相増申候、

○四月十三日、洪水之中に而、福島新田村壹軒燒失、御預所村山村にて、五軒燒失、

○屎川水湛に付、水入之村々、
川南水入村方、

三水村、	須卷村、 <small>當時之所</small>	竹房村、
下市場村、	牧野島村、	牧田中村、
中牧村、	山和田村、	吐唄村、
川口村、	安賀村、	町田村、
下大岡村、	追崎村、	長瀬村、
代村、	平村、	越中川村、
川北水入村方、	橋場村、	上條村、
水内平組、	黒穂刈村、	大原村、
新町村、	千原村、	橋木村、
日名村、		

○上山田村訴、三月、

當村字法華寺、田畑之内五十間四面之場所、水冠に相成、出水日に相増候様子に而、只今之分に御座候は、抜落可仕奉存候に付、左右へ小堰相立、急難除仕度奉存候、乍恐此段御聞置可被成下候、

乙 號六十四第告報會査調防豫災震

○出水之翌日、見分書取、
 鳥打坂下方路上畑中共、古材木、雜具多流留、路上水深、馬足立兼候に付、歩行立に相成罷越候、此邊善福寺本堂庭迄、水指申候、大室村立家、鴨居方五寸程下迄水附申候、崩家、材木、其外雜物多有之、殊に同村中に多く、漸々歩行仕候、同村東山際小池等池邊、崩家多留候由、關崎手前、道上、水膝節上迄届申候、關崎に而見候へば、犀川、下真島、中真島の間に押出し、下真島川合裏方、一圓之河原と相成、水は流不申候、川田村手前小金塙所と申所、土堤二三百間押切、真直に川田村へ押入、夫方東川田方牛島村へ押懸け、木川筋へ押落申候、川田村立家、土囊方五尺程水付申候、潰家一軒、藏一棟潰申候、川田裏土堤、川付之方は、跡形も不相見、内土堤は所々押崩申候、東川田村、水付同断、立家一軒、物置五棟、押潰申候、豆島舟、東川田方餘程南の方へ押上げ置申候、此邊方土堤大半切崩、家、大木等、尤多流留候、牛島蓮證寺半潰、半鐘押流候由、此邊、崩家、雜物、衣類様之物、取分多く留り居申候、牛島村、居家八軒押流申候、其流跡礎石少々残り候而已に御座候、上半島は五軒程、物置等は不知數、村中、泥、三里迄届申候、水跡は鴨居上に有之候、綿内入口土堤二筋共、數ヶ所押切、所も上を越て村内へ突懸候故、潰家も多分相見、水跡は

鴨居上に有之候、壁土は不殘洗落申候、殊に村内へ流家の屋根多く押重り、立家と並候程にて、通行甚難に御座候、右屋根、其儘にて留り候は、牛島裏方綿内裏邊、幾百可有之や數を不知、其外一抱に餘り候大木之立木、材木、立白、摺白、家財等、小山の如くに御座候、綿内方下は、稀に御座候、綿内へ入候水は、北東へ出、井上、幸高村へは不入、右兩村の裏道方下、小くらと申村半分程に而、松川に而留り、須坂町へは一切不入、下は福島、下中島の方へ押行候様相見申候、麥作は大室迄は伏候も、稀に相見候處、川田方は不殘伏申候、殊に綿内邊は、穂先泥中に入候位に相見、所々流失候場所も多相見候、凡而須坂御領は、當御領方破損等、一等甚敷と奉存候、綿内方下は、水勢餘程緩之様子に御座候に付、吉地邊方罷歸候節は、千曲川常水より少々多き位に相見、路上之水は一切無御座候、右見聞仕候趣、大略申上候、以上、
 四月十四日 高野軍之助
 ○見分手書上、
 一福島新田村、 一布野村、 一中候村、
 右三ヶ村、家流、死人も兩三人づゝ有之、右に准じ、田畑等、格別相荒申候、
 一里村山村、 一松岡新田村兩組、 一大豆島村、

乙 號六十四第告報會査調防豫災震

一 下風間村、 一小島村、
 右は家流、田畑、格別相荒申候、
 一 小市村、
 右は地震潰多有之候處、住居缺落、往來道迄、格別難澁仕候、
 一 千田村兩組、 一風間村、 一長池村、
 一 市村兩組、 一久友村、
 右は田畑水押候へども、住居差障無御座候、
 一 下千田村、
 右之村、御料所と交り居候故や、御料者に交り、他村他所まで罷越、流水引揚候由に付、村役之者共、右體之儀無之様、申渡置候、
 一 市村北組、
 右も同様之始末に而、善光寺へ賣拂候由、風説仕候、
 一 里村山村、
 右は夜番等も等閑故や、小盜等も間々有之、其上難澁之もの、穀物並二俵位、所持仕候を流し候て、同村之者拾ひ揚、隠し置候風説仕候、
 一 福島新田村、
 右は村、前々四ヶ村寄合土手有之、^(堤)右土手、所々拔損じ候

に付、此上少々の出水も、^(家カ)同居住居難澁仕候、
 一 相野島村、 一福島村、
 右兩村、家潰、死人等有之、其上七八尺も水付、甚難澁仕候様子に御座候、
 御預所 一 牛島村、
 御預所 一 マ、
 右三ヶ村、五六軒宛家流、殊之外難澁仕候、
 一 牧島村、 一大室村、 一町川田村、
 一 東川田村、
 右四ヶ村、居家水付、難澁仕候、
 一 小河原村、 一幸高村、 一小布施村、
 一 大熊村、 一柴村、
 右は住居水付無御座、田畑迄水付御座候由、
 一 中澤村、 一東福寺村、 一下布施村、
 一 上布施村、 一藤牧村、
 香水無之、他村方貫水仕、相凌罷在候、
 一 四ッ屋村、
 住居出来兼、最密之方に罷在候、
 一 小松原村、
 住居出来兼、山際に罷在候、
 一 原村、

吞水無之、他村方貫水仕、相凌罷在候、
 一布施高田村、一布施五明村、一御平川村、
 一横田村、一會村、一小森村、
 右村々、用水無之、難澁仕候間、早速用水之方、御手充被成
 下候様申聞候、其外相替儀無御座、村々穩に御座候
 四月 見分手御徒目付

○立が鼻渡船場、少し上の方へ流落候、篠井川と申、川幅凡
 八九間程の川有之、右川筋之内草間村と申、椎谷様御領分
 村に而、山拔、右篠井川を湛留候て、小沼村杯へも窪地へは
 少々水入候由、尤三月廿五六日頃は水落候、

○地震にて、澁湯少々減じ、角間は湯少しふとり候、

○五月廿八日、鹿谷村水湛見分手書面、宮澤勇之進、
 鹿谷村水湛之場所見分仕候處、此上七八尺も溜り不申候而
 は、堀割、川筋へ乗申間敷と相見候、常水にて一晝夜に此節
 三四寸ならでは溜り不申候由、此水壺弁餘之水と相見申候、
 長横之儀は、凡繪圖面之通、深さは不同に可有之候得共、拾
 五丈位は可有之、抜口之儀、一時は抜申間敷と多分見込居候
 へ共、堀割北之方高三四間も有之、大石は稀にて土多く候得
 ば、流れ相付候は、四五間餘は、一時に缺込有之間敷共難計

儀に御座候、堀割末之方、大石數多有之候得共、末之方は
 谷深く候故、流れ相付候は、一時に拔落も可申儀に御座
 候、

○瀬戸川村成就組、

右組之儀、損地高は多く有之由に候得共、人家潰等は弱目
 にて御座候、御手當等には、此節麥作へ取付候儀に付、先
 何にても差支相見不申候由、社倉圍穀之儀は、御書上高三
 百貳三十俵仕置候由に候得共、俵百七十俵、郷藏へ積入
 候外無之由、然る處此度郷藏潰、二十俵程は用立、其餘は
 埋り土交り等にて、損失に相成候由、右之外金子にて八九
 兩有之、人別口預り杯と御書上は仕置候由に候得共、内實
 は壹錢も無之由に御座候、

一田方十七石程之場所、用水出不申候に付、畑物仕付仕候
 由、且人家用水も、組之場所に寄り、井戸水出不申、隔候處
 より持運び、難澁之者も有之由、

一同組長八と申者、今年七十七歳程に相成候由、此もの、先
 年妻子も有之候處、死去いたし、其上元來勝手向難澁に
 て、先年は少々之御高目所持致し居候由に候得共、常節
 は不殘讓渡し、居屋敷も借金之形に、同組金右衛門、勘七と
 申者へ引渡し、住居は矢張其儘借家仕居候由、日雇稼等に

て相凌居候處、此度之大變災にて、村内一統、夫食拂底相
 成候へば、自然と雇候者も無之、且次第に老衰に相成候へ
 ば、壹人前之仕事も出来不申候故、彌相雇候者も無之、喰
 方差支、難澁相成候由、尤右借屋、聊の小屋には有之候へ
 ども、半之丞と申者、居家潰候に付、長八宅に假住居致し
 居候由、此半之丞儀、此度之變災に母と娘と壓死仕候由、右
 菩提にも可相成進、同居之事故、長八を能いたはり、朝夕
 食事等心懸候由、乍然追々半之丞儀、小屋懸しつらひ、夫
 へ引越可申合之由、左候へば長八喰兼可申由、此節親類等
 無之、村内にて漸く從弟、又從弟位之者有之候得共、何
 れも難澁夫にて、合力等出来候は、一切無之由に御座候、

○埋收組、

右組之儀、人家潰、地所損地等、成組位にて、先差當り喰兼
 候程の者無之由、將又横まくり組人家五軒、花岡組貳軒、
 天京組五軒、十二藏組五軒、季平組九軒、右五組、此度之
 變災にて用水留り、井戸干揚に相成、無據二三町、又は十
 町程も隔候所より、用水持運び、難澁致候由、社倉圍穀之
 儀は、成就組同様、御書上通は表數にて、過半不足に付、此
 度之變災を幸に、不殘願下げ致候由御座候、

○馬曲組、

右組之儀は、小川と申川湛留、人家六七軒、水入に相成候
 得共、一體之弱目に而、人家潰、又は半潰等、少々御座候、是
 亦御手充等にて凌居、此節は麥作に取付候儀に付、差向
 夫食指支人等無御座候、社倉圍穀儀、御書上高六百俵餘之
 内、社倉藏へ百六十餘俵餘、俵、大豆等にて積入置候分、
 此程中願下致し、六組へ高割軒割等にて割渡候由、組切請
 取候内、難澁人別へ割合に不抱、融通致し遣候由、將又郷
 藏へ俵、大豆にて二百俵入置候所、拔覆りに相成、土藏、穀
 共に、跡形なしに相成候よし、其外之儀數、又は金子拾兩
 有之、御書上致し置候由に候得共、内實は一切無之由、此
 程中、名目許之儀數も、願下致候由に御座候、

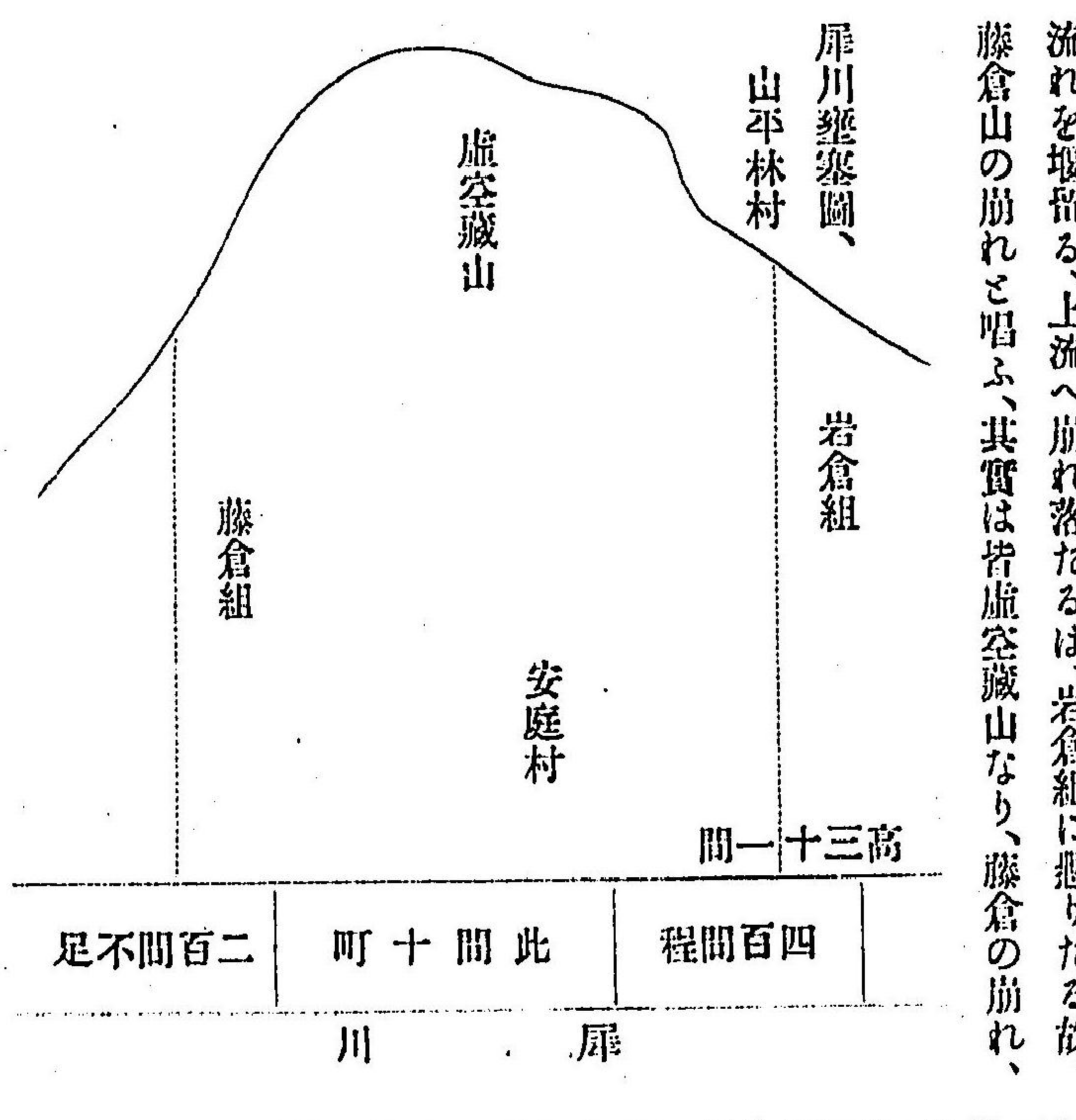
一同組重三郎儀は、元來勝手向宜者にて、此度御上へ大豆、
 小豆にて拾俵獻上仕候處、其儘同人へ御預に相成居候由、
 此もの心懸宜敷、隣家并に心安き者へ、穀物少々宛心懸遣
 候由、取沙汰仕候、同組頭立喜兵衛儀も、大豆、小豆にて十
 俵、同組善九郎儀も、大豆壹俵獻上仕候處、重三郎同様、當
 人共へ御預被置候由、

一同組之内桐山組之儀は、平年並も格別入組之儀に付、難澁
 に有之候所、此度之變災にて、潰家又は御用地拔崩、覆り
 等も有之故、一入難澁仕候由、乍然御手充等にて、時之凌

仕候故、先差當り食兼候者も無之由、明賀組之儀も、右同様之由御座候、
一馬曲組之儀は、田方は御高十四石程ならでは無之由之所、水入、拔覆り等にて、一切稻作出來不申候に付、畑物仕付候由に御座候、
以上見分手書上、

○煤花川鬼無里村田浦と云處、山抜にて流塞り、水湛になり、九軒の家、四軒水中になり、五軒は水難をのがれたり、七月廿一日、洪水決し、激水登丈ほどなりしが、忽ち引て、水中の家も出る事を得たりとぞ、流末廣瀬村、小鍋村、茂菅村、川邊岸脱落、石砂入場所あり、荒木村、岡田村、中の御所村、新田村等、居家に水入候由、市村、妻科等も同様と云、

○入山村、七月廿日以來、續て白雨に付、覆の場所、出來候由、翌戊申五月十一日暮六時頃大雨にて、水内腰村往生寺持山、去三月大地震の節、拔崩候續、東の方凡横十間、長三十間程、拔崩、本堂押潰候旨、尤怪我人等、一切無之旨、同月十四日訴出、
山平林村に虚空藏山あり、此山ニヶ所崩れ、犀川に落入りて



流れを堰留る、上流へ崩れ落たるは、岩倉組に懸りたる故、藤倉山の崩れと唱ふ、其實は皆虚空藏山なり、藤倉の崩れ、犀川壅塞圖、
長さ貳百間に足らず、高さ拾六七間あり、上の堰留と、下の堰留との間十町也、
御近領地震風説、
善光寺、地震にて潰家、諸所より出火、大本願寺を初め、塔頭

四十六坊焼失、大勘進は潰れ候而已、大本願寺、大勘進家來、并に門前町家、其外八町之内、貳千九百九十四軒焼失、
町方死失千貳百七十五人、内男六百七十八人、女六百六十八人、
寺中并宿方止宿旅人、去死凡廿九人、(死去之マ、但旅人は、宿願焼失、故、數不知と云ふ)
本堂、山門、残り候のみ、
火は滅す者なく、もえ次第故、廿四日夜より廿六日まで、煙絶へず、

如來假堂、本堂より三町程東の方、
本堂より北東に於て、丸太にて二間半四方に假堂出來、籠堂三間に七間、大勘進并に衆徒坊舎の小舎、三間に八間、
又東南に役所二間半に五間、同會所九尺四方、三月廿八日より五月十六日迄、本尊正身厨子、并印文、大勘進守護にて開帳有之、

遠國旅人、又血縁ゆかりのなき人の爲、八間に三間の救小屋出來る、又假堂におゐて、四月十三日より百日の間、非業の亡者菩提の爲め、如來前におきて、朝施餓鬼あり、五月六日、如來、萬善堂に移し奉り、尤六間に拾壹間作り足しあり、本堂修葺あり、十月十八日、如來御歸り、
四月下旬、假堂の近邊にて、酒、さつま芋賣、少々有之、田樂店登軒、團子店登軒有之由、

其砌は屍の燒候臭氣甚敷、食事も出來兼候由、夜中はいづくもなく、死人の聲ある故、戶外へ出るものなし、
誰人か狂歌、
死たくば、信濃へござれ、善光寺、
うそはござらぬ、ほん多善光、

○飯山御届書、寫あり、
吉村といふは、一村悉く覆没す、
○松本城下に川有之、川南は震強く、川北は震少し、城主御住居、別條なし、町家潰候は無之、尤皆小屋懸いたし置候、城下より十町程隔り候所にて、岩拔落有之候へども、右にて差支の沙汰は無之、
船場と申所へ水湛上り候は、山中山抜、水湛居候場所へ、水のり可申やと、風説いたし候、
地震は松代の十分一程にて、町屋、屋根、壁等少々損じ見え

震災豫防會報告第四十六號

乙

候のみ、城下四五町隔り、往還より三四町脇、田の中、地震にてわれ、冷水出、其水中にて青き火燃候由、皆々見物に參候、池田村、潰家四五軒、其外二階落、或は堀込倒屋有之、押野と申處は、家九軒、地の割間へゆり込、其邊沼と相成、

○上田、

三四ヶ村之内、流家、溺死等有之、

町方、何れも小屋懸にて罷在候、火之廻り、嚴重に有之、

○戸隠、

村中潰家無之、上野村、潰家四五軒、怪我人三人程、裡山方流れ出候谷川、山崩にて二三日水泄へ、廿七日頃、上楠川村、三軒流家有之、三月廿四日、廿五日は、鳴音有之、其後鳴は無之、震は日々少々づづ有之、

越後柏崎、地震格別の事無之、廿四日、廿五日、廿六日地震、廿八日強震、

○高田、潰家多有之、

○上州高崎止宿之者、廿四日夜酒給居候處、地震にて側に置候小徳利倒れ、棚に有之品落候に付、驚き、庭へ駈出候、宿中大騒ぎいたし候、

○拙者領分越後國長岡、去月十四日、信濃川急満水にて、常水より壹丈餘相増、地窪の田畑、水冠り場、左之通、

一高壹萬百三拾七石、古志郡之内、

一高四千五百四石、三島郡之内、

都合高壹萬四千六百四十一石、

一堤、樋、橋、其外破損、

城内始、家中無別條、人馬怪我無御座候、

五月九日

牧野備前守

○飯山領、

矢島村、凡五十軒許之處、七分潰、死失十九人、

東伊部村、凡四五十軒之内、二軒半潰、外皆潰、死失廿三人、

西北兩伊部村、不殘潰、死失廿壹人、

七瀬村、貳軒殘、外皆潰、死失三十五人、

吉田村并新田、凡百軒程之内、十四五軒潰、子供壹人死失、

岩船村、凡四十軒程之内、五軒潰、

若宮村、壹軒潰、

金井村、同斷、

田上村、入口出口、潰家有之、

横吹赤倉崩、大小石、道に落有之、

飯山城下、死人數多、夜中很多く出候に付、威鐵炮夜中打放

の聲、度々聞く、

○嵐宿村恒右衛門、四月中、越後長岡へ罷越、五月六日、歸宅、左之趣申聞、

三月廿四日夜、長岡、地震大搖にて候得共、家居之痛等は無之、四月廿日迄搖、其後相止趣に候、

○四月十三日夕洪水、長岡表は去午八月之大水方少々に御座候由、新潟も同様之由、但十四日朝半時頃方水増始め、四時前大水に相成、長岡御領之内、土堀切れ、荒所も少々有之由、

○長岡、此節米相場玄米四斗八升壹俵、代金壹分貳朱と五六百文位、

○高田表、玄米五斗貳升入壹俵、代金壹分貳朱と四五百文、

○同町四月廿九日夜九時出火、八分通燒失、翌朔日四時鎮火、町家凡貳千軒有之處、端にて貳百軒残り候由、

○高田表、今以て地震有之、五月六日、松本嘉十郎

上州吾妻郡、三月廿四日夜の地震強かりしが、家の潰る程の事なし、唯去年以來、ぬりたる新しき壁損じたり、四月廿

日頃までは、日々少々づづ震ひしが、其後は稀になりたり、

○草津の温泉、地震の後一統にぬるみたり、熱の湯、脚氣の湯などもぬるみて、浴するに苦なしとぞ、

○吾妻郡、破損程の地震にはあらねど、暫くは假小屋に寝て、住宅をば離れ居しとぞ、

以上三條、

大笹 鎌原縫殿話

○春原六左衛門實家、高田藩伊野宮彦兵衛より來書、

一筆致啓上候、然者廿四日夜五半時之大地震にて、當表にて

一家中には家潰候處も無之、然れ共なやろう下杯は、所々潰

れ申候、其外本屋はまがり無之處は無之候、拙家も餘程南の方へまがり、かへ杯は三所許り落申候はしら石づへはづれ

は、所々に御座候得共、家内中怪我人無之、其外好身中にても、けが人無之候間、御安事被下間敷候、其後度々之ゆれにて、今以小屋懸にて相暮申候、家中一統、右之事に御座候、町

家、在家は所々潰れ申候、火事は一所も無之候、御地之儀、安事申候間、一筆申遣候、早々返事待申候、信州邊は大へん之由、大に安事申候、右之旨、小屋之内にて認め申候、今以度々

之小ゆり御座候間、本屋へいつ入候事とも相知不申、大へんの至に御座候、早々相待申候、

三月廿七日夕方、

伊野宮彦兵衛

春原六左衛門様

一筆啓上候、彌御堅固に成御凌候哉、久々便不承、安事申候、次に拙家好身中、何れも無別條罷在候間、御安意可被下候、又此度之大地震、如何にも大變之儀に御座候、其表爲差事も無御座候様に承候へ共、町家は少々潰も有之由に話承り候得共、唯と承り不申、大安事申候故、先日飛脚遣し候處、丹波島川留之由にて、其者歸り申候、此度又々便承に人遣し申候、委敷返事相待申候、當地にては、廿九日晝時に又々大地震にて、所々之家潰れ申候、何分此節は小屋之内故、別而人之怪我は無御座候、其後七時に又々揺り申候、其後今日迄日之内に幾度となく數不知小地震故、假小屋方本屋へ參り候事は、相成不申候、夫故在家何れ小屋之内に罷在候事に御座候、晦日には大雨にて、假小屋何れも難儀之事に御座候、昨日は南風に而砂を吹き、春雷の如く向見へ不申候程故、大難儀に御座候、何分町家にては商賣無之、夫故商人は壹人も參り不申、致度無御座候事に候、只々子供に浦のよめ葉三葉、せりなど摘ませ、ひたし物に致し候方外無之候、如何にも看にてもたべ候事は相成不申、段々静にいたし、魚にてもたべ度事に御座候、先日頃は海水餘程引候に付、何れも水の出には、高田中水の中と承知いたし、山々へ參り居候人も有之候

弘化四年

八二

得共、何の事も無之、其人の歸りは、おかしき事に御座候、御上にては假小屋所々に立申候、御存も御座候哉、出九御藏之内、西之方之御役藏二ヶ所やぶれ、御堀迄三間程も有之處、御米出候て、御堀へ三百俵餘入申候、其米引上天氣之節、大勢にてほし居候處申候、此度之地震にて、町家、在家は素より、家中の藏もいたみ不申所は無御座候、拙家杯はかるき家か、藏と違ひ、あまりいたみも無之候へども、餘程まがり、其上下家などは、所々いたみ申候、此度静に相成候へば、又又普請に取懸り候事に御座候、如何にも大變之儀に御座候、乍然家内之者、達者にて悦申候、先達而屋根屋にクギ遣候も參候哉、今以返事も參り不申、如何に御座候哉、地震前に普請に取懸り候や、是又安事申候、御好身中に而も、皆々様御達者に御座候哉、外様へは別段久久御見舞も不申、馬場、奥村へも久々御不沙汰之至り、宜御申上譯可被下候、此度輕少なから、ひたら、かれへの子、見回として遣申候、今日よふく、外方貫候へ共、拙家にてはたべ不申遣申候、拙者杯は久々看もたべ不申、干物之様に相成候へ共、戰國は如何之物哉と存居候事に御座候、輕少なから進申候、又々貴様よりも、此者歸りになにか少々御遣し願入候、右は此節之御見込のみ、小屋之内に而書留申候、恐惶謹言、

四月七日

春原六左衛門様

伊野宮彦兵衛

○越後今町、三月廿四日、海上鳴る事夥しく、高田城下へ聞えたり、海の鳴ること折節はある事なれども、此度例ならず夥しかりしかば、何か變事あらんかと恐れしが、果して夜中大地震あり、

御近領飯山異變之次第、

飯山城下町、

一御家中并城下町、地震潰之上出火にて、半町程町家燒残り、其餘は燒失いたし、死失人も參百人程有之、其上并地形七尺程高く相成候由、御城は裡御門立居、表御門、御櫓、御圍塙等、不殘搖潰し、御住居向も御廣間は地形貳尺程も窪く、地底へ搖込候と申儀に御座候、御領内總村數六十四ヶ村有之候得共、一村にても無難之村方無之、潰家、半潰迄貳千五百軒に及び候由、死失人も町家、村方にて千三百三十三人有之由、御家中葬五十三人有之由、右之内焼失、本多助之丞、田中源左衛門兩家を初、其外姓名不相知、御家中も少々焼失之由、一統御手充は、本潰へ金壹分づゝ、半潰壹朱之割にて被下候由、右之内吉村と申村は、山拔押

弘化四年

八三

埋り四拾軒、地震潰三十軒、死失百四十人餘有之、押埋候ものへは、金參分宛被下、其上拜借金七十兩被成下候由、一表御高は貳萬石に候得共、御增高も有之候而之事故、一統中唱にも參萬四五千石も有之内、字いも川堰申處、水上より流尻迄は七里餘も有之由、右堰は地震之節、所々缺崩れ、水道絶、是迄壹萬石餘も田用水に相成來り候處、拔埋り、無據當秋には、山地壹萬壹千石餘之處にて、漸々三分通り仕付に相成候由、其外川邊八ヶ村にても、田地床違ひに相成候場所、二分餘も仕付相成兼候由、尤川邊八ヶ村にて壹萬石餘有之候、

椎谷領、

椎谷御領村々、災害に就きて、

一問御所村、其外六川近邊御領内へ、本潰へ金五兩づゝ、半潰貳貳貳分宛被下候由、其外酒造渡世にて、是迄御用立候ものへは、金七兩貳分被下候由に御座候、尤地震潰は格別多有之趣には無御座候、乍去御高柄には、多分之御手充被下、夫食御救方も厚く御世話被成下候儀、一統唱悉く宜御

弘化四年

座候山、尤夫食之儀、善光寺焼之砌、穀物賣買無之處、御所村にては、百文に付壹合安く、米暫之内賣候よし、

須坂御領、

右御領災害、并御手充次第、

一綿内三千石にて、家數七百軒餘有之由、内五百軒程水入に相成、流失十五六軒有之、最初は流失水入人別へは、禁出し御救被下候のみにて、金子御手充無御座候由、漸々當月初旬に相成、流失のものへ、金貳兩三分貳朱づと被下候由、水押半潰にても極難之者共へは、矢張本潰同様被下候由、手元可也にて水押半潰之者へは、貳兩宛、家居流潰無之候ても、水先へ懸り、凌に難澁いたし候者へは、金壹兩被下、一通り之水入人別へは、金貳分宛被下候由、右之内、土屋坊村小兵衛と申者、親子三人流失に付、此者へは金七兩貳分被下候由に御座候、綿内村外に水入候村方五ヶ村有之由、右五ヶ村は、一通り之水入に相成候故、金貳分づと被下候由、五ヶ村にては、二千石程も可有之様子之由、

中野御支配所、

災害村方、

一右御支配所、地震潰村々多有之、中にも北國往還牟禮、野

八四

尻、古間、柏原等は、宿場之事故、御手充拜借、外並方々多分之由、尤驛場に付ては、往來筋差支候程之儀故、一通り潰村々へは、潰壹軒に付金壹兩之當り位之由、尤川西川東村々寄、潰之上水災に逢候分へは、壹兩より少々多分の由、川東村々にも同様之村方七八ヶ村も有之由、尤年賦拜借として證文を銘々差出、右へ役人共請判致し、差上候上、金子村役人へ御渡に相成候由云々、

六月

○上田町の井の水皆竭、井に入て見るに、霧の如く氣立て、入たる人、色變じて死す、五六人も死したりと云ふ、水竭たるは近日の事なりと、六月廿八日、青木藤五郎云、

○小室藩牧野主鈴よりの書翰、

此度之大地震、廿四日夜四ツ時前より相始り、廿五日七ツ時過迄、不絶震續に御座候、乍然仕合に潰家等一切無御座、怪我は尙更無御座候、尤城中石垣等、所々損所少々宛は御座候得共、爲指事には無御座候、

○小室地震の後、用水井に井の水、皆増して出ると云ふ、

○須坂地震、水災、御役人より文通申來る、

一流失二十九軒、

- 一流失貳百六十六軒、
- 但土藏、穀倉、其外共、郷藏三ツ、
- 一潰家八十五軒、
- 但地震、水潰共、
- 一半潰并大損貳百五十二軒、
- 一壓死拾壹人、
- 一溺死六人、
- 一怪我人數不知、
- 一斃馬壹疋、
- 以上、

弘化四年丁未、

先達而善光寺表御救方之等之儀に付、出役被仰付罷越候砌、奥州弘前御家中之由、佐藤順助と申者、勢州參宮之序に、善光寺參詣、大門町藤屋平五郎方、主從四人止宿仕候處、同夜大地震にて、家居不殘相潰候に付、驚、漸く其身許り逃出、追道家來も一同に罷成、町川田宿間屋西澤又右衛門方へ罷越、止宿致居候て、同人へ申聞候は、右平五郎方に差置候荷物之内に、金百五拾兩程入置候間、燒金相成候共、詮儀致見度趣相頼候故、又右衛門方出役先へ内々願越、順助家來も罷出候間、始終篤と承候處、疑敷様子にも不相見候間、寺領役人へ

申談、爲掘候處、二朱金に有之候故、皆一塊に罷成居、壹分金銀少々には候得共、燒候許りにて、其儘有之候、其外大小之身、鏝、縁、頭、并鐵物類も御座候に付、家來江爲見候處、見覺有之候品に御座候旨申聞候間、引渡之儀、又右衛門へ申合相渡申候、然所此程順助方右謝禮茶一箱づと、江戸表方差送候旨にて、又右衛門方相届申候間、御聞置可被下候、此段申上候、以上、

六月

馬場忠吾

片桐重之助

成本治之助

乍恐書取を以奉申上候、

奥州弘前様御領分、青森漆町御奉行附佐藤準助殿、町會所物書館善兵衛殿、外に小者兩人、勢州參宮之序に、善光寺へ參詣仕度、當三月廿三日、同所大門町藤屋平五郎方に止宿之處、廿四日夜大地震に而被押潰、小者兩人に而屋根を破り、漸拔出、準助殿、善兵衛殿は、小者の袴を着て、小者兩人は襦袢にて、四人共下帯をさき帯に、翌廿五日、大豆島渡船致し、私方へ罷越、右之趣相咄、空腹之由被申聞候間、晝飯差出候處、拙者共儀は、弘前家中之者、今般勢州御神樂に罷越可申等之所、右之始末にて、持參之金銀、并大小類等、荷物に入

弘化四年

八五

同 廿六日、此日無別條、
 同 廿七日、晝七前、夜七頃、
 同 廿八日、夕七過、入相ナル、夜五過ナル、
 同 廿九日、夜四過、ナルコト度
 度、七頃、
 十二月朔日、六半、夜七前、七過、
 同 二日、五時、夜四過、
 同 三日、明六過、夜九半、
 明六時、
 同 四日、八時、
 右之外、晝夜其附落し可有御座候、
 十七日、夜四過、十八日夜、廿日、
 廿四日七八度、廿六日夜、廿七日夜半過、晦日今曉三
 四度、
 御預所
 信州高井郡、水内郡村々、去月廿四日夜地震之上出火、
 民家被災御届書、
 御預所村々、段々御届申上置候通、去月廿四日夜稀成大地震

にて、高井郡、水内郡村々、民家押潰、死失有之候に付、早速
 見分役人指出候所、別而水内郡榑堂村之儀は、右地震にて皆
 潰同様之上、善光寺町々出火類焼、死失人等取調候處、左之
 通に御座候、

水内郡

榑堂村

村高六百七十石壹斗八升八合、
 總家數參百七軒、

一燒失家數貳百七拾四軒、

是は潰之上燒失仕候、

一燒失土藏并に物置之類、四拾八棟、

是は右同斷、

一居家三十三軒、

一土藏并に物置之類、十五棟、

右半潰相成居候、

一御高札場一ヶ所、潰之上燒、

但御高札は無別條、

一寺三ヶ寺、右同斷、

但明行寺、普濟寺、往生寺、

總人數千百六拾三人之内、

(死失人八十九人脱カ)

内男三十八人、
 外百十三人、怪我人、
 一貯穀、鄉藏無之、身元宜ものへ預置候處、右入置候土藏、押
 潰之上燒失仕候故、貯穀不殘燒失仕候、尤追而無油斷積戻
 候様申渡候、
 同郡 中尾村
 村高百五十五石六斗三升七合、
 一總家數貳拾七軒、
 是は地震に而皆潰相成申候、
 一土藏并物置類、三十壹棟、
 一御高札場壹ヶ所、
 但御高札は無別條、
 一宮貳社、
 右三筆、皆潰相成候、
 總人數百貳拾八人之内、
 死失人八人、
 内男三人、
 内女五人、
 同郡 津野村
 村高四百五十五石二斗三升七合、
 一總家數三十軒、

潰家數四軒、

此外銘々土藏、物置様之類、大破損仕候、

同郡

栗田村

村高八百七石五斗五升七合、

一總人數五百五十八人之内、

死失五人、

内男三人、

内女一人、

是は善光寺町へ罷越、止宿仕居、怪我仕候に付、早速引
 取、療用相成候へ共、相重り、死去仕候、

一居家并土藏、物置等、大破損仕候得共、潰家無御座候、

村高九百三石五斗壹升七合、

一總家數百二十軒、

潰家數四軒、

右之外、土藏、物置類、大破損仕候、

同郡

幸高村

外十ヶ村

右は居家、土藏、并物置様之類、銘々大破損仕候へ共、潰家
 無御座候、

右者、御預所信州高井郡、水内郡村々、去月廿四日亥刻頃、稀成大地震にて、民家壓潰、死失、怪我人有之、燒失家、死失人共取調へ候所、書面之通に御座候、尤死失人之儀、見分相糺候處、燒死并に相違無之、外怪敷儀一切相聞不申、其上他村之もの無之候間、夫々取片付候様申渡、且川除村々、耕地は勿論、御普請所土堤、岸崩、地割出來、泥水吹出し候場所も有之候處、天氣故、其儘干上り、泥水吹出候儀相止、割口壹丈貳尺位、深二三尺有之、其上耕地一四、田畑共高低出來、田方は水懸差支、畑方は容易に地平均出來兼、右様之次第にて、用水揚口關棒大破に付、追々用水肝要之時節に差懸り、旁土堤脱落、并關棒急破御普請被成下候様願出、役人差出、見分目論見罷在候、且兩郡村々、牛馬至而少く候に付、怪我一切無御座候、且又權堂村、中尾村之儀は、差當り夫食差支候間、御名手内方取扱筋早速手當任候儀に御座候、則別紙權堂村龜岡相添、此段御届申上候様、在所役人共方申越候、依之申上候、以上、

未四月 座間百人
御勘定所

弘化四年丁未春三月廿四日夜四時過大地震、御用席登城、櫻之馬場に御用部屋立、無役席初差立、并に諸役人不殘登城、

弘化四年

九〇

御機嫌相伺、○御用席并御城代、晝夜詰切、但代り合休息有之、諸役人同斷、○初六七日之間、詰之者へ御賄被下、但握飯、香物、同所にて炊出し、御吟味役取計、其後銘々辨當持參、○一統火事裝束、指立以上餘爲持、○一統居室を離れ、假小屋に住居、本宅にて焚火無之、○廿五日、殿様詰合御供にて、内曲輪御見分有之、○二十六日、長國寺、大鐘寺御靈屋爲見廻、御中老罷越、御靈屋内、田がみ御位牌堂の御門倒る、○御開善寺、地震鎮之御祈禱開白、○上州邊并江戸表地震之様子聞糺の爲、中村安藏、馬上にて矢代邊迄罷越、○犀川壅塞、下流干上りに付、水難防方爲指圖、頼母、小松原村へ罷越、郡奉行竹村金吾、山寺源大夫、磯田音門、御勝手評議役若下草、道橋奉行柘植嘉兵衛等、近村人足召連罷越、御代官山田兵次、手代召連、賄方取計、○同所爲取締、御先手錢炮頭横田甚五左衛門、組同心召越、○犀川水上見分、御目付矢野茂、同加役石倉嘉太夫、御徒士館文之助、森五十三、○犀川の普請十餘日之間、千餘人の賄被下、味噌は掻立汁也、有司も其通り也、酒も被下、壹人前米二合五勺のなりしにて、實は三合當也、是は御代官出て取計ふ、炊出し場所は、段の原の土堤の上と横とにほり、釜を七ツ併て炊出す、女役にて或は椀へ盛り、或は握り飯となし、味噌又鹽にて用ゆ、家潰れ、業を失

ひ、穀を埋て當感せし者共、皆食に飽て難有がりしと云ふ、酒は市村塚田源吾獻上す、人毎に茶椀に二つと賜はる、○小松原御普請人足へ、延齡丹四曲、梅肉四曲御下、○犀川塞留之様子、追々お分り候に付、御供番、非常御供番共退出、○内曲輪晝夜火元廻、御奏者指立、家督分、曲輪御取次、御使役、御城詰、○定火消加役御役場方、御番士十二人、本役廿人、晝夜繁々相廻、○下目付加役入、夜廻り、○表御用人助、二の丸御留守居、○道橋奉行助、御預所那奉行藤井喜内、御鐵炮方高野車之助、○地震翌日、町方御救、握飯二つと、廿六日、軒別に洗米二升つと被下之、○四月二日、山中筋爲御救方、御勘定所元々永井忠藏、御勘定兩人、怪我人爲御救、徒士席醫師倉田左高、兩角玄竹、上山田村宮原良碩、矢代村宮島道澤、相越、○四月二日、大御門屋根瓦取下し候に付、通用留、喰違御門通用、○同月三日、町方見廻、舍人相越、町奉行金兒丈助案内、御目付矢野茂罷出、○四月四日、御用席今日方常服、奔走之御役人野眼、火元見廻之ものは迄之通、○御家中破損所、當月中旬迄、書出し候様達有之、○四月五日、御江府上野常照院、二夜三日御祈禱、從 若殿様被仰付、今便御札到來、○同月七日、是迄諸士日々御機嫌相伺候處、地震追々相續候様子に付、四五日に壹度相伺候様達有之、○四月七日、火元見

弘化四年

九一

込、夜中は是迄之通、晝は相略、折々見廻候様、若服野服相用候共、勝手次第之旨、火元見廻之向へ達有之、御役人常服、野服勝手次第之旨、達有之、○町奉行、是迄晝夜町方へ出張罷在候處、追々縮相付候間、出張相止、晝夜見廻可申、町役人火事服相止、常服相用、時々見込、伺之通申渡有之、○四月八日、戸隠山へ水災之御祈禱御願、御初穂白銀五枚、○四月九日、地震水難消除、於舞鶴山御兩宮御神前御祈禱、今日方一日、毎日、御御用人、御代參相勤、○殿様、詰合御供にて、町方之様子被遊御覽、○四月十一日、江府方切昆布四個、鹿角菜五俵、昆布之把、目差鯛貳千四百串、到來、○四月十二日、御奏者、家督、并御城詰、夜廻り兩度、風烈之節は、是迄之通、御取頭、御使役、夜分廻りに不及、但風烈之節、是迄之通、○四月十三日、御守役中口左吉、從 御前様爲御伺被指遣、○四月四日、從 若殿様御守役常田三郎被指遣、御伺有之、○内曲輪にて、屋敷々々夜中時廻り拍子木打、五月に入、追々相休、○大御門太鼓、地震後鳥居御門土居にて打候處、四月十一日方、以前之通御櫓にて打、時之鐘、地震以後於大英寺撞候處、十一日方、以前之通片羽にて撞、一四月十三日夕七ツ半頃より、西の方水音相聞、依之御目付兩人、小使召連、竹山へ上り、時々注進、山寺源大夫、柘植

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

嘉兵衛等も同所へ罷越、○寺尾舟場へ道橋奉行罷越、○大録寺武靖公御像、金井山へ御立退、御番頭原彦左衛門、壹組引連奉守護、大録寺へ道橋奉行、御目付相越、○長國寺 御靈屋尊牌、木堂へ御遷座、御番頭河原左京、壹組引奉守護、○御役人御預御道具、夫々始末、○御立退手配有之、御供相揃、水之様子に寄、大林寺、或は開善寺へ御立退之手配有之、○金兒忠兵衛、赤坂山へ上り、差上水口見切候節、二ツ玉揚火、○御徒目付原田糺、西澤甚七郎、暮時小市村方引取注進す、○御茶屋前土手(常水より、日暮に及び水次第に逆流し、酉の半頃には、下の方より外の御堀へ入る)下六尺程に水付、右に付、上下水の手へ、御番頭、御番士召連相詰、○夜九時過より差上水追々引、○諸士御機嫌相伺、○土堤低き所へは、急難除の土俵を積て防ぐ、今夜詰合大儀致候ものは酒被下、○夜九時過、岩倉拔御見分、御目付加役石倉嘉太夫、御徒士館文之助越、○十四日、今晝時武靖公御像、金井山より三本松通り寺尾福徳寺へ御立寄、女田町通り眞勝寺へ懸り、長國寺木堂へ御遷座、御番頭原彦左衛門、壹組引連、御目付福津刑左衛門、小屋喜平太御供、○長國寺へ 御遷座之上、御代參、御中老赤澤助之進、○十四日、御用席今日野服、○犀川洪水決出、常水に相成候に付、御役人詰切に不及、晝之中相

詰候様違有之、○御席、以來朝五時出仕、暮時退出、○十五日、川中島川東村々御締、隱密穿鑿御用、御先手横田甚五左衛門、御目付福津刑左衛門、小野喜平太、矢野茂、齋藤友衛能越、附人兩人、足輕三人宛、○差立以上、伺御機嫌壹種宛獻上、今日より追々獻上、○是迄御賄被下候向、今日より不被下、但定火消へは被下之、○小屋掛材木、藁等、頂戴願出候村々へ被下之、○山中筋荒所見分、御救方取計、郡奉行山寺源太夫、御目付小野喜平太、御勘定役兩人、根岸通村々へ御代官長谷川源美、中山中筋へ郡奉行磯田音門、御目付矢野茂、川北へ郡奉行竹村金吾罷越、何れも數日懸る、米、味噌持參、○鹿谷湛水見分、御勝手方評議役岩下草、御徒士目付原田糺、○水災後、村方極難之ものへ御手充、潰家貳百疋、半潰家壹分二朱、潰家流失三分、凡々金千七百兩餘、○水災後、小松原村、八幡原、北高田村、東河田村、四ヶ所御救小屋立、炊出し三ヶ日粥被下、極難之者へは、其後十日程の間被下之、○十五日、舞鶴山御祈禱結願に付、御名代鎌原石見、○十六日、町方鍛冶、桃屋等、指支之向焚火免さる、豆腐屋は上旬に免さる、○十七日、定火消加役御免、定役平常之服にて、平常より繁く相廻候様違有之、○御奏者指立、家督、并に御城詰、夜廻に不及、○御用部屋、今日々四時立、○十九日、朝六時 武靖

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

公御像、大録寺へ御歸座、御番頭原平馬、御番士召連、御目付馬場孫三郎、岸太五之丞御供、四時大録寺へ御代參、源原舎人、○長國寺尊牌、御靈屋江御歸座、御供十四日之通、○居宅にて焚火勝手次第之旨、違有之、町方同斷、但錢湯、暫見合、○此度變災にて歴死、溺死之者共、御不便被 思召、來る廿八日、岩野村妻女山に於て、爲亡靈大施餓鬼修業、御菩提所長國寺へ被 仰付候、其旨相心得、參詣致度ものは、可爲勝手次第旨、觸有之、長國寺へ御布施銀五枚、○右に付、寺院志次第、施餓鬼仕候様、演達有之、○廿八日、妻女山施餓鬼、參詣多有之、○廿八日、御玄關向御普請出來候共、諸御禮、暫之内不被爲受旨被仰出、五月飾のぼり無用之旨、違有之、廿八日、此度變災に付、金壹萬兩御拜借被蒙仰、○廿八日、廿九日、日色純赤、雨の兆と云、○兩宮神事、廿三日の所、御札指出候のみ、御城下へは不參、○廿九日、善光寺吉祥院、先年御造立之御石碑、并屋根等、其上頂戴罷在候墨付、燒失、恐入候旨申出、○五月三日、災變に付、御領内爲御撫育、御參府、秋中迄御用捨、御願之通御差圖有之、○五日、端午之御祝無之、遷、當浦は如例、○五月十日、御玄關御修覆出來に付、御番頭、番士、外表御役人、本詰所へ引取、假屋引拂、○文武稽古、指支無之向は、稽古可致旨、違有之、○五月十日、定火消廻

り、今日々平常之通、○金井御普請出來、○水道役、地震之御御家中破損所見分有之處、尙又五月十一日、再見分有之、○木戸七ヶ所、地震以來、夜中開き有之處、五月より平日之通、○町方錢湯、五月四日より免さる、但朝四時より夕時迄、○御家中、在町共、居宅破損有無係らず、一統假小屋懸け、寢食致し候所、四月末より、追々假小屋引拂、本宅に移る、○山中筋破損見分として、御勘定直井倉之助、松倉忠四郎様、御普請役三人、吟味下役登人、御勘定方用人、同侍、下夫、小者到着、小松原村へ郡奉行竹村金吾、御内使者相勤、御遺物に下物有之、山中筋案内、道橋奉行柘植嘉兵衛、○右の衆、越後へ參られ、五月廿一日、國役御普請に付、當又被參、依之御使者白井初平を以て、白玉粉壹箱づゝ被遣之、○三月廿四日夜大地震後、毎日晝夜大小の震動數不知、廿九日明六時大震後、毎日晝夜大小の震動數不知、廿九日明六時大震、尼變、山石崩れ落、其中五間程の石、加賀井村畑中へ落ち、三ツに割、東條東光寺前へも大石落、中町にて潰家有之、晦日暮過、大震有之、○三月晦日、晝夜にて大小百度震有之、其後大小は有之候へども、追々間遠に相成、

弘化四年

○長國寺御墓石皆倒、其外御城下寺々の石塔、多分倒る、

○去年丙午の冬より、丁未の春へかけて、御城下町の子供、専らうたひし歌、

宵に忍ばよ、春戸から忍べ、表くぶり戸は、

ぐはら〜びつしやり、音がする、

是は二十年前、はやりし歌也、

○變災に付、死人、潰家等之調、日々増減有之、

遠方は追々届出候故相増候、或は他所へ逃れ行居候分、村役人死失と心得、死人の數に入候處、其後歸來り候者、訴出候に付、減に相成も有之、

三月廿五日々、同廿八日暮時迄、

一死千九百七十三人、

一怪我人六百八十壹人、

一斃馬五十六疋、

一潰家三千九百七十壹軒、

一半潰家九百七十一軒、

一御高札場、并堂、宮、其外社倉藏之類、村方申立不分明に付、調相除、追而取調可申上候、但多分口上訴に付、都而増減可有御座奉存候、

五月朔日、

一死人貳千五百九十四人、

内男子貳百四十三人、

内女子三百五十一人、

一怪我人千百廿二人、

一斃馬二百六十四疋、

一斃牛六疋、

一潰家六千、

一半潰三千廿五軒、

一居家焼失十四軒、

○水災に付流死貳貳人、 五月二日調、

○地震前にドロ〜と雷の如く鳴り、後に動く、或は鳴音のみにて、動きなきもあり、或は鳴音なく、直に動くもあり、

○鳴音、河所にては聞えず、御城下より西條邊高く聞ゆ、西條にて山に上りて聞時は、下に聞ゆと也、

○山中瀬戸川村の谷川、常は水細し、此度地震の時、古山寶藏寺の山崩れて谷を埋め、水湛へ、追々溢れ、半里四方程になり、湖水の如く見え、水入の家多くあり、四月廿四日頃迄、村民切ひらくと雖も、一目僅かに三寸五寸づゝならでは、水引かね、難澁すと云、

○地震の夜、小松原の民四人、一同に逃出し候處、地坼、其中へ陥入り、上ること能はず、當惑せし内に、下より水吹出、其

九四

水と共に吹出され、出ることを得て、命助かりしと也、

○地の裂る處、大小短長深淺定らず、廣き處は飛越る事能はず、深きは底をしらず、裂たる所水を出すもあり、又裂たる儘なるもあり、又地陥りて數十丈の外へ其土を吹出し、小山の如くなるあり、

○水災の前、川中島の村々、山手の村親類縁者を頼み行もあり、又清野、寺尾、鳥打、赤坂、金井山等、寄合々々小屋懸して、水難避く、赤坂山に小屋五十餘あり、其中にて出産せし婦人、四人ありしと、

○水内橋の材木、川中島中津邊まで流れ来る、

○四ツ谷村中島といふ所に、行人塚といふ塚あり、玄海と云山伏、入定したる所といふ、此度水災にて塚上の大板倒れて塚崩れ、全身の死骸出たり、兩手を組、膝を折て、皮膚枯木のごとく見ゆ、丈六尺に近し、上氷飽村唯念寺の間に取入れ、長持に入置、參詣の人多しと、玄海定に入しは、百年前の事也、塚を玄海塚ともいふ、佐久間象山、詩あり、

丁未首夏、地大震、山崩壑峽、扉水爲之濤濤、十有九日、一旦潰決、其所衝阨陷窟舍、蕩滅無餘、水退後、砂上有一老翁屍、若久在塚中、遭水衝而出者、而支節聯屬、不異生

弘化四年

人、惟肌肉乾枯、如樹皮耳、朱子云、修養終天年者、死而不腐、料此類歟、土怖、送水飽村佛寺、余往見、得二詩、

之子何代人、冥棲黃泉底、千載闕幽戶、不圖至今啓、龍摧衣袞空、肌骨完不毀、強矯椿姿、清堅金石體、無是尸解仙、遺脫乃如此、

齊桓伯中國、威神加四方、疆域抵海東、富有逾天王、宮殿何崔嵬、裝衣何炫煌、侍立多明艷、四座生奇芳、豐膳飢大牢、樂飲醉瓊漿、歌舞養聰明、田獵希寧康、臣獻千年頌、寶稱萬壽觴、尊榮極昌熾、時人仰餘光、一朝蒙殃死、七旬委在床、尸蟲流戶外、遺臭永不匹、何如老子、千歲金骨香、清濁自殊途、迷者真可傷、

○屏川、千曲川落合、一筋に成て、越後に入ては信濃川といふ、岩倉の決潰にて、越後も川添の村里、水難あり、小千谷邊は高き所なれども、水付しと云、新瀉にて海に入處、凡水(龍力)崇平水が一丈増したりとぞ、

○五月七日、妻女山に於て大英寺施餓鬼あり、參詣群集す、

○同月十三日、右同所に於て大林寺其外十餘寺寄合、施餓鬼あり、外諸宗の寺院、思ひ〜に寺に於てするもあり、山へ上りて修業するもあり、追々に追福す、

九五

○同月十四日、中根普請出来、今夕七時半時水入、同日暮時過、上堰、下堰、小山堰水入、

○同月十八日、恩田頼母、川邊見分あり、郡奉行、御勝手評議役、道橋奉行等罷越、上高田村に止宿、翌十九日晝過歸宅、

○四月中、越中之白山焼にて、震動有之やの風説有之、依之早道之者、越中迄開合に遣候處、山焼は無之虚説のよし、往還十里は二時三十三町餘づゝ當る、早道の者其村庄之町三月十日出立、越中富山へ四月三日若、立山の荒涼参り、七日暮時歸宅、

○飯山領吉村、山崩れ、泥水押出し、一村泥の底に埋る、但し少し村の中隔りたる家十一軒は残る、是も地震にて潰れ、立ちたる家はなし、埋れたる四十餘軒は、家内も皆埋れ、唯近村へ行たる者壹人耳残ると云、其後親類ゆかりの者共、心あてに此邊に埋れたるならむと、其處此處を掘りしに、三丈餘ほりて、漸く七人の死骸をほり出したり、篋笥を壹ツ掘出し、引出しを引出し見るに、衣服其まゝなるが、火の如くあつく、衣服を手を取れば、ぼろ／＼と皆潰れたり、又掘る中より、火もえ出る所もありと云ふ、埋りて十日めに、家三軒掘出す、三軒にて家内十五人の中、二人生て、残りは皆死せり、生居たるは、味噌を食て居しと云、

○薬山薬師堂、俗にぶらんと薬師と云ふ、岩山より壹本の柱

人へ懸合、當座御供米四十八俵、且往還筋石瓦取片付取計、廿九日迄救方世話いたし、夫方小松原の方へ罷越、其後善光寺、尙又五百俵拜借す、

○三月廿四日の夜、御代官の手代鈴木藤太、山中念佛寺村臥雲院に止宿し、是は近日山中筋御巡視あり、此寺に御止宿の儀により、内見分の爲出張、庫裡の方上の間に居り、燈下に書物してありしに、西北の方より怖ろしき響すると思ふ間に、震動甚敷に打驚き、東之方の庭へかけ出る程に、庫裡ははや潰れぬ、庭なる圍の塙の下(はた)の風透の簀垣あり、片端破れたる所を潜り出、南の方高き土手へくらがりをつたざりたれば麻島あり、廣さ十二三間なり、其島中に一抱程なる木あり、則其木にとり付て居たるに、麻島の中より何物やらん道來る、近寄るまゝに能見れば、此寺の庫裡婆の、赤裸にて逃來りたるなり、其中に取付たる木動き出し、暫時に登丈ばかり土共ぬけ下り、足も止らざる故に、其所を駈出し、不圖山門の邊に名高き三本杉の事に心付、此木こそと、(はた)いかなる拔覆りにても危き事はあるまじと、彼杉を尋て行見るに、外の木共多く倒れ重なり、右の杉は見えず、さらば此杉もはや押倒したるかと思ひ、常は右の杉に並びありし観音堂を尋ぬるに、堂は見上る程高き所にあり、扱はいつしか地につれて下りたるなれと驚き、堂を志して上りぬ、人聲

を横さまに出し、それによりて堂を造りたる也、本尊の在す所は岩窟なり、此度の震災に山崩れ、堂は下の谷に顛倒し、唯右の柱と椽類残りあり、薬師は岩窟中に依然たり、但本尊は石像にて、四尺に常は善光寺の堂にあり、山には前立の薬師を安置す、今窟中にある所は、前立の像なり、

○薬山の麓に、クノーツの油出る所あり、地震にて埋れた

○善光寺火後、死人の骨をあつめ、儀に入たる五十壹俵有、是を山門の東北の方に埋め、誰れも知れる死骸(死骸)三百三十餘あり、堂の後に埋むといふ、

○鹿谷村高地澤湛水、五月廿六日晝時方大雨にて、廿八日朝六半時、壹尺越水のよし、注進有之、

○三月廿四日夜の地震、廿七日には、江都にて大略を板行し、よみ賣せしと云、其後地震水難の場所圖面を板行したる、幾通もあり、又錦書にしたるもあり、

○善光寺大災に付、三月廿六日、御勘定、役人召連罷越、寺役

開ゆれば、彌力を得て堂に上り着て見れば、此處は拔覆りなく、堂庭平かなり、寺の和尚をはじめ、居合せたるもの共は、庫裡の潰れたる下より危難を遁れ來りたるなり、村中の男女も追々に來れり、藤太思ふに、地震に家潰るれば、火事あるよし、今夜一統の地震ならば火事有べしと見る中に、先此寺の庫裡の方より火もえ出ぬ、其中遠近數ヶ所、火氣見えたり、扱は地震なりと始めて知りぬ、扱寺は見るが中に燒ながら山拔下り、遙の麓に下りたり、又夜すがら虫倉岳、狹が城邊に當り、岩石拔崩るゝ音、幾千萬の雷落かゝるが如く鳴動し、怖ろしき事言ばかりなし、爰に集り居老若男女、何れも生たる心地なし、其中に村中の醫師玄理といふ者の子利左衛門なる者、臥雲院にて地震に逢ひ、急ぎ家に歸り見れば、家は已に潰れ懸りたり、我壓死も厭はずかけ入て、母を背負、観音堂に入り來る、藤太其志を感じ、皆々にいふ様只今此處へ孝子來りたれば、天道の助あるべし、もはや此處拔崩るゝ事あるべからず、皆々心を安んじ候へとて、一同の夜の明るを待ちぬ、已にして東方白みて夜明ければ、人々氣力を得たり、實に天の祐けなりしか、此邊悉く拔崩れて、中に此堂庭ばかり堅固にして、凡五六十人の者命を全ふせり、人々皆空腹なり、あたりを見るに、堂より下の方に半潰の家あり、此家

弘化四年

より米登升あまり持参り、釜に入火を焚居る中に地震し、釜の側の地裂けたり、人々驚きたる中に、藤太空腹にては何事もならずとて、釜の中のなま米を拗して立出ぬ、村役人藤太が行べき路を兎角と心配するを、藤太見て、自分は松城^{○松城}が方へ立退くなり、皆々は家内のせわして怪我せぬ様に路を求めて行へし、必ず自分にかまふまじと云て、岩草村の方をさして出ぬ、村人道しるべせむとて兩三人先に立ちて行まゝに、路もなき處抜崩るゝ中をほしり行に、先なるもの陥る時は、跡のもの助け、跡なるもの陥る時は、先なるもの手を取りて引あげつゝ、辛ふじて此村中みのぶ組と云所まで行て一息つきたり、又急ぎて岩草村なる松乗寺の門前にゆきて、潰れ残れる家に立寄る、是は此村の組頭の家なり、是にて休み、人心地になりたり、あるじ蕎麥がきをして人々に振舞ふ、又神酒の残りとして酒を出す、藤太辭しければ、もてなしに出せしにはあらずと申まゝ、其酒少し飲て氣力を得、此所より念佛寺村の人々をかへし、初め一同に立退し松城近在の黒鉄の者兩三人と共に、爰にて野支度とよのへ、草鞋をはき、身輕に出立、橋詰村、五十平村、坪根村、宮野尾村、吉窪村等、大抜の難所を越、小市の渡しを渡し、蘇生の心地して、松城に歸りしとぞ。

○六月十一日、今日方御用部屋、平常之通、於御殿相立、櫻の馬場御役人、假小屋引拂、○大御門、屋根御修葺未相濟候に付、諸御禮、未被爲受、○御中老玉川左門、赤澤助之丞、大目付海野藏主、玄關修葺未相濟候間、諸士廻勤相控、○地震の時、地拆けて吹出したる土砂泥、甚臭し、水災の時水入たる家の、水引し跡に残りたる泥も、同じく甚臭し、○今夏、例年より蠅多し、○岩倉、藤倉の崩落たる時、安庭村明るくなり、屋の内隅々まで畫の如く見へしとぞ、○岩倉の抜たる時、跡にて十匁玉程の鐵炮の音度々あり、湯氣の發するならむかといひり、○伊折村白岩山崩れたるは、ぬけ口より麓まで七八町、夫より又五六町も土石押流したり、麓は溝の如く掘れて、深さ貳丈許りの所もあり、其水溜りを踏て押出し大石夥しく、中に横十二間、高さ七八間なるあり、横五七間、高さ三四間なるあり、伊折村の中、壹組、家數十軒、人數四十餘人、皆土の下になる、右五七間の大石の下に、月張提燈壹つ、草鞋壹足、かいまき壹つ見えたり、村中壹人、此かいまきは、姉様のかいまきなり、然れば姉様の家は、此所の土中なるべしとて、石の下をひたすら掘りければ、果して姉の死骸を掘出したたり、其外はつるに掘當すと云、○祖山村の山抜は、伊折ほどの石はなし、此山、杉其外大木多く立籠たるが、崩たる

九八

時、一抱ほどの木、三四尺ほどに折挫けてあり、外山抜は大木倒れたるも、多くは其儘なり、祖山の如く折挫けたるは少し、○山中筋見分の御役人、村民を厭ひ、止宿は野の積りにて、小夜具、兵糧米、味噌を持せ行しが、小屋を取立るには、人足遣ひもあり、又村民に尋問事、申諭す事など、皆小屋にて呼來すなれば却て村民を煩はす事あり、依て野陣は不用、潰れざる家に入て、持参米を炊きて巡行せしとぞ、○朝日山より崩れ落ちたる石の中より、羅紗の毛の如きもの多く出たり、色黒紫にて光あり、○六月十三日、地震間違に成り、晝夜小三四度、音ばかりの時もあり、又少しゆるる事もあり、今日は小ゆり度々の中、晝兩度少し強ゆり、夜中も一度強ゆり、三四度小ゆりあり、都合十二度なり、○穂刈村安光寺の鐘、大形にて百貫以上上の重さなり、鐘堂も丈夫造りなり、岩倉の堰留湛水の時、此鐘堂其儘流れ下り、一里程隔たる上條村の邊に漂ひしが、風に吹れて又歸り上り、安光寺の邊に來りたるを、大木に繩にて繋ぎ留置たり、然るに岩倉決潰之時、水引て鐘堂顛倒し、屋根は流れ去り、堂の柱逆さまなりて在り、鐘は落けるを引あげてつなぎ留しとぞ、○安光寺は水底に在る事、二十日ばかりなりし、水引て後、井の水少しも濁りなく、元の如く清潔にて、増減もなしとぞ、○上條村源

信寺の鐘も、水中に漂ひ、諸所めぐりしが、是も繩にて繋ぎ留しと云、○臥雲院、大地震の夜、數町麓へぬけ下り、堂宇は其まゝにて破壊せざりしが、火燃え出で焼失しぬ、然るに庭の木石并に池など、其まゝにてぬけ下りたり、但地面縮りて少くなくなりしと云、○外鹿谷村の内柳の窪と云は、十四五軒の民家あり、數町下の方へぬけ下り、岩山の麓へ押付、十二軒は火に焼けうせ、其餘の家居は、其儘にて破壊せず、元の所に小社ありしが、其社は其所に止り、元の如くにて、民家とは隔かに隔り、其間其五百間程の處、田の畦、程よくぬけ下り、地面廣がりたり、是は伸地とも云んか、但此類は稀の事にて、縮地は多くあり、○穂刈村大太川、常は神田川程の水なるが、山崩れ土石落ち入り、其上へ大石七八間に五六間、高四五間なるが落ちて、流れを塞ぎたり、切割にもならざれば、石工に命じ、石の片端をほり、川筋を片寄せて道をつけ、水を流したりと云、○穂刈村、穢多の家廿軒ばかりある所、がけ崩れ、家居も人も皆土の下に成しが、女壹人如何してかのがれ出でたり、其子九歳になる男子ありしが、是も土中に埋れしに、廿八日に至り、其母其邊に來りし時、土中より母を呼びし故、いそ聲を目當に土を掘りければ、男子生てあり、少しの怪我もなかりしとぞ、土中にありしこと、五

弘化四年

九九

乙

弘化四年

日なり、○水内橋の北の岩石にて、石の間は黒めの土なり、此山、日々に少く崩る、其崩れかた、外山とは異なり、俗につむじ風と云、山の野火の跡など、灰をぐるぐると少く巻いて吹上る如く、石をころ／＼ところばし落す、其落方少し落て留り、又ころ／＼ところばしては留りて、つゝには犀川に落入、毎日右之如くにて、六月下旬に至りても、いまだ崩止らずと云、

○加賀井焚湯の出口、廿四日の夜、泥水六尺ほど吹出し、廿五日の朝は三尺程に成り、廿六日五七寸になり、日を追て元の如くぶつ／＼湧出るのみ、○四月中、犀川干上りの時、水溜りの所にて、川邊のものども、鱒、鯉、鯰、鮠の類、多く捕りしこと云ふ、○此度の洪水、高井郡に至りては、寛保の洪水より、水嵩六尺低しと云、○上野村明松寺、御領内御巡見の時、御本陣なりしが、一搖に地裂けて、本堂も庫裡も潰れながら、裂目に陥入、其まゝ裂口塞がりしが、頓而大勢來り集り、掘出しけるに、土中に陥りし者怪我もなし、中より物を取出すに暗き故、提燈ともし出入せしことぞ、○茂菅村の静松寺、葦所の隅に馬屋あり、其側に徳風呂を居てあり、中間葺、此風呂に浴し居けるが、其所のみ抜下り、遙の谷に落けるが、湯もあふれ出る事なく、中間も浴せしことにて落ける、馬は

100

驚き、谷を越寺に戻りしこと云、本堂は大破し、庫裡は潰れかかり、且裏手の山抜落て、堂へ押かゝりしこと云、○上松昌禪寺、一搖に潰れて、住持も壓死せり、○地震に付、四月廿三日、飯山侯三千兩御拜借、四月廿八日、須坂侯金子五百兩御拜借、六月十四日、上田侯三千兩御拜借有之、○四月廿八日、松代侯金壹萬兩御拜借、外に其郡代金壹萬兩、御借用有之、○關谷川、神田川、例年夏の間は水細り、關谷川は濁る時、間々あり、然るに今年、夏日も替らず水太し、或曰、地震にて水裏變じ、坂裏へ出る水、此方へ向きたるならんか、○大御門、瓦屋根御修復出來、六月晦日、通用有之、○御家中銘銘の御知行所、變災に逢候者へ、手充遣すもの往々あり、河原氏にて手充、

安庭村二十石、
潰六人へ金貳分、半潰四人へ金貳朱、極難澁壹人へ金貳朱、死失三人宅へ線香三把、村方十三人へ酒代百疋、
吐頃村六石五斗五升、
潰二人へ銀十匁、半潰九人へ錢壹貫文、八百文、極難澁者四人へ金貳分、中難澁者壹人へ銀五匁、死失二人宅へ線香二把、外今年の不役金より壹分、村總割にして遣す、

乙

同心或は出入の者丈遣し、追て索麴、干物の類遣す、

○七月五日、御家中へ御目付演説、

暫之内諸御禮不被爲請候旨、相違置候處、猶相違候迄は、以來節句、月並共、四時登城、御機嫌相伺可申候、

但節句、月並、是迄不致登城向は、是迄之通、且病氣其外差合之面々、不及名代、且又節句、上下不用着候、

○七月七日、御機嫌伺、御兩書院諸士へ被遊御逢、以後、式日、同機嫌有之

○七月廿日、曉七日強震、鍛冶町邊、戸障子倒れたるもあり、田町邊にて鴨居落ちたるもあり、御山輪中、此程中修復ありたる壁われたるもあり、此時、上田も同様にて、町方のもの共、皆々庭へかけ出たることぞ、○八月朔日、御祝儀無之、諸士登城、御機嫌相伺、但御逢可被遊處、御頭痛に付、於御用部伺有之、

○川除御普請、七月廿八日、於江府被蒙仰、

真田信濃守

其方領分信州村々、地震に付、堤、川除、破損所之儀、當時之水行に隨ひ、古形に基、相當之御普請被仰付候間、得其意、委細之儀は、御勘定奉行へ可被承合候、
右阿部伊勢守様、御留守居御呼出、御逢有之、

弘化四年

101

○八月三日、天真院様、三十三回御忌御法事に付、長國寺へ御參詣有之、但變災後、初而御出有之、

○山中湛水の時、舟を流すまじとて、木に繋ぎ止置しが、水引たる後見れば、高き山の木の梢にかゝりあり、是を木より下し、林の中をやうやく引下して、川邊へ出せしことぞ、

○稻荷山組物師某、此度地震水災に遭し郡郷を圖面にして上木し、信濃國大地震火災水難地方全圖と題す、圖の大き東西壹尺三寸七分、南北貳尺八寸五分あり、此者、京都正親町殿へ出入するに付、此圖を卿の一見に備へしに、計らず今上の御覽に入しことぞ、○山中日名村、蟋蟀夥しく出で、黍、稷を喰あらし、又人家に入り、蚊帳を喰破り内に入り、あぶら垢のつきたる衣服、夜着の類を喰ひ、或は小兒の手足に喰付、村中大に患とす、ひろひ捕へんとするに、はね廻り、捕り得ず、元來變災後、假小屋住居藪多く敷、其上蘆蓆を敷たる故、蟋蟀右の藪の中へ逃れ入り、捕兼たり、等なごにて打ても、上柔かなる所にては死せず、往來道筋へ引出し、打付れば、土堅き故死す、一所にはき寄て火にて焚くとすれば、はね上り飛去り、何分手に餘ることぞ、因て御役人差圖して、近村方人足を呼寄、一度に捕らせんとするに、多勢入込時は、わづかに残れる黍、稷、皆踏荒さるべし、然らばたとひ虫は盡て

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

も、又食物に難儀なりとて、人足を呼ぶをば、村民訴訟すも、因て村中にて成べきは精出して捕ふるより外なごぞ、是は水災にて麥の刈残し水に付て腐れしより、生せしならんかといへり、近頃は隣村にも移りて、平素より多し、但し日名村の如く害をばなさずと也、八月初旬之事也、○八月六日の夜中、例の響き凡三十餘度あり、此頃は、大震にもならむと氣遣しが、何事なく、翌七日夕七ツ半時頃、強震あり、且長し、此時清瀧の邊、石三四ヶ所、ぬけ落、其邊に薪を束るとて、薪の上に居し者、ゆり落さる、御城下に新にぬりたる壁われ、築立たる土藏の石垣など、搖崩したるもあり、

○八月、諸御禮來る十五日より被爲請候旨、被仰出、

○八月、此度の變災に付、三ヶ年間、萬端御儉約御省略に付、御家中にても其旨心得候様被仰出、且着服供進等之事に付、御手充筋、早々仰出されあり、

○八月十五日、變災後初月並御禮被爲請、初而之御目見、家督之御禮等有之、但御目見は無之、

○七月廿日、煤花川洪水決潰、川邊川缺、石砂入、水押之村、廣瀬村、組小鍋村、國見組、茂菅組、市村組、妻科村、中之御所村、○入山村、七月廿日以來、引續白雨に而、覆之地所出

來之旨訴出、七月廿五日、

○八月廿二日、夜八時、震強く、引續き三四度あり、町方にては皆町中へかけ出たりと云、此時箱清水にて倒家五六軒ありしと云、虚實如何にや、

○七月十一日、御家中地震にて居宅破損の者へ、御手充金御借被成下、

本潰、百石に付、金拾兩、

半潰、百石に付、金七兩、

大破、百石に付、金五兩、

御禮金御免、來申年より丁年賦返之、

尙相願候者へは、御禮金壹割にて、右高瀬丈、御借被成下候旨、

九月朔日、御側醫へ御意、

○大地震の時、岩野村邊地拆けたる所より、水夥しく出、往來の人の膝節までさぶく程なり、但夜の中に水引たり、東川田村も同じ、或人の田地拆けたる所、湯氣盛なれば火を發し、陰氣盛なれば水を發するなるべし、岩野邊より川田村まで水を發せしを見れば、此邊より東松城の邊は、陰氣發するべし、さればこそ火難なかりし、山中より川北邊は陽氣發

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

せしが故に、虚煩多かりし、

○山中何れの村か、一ゆりに家潰れしが、亭主遙か隔りし所へ、勿飛され、落る所地拆て、其中へ陥りしが、陥るとひとこくかけ口しまり、首のみ外へ出て、肩より下は土中に埋り、出る事能はず、あたりを見れば、程近くに童子壹人居たり、能見れば我子なり、いかにして爰に來りしと問に、いかにして來りたるやと答ふ、然れば此童子も父と同じく勿飛されたりと見えたり、我童子に我を掘出しくれよと云、童子十歳ばかりなるが、何もほるべき道具なければ、手にてしきりに土をほりあげければ、程なく肩のあたりまでほり出たり、夫よりそろ／＼手をぬき出し、やうやく全身ぬけけり、家内のものは、皆屋の下に壓死せしとぞ、

○山中何れの村か、家の後は山畑にて麥あり、前は低くして田なり、地震の時、麥畑其儘にて、水田の中に在りし、

○御領分水内郡村々、煤花川堤、川除、破損所、此度限御普請御願之通、去十二日被蒙仰候段、九月十八日、御目付演説、

○雁足輕大岡村の産新左衛門、此度變災の地圖仰付られ、仕立差出す、松本、飯山邊までも、委細に彩色分にして出す、御參府の時御持せあり、新左衛門は樹邊方手付也、

○職人拂底にて、村里小屋掛も出來兼候に付、御郡方より上田御役人へ懸合、大工百人御借入、八月廿日九月十一日頃迄、凡廿日程、村々へ借し渡し、皆々御借し人に相成、

○八月廿八日、爲御參勤御發認、土口坂道惡敷に付、妻女山越御通り、岩鼻も御除、西の方島中御通行有之、九月四日、御機嫌能御着府、此度御供方、御減少有之、

○大變以後、坂裏より地藏峠通り、馬にて米俵を松代へ送り來る事夥し、四斗入り二俵を壹駄とす、夏の間は日に八十疋程つゝ來る、六月より少し減すと雖も、五十疋のかけたる事なし、但雨天泥途には見合せて來らず、壹駄代金壹兩にじて、日々五十金を持去ると云ふ、又材木、板の類も多く來る、馬荷の筏にして筑摩川を下す、夥し、上は中仙道和田嶺より出すといへり、

○坂裏、瀬津、二千石の地にて、二百兩の金子、例年より餘計に得たりと云ふ、

大日本地震史料 卷之十三 終

大日本地震史料

卷之十四

弘化四年三月二十
四日信州地震ノ三

〔見集録〕善光寺地震取調材料六册ノ内、乙、
文部省震災豫防調査會所藏

○本書ハ、長野町ノ官人小野等太郎ノ集録セシモノニテ、全編十二大册ニ
分ツ、今其ノ中ニ就テ、地震ノ能事ニ係ルモノ、ミテ抽録セリ、

善光寺大地震、大焼の有増、

弘化四丁未年三月廿四日、常山如來開帳半之事故、山内并に
町々一統之賑ひ、夜分は萬燈白日之如く成所夜四ツ時、俄に
大地震雷の如く、忽寺院、町家、土藏等迄、一度に搖潰し、開
夜となり、程なく數ヶ所を出火、一時に大火となり、家毎に
泣呼ぶ聲、天地にひびき、艱苦をなし、子の刻に至り、山内并
町々の小せき^(等カ)に、家藏の木かへに落入、水をせき留、往來に
水溢れたる處もあれど、火を消んとするものなく、思ひ／＼、
に野中へ出、只忙然たる有様なり、近郷村々より地震のとき
れを見合、親類并熱意^(熱カ)之ものへ欠付、いまだ聲あるものを助
け出し、又火の手を防んとなせども、寄付ならず、丑の時に
至れば水絶へ、家々之井戸は、壁落崩、水の氣なく、火はます
ます盛んとなり、風未申の方より烈敷、如來の御堂は煙之中

弘化四年

となり、既に危く見へ候處、不思議なるかな、此折柄^(山)三門、御
本堂の屋根上に、數多の人影あらわれ、八方へ欠廻り、火の
手を防ぐ體、見留たる者多く、夜明におよび、御屋根の上に
人影見へず、風もかわり、明れば廿五日、火氣益烈敷立登り、
市中一面に火となり、斯る處へ松代様方御防之御人數、并六
川御陣屋よりも御出張、後町口漸々消口に相成、同夜命を助
り候もの、野田に伏居り、折柄雨降り、誠に歎敷事に候、地震
止み不申、廿六日、燒殘また／＼燃出し、都て二夜二日にし
て漸く燒止り、御山内大本願上人様、院内不殘、并衆徒廿壹
院、中乘十五坊、妻戸拾坊、都て四十六坊不殘、上人様御門前
小間物見世不殘、二王門西側建續之茶屋小間物店不殘、堂庭
中見世物延張の小屋、大小とも不殘、御本堂^(山)三門、經藏、鐘樓
は相残り候、御本堂へ毎夜通夜之旅人數百人に候處、壹人も
怪我無之候、御別當大勘進様、半潰れ燒殘り、萬善堂無難、町
家之分、大門町、東町、武井小路、西之門、東之門燒失、横澤無
別條、樓小路、阿彌陀院、西町、荒町、立町、伊勢町、新町、同裏
通り非人小屋、并片羽不殘燒失、扱岩石町、東西横町、田町不
殘、裏田町不殘、畑ヶ中、上後町、中後町不殘、下後町にて止、
消火、扱又北國往還續横山村搖潰、相之木村西組燒失、善光
寺市中寺院は、東町康樂寺、寺家とも不殘、樓堂村不殘、明行

弘化四年

寺并に寺家共不殘、西町西方寺は無別條、庫裏潰れ、東之門
寬慶寺不殘、田町普濟寺、岩石町虎石庵、伊勢町聖臨庵、權堂
村往生院、其外社地十七ヶ所、潰家、死人有之、同廿七日至、
漸く火鎮り候へども、銘々家跡を掘、白骨をひろひ、中には
半死半生も有之、戸板にのせ、野田へ引取介抱いたし、また
其夜止宿之旅人は、我が同行の死骸を其場に焼も有之、白
骨をひろひ、中には不分明は改之上、無縁堂江納め、半生之も
のは、御救小屋を掛、御手當有之候處へ引取養生いたし候も
有之、如來尊を御本堂裏正寅之方掘切と申處江、御假小屋相
建、其所へ御うつし、御別當大勘進様御始、三寺中僧侶守護
有之候、且又旅人の白骨は、御境内之内新規地所をあらみ、
其所へ不殘相納候、

立札之寫

横死人遺骨納所、

山内、市中止宿旅人、百ヶ日に至
り、法事修行有之間、有縁之者、
參詣燒香可有之者也、

知事、

一如來様御小屋前にて、困窮人粥施行有之候、

松代領八丁町甚五郎と申者、御堂庭江出張三日之間、
米穀安直段賣渡申候、

一〇六

一大勘進様々、市中銘々江、白米五升宛被下候、
善光寺山内、并市中取調大略、

一寺院燒失、前に有之、
一山内之住持僧八人、
内衆徒三人死、
中衆五人死、

一市中懸死人、凡貳千人餘、
尤他所止宿之ものは除、
人別帳に有之もの計、

一懸死旅人、凡千人餘、
一同牛馬、いまだ調中、

一掃潰家棟數、凡五千軒餘、

一廿四日夜地震後、犀川之水、日に減水、丹波島舟渡し、晝ヶ
所に相成、犀川流水絶、步行にて往來渡候様に相成、川中
島并川邊村々、大騒動と成、銘々山林江蕪張小屋をしつら
ひ、家内不殘引取、水之出來るを相待候、

一丹波島川渡と唱ひ候、此川上、更級郡、水内郡兩郡之境ひ、
水内之橋下に、赤岩村と申一村、山抜にて深谷を埋め、又
其下に安庭と申村にて、貳ヶ所山抜谷を埋、名ある急流大
河候へ共、水道ふさがり、數日水湛候事有、新町村、穂苅
村、收之島村を始十ヶ村、水中にしづみ、民家浮み、水湛へ

候處、見渡し、谷奥へ八九里程水溜り、谷幅之儀は三十町、
又は貳拾町、山間之事故、町數不同、里程分り兼候程之事
に付、御領主様方御役人衆中、場所江御手當有之、其上川
中島へ嚴重御下知有之、數百ヶ村、居家を立退、西之方小
松原山、岡田村山、東は西條山、保科山、最寄々々の山林へ
小屋を掛、村々空居と相成、矢代宿を北國往還關川宿迄
は、人馬繼立出來兼、御武家様御荷物、右宿を持荷にて附
通し、川東通りと申所御往來有、深か谷より廣野へ水の出
口小市村舟場之所、川中へ地震にて小山出來候に付、出水
之節は突かけ、田畑へ押込可申と、御領主様御役人御出
張、數千人の人足にて、石俵を作り、高土堤三重に築立、水
除御手當有之、猶又火術方命せられ、深谷の水押出し候
節、合圖之狼煙を、最寄山之高みにて上げ候様に御手當有
之、其合圖を心得、里村に残り居るもの、并に往來之旅人、
急ぎ山之手へ逃れのほり候様御示に候、其上助舟、筏等、
村々江御渡御用意有之候、誠に前代未聞之珍事、御役人御
出張先にて、大釜數ヶ所御立被成、御焚出し有之、數千人
の人足食事御手當、其外筆紙盡し難き御手當有之候、數日
水も出不申、村々之もの共、居村江立戻り、耕作に取掛候も
のも有之、油断いたし候處、四月十三日晝七ツ時、俄に小

市口方、大山之如く水煙りを立登り、數十丈の大水、一時
に押出し、南岸の山方も高く溢れ、眞先に小市村一とまく
りに缺崩れ、村家數十軒流失、小松原村七分道流失、中島
村流失、水鉋村數十軒流失、丹波島宿貳拾軒餘流失、南之
方御幣川村限り、川中島一面、水中と相成、小森村流失、眞
島村流失、犀川、千山川兩河、一面に相成、松代御城裏迄、
大水押出し候得共、先年御築立之土堤にて止り、御城内江
は水入不申、此邊は村方も溺死無之、川中島にては、多人
數溺死有之、夫より千曲川一筋大水と相成、川東高井郡、
西は水内郡、越後國まで川邊之村々、水損溺死夥數候へど
も、未だ委しく調兼、追々見聞之上可書記候、

大地震に付、松代御領内御觸書之寫

大地震後、引續大水難に及候處、場所により多少有之候得
共、彼是御領内一統之變死、凡三千人に及び、潰家一萬軒、怪
我人夥數有之、何共歎ヶ數次第、言語に絶候、當座之御手當
筋之儀は勿論、往々取續方之儀迄、厚御憐愍可被成下候、難
有御趣意之程、銘々相辨、心得違無之様、如堪罷在、如何様に
茂相勵可申候、若當座之御手當筋、行届兼候村方は可願出、
村役人共等閑に罷在、難澁人別之内、萬一離散いたし候様の
事有之候ては、無念之事に候、難澁人別之ものども、村役人

弘化四年

一〇七

弘化四年

等閑にて、格別難澁に塞り候次第申立も不致、狼に離散いたし候ては不相濟事、右體之もの有之候はゞ、嚴敷谷可申付候、幸に變災輕き村方、又は人別之内、冥加之程を存付、御救方江献上物致し、或は融通方専ら心掛合力致し候者共相聞、奇特至極之事に付、追て褒美可被下置、猶此上銘々相勵出精いたし候はゞ、一段之事に付、村役人承届、右奇特之もの名前譯柄可書之、且多く之村方に付、若御救筋に相もれ候者有之候ては、御趣意相洩候間、村役人共能々相心得、彌以深切に取扱、小前末々迄、不洩様可相觸もの也、

四月十八日、

同御觸、

去月大地震以來、満水等非常之變災、一統難澁之時節に而小屋掛、其外作事多之儀に付、大工職人等、幾重にも出糶可相勵事に候、萬一心得遂にて、作料日雇、是迄定之外、餘分受取候ては不相濟事に付、其旨急度相守、心得違無之様、實意稼可致旨、諸職人有之村方は、役人より申通、銘々其段可相心得者也、

四月廿日、

松代御領内御調方寫、

向大破損、其上所々地面震裂、幅八九寸位、數間筋立、家中屋敷之儀は、南山手江附候分は、破損輕く御座候得共、潰家或は半潰、其外一統破損所有之、城下町之儀も、潰家破損所、死失人も有之、其外領分村々一統之儀にて、塙所に寄り、七八寸或は貳尺四五寸、地面震裂、數百筋立、右々土砂水燒石之類吹出し、田畑之中地陸、或は高く或は低く、種々致變地、扱亦山中筋は、尙更拔覆修敷、土中に相成候村方も有之、其上兼而申上置候通、更級郡之内山平林村地内高山崩落、麓之村は、大磐石、一同犀河江數十町之間押埋、流水堰留、日々水嵩相増、凡廿五六丈之湛水、上は八九里餘之間、湖水之形勢に相成、右に付河添之村々は、數ヶ村倒家、或は燒失之上、數十丈之水底江沈み没去仕、此上五七日茂水湛候はゞ、拔崩押埋之場、水乗可申哉之旨、追々注進申出候、其外土尻河と申は、犀河が北に而御座候へ共、是亦河上山崩、流水途切、去十日迄湛水に相成居候所、同日晝過、崩埋之場押切、一丈餘之大水、俄に押出し候處、暮に及、追々減水仕候、尤元來犀河江落合候水筋に御座候所、地震以來干上り之河筋、流落候故哉、河丈之流水に而、破損所は御座候得共、先格別儀には無御座候、然る所前申上候犀川上手、數十日之湛水、一時に押出し候節は、河中島は勿論、下續御料所村々、如何様之變災

弘化四年

一〇八

一御領内損高三萬二千八百五十石餘、本町共、新田共、
内 田方一萬八十五石餘、
内 畑方二萬二千七百廿石餘、
一民家潰七千六百七十二軒、
四十九軒、燒失、
二百軒、燒失之上湛水に入、
六百軒、湛水にて浮出す、
三百軒、山崩土中埋、
六千五百七十七軒、潰、
一壓死人二千七百七十五人、
内 社家一人、僧十人、
内 男二千二百廿二人、女子五百四十二人、
但し三百四十六人は、山拔土中へ埋、死骸相知不申候、
一壓死之穢多、七十八人、
内 六十七人、土中埋、
一斃牛馬、二百六十七疋、
内 六疋、土中埋、
弘化丁四未稔三月廿四日亥之上刻大地震に付、諸御領主方御公儀江御届書寫、
過日光御届申上候通、私在所信州松代、去月廿四日夜、未曾有之大地震に而、城内櫓一ヶ所震潰、其外櫓、門、圍塙、住居

可有之哉も難計、殊に犀河江、小市村渡船場之所字眞神山、是亦犀河中江崩落、川中多分押埋候間、此度湛留候犀川水、一時に押出し、眞神山拔崩場江突懸候はゞ、猶亦如何様之異變出來可申哉も難計、右之場、差向時々手當普請は申付候得共、中々以不容易儀に有之、且支配所之儀、多く同様に御座候處、就中、善光寺之儀は居家震潰、右に而致出火、本堂、山門等之外、一回燒失、死傷夥敷趣に付、早速家來差出し、米穀人足等、當座之手當申付候儀に御座候、一體私領分、飛地無御座、地續一纏に御座候處、此度之災害遙候村方は無御座候處、山中筋は犀川水湛、并道形多分拔覆、往來不相成場も多く有之、委細取調も出來兼候得共、去る十日迄に相糶候分、城下町方山里村々、凡潰家、半潰共、八千七百四拾七軒程、死人、怪我人三千九百廿四人程、斃牛馬二百五拾五疋程に御座候、右等之次第に而、死失、潰家無之村方は、纒之儀にて可有之、歎息至極に奉存候、勿論救方手當、精々申付候得共、差向苗代時にも罷成、麥作取入等、肝要之氣候にも追々相成候處、震漸輕相成候得共、鳴動は今以數拾度有之、百姓共恐怖悲歎に沈み途々失心、忙然と而已罷在候に付、役人共差出し、撫育爲致候得共、安居仕兼、加之、河中島平之儀は、犀河水湛に而流水無之、用水差支、渴にも及候仕合、絶言詰候次

一〇九

第、乍然難捨置、萬一心得違へ人氣も、此節之儀に付氣遣敷奉存候間、人心落着、銘々取復之手段、救方、可成丈可申付儀に候得共、城修葺を初、家中、城下町、領分村々、一統之儀に而莫太に有之間、行届兼申候、其上猶岸河之變地、如何可被成哉、心痛當越至極に奉存候、御時節柄奉恐入候得共、何分難及自力候、依之格別之以、御憐愍、金二萬兩、拜借被、仰付被成下候様仕度奉存候、此段不得止事奉願候、以上、

四月十二日 眞田信濃守家來

私在所信州松代、先御届申上候通、大地震に而更級郡山平林村之内岩倉山拔崩、岸河へ押埋堰留候處、去十三日夕、一時に押切、右河筋江押出し、里方江之出口左右之土堤押切乗越、夫々川中島一圓水押來り、城下が一里程上、同郡横田村邊方千山河下續江、一面に押入候水勢甚強く、下筋方も追々溢來り、溢水に相成、專致逆流、居城際迄押上、城内地陸方も水高に相成候處、去る文政年中、御聽置申上築立候水除土堤にて相凌、尤所々及大破候に付、種々手當申付、急難相防候内、致減水候故、城内江は水入不申候得共、城下町江は、餘程水押入申候、右様之次第に付、流末、河邊村々御料所中野平邊迄致充満、如湖水相見へ候處、追々減水候に付、早速見分差出し候得共、大小橋々、多分流失、其上水引候而も、地窪之所

も御座候趣相聞候得共、未相分不申、且水溜居候次第にて、損地等之儀は、中々凡之見積も不行届、北園往還丹波島宿邊方千山河、岸河落合之邊は、一圓亂瀬と相成、丹波島驛并脇往還川田宿、福島宿之三宿、前文之次第に而、人馬繼立も出來兼候、且亦河邊村々之米穀之儀は、山手村々江相移し候様、兼て申付置候へ共、其外近邊之村々は、縦水押來候共、流失は致間敷と心得、棚等拵候而、上置候穀物、居家一同致流失候儀不少、右に付、村々爲救方、所々江役人差出、喰物炊出し、并小屋懸手充等、專申付候、殊に川中島村々は、岸河方引取候用水堰三筋、外に登ヶ所水門、跡方も無之押埋候に付、吞水一切無之、救方喰物炊出し之儀も、塲所に依り、二三拾町も遠方方水運候儀に御座候、畢竟前條土堤普請之儀も、右様之儀無之様仕度、急難防に付、地震にて居家震潰候村々之者迄も、申渡を不相待、日々出精築立候處、其甲斐無之、一時に致破壊候に付、居家流失、水冠等に相成候者は、猶更之儀、一統途方に暮罷在、日用之吞水は勿論、眼前之苗代水引方、堰普請も、早速行届兼申間敷、必然と差支、人心不穩、甚不安心に奉存候、專手當方申付罷在候へ共、城内初、家中屋鋪破損、并城下町、領分村々、潰家、死失人夥敷、田畑道路地裂、地陸床逃に相成、亦是山拔覆等之大變災打續、此度之大水患、且今

水溜り居、或は道、或は押堀等に而、道路難相成場所所有之、凡見積りも出來兼候得共、岸川湛場破方之儀は、段々水嵩相増、深さ貳拾丈にも及び、少々宛水乘に隨ひ、岩倉山麓之方、追々崩崩に而水筋相付、大水乗初候と、一時に押埋候巖石等押崩、麓之方江も多分缺込、數十日之湛水、河中島へ押出し候儀に御座候、右爲防此度石俵等を以、俄に急難除爲築立申候、然る處右は川中島其外河邊御料、私領村々之爲に付、領内人夫は勿論、近領水冠にも可相成村々方も、多く人數差出し、精々普請致し候儀に御座候へ共、廣大之水勢にて、暫も不保、不殘押流し申、且亦水内郡小市村之内字眞神山、先達而拔崩、高貳拾間程、横五拾間程之所、岸川へ八拾間程押出し、殘川幅僅に相成、其儘差置候ては、聊之水にても河筋致變化候儀に付、精々掘取候へ共、巖石等多く、行届兼候處、此度之激水にて忽に押流し、百數十人にて難動程之大石を、河下或は河邊村内耕地江押出し申候、其邊之水丈六丈餘にも及び候付、川邊村々之内、更級郡四ツ屋村之儀、軒別八拾軒餘之内、六七軒殘、悉く流失、跡一圓之河原に相成、右に雖じ、居家不殘押流し候村方も多分有之、其上山中筋水附之山、多く崩崩候に付、大木等押出し、是が爲に被押倒、流失致候居家も不少、流家凡六百軒餘、其外石砂泥水入數多有之、流死人

以鳴動止み不申、何共氣遣備次第、甚以心痛仕候、委細之儀は追々取調可申上候へ共、先此段御届申上候、已上、
四月十八日 御名 〇眞田信濃守 守下同、

- 右御届之通、是迄湛居候水、當月十三日未之中刻方山鳴致し、水抜出候に付、丹波島驛渡船塲邊、七ツ時頃水押流し、川中島川北邊村々水災之事、
四月十三日七ツ時頃、水害調、
一村數三拾三ヶ村、
一 民家流失八百拾軒程、
一同石砂泥入二千百三拾五軒程、
一流死人百人餘、
内 貳拾人、水押之塲之人別、
八拾人餘、旅人并外に在々之人別、睨と不相分、
以上、
覺
一 死人貳千八百六人、 地震災害にて、
改貳千八百三拾四人、
一 怪我人九百貳拾五人、
改千百拾人、

弘化四年

一 斃牛馬貳百拾四疋、
 改馬貳百六拾四疋、
 一 潰家五千六百拾五軒、
 改五千九百七拾七軒、
 一 半潰家貳千四百九拾三軒、
 改貳千九百八拾軒餘、
 改酒藏拾一ヶ所、
 其外、堂、宮、并社倉藏、土藏、物置類、村方にて申立不分明に付相除、追て取調可申上候、

四月六日
 改四月廿一日迄取調、

松代

一 町家潰百三拾貳軒、
 一 半潰百拾壹軒、
 一 酒藏貳ヶ所、
 一 死人貳拾五人、
 一 怪我人拾九人、
 以上、

御預所權堂村田町組、

一 潰家之上燒失五拾壹軒、
 外八拾貳軒潰、借家、
 一 死人拾六人、
 但燒殘居家、土藏四ヶ所、○コノ一行、前行
 一 權堂町七拾貳軒、
 外借家百拾八軒、潰之上燒失、
 一 死人七拾六人、
 一 怪我人七拾人餘、
 死人〆九 貳人、
 以上、

善光寺領

四月十八日迄取調、

一 潰家其上燒失に付、軒數未知數、
 一 死人千三百人程、
 一 西町組死人三百二拾人、
 〆千六百二拾人、
 出家拾五人、
 内譯 男六百四拾四人、
 女九百六拾一人、
 小以

一一三

弘化四年

外死人貳千人餘、
 右は、死人之儀は旅人にて、其所方尋來り相知申候分如此、其餘之儀、旅籠屋にて帳面燒失仕候に付、人數不知、

一 潰家貳千三百四拾六軒、
 内 五拾貳軒、潰之儘有之、
 貳千貳百九拾四軒、潰之上燒失、
 以上、

四月廿一日迄取調、

此度、越後、信濃、就大地震、從 公儀御見分被仰付、被御出役、四月七日被仰付、同十日出立、

御勘定方
 松村忠四郎
 直井倉之助
 御吟味方下役
 柴田隼太郎
 御普請方
 佐藤陸三郎
 同

四月八日、出立、

四月十日、出立、
 右人別、
 以上、

同 友治郎
 小林大治郎

私領分信州松代、去月廿四日夜、大地震以來之次第、追々先御届申上候處、城下方戌亥之方に當り、六七里程隔り候山中、水内郡伊折村、梅木村、念佛寺村、和佐尾村、椿峯村、上祖山村、地京原村、日影村、鬼無里村等に亘り候大姥山、虫倉嶺と申高山、同夜震動拔崩之始末、近頃漸々通路出來、見分爲仕候處、右九箇村之儀は、別而大災に御座候處、其内にも伊折村、和佐尾村、梅木村、地京原村、念佛寺村之五ヶ村、右山麓間近に而、念佛寺村之内平澤組、臥雲院組、梅木村之内城之越組、親澤組、地京原村之内藤澤組、横道組、伊折村之内大田組、高福寺組、横内組、荒木組、和佐尾村之内栗本組、都合拾壹組之内、民家七拾軒程、人別百九拾九人、馬三拾疋、無跡方土中に押埋、右組々多分之亡所に相成申候、且亦右村々近村之内にも、黒沼村之儀は、家數四拾四軒、人別六拾人、馬六疋、并山田中村之儀は、家數三拾九軒、人別七拾貳人、是亦跡形も無之、土中に押埋、亡所に相成候程之儀に付、間近之村

一一三

村、變地、潰家、死人、殊之外夥救御座候趣候へ共、未取調行
届兼候、前條村々等は、里地と違ひ、村立耕地も山路隔り、高
目に不似合地廣にて、物毎手違之上、總て平常も巖石重疊之
邊を、一步通ひ同様之險路に御座候處、此度之大災にて、元
之道形致滅却候故、當分巨細之見分行届間敷、如何にも歎ケ
御心痛之次第に付、最寄災害不甚候村方江相繼、救方夫々手
當申付、是迄も追々御届申上候得共、右大姥山虫倉繼籠之村
村變災、未曾有之次第は、就中、甚備候に付、猶亦此段御届申
上候、以上、

四月廿三日

御名

私領分信州更級郡鹿谷村、并日名村分地、松平丹波守領分境
高地河と中山澤、當三月廿四日大地震以後、度々強震有之、
追々山々拔崩、右澤水數ヶ所湛留候旨訴出候に付、早速見
分差出し候處、水上之儀は、是が爲に道路差支候に付、早々
切開方申付候得共、右鹿谷村之内、岩下組分地字大はんみ山
拔崩、右澤水湛留候所、當時之水而方、高五間程、敷五拾間餘
押埋、川下四町程相隔候日名村之内、租室組分地、一同拔崩、
右澤敷貳町程、高六間程、押埋候に付、掘削方申付度候處、山
奥險阻之道路、拔覆數ヶ所有之、漸々一步通ひ而罷越候次
第、殊に巖石押埋候儀に有之、難行届、右押埋場所致破壞、一

時に押出し候節は、犀川江流出、山中筋川添村々は勿論、河
中島邊之儀は、此程御届申上候通り、川防土堤不殘押流候儀
に有之候へば、猶亦如何様之水害に及び可申哉難計、心痛
仕、此上之手充、精々申付置候、且又右鹿谷村分地字荒間澤
と中谷河江、同村之内字柳窪組之耕地崩出し、右谷川湛留、
細流に候得共、數十日を経、右場所押破候はゞ、是亦不容易
災害に可有之旨訴出候に付、早速見分差出し申候、猶委細之
儀は、追々可申上候得共、尙亦先此段御届申上候、以上、

五月朔日

御名

先達而先御届申上候、私領分信州更級郡山平林村之内、岩倉
山拔崩、犀川堰留之場所、四月十三日夕、一時に押破り、河中
島一圓之洪水に相成候に付、川上は追々常水に茂相復可申
哉に奉存候處、巖石多分殘候故、存之外不致滅水、今以常水
方は五丈餘茂相湛居、河添村々地窪之場所は、居家、耕地共、
水中に相成居、其上右河筋所々之山拔に而、不殘押埋候と相
見、山中筋方河中島迄、一統川床高く相成、難澁之次第、且は
先般先御届申上候同郡鹿谷村分地、松平丹波守領分境、高地
河と中山澤、兩岸拔崩、澤水は湛留候に付、右埋み場所、深貳
丈程爲掘削候得共、其以下に至候ては、掘削候に順、兩岸之
大石崩埋候故、何分掘削方不行届候處、追々水高相増、去月

廿八日朝、右掘削候場方水乗流付候得共、此上自然と一時に
押破り、犀河へ押出し候節は、前條之通米水湛居候上之儀に
付、猶亦右河邊村々、如何様之水害に及び可申哉、一統恐怖
に罷在、心痛仕候、并右鹿谷村地内字荒間澤と申谷河へ、同
村之内字柳窪組之耕地崩出し、右谷河湛留之儀も、先般御届申
上、其初見分差出し候處、廣大之場所拔崩にて、逆も掘削手
段無御座候、無據其儘差置候儀に御座候、且亦水内郡煤花河
水上、同郡日影村之内、字岩下組地内、追々拔崩、居川筋三町
程押埋、當時之水嵩、川上貳拾町、河幅四町、深さ拾丈程、水
湛に相成、尤右河向鬼無里村河浦組居家九軒、水入に相成、
尤巖石押埋候に付、最初方洩水も有之、其上此節窪候所は水
乘候間、容易に押破候儀は有之間敷候得共、何共難計、然る
時は犀川下筋江押出し、是亦如何様之水害に及可申哉、其外
山澤追々拔崩、水湛候數十ヶ所有之、是以強雨等にて押破候
節は、何れも犀河江押出し候儀にて、如何様之水害可有之
難計、心痛至極奉存候、依之掘削方手配、精々申付置候得共、
猶亦先御届申上候、以上、

六月七日

御名

高田御城内、御城下共、破損書上有増、
一高札場三拾壹ヶ所大破、

- 一町在潰家四百七拾七軒、
- 一同破家千五百四拾壹軒、
- 一土藏拾九ヶ所、
- 一同大破貳百四拾壹ヶ所、
- 一鄉藏潰五ヶ所、
- 一寺潰三ヶ所、
- 一同大破拾ヶ所、
- 一死失五人、
- 一怪我人貳拾八人、
- 一死馬貳疋、
- 以上、
- 此外町在大破、數多不知、
- 飯山御城内、町、在、潰、燒失、荒増風説書、
- 一御城内多分潰、其上燒失、并に家中、同様に御座候、
- 一城下町之内、高札場壹ヶ所燒失、高札は外し置、
- 一竈五百四拾七軒、
- 一同三百貳拾九軒潰、
- 一内七軒、山崩にて泥冠、
- 一糶藏一ヶ所燒失、
- 一土藏百七拾七棟燒失、

- 一物置百四拾壹ヶ所焼失、
- 一水車屋三ヶ所潰、
- 一寺院拾五ヶ所潰、焼失、
- 一諸堂廿三ヶ所潰、焼失、
- 一城下町即死三百三人、
- 内 男百三十八人、
- 女百六十五人、
- 一在方高札場拾五ヶ所潰、
- 内三ヶ所、半潰、
- 一郷藏三拾壹ヶ所、
- 拾壹ヶ所、山抜にて土中に埋、
- 内 九ヶ所潰、
- 五ヶ所半潰、
- 七ヶ所類焼、
- 一物置千貳百四拾八軒潰、
- 一水車屋三拾四ヶ所潰、
- 一社五拾九ヶ所潰、
- 一寺院拾七ヶ所潰、
- 一死人千百廿一人、
- 一死馬貳百三拾四疋、

- 一死牛三疋、
- 以上、
- 私支配所信州水内郡善光寺、先月廿四日夜亥刻過、大地震にて、寺内、并同寺家來居家、町家、震潰候上、出火に付、死失人、其外在家震潰、壓死人等之覺、
- 一本堂、
- 右内陣向造作等、大破、
- 三門、
- 一經藏、
- 右貳ヶ所、小破、
- 一鐘樓、
- 右無事、
- 一如來御詣所、
- 一同御供所、
- 一同御藏宮、
- 一同境内秋葉社、
- 右四ヶ所、潰、
- 一二王門、
- 一境内熊野兩社、
- 右焼失、

- 一大勘進方、
- 萬善堂、
- 内佛殿、
- 右七ヶ所、大破、
- 一同臺所向、
- 右潰、
- 一同土藏壹ヶ所、
- 右焼失、
- 一大本願方、
- 右不殘焼失、
- 一寺中四拾六坊、
- 一大勘進役人、
- 右不殘焼失、
- 一大勘進役人、
- 右潰、
- 一寺領内、
- 右不殘焼失、
- 一同 淨土宗西方寺、
- 右本堂無事、座敷、勝手向潰、
- 一同 聖師庵、
- 寛喜庵、
- 虎石庵、
- 護摩堂、
- 聖天堂、
- 座敷居間向、
- 物見、
- 裏門、
- 一本本願役人、
- 三軒、
- 淨土真宗康樂寺、

- 右不殘焼失、
- 一同 武井社、
- 右焼失、
- 一同 湯福祉、
- 右潰、
- 一大勘進大本願家來、并門前町家、其外八町之内、二千百九拾四軒、
- 右焼失、
- 一同百四拾貳軒、
- 右不潰家、
- 一同百五拾六軒、
- 右潰候而已にて、不燒家、
- 一寺領内、
- 右潰家、
- 一九拾貳人、
- 内僧拾五人、男三拾七人、女四拾人、
- 右寺中并大勘進家來之内、死失之人數、
- 一四拾六人、
- 内男拾七人、女貳拾九人、
- 右大本願家來之内、死失人數、

弘化四年

一千貳百七拾五人、

內 男六百七人、女六百六拾八人、

右町家死失之人數、

一四拾四人、

內 男拾七人、女貳拾七人、

右大木願門前、并町家死失之人數、

一千貳拾九人、

右寺中并宿坊止宿旅人、死失人數凡、但右之外旅籠屋、

家内不殘死失之者も有之、止宿生死不相知候、

一寺領内

非人之内、三拾五軒、

右燒失、

一斃牛馬等、一切無御座候、

一怪我人、少々之疵所有之候者、多分御座候得共、家業差支

候程之儀には無御座候、

右之通御座候、此段御届申上候、以上、

四月

真田信濃守

一毘沙門堂、

右潰、

一同所未社、愛染堂、

稻荷社、

御供所、

右三ヶ所潰、

一同所水茶屋貳軒
内壹軒燒失、

私御代官所、當分御預所、信州村々之内、去月廿四日大地震にて、溜池堤、震崩切所出來、水下之村々、田畑押堀砂入、又は山崩にて、損地出來候由、訴出申候、委細之儀は、見分之上可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

信濃國埴科郡中之條

御代官

未四月

川上金吾助

信州村々、大地震潰家、并流失家、御届書之覺、

總家數貳千三拾五軒之内、

一潰家并流失家五百四拾九軒、

土蔵四拾三ヶ所

外 物置百八拾六軒

信州埴科郡下村、
外廿六ヶ所、

但高札場、貯穀、別條無御座候、

總家數百廿五軒之内、潰家貳軒、

同四拾貳軒之内、潰家三拾四軒、

同九拾貳軒之内、同六軒、

同三百壹軒之内、同三軒、

埴科郡杭瀬下村、

水内郡中宿村、

埴科郡新田村、

同郡下戸倉村、

同貳拾軒之内、同五軒、

同百拾六軒之内、同九拾三軒、

同五拾九軒之内、同五拾八軒、

同七拾四軒之内、同壹軒、

同五拾壹軒之内、同七軒、

同九拾貳軒之内、同八拾四軒、

同六拾三軒之内、同五拾五軒、

同四拾九軒之内、同三拾九軒、

同百拾五軒之内、同百拾壹軒、

同五拾壹軒之内、同四軒、

同貳拾六軒之内、同拾七軒、

同八拾壹軒之内、同四軒、

同三拾七軒之内、同四軒、

同九拾九軒之内、同貳軒、

同百三拾九軒之内、同壹軒、

同三拾七軒之内、同六軒、

同百八軒之内、同五軒、

同五拾七軒之内、同壹軒、

同四拾八軒之内、同壹軒、

同七拾壹軒之内、同貳軒、

更級郡今里村、

水内郡上駒澤村、

同郡金箱村、

同郡千田村、

同郡荒木村、

同郡黒川村、

同郡黒川西組、

同郡新井村、

同郡富竹村、

同郡長沼上町、

同郡津野村、

同郡六地藏村、

同郡栗田町村、

同郡壹倉村、

同郡柏尾村、

同郡小見村、

同郡平林村、

同郡神戸村、

同郡坪山村、

同郡中村、

同五拾七軒之内、同壹軒、

同拾貳軒之内、同流失家貳軒、

同拾四軒之内、同壹軒、

同郡關澤村、

水内郡笹澤村、

同郡上ノ池原村、

右者、追々御届申上候通、信濃國大地震に付、御代官所、同國

埴科郡杭瀬下村外廿六ヶ村、潰家并流失家等有之由訴出候間、

手代差遣見分吟味爲仕候處、去月廿四日夜四ツ時頃、稀代之

大地震にて、銘々居室立去可中同一立騒候得共、如何にも

強き地震、歩行難相成、家別に死人、怪我人夥敷有之次第、其

外溜池、堤、ゆり崩、湛水致し、又は山崩有之、泥水押出し、書

面之家數、一時に潰家、并流失家等相成候儀にて、右は全天

災難逢、悲歎罷在候と申立候趣、相違無御座候間、早速小屋

掛致し、農業に取掛り候様申渡候、尤右之外破損家も夥敷有

之、其外死人男女百八拾九人、馬貳疋、牛壹疋、其外怪我人御

座候、

右取調之趣は、牧野大和守殿江御届差出申候、依之此段御届

申上候、以上、

信州埴科郡中之條

御代官

未四月

川上金吾助

追々御届申上置候、信州村々大地震にて、私御代官所同國埴

弘化四年

弘化四年

科郡杭瀬下村外廿六ヶ村、潰家相成候者之内、身元か成之者共、早速小屋掛致候間、銘々潰家取除、夫食取出し、農業手配致候得共、困窮にて漸營罷在候者、又は極貧にて其日を送り兼候程之者共は、中々小屋掛手段も無之、第一夫食に差支、一家之内、當人共右潰家にて及死失、老人、幼少之子供而已、相殘候者共も有之、親類身寄之者も同様に行、極難に陥り候者は、無餘儀村方江引取、手當致し罷在候得共、皆潰同様之村方は、右手當も不行届候、拜借物等相願候村々有之候旨、手代共、廻村先方申越候間、夫々糺之上、貯穀之内を以、男は糶四合、女并六拾歳以上、拾五歳以下江は、同貳合宛、日數廿日、又は三十日を限、貸渡方、當時取計中に御座候、追而右數御届申上候様可任、其外小屋掛手當無之者共江は、私役所付永續備金、貧民備金等之内を以、夫々手當取計、爲相凌罷在候、尤溜池、堤切所、山拔、泥水押出し候て、田地損地に相成候村方は、起返方精々申論候様可任候得共、大造之入用相掛、難及自力、又は家作入用等に至迄、差支難儀致し候貧村は、一村相續方に抱り候間、右等之分は、追々取調、相伺候様可任候得共、先前番極難爲相凌候取計方之儀、一通御届申上候、以上、

未四月

川上金吾助

御勘定所

信濃國大地震に而屏川山崩之場所押切、并千曲川出水、先御届書、

追々御届申上置候、信濃國大地震にて、眞田信濃守領分、同國水内郡山中郷之内、屏川筋水内橋之下、平林村之内、岩倉山崩落、長八町程之場所、岩石屏川を塞ぎ、并川上湖水之如く、數日水湛有之候處、當月十三日夕七ツ時過、一時に押崩し、同川筋、千曲川共、洪水にて、川中島邊、一圓之水下に相成候間、最寄村方方注進致候間、支配所村々水防、并損亡村救として、手代共召連、早速出張任、委細之儀は、追々可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

未四月(十四日)

川上金吾助

御勘定所

地震に付、脇往還、人馬繼立差支御届書、
信濃國地科郡坂木宿、上戸倉宿、下戸倉宿は、善光寺邊方地震弱く、右三宿之内、下戸倉宿には潰家御座候得共、人馬繼立差支之儀は無御座候、且善光寺町は、凡九分通潰家に相成、其上燒失いたし、繼立差支候處、一體眞田信濃守領分、同國丹波島宿、屏川渡船出水之節は、同人領分同國矢代宿、松代通り福島村江繼立、夫々千曲川船渡いたし、私支配所同

弘化四年

國長沼上町にて繼立、信濃守領分神代村江繼立候旨に付、地震以來は、善光寺通差支に付右松代道にて都而通行有之、御領、私領共村々、餘程之潰家も有之、難儀には候得共、無滞繼立致候處、右地震にて、信濃守領分同國山中郷之内平林村被欠、岩倉山崩落、屏川を塞、川上湖水之如く、數日水湛居候處、去月十三日、一時に崩流、洪水にて右土町は勿論、最寄助合相勤候御料、私領村々共、水押に相成、既に流失家有之次第に而、繼立差支、尤新濁、佐渡宿繼御用狀、其外急御用にて通行有之候分は、少人足にて無滞繼立致罷在候得共、松代方福島迄之間、往還御用之外、諸家通行は差支申候、尤御用にて通行有之候共、多分之人足繼立差支申候、依之御届申上候、以上、

未五月

川上金吾助

御勘定所

追々御届申上候、去月廿四日夜、信濃國大地震にて、眞田信濃守領分、同國水内郡更級郡山中郷之内屏川筋、同郡平林村岩倉山崩落、長八町餘、岩石屏川を塞、川上湖水之如く、數日水湛居候場所、當月九日大雨有之、俄に水増、十一日方瀧之如く流出候處、十三日夕七ツ時頃、一時に押崩し候由にて、同川筋大洪水、千曲川も同様有之、川中島一圓、水下に相成候所、右川筋、私支配所村々之内、同郡今里村、并善光寺最

一一〇

一一一

御勘定所

寄水内郡荒木村外三ヶ村は、田畑水押にて損地出來、民家も所に寄床上迄水入に相成、同郡長沼村と唱ひ候上町、外三ヶ村は、水當り強く、圍堤押切、田畑は勿論、民家共大體水下に相成、右村々流失家廿四五軒有之、其餘之民家も、家財諸道具押流し、大石土砂押込、田畑餘程之損地に相成、普請所は跡形無之、同郡并高井郡下郷と唱江候村之内、犬飼村低場之民家、床上迄も水入に相成、其外は格別之痛無之、田畑水入にて、少々宛損地出來候得共、都て支配所村々にて、溺死人、牛馬怪我等無御座候、且前番山崩之場所水落之様子は、凡三分貳程は押流、當時岩石而已相殘、其上川上所々にて崩所有之、總體に川底押埋、川中廣、水底不陸相成、村々之内には、未水中に有之候場所も御座候由、右相残り候三分貳程は、逆落切申間敷由、追々水引落、當十六日頃方は、大體平水に相成、川筋渡船差支無御座候、右川中島、并長沼邊水押之體、眞田信濃守領分、松平伊賀守領分、松平飛騨守知行所、堀長門守領分に、數ヶ所之亡村有之候由、其外千曲川筋は、亡村と申程之場所無之候得共、總體川筋村々は水押にて、餘程之痛、溺死人も多く御座候、相聞候、依之中上候、以上、

未四月

川上金吾助

弘化四年

信州村々流失家御届書之覺、

一流失家廿四軒、總家數百九拾五軒之内、地震潰家共流失、

私當分御預所

流失家三軒、

信州水内郡

總家數五拾肆軒之内、
外貳軒、地震潰家流失、

上町

流失家十四軒、

津野町

總家數貳拾六軒之内、
外四軒、地震潰家流失、

流失家三軒、

六地藏村

總家數八拾肆軒之内、
外拾貳軒、地震潰家流失、

流失家四軒、

栗田町村

總家數三拾七軒之内、
外五軒、地震潰家流失、

尤此外人牛馬怪我等、一切無御座候、依之御届申上候、以

上、

未四月

追々御届申上置候、信濃國大地震、追々静には相成候得共、
今以震動不相止、支配所村々之内、地科郡中之條村陣屋最寄
は、格別之儀無之、水内郡善光寺最寄村々は、何れも皆潰同

一三三

様、死人夥敷、同郡并高井郡下郷村々は、格別之儀無之候得
共、同郡小菅村、溜池堤ゆり崩、出水致候、水内郡青倉山山拔
にて、泥水押し出し、流失家、溺死人有之、總體にては潰家五百
四拾九軒、流失人百八拾九人、其餘破損家、怪我人等夥敷、小
縣郡、佐久郡村々は、格別無御座候得共、最寄風聞相糺候所、
善光寺町は、大體不殘ゆり崩候上、出火にて九分通焼失、此
節開帳に付、諸國之參詣人、夥敷泊り合、死失五千人も有候
由、風聞仕候間、此段先達而申上置、追々實否相糺候處、土地
之者凡千四百人餘、參詣之者千人餘死失有之、尤本堂、山門
は別條無之、本坊は焼失不致候得共、潰同様之由、眞田信
濃守城下松代町は、凡三分通も潰家に相成、死失人も右に準
じ、其外領分之内、里方七萬石程、川中島重に有之、同所は一
圓潰家有之、死人夥敷、大體五分通之潰に御座候由、水内郡
に山中と唱ひ、一郷三萬石程之場所候處、右村々、別而地
震強、山崩地裂、村毎に有之、潰家、死人も夥敷、一體之員
數、未相別不申由、殊に同領分犀川水内橋之下平林村之内、
合、岩倉山人家諸共崩落、長さ八町程、岩石犀川を堰切、川上
湖水之如く、川縁十五六ヶ村程、水下に相成、幅六七町、又は
所に方十四五町、長さ六七里程水溢、未落水不致、水勢に方
何時押切一時に亡村可相成も難計、川下村々、何れも食物

弘化四年

を携、山手江逃登り、或は壹村不殘他所江立退候由、右領分
總體にては、多分之損亡に可有之、松平伊賀守殿城下上田町
は、地震弱く、潰家等も無之候得共、領分之内稻荷山村は、川
中島に孕、上方方松本通善光寺邊江之往還に有之候處、別而
地震強、民家皆潰、其上燒失致、土地之者、參詣之者共、凡
五百人程之死失に御座候由、本多豊後守城下飯山町は、善光
寺同様皆潰之上、不殘燒失、領分之内も潰家、死失夥敷、其上
所々山崩等有之、損亡村々、多分御座候由、堀長門守在所高
井郡須坂町邊、領分共、少々宛は潰家も有之候得共、多分之
儀は無御座候由、松平丹波守城下松本邊、地震弱く、潰家も
無之、領分遠村には、山崩、潰家も有之趣に御座候得共、都而
此度之地震、信濃國水内郡根元と相見申候、山崩地裂夥敷、
一村皆潰之場所、高井郡、更級郡、地科郡、筑摩、安曇
五郡は、同様山崩、潰家等も有之候得共、先は、枝葉之姿、其
内には地脈に寄哉、所々強弱有之、小縣、佐久、諏訪、伊那四
郡は、餘勢而已に相聞申候、尚犀川山崩にて堰切候場所は、
此上水溢之模様、追々可申上候得共、此段申上置候、以上、
未四月十日
川上金吾助

御勘定所

先達而御届申上置候通、去月廿四日、信濃國大地震にて、私

御代官所地科郡杭瀬下村外貳ヶ村、潰家五百軒餘、其外破
損家夥敷有之趣、訴出申候、委細之儀は、見分之上可申上候
得共、先此段御届申上候、以上、

未四月

川上金吾助

御勘定所

私御代官所、當分御預所、越後國頸城郡村々、當月廿四日夜四
ツ時頃方地震強、(數脱カ)度震返し有之、川浦陣屋、本陣、長屋向、
柱掛け壁等落、同村并最寄村々、潰家等夥敷出来、即死、怪我
人等有之由、遠方村々は、未届出不申候得共、先此段御届申
上候、以上、

越後國頸城郡川浦

御代官

未三月廿五日

小笠原信助

御勘定所

一地震前、荒井宿山手之方字西之山、三夜鳴動いたし、見届
立越候處、大池三ヶ所出来、深さ數十丈、
一三月廿四日夜、高田邊、難波山方大釜程之光物飛出申候、
一松平淡路守參府途中、能生宿泊之節地震にて、廿三日方以
今滞留、頸城郡山谷村山間之家數拾八軒、人數六拾人有

一三三

之、山崩落、不殘石下之所に相成申候、
右は此度大地震に付、大變之次第、書面之通御座候、以上、

越後國頸城郡川浦

御代官

未四月

小笠原信助

御勘定所

千曲川大洪水に付、先御届書、

當月四日再御届申上置候通、當三月廿四日夜大地震にて、
川上真田信濃守殿領分山平林村地内空虚藏山拔崩、
岸川江押出、川中を埋立、流水を塞候に付、其節當月十三日迄日
數廿日之間、川上村々、水開湛能候處、兼而心得方申渡置
候、高木清左衛門支配所信州高井郡立ヶ鼻村渡船場渡守々、
同日夜五ツ時注進申出候者、千曲川筋俄に出水之水先相見
候處、暫時に相嵩、驚入申候、右は岸川押埋候場所、切破候儀
にも可有之哉と申立候に付、不取敢消左衛門手代夫々手配、
川通村々救手當爲相防○以上三字、地災摘要ハ、差出し候處、間合
も無之、陣屋許近邊村々迄、同水湛入、家居水下に相成、中野
村之儀は地高き場所に付、別條無御座候、追々人牛馬共逃參
り候儀に有之、且千曲川之儀は、同夜九ツ時頃迄、凡貳丈八

尺之丈に相成、川筋左右總越、内鄉村々共、田畑は勿論、家
居水冠に相成、夜中之儀、水先眩と難見定、翌十四日曉六ッ
時迄、凡三丈餘にて暫居候間、水嵩之重疊に可有之候、昨夜
中か家居、諸道具、材木等夥敷流、右木品并藪屋根之上に取
付廻り居候人民共、流參り候者夥敷有之候に付、死失、怪我
人等多可有之、前代未聞之大洪水、然る處同日朝五ツ時頃、
川表引口に相見、内水も少々づゝ引落候様子に有之、此上増
減之程如何可有之哉、水災之趣、最寄村々も追々届出候付、
支配所川附并内鄉村々共總體にて、多分之儀に可有之由、委
細儀は追而可申上、消左衛門儀、此節水内郡赤沼村邊災害村
村廻村中之處、川筋は勿論、往還共水下に相成、通路難相成、
留主中之儀に付、不取敢此段留主居之者御届申上候、以上、

信州高井郡中野村

御代官高木清左衛門

元手附

小林甚右衛門

未四月

御勘定所

○本文、信越地災記ニ據リ、本卷七頁ニ收メシモノト同文ナレド、異同アル
ソ以テ直録シ、且地災摘要所載ノモノト對校シテ、其誤謬ヲ正セリ、

弘化四丁未年三月廿四日夜、大地震に付、松代領分、

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

山崩、川塞、潰壓死人、洪水溺死人等、左之通御座候、
一 埴科郡、壓死人貳拾八人、
 内 男十八人、
 内 女十八人、
一 高井郡、同三拾三人、
 内 男十一人、
 内 女十二人、
一 更級郡、同六百三拾四人、
 内 男三百十三人、
 内 女三百廿一人、
一 水内郡、同千八百六拾五人、
 内 男八百九十一人、
 内 女九百六十九人、
 × 壓死人貳千五百六拾人、
 内 男千貳百三十人、
 内 女千三百三十人、
一 山拔土中埋死骸不出分三百九人、
 ○三百十八人カ、然ラ
 ザレバ内隠アラン、
 僧八人、
 内 社家一人、
 内 男百五十一人、
 内 女百五十八人、
一 松代町并町外、壓死人三十二人、
 内 男十一人、
 内 女廿一人、
 (五カ)
 總合二千八百九十二人、
 ○山拔壓死者ハ、
 内 男千二百四十一人、
 内 女千三百五十一人、
一 埴科郡、怪我人五人、
 内 男四人、
 内 女一人、

弘化四年

一 更級郡、同二百一人、
 内 男百十七人、
 内 女八十四人、
一 水内郡、同三百五十二人、
 内 男百八十六人、
 内 女百六十六人、
 × 五百五拾八人、
 内 男三百七人、
 内 女二百五十一人、
一 町并町外、同二十七人、
 内 男十七人、
 内 女十人、
一 同居家潰、百三十五軒、
一 同半潰、百五軒、
一 同土藏潰、三十九ヶ所、
一 同半潰、四十四ヶ所、
一 同物置潰、四十一ヶ所、
一 同半潰、三十四ヶ所、
一 酒造藏、二棟、
一 門口、二ヶ所、
 ×
四月十三日、洪水之節、
一流死人女四人、
一 同女二人、
 更級郡上小島田村、
 同郡大塚西組、

一同男一人、 同郡廣田村、
 一同女三人、 同郡上真島村、
 一同女一人、 同郡網島村、
 一同女一人、 同郡南原村、
 一同女一人、 同郡下水鉤村、
 一同男一人、 高井郡福島村、
 一同女一人、 同郡福島新田、
 一同女一人、 川北中俣村、
 一同女一人、 同布野村、
 〆貳拾貳人、〇〆數、前
 内男六人、
 内女六人、
 死失合貳千九百八拾四人、〇合數、内
 内男千三百四拾人、
 内女千五百六拾七人、
 郷藏 潰六拾軒、
 社倉 六軒、山抜押埋、四拾九軒、潰、
 内三軒、潰之上流失、貳軒、潰之上流失、
 同半潰四拾七軒、
 内四拾貳軒、中潰、貳軒、中潰之上水入、
 内三軒、潰之上流失、
 同流失五軒、水入四軒、
 酒造藏潰拾九軒、
 内拾四軒、潰、三軒、潰之上流失、
 内貳軒、潰之上流失、

同貳軒流失、
 居家潰四千九百九拾壹軒、
 貳百八拾八軒、山抜崩埋、貳百拾貳軒、潰之上流失、
 内五軒、潰之上水入、三拾七軒、潰之上水入、
 内三千八百五拾軒、潰、九拾七軒、水入潰、
 五百四拾七軒、潰之上流失、
 同燒失百拾壹軒、
 同流失四百七拾壹軒、
 同水入貳千七拾八軒、
 右合七千六百五拾軒、半潰貳千三百貳拾壹軒、
 潰、燒失、流失、半潰共、
 合九千九百八拾壹軒、
 土藏、物置、合六千三百八拾三軒、
 水車、潰、燒失、流失共、百拾三軒、
 斃馬三百三拾五疋、
 内六拾七疋、山抜埋、土中に成る、
 斃牛貳疋、
 未五月朔日、
 真田信濃守
 私領内信濃國地科郡、水内郡、更級郡、高井郡之内、千曲川、
 犀川、寛保二戊年洪水にて、城地破壊、領内荒所多能成、其後
 明和二年、猶又洪水にて損亡夥敷、明和五年奉願、國役
 御普請被成下候以來、文政二辰年迄都合六ヶ度、國役御普請

被成下、漸相防罷在候處、同七年大満水にて、御普請所及
 大破候に付奉願、見分は有之候得共、折節萬石以上國役御普
 請被下間敷旨被仰出候に付、其以來、無據手普請にて相罷罷
 在候處、當未三月廿四日夜大地震にて、更級郡山平林村之
 内、宇岩倉山抜崩、犀川押埋、流水湛留、及數日候間水嵩貳拾
 丈餘相湛、川上數拾ヶ村、水中に相成候次第に付、堰留之場
 所押破候は、川下村々、如何様之變地出來可申哉難計、加之、
 右川筋山合ヶ出口、水内郡小市村之上字真神山抜崩、式八九
 分通押埋候に付、其儘差置候而は、聊之水にても川中島へ押
 込、大患相成候間、右掘取方并年々普請仕置候川除土堤江石
 俵或は材木等積立、數千之人夫を以、精力を盡し、致普請候
 處、堰留之場所、先月十三日夕、一時に押破、小市村邊水嵩六
 丈四五尺にも及候次第にて、先年被成下候犀川筋御普請所
 は勿論、積年致丹精候川除類、并此度俄に急難爲防普請申付
 候場所迄、不殘押拂、民家流失夥敷、田畑押堀、或は大石土砂
 押入、石河原と相成、如何共致方無御座、心痛之至極に奉存
 候、〇心痛以下、一句、永鑑雜誌ニハ、御料所、他領打交居候場所に
 「心痛至極御座候得共三作レリ、御料所、他領打交居候場所に
 て、用水井筋も悉皆損所有之候上、洪水にて犀川懸用水揚口
 總而致滅却、田水は勿論、呑水にも差支候に付、川中島用水
 揚口急難除普請之儀は、先格之通、如何様にも自普請可申付

候得共、犀川、千曲川領内普請所、延長四萬八百四拾三間餘
 有之、莫大之普請所、自力に及兼、就中、丹波島宿之儀は、北
 國往還筋に候處、人家流失も多分有之、一宿不殘四五尺程之
 泥入并北國脇往還川田、福島兩宿、是又丹波島宿同様之泥入
 にて、佐州御用等を始、往來之差支にも可相成、其外亡所に
 も可相成程之村、數多有之、川除之分は、前條之通不殘押流
 候に付、兩岸之形を失、大石土砂押入候耕地、石河原と相變、
 川式と致混同、水行亂瀬に相成、此上少々之出水有之候て
 も、何れ江本瀬相向可申哉、領分は勿論、御料、他領共如何様
 之變地、損地も難計、尋常之普請にては、當座之防にも相成
 間敷、元來領内土地狭之上、永荒地多、尤明和度申上候節は、
 永荒所四萬石餘に御座候處、文政三辰年迄、度々國役御普請
 被成下候以來、多年水旱之損毛は有之候得共、追々手段を以
 取復、永荒高相減、當時貳萬三千石餘に相成、全御高恩と難
 有仕合奉存候處、此度之地震、洪水共、前代未聞之大變にて、
 明和度に増増、永荒所にも可相成と歎息仕、右に付ては種々
 手段仕候得共、莫大之川除、實に自力に難及、當惑心痛仕候、
 併國役御普請之儀は、文政年中被仰出も御座候儀〇永鑑雜誌、
 恐入候得共、未曾有之天災にて、前々國役御普請奉願候水患
 之類に無御座候、尤此度拜借金奉願、領内一統山里村々、災

震災豫防調査報告第四十六號

審輕重に寄、夫々手當筋取計、取續方可申付儀と奉存候處、猶又國役御普請奉願候は、重々奉恐入候得共、再度之大變災、殊に廣大○水陸難歸、災之川除普請、逆も難及自力、必至と難澁仕候、御時節柄恐入候得共、前斷之仕合に付、享保以來被仰出之國役御普請之例に不抱、出格之御慈評を以、犀川兩岸、并右落合尻千曲川筋、何分にも御普請被成下候様奉願候、以上、

五月朔日

真田信濃守

○コノ願書、原本脱寫アリ、今水陸難歸所置ノモノヲ以テ之ヲ補ヘリ、

越後、信濃兩國之儀、當三月二十四日夜四ツ時頃大地震にて、在町不殘大破損、所々皆潰、其上出火にて、可逃出間も無、夥敷壁にて被押、桁、梁に手足を被挾、泣叫び、親は子を助る事不能、子は親を助る事不能、忽燒亡いたし、稀には逃出候者も、頭上手足に數ヶ所疵附、山中谷間之村々は、震潰候上にて、山拔落掛り、忽家人馬共土中に押埋、野原田畑、壁横十文字に割、或は崩れ、泥砂吹出、苗代杯震立、泥冠不用立、家小屋一軒も無難は無之、引續晝夜七十八度も震動、猶又廿九日晝九ツ時頃、大地震有之、最初大破之分は震潰、武家在町共、居宅に住居致兼、家財取出し、廣場江立出、(震食カ)震喰をも不思、數日之事故、蕪張いたし、農業稼、

他行不致、即今地中に陥り候心地にて、震候度毎、魂を飛し悲歎致、途方に暮、助合は授置、銘々一分之置所を不辨罷在、漸四月二三日頃、地震遠除、尤日に兩三度、或は五六度も震候得共、先以治り候様子、右大震之内にも左之通、

一信州善光寺如來、當年居開帳にて、此節諸國參詣之男女、并諸商人入込群集致、大旅籠屋にては五六百人、小宿(起カ)には五七十人程も泊人有之候處、廿四日夜之地震にて越立候間もなく震潰、如來堂、山門、大勸進屋舖相殘、其餘は寺中、町家共皆潰之上、直に所々出火致、泣叫聲、天地に響渡、暫時燒亡致、大宿十人位、小宿五七人づゝも逃出候迄にて、其餘死失人數、土地之もの凡三千人程、旅籠屋泊人三千人と申聞候、

乙

震災豫防調査報告第四十六號

乙

天狗岩山、虚空藏山、左右方拔崩、川中にて突合、川路を築止、流水押留、松本領、松代領、其外凡六萬石程之場所江湛水押開、此節迄に三四十ヶ村、深淵に相成、以今何方江流相付候共不知、深場六七丈、猶三丈餘も増水に相成候(は脱カ)ては、元之河路江流付申聞敷と申事にて、右場所は勿論、最寄領主を始、家中在町、不殘山上に野宿、空敷見居り候外、可致様無之趣相聞候、

但四月五日、信濃方越後江通路場所見届申者申條、其外高田町にて承り及候次第、左之通、

- 一地震之節、荒井宿山手之方字西之山、三夜鳴動致し、見届立越候處、大池三ヶ所新に出來、深さ數十丈、
- 一三月廿四日夜、高田近邊難波山方、大釜程之光物飛出、
- 一信州岩鼻之山、巖石往來江崩落、
- 一猿ヶ馬場稻荷山、以今鳴動、
- 一善光寺家數二千五百之内、町端小屋五六十軒程燒殘、
- 一本多豐後守城下飯山は、城崩、町方皆潰之上出火燒亡、登軒前、一人當ならでは残り人無之候、
- 一松平丹波守領分、崩所數ヶ所、城内破損、町方、右にて可考辨、
- 一善光寺燒場、死骨山之如く、地震之節、二階方道之中江震

弘化四年

二二九

落候者數百人之死骸、今以燒居候、

一犀川山拔之所、掘削に取掛り居、人足無之、一日に貳尺程掘下、いまだ貳丈も高く、湛水四里四方も有之趣に候、

未四月

御代官

御勘定所

小笠原信助

四月七日、御沙汰

御勘定

一善光寺 宛 直井金之助
時服貳ツ 宛 松村忠四郎
越後國、信濃國村々、地震に付、堤、川除、其外破損之場所、仕立見分爲御用罷越候に付、被下之、
右於御祐筆部屋縁類、伊勢守申渡之、大岡主膳正侍座、
右御勘定

弘化四年

兩 人
御朱印
御普請役
小林大治郎
御證文 佐藤友治郎

四月十九日、須坂泊、

〔不木園雜記〕（善光寺地震取調材料六冊ノ内、丙、文部省地震豫防調査會所藏）
弘化四年末之三月廿四日夜五ツ半時頃覺候、夕飯給、緩々寢間江引込、少々寢入初と存候頃方、少々宛地震初り候儀は、東西は南東方方地震初り、次第に以手外大造に罷成、誠に天地くつ返す如くに而、居家之内、所々天井又は壁落し、誠に先年方も聞傳江も無之大地震に而、寢間手を合せ御念佛を唱候得共、次第々々に大造に地震搖候に付、是方外江逃出しが宜敷と存、寢間方おここと先江逃出、裏口三尺戸をこじはなし、外之腹置垣破り、裏庭江逃出し、其跡方自分も右口方飛出し候而、三彌初おゆきと聲を掛候所聞付、土藏之階方飛下り、かんでらへ火を付參り、子供貳人召連、右裏口方與兵衛は庭江逃出し申候、是方會村春之助殿妹、下女頼置聖吉、つ、先江罷出、其跡當村病死仕小左衛門殿倅、下男頼置聖吉、逃出し、其跡方岡田村藤右衛門殿娘、子守に頼置おけさ、右三人、臺所之階寢間に致居臥居候を、おここと之掛呼起候處

候、夫婦共、命は不難に而御座候、文平は居家之普請難致吳、（卷）刺當り當村佐左衛門殿居家、借宅爲致候處、借宅内裏口壁落し、臺所表がわ出入口迄墜落し申候得共、夫婦、男子壹人、岡田村方子守相頼おふさと云女子共、命不難に御座候、其外宇兵衛方隱居家、伊兵衛方に而居家之内壁落、所々損じ候得共、一命は不難に而皆々相揃申候、然處其夜中は往還江罷出、家内一同あんどん江火を付置、折々兵仕木を打居申候處、村方見舞吳申候、其内夜明相成候に付、豊吉を五明村九平太殿方、岡田村忠重郎殿方へ見舞差遣し候處、兩家に而、地震に而は少々は家損じ候得共、不難に御座候と承り候に付、早々歸宅致申候、其内原村之者共五六人宛、往來通行致、相尋便承り候處、私村方は御村程には無御座候、所々少々は潰候得共、吉左衛門殿宅坏は、別條も無之と申候、乍去大地震殿敷、山中邊にて山拔崩、屏川留候様承り、右に付、市村船渡不入、一向水行無之、誠滅水致、川越候得共足少々許もぬれ不申様に、往來旅人承り候得ば、誠機眉惡敷、是方八幡村八幡様江參詣可致申通行致候間、其後往來旅人承り候處、誠に而御座候に付驚入、是方晒物屋庭江へすいを拵、朝飯煮、火は隣家留藏燒、早々にぎり飯を致、居宅前江持參爲致、隣留藏夫婦、母親、子供貳人召連、其外向長右衛門殿、妻おみい、娘おひで、

弘化四年

一三〇

開付、右裏口方逃出し申候、然所家内一同、一命不難に而罷在、難有事と存候、是往來罷出候處、隣家留藏殿居家潰れ、やねを少々破し穴あけ、其口方留藏妻おその、はだかに而逃出ながら、太助吳候様に聲掛、なき出し逃出申候、其穴方留藏、并母親おふさ、并子供貳人、連出し、是皆はだかに而罷在候、自分之内江參り、衣類無心及候間、右之者共江貸させ申候、其跡江長右衛門殿妻おみい殿、娘おとき召連、はだか漸々は出候間、衣類無之候間と、無心に及候に付、貸させ、其夜中折々地震搖、誠甚難難致申候、三彌初下男聖吉兩人に而村内見舞候處、村内本潰貳拾四軒に而、半潰六拾九軒有之、其外、私宅は居家西北江かじがり、佛前ぬ上之壁落、又は茶之間内（ウ）より上之壁落、袋戸損じ、其外味噌藏貳間半貳間潰し、水油絞屋階下を落、三間半有之候土藏階下貳間半之處落し、其外晒物屋階下貳間に六尺之處落し、其晒物屋中本柱三本程損じ、水油むろを東之方江かじり損じ、又はかめ之上屋貳間三尺御座候處潰し、居家之内、臺所二階落し、南物置貳間三間半土藏作、やねは麥音吹に候得共、南方江かじり申候、味噌藏階下等は皆瓦に御座候、其外伊勢之介方は、居家表がわ本柱七八本、東方へ折、其上階下瓦に而出六尺程有之候落し、雪隠を南東江かじり、晒物屋を南東江かじり、本柱を折申

一同朝飯給候而、私家内片付、西山江逃出し相談致、早々出立致候、嘉右衛門殿庭を通行、西浦出候處、六左衛門殿、柳澤文左衛門殿方江差圖致吳候間、二ツ柳村中條組を通行、瀬原田村江掛り、右村山之登り口松林岸に而、少々盡休致、むすび持參致候を盡飯給候て、柳澤村文左衛門差出、猶又右場所出立致、柳澤村へ着致候處、文左衛門殿、裏山林之内小屋掛等致吳候處、私宅家内一同、留藏家内一同、太野之介殿家内一同、其外房吉殿も同道に而、向長右衛門殿娘おひで、同人孫おはる、おふい、一同罷越、右文左衛門殿世話に相成申候儀は、同廿五日夜小屋に泊り候處、八ツ時方殊之外南風繁く吹出し、暮時方雨降出し、夜中降申候得共、翌同廿六日晝時頃、長右衛門殿娘おひで、孫おはる、おふひ、瀬原田村江母殿參り居候間行度と申候間、柳澤村之誰殿御子息に御座候哉、私相頼、右村方へ案内致吳、相下り申候、其跡江八ツ時頃、長右衛門殿、佐左衛門殿倅下男相頼九藏と申、其外善光寺近邊方下男相頼置候と、ちんを召連、私共尋參り、文左衛門殿方之世話相成、廿六日夜、右小屋に泊り居、翌廿七日期、早々に朝飯給、長右衛門殿、下男貳人ちんを召連、瀬原田村江罷越と申、文左衛門殿小屋之内を下り申候、右長右衛門殿は、娘初、長右衛門殿、下男貳人ちん共に、喰時等は一向持參不致、自分米を

一三一

弘化四年

一三二

喰居候、同廿六日、猶又北風吹出し、繁く御座候故、善光寺内、上後町邊出火に而、大門西町、或は坊主樓小路東町權堂邊、越後かへ道吉田近邊迄、同廿四日夜、同廿六日、同廿七日迄燒中候、稻荷山村、同斷之事に御座候、稻荷山村燒失人、凡五百人程、善光寺燒失人、地震變死人共、凡千五百人程死中候、風聞御座候、廿四日大地震搖潰に付、瀬原田村尚雲寺燒失、篠野井村かこや清兵衛火元に而隣家壹軒、或は軒燒失致候、其外は當村に而も、又は近村に而も、神佛之方便に御座候哉、出火無御座候、當村に地震搖、居家潰下に相成變死人は、彌茂八殿妻おつま殿、源助殿男子三ッ位な登人、當村長助殿姉、原村江先年縁付參り候處、同人方へ振舞に參り臥居候處、長助殿居家潰、其上同人土藏、居家並作置、西之方に有之候、右居家上江押懸候故、掘出相成不申候間、變死致候、其外は變死人無之候儀は、當村鎮守八幡宮御普請、弘化三年十月中、相初り候に付、大工棟梁、下横田村與惣左衛門殿、其外弟子大工、下大工共拾三四人程罷越居、當三月中、引續御普請致居候に付、右大工棟梁初其外共、村内立働、且又潰家之壁、或は財木等之下に相成候者共、のこりまさかりに而切落し、脇江寄、男女小供迄も出し吳申候、是所鎮守様御影と奉仰候、當村宮社地之内、建置金比羅様、寶昌寺、香福寺本

堂、其外橋場田地藏尊、香福寺六地藏尊、自分共石塔布施、高田村分地宮入一統持文珠様、同社地之内金比羅様、南原村蓮香寺居間向等、地震搖潰申候、其外筆紙難盡候、柳澤村文左衛門殿、裏山林之内小屋懸に泊り候儀は、三月廿五日晩、同廿六日、同廿七日、三夜泊り申候、同廿八日晝時頃、治兵衛、三彌、豐吉三人に而、宿を見廻り罷下り候、跡がおここと、おゆき、子供二人、下女おりつ、小もりおけさ、一同柳澤村を出立致相下り歸宅致候に付、右に付相談致、猶又二ッ柳村方田組茂右衛門所持山林之内、當村與兵衛殿、嘉右衛門殿、與惣治殿も罷越居、其隣幸治郎殿、八左衛門殿、龜藏殿、小屋之内相頼、其夜は泊り居候處、甚だ手せまに而、夜中能は不寢居申候、翌廿九日四ッ時頃、同組長右衛門殿新物屋を、篠野井村岩重殿借宅致居候間、其内を長右衛門殿江無心に及、又又岩重殿無心中候而借宅致居候、春中拵置候桃壹枚、翌晦日朝、手土産と申造し申候、其翌日四月朔日、朝飯後八幡村八幡宮江、治兵衛參詣致申候、其後は木綿仕付置候得共、土を懸不申候間、木綿土懸に家内之者當村江罷越、おここと許り留守居差置候而、日暮又は暮時出宅致、右方田組之長右衛門殿新物屋江、おここと許に御座候間、治兵衛罷越候而、翌朝日々歸村致、作之手傳致候、同七日晝後申候、同十一日朝七ッ

時頃方雨降出し、翌十六日五ッ時頃迄雨降續申候、是方雲り居、同十三日、同十四日、雨降中候、賊に少々宛降り迷惑致候、殊之外不順御座候、同十五日、天氣罷成、同十六日明七ッ時頃、地震搖申候、同十七日九ッ時頃、少々許搖申候、同廿二日晝七ッ時過、地震搖候、同夜八ッ時頃、餘程兩度搖申候、同五ッ時頃搖申候、六月朔日九ッ時頃、猶又少々宛度搖申候、同六日明六ッ時頃搖申候、同七日暮六ッ時頃搖申候、同十二日明七ッ時頃、貳度搖申候、同十三日五ッ時半頃、如雷鳴申候、此節少々許に御座候、同廿九日九ッ時頃、地震搖申候、同廿六日晩、同廿九日夜迄、夜がらす晴申候、七月二日晝中上刻頃、地震續而三度搖申候、尤後之地震は、餘程搖申候、同夜九ッ時頃、猶又餘程地震搖申候、同十日暮六ッ時頃、餘程搖申候、其後地之下に而啼申候、同夜五ッ時頃、猶又餘程搖申候、又々地之下に而三度啼申候、同廿一日早朝明六ッ時頃、餘程地震壹度搖申候、同廿四日晝九ッ時頃、同晚五ッ時頃、其後折々觸申候て、翌廿五日明七ッ時頃、又々搖申候、早冠にて御座候、六月十六日朝、雨少々許降申候て、其後一向雨之き無之、同廿八日、少々白雨有之候得共、直に晴申候、七月九日夕飯後、猶又少々許白雨有之、同十三日晩、猶又白雨有之、同十四日、同十五日、白雨の催致候得共、雨は一向降

不申候、續々天氣宜敷御座候、同廿五日、大造成南風吹出し、諸木枝折候様御座候而白雨有之候、其後又々天氣續而宜敷御座候、同晦日九ッ時頃、貳度地震搖申候、八月朔日五ッ時頃、同三日九ッ時頃、猶又搖申候、同廿八日、少々宛南風吹申候、八月二日迄吹申候、同三日、風氣一向無御座、天氣晴天にて殘暑續難凌候程、上天氣に御座候、同十六日九ッ時半頃、猶又地震搖申候、同十五日八ッ時頃迄、天氣宜敷御座候處、右時分、雨少々宛降申候、七ッ時頃晴申候、同夜九ッ時頃、猶又雨降申候、誠少々許御座候而、翌十六日明七ッ時晴、天氣御座候、同九ッ時半頃、又候雨少々降申候、同十七日八ッ時頃、白雨如く雨降申候、翌十九日五ッ時頃、晴天相成申候、同廿日八ッ時頃、地震搖申候、晴天に御座候、同廿二日七ッ時頃、猶又地震搖申候、晴天に御座候、同夜八ッ時頃雨降出、明六ッ時頃晴申候、天氣宜敷御座候處、九ッ時頃、又候雨少々降申候、間もなく晴申候、八月廿七日七ッ時頃、九月朔日四ッ時頃、貳度、同十日晝、雨大降に而、夜中降申候而、同十一日五ッ時頃晴申候、同十二日明六ッ時頃、大雨に而、一日降續申候處、暮時頃晴申候、夫々天氣に而御座候、同十七日、十八日、降續申候、夫々同十九日、天氣に而御座候、同廿四日四ッ時頃、貳度地震搖申候、同廿五日晝七

弘化四年

一三三

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

ツ時頃、猶又地震搖申候、同廿六日暮六ツ時頃方雨降出し、其夜中降續、同廿七日迄、十月七日夜七ツ時頃、同八日九ツ時頃、同九日暮時頃、夕飯後追々五ツ時頃、同十日夜七ツ時頃、地震搖申候、同十二日夜八ツ時頃、地震搖申候、同十五日夜五ツ時頃、地震搖候、同十九日五ツ時頃方雪降出し、七ツ時迄降續申候、九月廿四日、秋土用入申候處、霜降不申候而、追々土用明前、十月九日朝、少々許霜降申候、夫々三日程霜降續候、同廿日夜八ツ時頃、猶又地震搖申候、同十九日七ツ時方天氣相成、同廿一日、晴天にて御座候、同廿五日夜、壹度、同廿六日晝四ツ時頃、折々地震搖申候、同晦日晝五ツ半時過頃、少々地震搖申候、同夜明七ツ時頃、貳度地震搖申候、同廿九日夕飯給居候時、暮六ツ時頃、少々搖申候、同七日七ツ半時過頃、地震搖申候、同十四日朝五ツ時頃、猶又地震搖申候、十月十日頃方十一月十四迄晴天にて御座候、尤十四日朝方南風吹出し候得共、天氣は宜敷御座候、○申
同十四日夜夕飯時々、白雨之如く雨降出し、夜中降申候、翌十五日朝晴申候、是方猶又天氣宜敷、同廿五日迄も宜敷御座候、同廿四日夕七ツ時頃、地震搖申候、同夜九ツ時頃、猶又地震搖申候、同廿九日夕、雪少々降申候、同廿六日夕飯過頃、地震搖申候、十二月二日夜七ツ時頃、猶又地震搖申候、天氣

は續而晴天にて御座候、同十二日、天氣續而宜敷御座候、同十三日四ツ半時頃、地震搖申候、同十四日迄天氣續、同夜四ツ時頃方雪降申候、同夜四ツ時頃、地震搖申候、同十五日夜九ツ時頃、三度、同十七日八ツ時頃、地震搖申候、同十九日九ツ半時頃、三度搖申候、酉之正月三日夜八ツ時頃、呼程地震搖申候、同六日四ツ時頃、壹度地震搖申候、同八日夜、大造成地震搖申候、度々御座候、同十二日夜四ツ時頃、造應之地震搖申候、壹度切に御座候、同十四日暮六ツ時、呼程地震壹度搖申候、同廿二日四ツ時頃、同廿三日五ツ時頃、同廿四日明六ツ時頃、地震搖申候、三月十八日明六ツ時頃、呼程地震搖に而外に逃出し申候、同四ツ時頃方折々五六度搖申候、其夜八ツ時頃搖申候、同十九日朝方南風吹出し、其夜少々宛雨降出し、夜中小降雨にて降、同廿日朝晴候も南風不止元之如く吹、五ツ時頃方少々宛天氣相成候、其方打續早冠にて、四月十六日、天道様御月様御上り、誠赤く相成御上り被遊、同十九日五ツ時過方、呼程地震搖申候、南風吹出し、翌廿日、一日吹申候、同廿四日明六ツ時方、小降雨にて晝時過頃迄降續申候處、夫々晴天相成申候、同夜四ツ半時過頃、呼程之地震搖申候、猶又同廿五日明七ツ時頃方小降雨にて降出し、五ツ時過頃迄降續申候、同廿六日夜八ツ時頃、同廿九日八ツ時頃、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

地震搖申候、四月七日暮六ツ時夕飯頃、如雷鳴候て地震搖申候、夫々南風吹出し、翌八日迄吹申候、天氣は四ツ時頃方晴暖に御座候、四月九日夜九ツ時頃、三度地震搖申候、同十日五ツ時頃、猶又地震搖申候、是方續而晴天にて御座候得共、同十二日南風吹出し、晝後方雨少々宛降續、同十三日猶又少々宛降申候處、八ツ時又白雨御座候而、雷啼申候、五月六日明六ツ半時頃、地震搖申候處、是方雨降出し申候、一日降續申候、同十八日朝五ツ半時過頃、猶又地震搖申候處、翌十八日明七ツ時頃方雨降出し、暮時頃迄降續申候而、同廿日晴天にて御座候、猶又翌廿一日明六ツ時頃、地震搖申候處、南風繁く不勝天氣にて御座候、同廿五日晝八ツ時頃搖申候、五月廿五日五ツ半時頃方雨降出し、日々南風吹出し候而、雲り居、雨は時晴致候而は折々降申候處、六月朔日四ツ時頃迄雨降時候而、世間一統人氣惡敷、穀等穀屋共引へ候に付、買給候者共、其間難溢致候、然處六月朔日四ツ時過方天氣宜敷、誠に晴天に而、五月晦日方土用に入申候處、天氣相成候間、世間之者共大悅致候、暑中誠に大暑に而、難凌程之大暑に而御座候、同四日夕飯頃、貳度地震搖申候、同五日四ツ時頃、地震搖申候、大暑は七日迄上々天氣有之候、同八日、南方方白雨降出し、東方江廻り、北風が南風に相成、夕飯時方降出し、夜中少々

宛降申候、同九日明六ツ時頃迄降申候、夫々天氣宜敷相成申候、然處同八日は、以手外冷氣趣、拾杯着候程冷氣相成、難澁仕候、同九日四ツ時頃迄、冷氣にて有之候、夫々天氣相成候、同八日夜四ツ半時頃方、相應之地震貳度搖申候、夫々冷氣様子にて御座候、同十四日四ツ半時頃、如雷鳴地震搖申候、天氣は暑中引續宜敷御座候、同十七日六ツ半時頃方小雨降にて、四ツ時頃迄降申候處、夫々晴申候、天氣宜敷相成候處、七ツ時過方、猶又雨降出し白雨にて、夕飯頃迄降申候而、夫々晴申候、同十八日天氣宜敷御座候、同廿一日夜九ツ時頃、少々地震搖申候、同廿二日晝九ツ時頃、猶又、○以下、原本越被遊、明細書寫、
御公儀御役人様地震場御見分に付、水泊り押切之場御
一 居家拾貳軒流失、 下大岡村、
一 居家四軒流失、 同組安川組、
一 同四拾軒許同斷、 川口村、
一 居家不殘流失、 和田村、
一 一日名村之内、橋木組、千原組、不殘流失、
一 大原村本郷、大方流、此邊方下續、今以水湛に相成候、
一 里穂新村、土藏五ツ棟程、相見へ不申候、
一 新町村、土藏貳拾棟許殘り申候、其外不殘流失、

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

一竹房村平之分、大方流失、
 一上條村雲草寺、安養寺、并町組、不殘流失、
 一水内村之内舞臺組、吉原村之内橋場前、不殘流失、
 一水内村之内平組、不殘流失、
 一三水村本郷、不殘流失、
 一氷熊村平組、五軒流失、
 是方水湛上積之分、
 一安庭村本郷、壹軒流失、新木組、貳軒流失、
 一ノ湛向側、長井村之内船場組、江見組、不殘流失、
 一笹平村水主、并穢多、不殘流失、
 一瀬脇村之内本郷、并飯盛組、居家壹軒残り、其外流失、
 一下宮尾村之内保玉組、不殘流失、
 一山村山村本郷、不殘流失、荒神堂迄流失、
 一水湛、松本領雲跡と申處迄、
 御公役様御見分之節、下書寫、
 一御家中家潰、 三拾八軒、
 内
 侍家、 八軒、
 步士家、 拾三軒、
 足輕、仲間家、 拾七軒、

御城下町、
 一壓死人貳拾五人之内、男拾三人、女拾貳人、
 一怪我人貳拾七人之内、男拾三人、女拾四人、
 御領分、
 一高三萬貳千八百五石餘、 本新田、
 内
 壹萬八拾五石餘、 田方、
 貳萬貳千七百貳拾石餘、 畑方、
 御領分村々、
 一民家潰七千六百七拾貳軒、
 内
 四拾九軒、 燒失、
 貳百軒、 燒失之上、湛水入、
 六百軒、 湛水に而浮出、
 三百軒、 山拔、土中江埋、
 六千五百拾七軒、 家潰、
 一壓死人貳千七百七拾五人、 治定難申上候、
 内
 社家壹人、 僧拾壹人、
 男千貳百貳拾貳人、 女千五百四拾貳人、

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

但此内三百四拾六人、山拔、土中江埋、死骸知不申候、
 一穢多七拾八人、
 内六拾七人、山拔、土中江埋、死骸知不申候、
 一斃牛馬貳百六拾七疋、
 内六疋、山拔、土中江埋、死骸知不申候、
 三月廿三日暮時、名主繁治殿廻文狀寫、
 廻文、役本名々様江御披露仕候、然ば此程中御觸面、頂戴仕、
 右御文旨、左之通、
 去未年變災に付、壓死溺死之者共、御不便に被思召、來る
 廿四日、岩野村於妻女山、爲亡靈供養、大施我鬼執行、御普
 提所長國寺江被仰付候、其旨相心得、致參詣度者は、勝手
 次第者也、
 三月 竹村金吾印
 三月廿三日出す、
 五役人中
 頭立中
 小前總代中
 此廻文狀、名主繁治殿名面は無之に而、銘々披見之上、
 自分に而順達致候様に候間、總代與兵衛殿方順達致候、
 同廿三日夕飯時頃、

三月廿三日出之手紙、水内村追譯組こま殿方差被遣候
 手紙、
 三月廿五日暮時雨降出し、同八日一日降申候間、犀川留所押
 拂候哉と存驚、家内一同、右小屋之内江進行申候、翌九日方
 天氣相成候處、同十日、土尻川留所押切申候而、犀川近邊村
 村難澁致候、同十一日、方田組小屋方、治兵衛、おこま、與兵衛
 殿、おみか殿、平治殿、助治郎殿、山中筋地震に而山拔山崩、
 犀川水湛等之見分參り候處、岩倉邊方上續新町村、水内村、
 三水村、吉原村、致見分候、猶又方田山小屋江歸り申候、其夜
 泊り、翌十二日朝、當村江歸村致候、作物耕作致候、尤三月廿
 八日夜、方田山小屋之内に泊り居候處、夕飯後五ツ時頃、高
 聲に而當村澁田沖邊方聲懸、犀川留所押切申候と申、次第に
 聲近く相成候間、小屋之内之者共一同驚、覺悟相極居支度等
 致居候處、呼び候者は誰成候哉と見れば、當村八百吉殿御子
 息佐兵衛殿に御座候、右様子承り候得ば、犀川除御普請人足
 に參り、右様を承り候間、是太助にも相成儀に付、早速歸村
 致、是迄罷越、名々方江相知度と申、其上犀川除御普請、其外
 品々の様子物語致居候處、二ッ柳村方田組茂右衛門殿方假
 役元に而、其高聲聞付、早く兵任木を打、所々騒立申候、然處
 二ッ柳村役元方、當村佐兵衛殿に委細承り度御座候と、同村

作五右衛門弟、其外茂右衛門殿別家兩人に而、山之小屋之内江被參候處、當村佐兵衛、小屋之内を逃去、聊相知れ不申、是いつわり之様に見受、慈悲^(是非カ)常人見付差出し候様に、所々詮議有之候得共、相知不申、無據兩親か又は親類之内成、當村役元江罷越候處、度々使者被遣候間、無餘儀母親參り候處、右様子不相分に付、小屋之内歸り、其次親類某儀參り候處、是以右様子も不相分、其跡江八左衛門、幸治郎兩人に而親類に而、猶又參り候得共、右様子不相分、其儘差置候處、時刻其内相延候内、二ツ柳村組頭賢吾殿、犀川御普請出役に而歸村被致、役元江被寄、犀川様子、其外水押切候風聞、小松原村近邊か下續一同咄有之候、殊に、御上様に而御出役被遊候御方様、御遊被遊候様子に而、右組頭賢吾殿、御咄役元に而被致候間、うたうりはれ申候間、當村佐兵衛に、何にも二ツ柳村役元に而尋は無御座候、四月十三日朝飯後、向長右衛門殿方、治兵衛地震潰片付に手傳參り、二間半、六間之土藏の瓦、又は土材木等片付申候、人別は愛之介、下横田村庄之助殿御子息福松殿俸兩人に而、晝飯持に而手傳に被參候、其外長右衛門殿家内之者、一同に而取片付致、晝飯は愛之介殿宅に而被下候は、挽わり麥許、飯に燒候而被出候、猶又晝飯後取片付參り候處、八ツ時頃、西之方に而大造成物音致候間、往來江罷

弘化四年

一三八

出能々承り候處、犀川留押切、水湛た^(行カ)に相成物音ぞ存候間、誠^(氣味)に機尾惡敷存候得共、關取片付致居候處、七ツ時方次第右音下續江下り音致、次第近く相成、七ツ時半時方右片付仕舞、音承り候得共、次第々々に下續下り、無間茂小松原村犀川^(犀川口)、江水押參り候様子に而御座候間、治兵衛も早速歸宅致、家内之者江申聞、方田山小屋を差而逃出、西浦罷出候處、當村組頭長四郎殿、犀川口出役に而參り、右場所を逃參り、小市道社宮司沖方聲懸、水留所押切候間、村中之者壹人茂不殘皆逃去と、大聲に而申候間、早々逃出、方田山小屋之内に參り候は、入相時分に御座候、自分宅に而も、おこは方田山小屋に地震之時分歸宅被致罷居候、右時節治兵衛初め飛出、其次におよき、子供兩人、下女おつにおしゆんをおおせ、子守おけさに小兒三ツ治おおせ飛出させ、三彌、下男豐吉は、跡方追々に而水を見届て參り、方田山小屋江相揃候は、自分家内一同、伊勢之介夫婦、文平夫婦に小兒重治を子守おおせにおおせ、龜藏母親に弟介治郎、メ拾八人に而其夜小屋に泊り申候、尤其夜夕飯過時、二ツ柳村木橋迄、水見に治兵衛、三彌、豐吉、龜藏、伊勢之介、文平、右人數參り候得共、夜中故不相分候間、早速小屋江歸り申候、其夜は信心第一に致、皆々機尾惡敷存、夜中有明に而、帶^(居覺)覺悟致、夜明待居、翌十四

日夜明六ツ時、早々二ツ柳村と柳澤新田村境登高所に而水見分致候處、凡川中島は一面に水押來り、當村近邊は、今井村西方南原村江水押水付、川敷は北原村方南原村と、境方川筋相立、下續落口會村東沖方小森村沖迄、川先に相成、壹筋は、今井村西方布施高田村西方澤組南川敷に而、會村、西當村分地、五人寄合沖、佃沖、會西沖、池田沖、石塔沖、行野橋沖、細池沖、松島沖、横田沖、其外居家敷迄水押に而、居家之内式尺位、又は壹尺八寸位水付、又は南方は貳尺七八寸方、穢多居家杯は三尺程も水付相成申候、水付無之沖は、社宮司沖、市野坪沖、四反田沖、中屋敷沖、澁田沖、内外西浦沖、水一向不通申候、其後十五日、方田山小屋を出立歸村致、家内之者歸宅致候處、誠に地震掃潰、其後滿水に而泥入相成申候に付、^(お)ごころ手初致候哉と氣茂を潰、^(お)ごころ致候、難澁に而罷在候、第一住居又は御田地開發、所々片付差間候各所、池田沖畑、口長地御座候處、家内五人に而二日半日程片付に而、漸大通に而有之候、

之儀は、水門方下續七拾間、堰並村々に而、人足出情普請可致候様被仰付候、右方上續七拾間は、御上様に而寄人足に而堀御普請被成下候、小松原村分地段野原組、裏用水堀割水溜り土礫等は、當村役元方下ダ錢に而、人足壹人に付出情次第、深き壹尺壹坪、壹人前に而三百文、又は出情次第、五百文方六百式拾四文位迄錢、出役人を受取申候、四月十六日、十七日、十八日三日之内、村々極難之者江、家内人別老若男女子供不抱、御飯むすび、壹人分四ツ宛被下置、其上十九日、廿日、廿一日三日之内、爲御救白米三合壹勺五才宛、猶又被下置、難有頂戴仕候、用堀堀割人足之儀、御領分山中村々、川南村々、川北村々、川中島村々不及申、健役男懸人足、拾五歳方六拾歳迄、用水堀割相濟、田方水引入候迄、出情被仰付候、然處苗代差支候に付、無據四月八日、下石川村平之丞殿後家^(中)ごの江、無心申入候處、御貸被下挨拶御座候に付、申談之上、俸文平爲土産しほり手拭壹筋持參、翌九日朝、右後家^(中)ごの方罷越借用申候處、右村砂溜り通り、上石川村馬道、南作見村懸り二道、右村砂溜り見通、田方小作入口表半程之處、苗代致、借用人別、文平、與惣治、與兵衛、嘉右衛門、自分、伊勢介、藤作七人に而、種子蒔は四月十八日、十九日、又は廿日、三日之内蒔入致候、はんげんは五月廿日に而有之候得共、殊之外

弘化四年

一三九

弘化四年

用水掘削手間され候間、五月つき末頃相成候得共、用水堰堀割致居候間、田方に相成候哉、亦是畑に相成候哉難計候に付、田方に大豆仕付、粟種蒔入候者も、間々有之候、田植之儀は六月三日頃方植初、五日、六日頃迄仕付、當村に而も、澁田沖邊は、六月九日朝迄植仕付致候、

流失之品、私宅江持參致置候に付、往來筋江建札致、尋參り候方へ渡度と存候處、小松原村久治郎殿母殿江渡品物は、本だんす登ツ、但し桐板拵に而、早々本も有之候共相渡候、はたき登丁、とふみ登ツ、同村勘兵衛殿江渡す、但し松木松板に而拵品、其外萬石とふし登ツ、同人江渡す、此分は瀧澤清左衛門と名面印有之候に付、其段當村頭立與三郎殿、假役人に而役元へ出役致居候に付、伺之上渡す、其外八寸勝拾人前、但松板に而拵入、同人名面印有之候に付、同村右郎右衛門殿渡す、其外真ね板武枚、但柳木板に而、登枚は足附有之候、此品當村久左衛門姉、先年同村之内縁付參り、其女中江相渡す、其外箱拵登丁、但し松板に而長貳間半、廣さ五尺程、同村藤吉殿外登人同道被致候に付、早速相渡す、是に而流失物渡し相濟申候、然處満水に而、二ッ柳村方田組長右衛門殿、薪物屋及無心候御禮として、金貳朱に鼻紙壹束代貳分四分出し、三月廿九日夕四月十五日朝迄假宅致居候間、爲御禮遣

し申候、其外糶壹枚代百貳拾四文品、其上手作夏大根五六本程、折々持參致、又は秋大根五六本、致持參遣し申候、柳澤新田村文左衛門殿方にも、家内之者遠留致、三月廿五日夜廿六日、廿七日迄世話に相成候間、爲禮氷豆腐八れん致持參遣し申候、二ッ柳村方田組長右衛門殿江白米壹俵半、挽割麥三斗五升程頼預け置候間、爲禮氷豆腐貳れん遣し申候、稻作仕付後に而、甚違作罷在候、五分六分位、又は七分位な者稀に而、木綿杯も甚違作に付、村方引方は田方拾俵地に付四割、木綿引方は秋毛三割、其中満水に而水押水付畑は、壹割五分に而、御立相場三拾壹俵、御立直段村相場三拾貳俵に而御座候、尤大豆、粟、大角豆、赤大豆、蕎麥杯、宜敷御座候、菜、大根等違作に而、大根に甚にがみ有之候、大麥相場二十六七俵位、粉相場三拾貳三俵位、白米等小賣、百文に付壹升位、餅白米杯は九合位、挽割麥壹升三合位御座候、水油直段、大相場兩に壹斗貳升前後、百文に付壹合五勺位、壹升代五百六拾四文位、

御上様に而御國役御普請、小松原村分地渡し場近邊方、兩淵土手方、外淵石砂に而、川表石垣に被遊、御普請手初、八月廿三日方初り、桑原村御林方、から松木伐出、引出人足、八月末方九月末迄被仰付、人足數多に而、其外矢代川原、横田川原、

一四〇

土口川原、其外千曲川右村々下續川原方、柳伐出人足、川南村々江被仰付候、四ッ屋村邊方丹波島村下續迄、御國役御普請所江持參致、相納申候、

一金壹分貳百拾四文、下石川村平之丞後家おせき殿、苗代借用致候に付、右七人わり合分、嘉右衛門殿江渡す、未十二月廿九日

未三月廿四日夜大地震御方、御殿様、櫻馬場江御小屋御掛被仰付、御出張被遊、其外諸御役人様方、并諸御役所御役人様方、其脇江御小屋御掛被成候而、御代官所御公事方御役所、御那方御役所、道橋御役所、其外御役懸り品々御役所、一同御出張被遊、御用御取繼被成下候、

四月十一日、大瀬登様方當村御知行所四拾九名御百姓に、地震御見舞として御酒壹斗被下置候、御百姓中難有頂戴仕候、四月廿三日、御地頭加藤了作様方地震満水爲御見舞、私方江そうめん七把被下置候に付、難有頂戴仕候、御地頭柳春幾人様方、御慶元與三郎殿、十二月廿日暮御上納配符請取之時節に至り、御地頭様方御酒代と貳拾四文、其方江わり合と被申被遣候に付、難有頂戴仕候、御地頭望月主水様方、當春中地震満水に付、御知行所田畑共泥入砂入罷成、大小麥、菜種共押入、亦是田畑開發爲御手充、金壹分五百八文づゝ、御藏元新左衛門殿方わり合に而被遣候に付、請取難有頂戴仕候、

八月十七日御座候、六月廿五日、一金貳兩三分三匁、名主吉郎右衛門殿方請取、是は文化八年御頼焼に付、御用達金貳分也、文政年中、御用達金貳分也、天保四巳年、御用達金壹兩也、御下ケ金残り二ヶ年分金壹分三匁、弘化二巳年、御用達金爲半分金壹兩也、爲御手充御下ケ金被成下置、難有頂戴仕候、

地震搖、翌申年正月三日夜方猶又初り、三日、四日、七日、八日、九日、十三日、十四日、同十七日方廿三日迄、晝夜時々搖、同廿三日夜、雪降出し、同廿四日五ッ時頃迄降續、雪五六寸程積申候、二月七日、八日、搖申候、猶又十三日、十四日、十五日、十六日迄、少々宛搖申候、名主安重殿配符被出候儀は、九月四日、漸々午年之配符被出候、地震二月廿六日四ッ時半頃、猶又搖申候、同廿八日明六ッ時半頃、中地震搖候に付、民家一同さわざ立申候、同廿九日夜八ッ時半頃、地震搖申候、三月朔日晝四ッ時頃、猶又地震搖申候、名主吉郎右衛門殿配符被出候儀は、二月晦日、漸々未年之配符被出候、地震三月二日入相時、搖申候、同三日九ッ時、少々搖申候、三月三日天氣は、明七ッ時頃方南風大造に吹出、明六ッ時半時、天氣宜敷様子に而、四ッ時頃迄天晴に而、四ッ時半頃方雨少々宛降出、同七ッ時頃迄、少々宛降續申候、是方雨晴候得共、雲り居申候、同四日、南風一日吹候得共、天氣は雲り居、以下、原本「行程空自アリ」

弘化四年

一四一

信州御中川

宮入治兵衛様御報

當二月朔日五ツ三分時々、天道様九分半御かけ被遊、四ツ七分迄に御座候、朔日は一日晴天に而御座候處、同夜入大雨降出し、翌二日一日降續申候處、翌三日朝晴申候而、御天氣相成申候處、猶又翌四日朝飯過方、雪降出し、其日一日、同夜中降續申候處、凡貳尺餘も有之候様にて、同五日晴申候處、北風繁く吹出し、一日吹申候、同六日、七日兩日、天氣宜敷候得共、同八日朝方又候雪降出し、壹尺餘り茂降申候而、九ツ時方雨之氣に而、又候直に雪に相成、一日降續申候、十一月七日五ツ時頃、同七ツ時頃、地震搖申候、同廿九日七ツ時半時頃、搖申候、十二月十八日朝六ツ時、同七ツ時頃、搖申候、同十八日四ツ時頃、南風吹出し強く、雨少々降出し、無間茂猶又北風強く、暮時方雪少々宛降出し、其夜中雪ふり申候而、翌十九日五ツ時頃迄、降續申候處、壹尺餘り降申候、西之十二月廿四日朝六ツ時頃、同八ツ時頃、同夜五ツ時頃、地震搖申候、夫方雪降出し荒申候、翌正月二日朝七ツ時頃、地震搖申候、同五日晝五ツ時半時過頃、追々四ツ時頃、地震搖申候、夫方同六日夜、雪降出し、五六寸程降、北風吹出し申候、同十二日夜四ツ

乙

號六十四第告報會查調防豫災震

半時頃、相應之地震搖申候、同廿日四ツ時半時頃、戌亥之方々大造成火玉飛出し、東江飛、落所に而如雷鳴渡候、世人皆おそろしく存候、同三月十八日八ツ時頃方雨降出し、同夜中大雨に而、翌十九日五ツ時頃、晴申候、夫方晴天續申候處、同四月廿九日迄、天氣續候處、同夜中々五月朔日朝迄、雨降續申候、猶又晴申候處、同五日九ツ時頃方雨降出し、夜中降申候、翌六日四ツ時頃、晴申候處、夫方上天氣に而御座候、同十日明七ツ時頃方、大造成地震申候處、同十三日方同廿一日頃迄、日々雨少々宛降續、其間天氣は宜敷處は只雲り申候、夫方北風大造に吹出し、天氣は宜敷御座候得共、殊之外不順に而、無間茂田植に差掛り候得共、皆人縮入着出し、田植用意致申候、同廿四日苗取置、同廿五日方田植致申候、同廿六日、同廿七日朝迄植申候、同廿六日九ツ時半時頃、地震搖申候、同廿七日朝方餘程如雷鳴り候而、九ツ時頃迄、折々之地震搖申候、同廿八日八ツ時半時頃方雨降出申候而、六月三日迄、晝夜共雨降申候間、同三日九ツ時頃、漸々晴申候處、千曲川并に犀川、殊之外大満水に而、本水門表向半分潰申候而、田水差支、田方流末一統に早相成申候、同四日晝時方早に致三日半日程早、同八日、水漸々引取申候、翌九日夕飯後、追々四ツ時頃、大造成地震搖申候、引續少々宛如雷鳴搖申候、是方續而少々宛

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

搖、皆人往來庭に飛出し申候、同十一日、猶又夕飯後五ツ時頃、大造成地震に而、皆人往來、又々庭に飛出申候、是方夜中引續折々搖申候、同十二日朝六ツ時頃、又々搖申候、天氣は晴天に御座候得共、續而如雷折々鳴申候、同八ツ時頃、搖申候、是方晴天續而宜敷御座候、同十五日八ツ時頃、白雨致申候處、同十六日五ツ時頃迄、雲り申候、又々天氣晴天に而續申候、同廿六日、地震搖申候、然處同廿五日方候殊之外不順に而、世人縮入又は拾括着候程之不順に而、第一稻作、以手外濫入すくみ相成、同廿五日方七月七日迄、晝夜南風又は北風吹續申候、同九日八ツ時頃、地震搖、漸々天氣相成、同十六日四ツ時頃、地震搖申候、同廿日七ツ時頃、又々地震搖申候、同廿一日夕飯後、戌亥方に月輪之如く空光申候、南風吹出し、餘程大風御座候得共、八ツ時頃方殊之外南風大風に而、千曲川南下戸倉村方上續村方居家五六軒、又々七八軒程、吹潰申候、松代竹山町上禪宗惠明寺様本堂、吹潰申候、其外村々大木杯所々に而吹折、又は根こぎ致申候、同廿五日、二百十日御座候得共、稻作去月後に而穂揃相成不申候而、早稻漸々穂出申候、は廿六日、同廿七日、同廿八日五ツ時頃、少々宛雨降申候處、漸々四ツ時頃方晴天に而御座候、九月廿五日晝七ツ時半時頃、地震搖申候、夫方十二月朔日朝六ツ時頃、猶又候四ツ時

頃、兩度地震搖申候、寒に入口迄雪不降、天氣宜敷御座候處、寒に五日朝七ツ時入、同六日朝七ツ時頃、地震搖、同八日朝七ツ時頃、餘程地震搖候に付、世人大造に驚申候、同六日方雪折々降申候、嘉永三年正月七日方三日三夜之間、奥州松前箱立浦にて、一夫かへくもり、うなりひびき、天地うごかし、箱立御番所戌亥彌太郎と申御代官、早馬に而懸付御見分有ければ、拓に一夫天晴渡り、あやしき鬼人あらわれ、我は此演に三千餘年住宅する海神の仕なるが、此年方七年之間まれなる豊年也、然れ共猛虎ゆう病はやり、余人七部通死すべし、依而我姿を門口にはり置物有之、其病なんをのがる事うたがいなしと言ふて消にける、(月缺々、三月カ)一日、少々宛雨降申候、同五日雲り居候得共、雨は降不申候、同五日夜がらす四聲啼申候は、私宅方北方に而、輿惣治裏方寶呂寺境内に而啼存候、私宅寢間に而承り申候、同六日南風大造吹出し、雨は一日降續申候、殊之外不順時候、夕飯時方夜中雪降、同七日朝迄に凡三寸程積り申候、同七日五ツ時頃迄、雨降續申候、四ツ時晴申候、九ツ時、地震搖申候、同夜四ツ時半時頃、少々許地震搖申候、同八日、一日天氣に而有之候處、翌九日方雨降出し、同十二日五ツ時頃迄、日々雨降續申

候、同十三日五ツ時頃、はれ申候、同四ツ時頃、地震度續而
 搖申候故歟、是方天氣相成申候、同十四日朝日の出、天道様
 近邊、てんまり如く黒き星數不知程出、上江上り、又は下江下
 り申候、十六日、十七日、晝夜折々地震搖申候、同十八日四ツ
 時頃、雲白雲黒雲出、寅之符がわの如く雲出申候、十四日晝
 武度、同夜三度、地震申候、十九日夜晝度、同廿日四ツ時頃晝
 度、同夜晝度、同廿一日四ツ時頃晝度、地震搖申候、同廿四日
 四ツ時頃、九ツ時頃、地震搖申候、同廿二日、同廿三日兩日、
 朝方夜迄雲り居申候、廿二日朝、霜少々降申候、同廿四日朝、
 猶又霜多分降申候、天氣は朝之内雲り居、五ツ半時頃方晴天
 氣御座候、同廿五日明六ツ時頃、地震搖申候、朝方南風吹出
 し、一日中吹、同廿六日明七ツ時頃方、雨少々降申候、猶又同七
 ツ時頃方雨降出し、次第に強く相成、夜中降申候、明六ツ時
 頃晴申候、同廿七日、北風吹出し雲り居、五ツ時頃、天氣能成
 候、同廿八日八ツ時頃方雨降出し、翌明六ツ時はれ申候、晝
 時頃、地震搖申候、晝時續而三度、夜晝度搖申候、四月二日
 出、今日様近邊、黒き星數不知上江上り下江下り、てんまり如
 く成星出申候、同三日四ツ時頃、地震搖申候、同四日四ツ時頃
 三度、同五日夜四ツ時頃晝度、八ツ時頃武度、地震搖申候、同
 六日、一日雨降申候、同七日雲り居、一日南風吹出し、同夜四

ツ時頃方雨降出し、同八日、雨降申候、翌九日、雨晴天氣相成
 申候、同夜四ツ半時過頃、餘程之地震、武度搖申候、同九日、
 御上様御藏屋敷江、役人之内登人罷出候様、同七日夜御劔參
 り候間、同九日、役人長四郎殿出役被致候處、被仰渡候様は、
 去未春中變災に付、屏口水堰に掛り、土築普請出精に付、
 爲御褒美錢貳貫五百文被下之置候、同九日夜八ツ時頃、少々
 許地震搖申候、同十日、三役人頭立小前總登人、御勘定所御
 屋敷江罷出候處、同八日、御劔參り候に付、名主繁治殿、組頭
 作太殿、長百姓雄治殿、頭立彌茂八殿、小前總代嘉兵衛殿、都
 合五人出役被致候處、被仰渡候様、去未之三月中變災に付、
 格別變災多に而、山中筋數ヶ村に有之、甚だ御不便に被思召
 候處、御手も届兼候間、此度融通、年拾八歳以上男六拾歳
 限、壹ヶ月百文 出錢致候様被仰渡候、其外年拾八歳方婦人
 六拾歳限婦人は、壹ヶ月三拾貳文宛、何に而も平日稼之外、
 出金致候様被仰渡候、翌十一日朝飯後、三役人頭立之者、右
 被仰渡候に付、内相談被致候、同十三日七ツ時頃、相應之地
 震搖申候、十四日五ツ時頃、御殿様、御農掛御加籠御乘被
 遊、御家老小山田采女様御跡に而、御供方迄凡百人程に而、御
 通行被遊、山中孫瀨村空藏山御見分被遊御越、下石川村源之
 介殿方御朝御膳、御晝飯、野口村小林藏内殿江被仰付候、

御歸り御小休、當村與三郎殿江御本陣被仰付候、隣家大藏殿
 方は、小山田采女様御小休御宿被仰付候、同日御戻り御小休
 御座候、與三郎殿方に而、赤飯に煮込相添奉獻候處、少々許
 御手御附被遊候、松代表江御持參被遊候、赤飯は下之御役
 人様江差奉差上、御供方迄差上候、四月十六日七ツ半時頃、
 武度地震搖申候、同十九日夜明六ツ時、相應之地震搖申候に
 付、居家方庭江家内之者一同飛出し申候、其後折々搖申候、
 凡五六度程雷之音之如くに而搖申候、同十六日、地震搖候
 方、少々宛夕方方雨降申候、同十七日八ツ時頃迄、少々宛雨
 降、又候附候、天氣に相成、又は雨降、品々に天氣くるい
 申候、八ツ半時頃方北風繁く、雨は白雨繁く、賊におそろじ
 く、雨風は繁く御座候、同十七日夜四ツ時過頃、雨晴申候、同
 十八日天氣御座候、同十九日、天氣宜敷御座候、當四月十一
 日、男女十八歳方六拾歳迄、男壹ヶ月百文宛、女壹ヶ月三十
 貳文宛、手稼出精致、上納可致候様被仰渡候に付、當村男十
 八歳方六拾歳迄、男百三十貳人、此錢拾三貫貳百文、女百
 三拾人、此錢四貫三百文、二口メ壹ヶ月拾七貫六百文、總メ
 壹年分貳百拾壹貫貳百文、同十九日夜四ツ時頃、地震少々宛
 三度搖申候、翌廿日天氣宜敷、暖に御座候、夕方白雨に而降
 申候、夜八ツ時頃、地震少々宛三度搖申候、翌廿一日、晴天氣

宜敷候得共、四ツ時、辰巳之方方雷之如く音鳴致候、同廿六
 日方不勝之天氣、日々くもり、日々少々宛雨降申候、同廿九
 日夜迄、同廿八日七ツ半時頃、地震搖申候、猶又夕飯後六ツ
 八分頃、地震搖申候、六月朔日七ツ時頃、同二日五ツ時頃、同
 三日四ツ時頃、地震搖申候、同四日明六ツ時頃、同五日明六
 ツ時頃、武度地震搖申候、天氣不勝に而、四日は晝前雲り居、
 晝九ツ半時頃方雨降出し、同夜中降續、同五日雨降申候、同
 七日明六ツ時、同八日九ツ時頃、少々宛地震搖申候、同十四
 日明六ツ時頃、猶又地震搖候、

御平川村
 宮入治兵衛様
 人々御中
 私宅江着致候間、披見致候、
 右は手紙表書、
 裏書寫、
 乍憚此手紙、御平川村表名面方迄、御届け被下候様奉願
 候、以上、

水内村追譯より
 こま拜

大日本地震史料 卷之十四 終

大日本地震史料

卷之十五

弘化四年三月二十四日信州地震ノ四

(徳竹氏地震記事)

善光寺地震取調材料六册ノ内、丙、
文部省震災豫防調査會所蔵

○氏は妻科村代々庄屋たり、現在の主人、幼年にて後見人あり、香類の門外に出るを許さず、止むを得ず、其家に就き、其妻を勝歸すトハ、醫ニ長野縣ニ救護ヲ執リシ渡邊殿ノ記シ、モノナリ、以下一七五頁ニ亘リ、故老ノ勅り、存証ヲ探リシハ、皆同氏ノ記述ニ係レリ、其編次ノ體裁ハ、本書ノ前、後ト其例ヲ異ニセリト雖モ、姑ク初ニ仍リテ改訂セズ、

當村居家潰入拾三軒の内、四拾四軒借屋竈數、潰の上類燒竈數三十九軒、尤も善光寺類燒、民合半潰廿五軒、土藏物置潰貳拾貳棟、其外宮登ヶ所、堂登ヶ所潰れ、其上庚申塔、并石塔類、不殘搖倒す、壓死人貳拾五人、内男十二人、居村にては、五人、内女四人、内三人は、善光寺に於て即死す、一人は當堂所にて死す、一人角次郎、出生朝中、當時三郎、と申もの、裏山中にて死す、死骸知れず、居村にて怪我人三人、是と同じく善光寺に致せし、當村震災輕しと雖も、殘家、厚薄は有之候へども、殘らず破損す、亦田畑犯(狂カ)ひ場、何れも良より坤の方へ懸りし、地震道と云ふか知らねども、伴切地陸床遠三ヶ所、通に付ありし、宮東、聖徳、幅下の三沖、中程より西居村に拘り、多

少は有之と雖、不殘地陸床遠、就中、幅下、夫婦橋北の邊、凡七八尺程の床遠、此近邊都て夥しく、剩へ八幡堰分口上、長十間餘程の間、大なる瀧(カ)と成し、扱亦中島は四五尺位も床上げしけり、居村は總體に高く成り、朝日山は卑くなりしと、諸人申けり、然りと雖誰ありて地震以前に、中間を見定め置候もの無之候へば、何尺何寸とは知れず、併し鐘居堰水行にては、眼前に高くなり、右堰は元より尻高河、然るに坂落しとなりし場所三ヶ所、何れも八九寸位の段になり、當村友右衛門居家臺所、七八寸之床遠、中流亦戸張の上より土の原へ拘り床遠、是亦甚し、丹宮の東道にて屏川を遠見するに、如何にも此地高く成りしと思はれける、池水大半涸る、亦河原には地裂して、地底より青砂を吹出せし處ありしとなん、當時死は都合十八人、御上への訴には二十五人、其體は當春出生にて御職願致さず候故、且は召抱奉も有之、何れの村方も御訴と、村方の話とは相違あり、

妻科村水崎惣左衛門氏との問答、

徳竹の記録に、多くの地割床遠を生じたりと聞く、如何、翁のいふ、小淵は所々にあり、或は青き砂を噴き、或は赤き泥を吐くなど、様々にてありき、幅下沖には、大なる床遠を生じたりとあり、幅下沖とは何れの所ぞと問ふに、此方へとて余を携へて其處にゆき、此處なりといふを見るに、今尙五尺餘の階段を爲して、南北に亘るを見る、翁

乙 震災豫防調査報告第六十四號

のいふ、此床違は、北は御殿跡、今郡役所の後、南は平柴迄七八町の間に亘れり、それより北は、三輪より別に一二の裂目を生じて、同じく北に向ひたりき、何でも此筋目の通り筋は、地震の最強烈なりし所なりと語られき、中島は高く張出したる様に記しあれど、中島とは何處ぞと問ふに、彼所こそ中島とは申なれ、彼地は仰の如く地震の爲め、四五尺も張出して、彼が如く隆起したりとの言にて、今は一段高き桑畑となりて見ゆ、八幡堰の分口は瀧となりしとあれど、何處ぞと訪ひしに、彼方の事ならむとてゆきて示し異れたりしが、果して記の如く今尙七八間が程は、急湍激流、雪を噴して流るるを見る、

翁のいふ、某が聖徳(神カ)の田は、半反許の田なりしが、地震の爲め三段に分れたりき、其後手を入れて一枚の田となしたれど、兩三年間は止むを得ず、それなりに耕作したりき、此他是に類せし事は外にも多かりき、

翁のいふ、地震の揺るごに、ごむご大砲を地下に放つが如き響して、其響と共に揺出すを常となし、揺出すと共に、白岩の岩は崩れ落ちて、其響を助けしものなりしが、大地震の當夜の如きは、幾回となく揺りし事にて、其凄し

さ、身も心もあらぬ心地なりき、今こそ他の白岩も葛藤など生繁りて、岩壁の半を掩ひしも、震後五七年間は、上より下まで、北より南まで、一面の白壁なりき、

一茂菅村は、(殊カ)震災殘の外軽く、人家格別破損なし、變死奪人、女、右は善光寺にて焼死、且茂菅人舎降迄、東の山より八九尺程の大石轉び墜ち、其外大小數多、亦字白場の田方三四尺位の地陸違す、同組池水一圓出でず、九月頃、葛山より呑水を引けり、作道は八月出來す、これ迄の場より、凡そ十間餘山上となれり、

水崎翁に問ふ、さく道とは何處ぞ、曰く作道はさくみちと讀ますに、つくり道と讀むなり、つくり道とは、本年(夏カ)度旨者の脱落せしこの事を、新聞に見しが、彼道の事なりと答へられたりき、

一腰村、池水一切出でず、名に負ふ瓜割清水、一滴を存せず、同組の田方、畑方となる、飲水必止差支、煤花川或は境の澤の水、亦東池の水などを汲みしとなん、翌申八月に至るも、池水一向出でず、申五月十一日強雨、其夕山抜にて、往生寺の客殿、地中に埋まる、死人十五人、内男七人、女八人、荒井利右衛門翁のいふ、地震の爲に抜けを生じ、抜けの爲め寺院も損せしが故に、大に修理を加へて、出來あが

乙 震災豫防調査報告第六十四號

りしに、出來ると間もなく前の地じりが、再び地こを爲し、其客殿を埋却せしなりとぞ、

問ふ、往生寺山は、外に地じりはなかりきや、曰く外には山の脊割れはありしも、地じりはなかりし、脊割れは、往生寺、朝日山、ともにこれありし、今日朝日山を問へば、尙其脊割れの跡を認むべしとの事なりしが、朝日山を訪ふに及び、果して脊割れと稱すべきもの、歴々存するありて、總て此山上の土石は、今尙不安定の位置をなし、大震等もあらむには、又候大なる崩壊を生じなむと察せられたりき、

一四ツ屋、居家潰家四軒、寺一ヶ寺、歴死七人、内男三、女五、流家八十軒、其外土藏、物置數十棟、本新田の耕地、荒増一圓の河原となる、水災にては、一二を争ふ大難を被りたる村なり、耕地は勿論、居村迄、平一面の石河原、剩へ大石其數知れず、場所により、作土より四五尺餘も石砂嵩り、耕地には容易ならざると見えたり、右水災の節、御領主より種々御手當あり、六月頃より、右石河原に假小屋懸りて假居す、孔子も古郷を去る時は、遅々として往き給ひしと聞けど、斯る有様となりても、古郷をば尙離れ難きものと見えし、

一小松原村、荒地高七百 十石餘、家潰五十八軒、半潰五十六軒、流家四十軒、宮、拜殿、流失、其外土藏、物置、歴死人七十餘人、

往來西山の手に地裂して、水溜三四ヶ所出來す、水も夥しく溜りありし、

小松原中村氏記述中より、

外に川中島三堰と稱する用水路、來歴とを併せ記したるもの、

上中下の三堰皆潰れ、殊に上堰に至りては、段の原裏まで全形を失ひ、段の原裡沖白櫃には、一の瀧をなし、四五間程も掘れ、其處に六尺毎にくつ石九ヶ現はれたり、此瀧水の流れは、段の原屋敷の半を潰せり、此の水勢により、小松原の神明宮の拜殿、流れ來り、中村屋敷に留まれり、此間凡一里程、

死人七十五人、小松原段の原の家數二十三戸、内十三戸つぶれ、十一人死す、

段の平は、水に漬からざる故に、川中島の人民は來りて水難を避けたり、此時飲用水に不自由を感せしならむと思ひしに、神の恵にや、段の原清水池、方二尺五六寸、深壹尺四五寸許りなるあり、人の汲み去るに順ひて、小弊を發し

て湧出し、聊も濁したるものなかりしと、
 光林寺は、口開きたるのみにて潰れず、
 光林寺南平砂平は、凹所は凸所となり、凸所は凹所となり、地面に高低凸凹を生ぜし事甚しかりき、
 光林寺北ナット箱は、震災中は岩石墮落して雷の如く、小松原南清水池は、震前には善光寺街道に當り、牛馬のつく水をなす處にて平地なりしも、震災の爲に地^(穴カ)をなし、其空に水を溜め池となり、其地^(穴カ)は東方に押出し、田畝を覆へり、
 天照寺山は、東西半は裂け落ち、天狗の鼻とやら稱せし葛粉糊様のものを流し出し、通行する能はざる程なりしが、時を経るに随ふて砂土と和し、今日の如き硬土となれり、

福井傳右衛門翁との問答、

御地中村某の記述、又は洪震鑑などいふ書中に、此邊は地裂れ山抜け等もありしやに見ゆ、如何、翁のいふ、何のことなし、手を以て物を揉みしと同じく、此の山も平地も地震に揉み破られしなり、揉み破られたる故に、地もすべり、山も抜け、地裂をも生じたるにて候、御覽の如く我家の向側なる家は、渡邊長藏、野口近治と申ものゝ兩家なれど、兩家のありし地は、元來田にて、今の道敷よりも低

き處にて候へしが、見るが如く地震の爲め張出して、六七尺の石垣を築き立つるを要する程の高地とはなり申たり、ぬけ出したり、すり出したるが爲め、此の如くなりしならむには、不思議とするにもたらぬなれど、ぬけもすりもなく、彼が如く張り出したりしなり、然して彼の張出すと共に、天照寺山嶺は低下したり、申さば、山が腰をつきて膝を此方に張り出したたりとも申すべきか、此地低地にして高地となり、高所にして低地となりしも多かりしが、
 光林寺門前の如き、一反五畝程の沼田なりしかど、是亦地震の爲めに張出して、平地より一丈餘も高き丘陵となりたりしが、後其地を畑となし、家を作らむとて地ならしの時、中より枯木の大きなもの出で来たりき、
 地割の生せしとは、何れの地なるや、新屋敷の裡手に菰池あり、其菰池こそ地割れのものにて、夫れより檀の原光林寺門前迄、斜めに七八町大なる裂目を生じたりしが、其裂目は後々までも明かに存せしが、近年其原地を桑畑とするが爲め、地をならし、石塊をも裂目につめなごして、今は新屋敷の裏に、其名残りの片はしを存するのみとなれりとの事なり、
 中村の記には、割目より天狗の鼻水とやら稱せし葛粉

糊様のものを噴き出したりとあり、如何にやと尋ねしに世上にて左様に呼びしといふ事は、某は承らねど、神明宮の鳥居の彼方に地割を生じ、其地割より夥しく白砂と白濁水を噴出したたりき、總じて此小松原の飲用水は、流れにあらず、井にあらず、小さき溜池なれども、當時の地震にて、一般に白濁を生じて、飲用に堪へぬ程なりし、歳を経るに従ふて、いつしか其濁りはうすらぎて、今は何れも全くむかしの如き清水となれり、
 中村氏の記に、天照寺の低下して、里村より小野平崎の三分一を見るに至れりといふ事、果して然ることなるや否、翁のいふ、前に申通り天照寺山の低くまりたるは事實なれば、里方より見て然りといふも、最の事と思はるることとなりき、
 翁の曰ふ、小松原の戸数は當時八十戸、人口は其春の調べに八百登人なりしが、内死人七十三人、潰れ且流失せしもの百軒、山手の家七十内外なりしが、潰れたるものは四五軒に過ぎざりしに、道の此方なる家は平地なれども、平地にありし家は、概して潰倒したりき、さればとて、此より少し東の平なる今里村などは、地震も軽く、倒れし家、極めて少分なりきと、

裂目も所々に生じ、水を噴し、砂を吐きたる所ありしも、筋たちて裂目を爲したるは、段の原のみなりき、

淺川村、字何去真光寺の峯丸翁を問ふ、

何去真光寺は、元來十八戸の村落なりか、^(一ノ)地^(穴カ)にりによりて、其十七戸は倒潰し、内二戸は土中に埋没し、死者十九人を算したる所とす、

今の何去真光寺と稱する石油井のある所は、當時の地震に懲りて家に移したる所なりとぞ、本村には、今は只六戸あるのみ、問ふ、翁は震災の當時、何歳なりしぞ、翁のいふ二十四歳なりき、^(我)のいふ廿五歳なりし、然らば所謂女優り夫婦なりしよな、更に問ふ、震災の當時、翁が家は如何がせしぞ、何れへ埋没したりけむ、影も形もなくなれり、然らば家内には死人^(我)も多かりしならむ、否な壺人の死傷なかりし、夫は何が故ぞ、母は妻と弟と共に村山村の親戚の處にゆき、父は山影の清水と申處に往き、私壺人のみ家にあり、今の世の如くランプなどのある世柄にてなかりし故、壺人留守しながら、行燈かきよせ、^(我)脇枕にて淨瑠璃文を讀みありしが、いつしかまごころみて、地の揺り出したるも知らずありし、目を覺したる時は、其身は家の外にはふり出されて、結びありし帯もいつしか解けて、

帯ざり裸にて、畑の中に倒れあり、何やらむ恐しきものゝ空を飛ぶやうの心地して、頭を抱へて地に伏したるに、一兩度地よりはねかへされし心地したり、已にして彼所此地に叫ぶ聲、呼ぶ聲、助けを求むる聲の起りたれば、夢の如き心地にて、天を見れば、星の爛然たるあり、暗をすかしてむかふを見れば、前山は鼻の先にある、さては山抜の爲め、身は淺原河に押し出されしなり、まご／＼すると、後よりぬけ来る土石の爲に、命をも失ひなむと、一さむに父がゆきたりし清水の方へと志し駆け出でしが、路次に地裂の夥しく、處によりては、上は懸崖を爲し、下は測る可らざる深さの地割あり、止むを得ず、林中に入り、木の間を手取りゆきしも、尙處々に裂目ありて、頗る危きを覺へたりき、ゆきて荒神様の處に至りし時、父の清水より歸り来るに逢しかば、家の方は山抜なれば、再び清水に歸る方安全なりと申せしに、否々山抜にあらず、地震なり、清水も大地震なりしが故に、家を案じて歸り来りしなれ、地震は清水にゆきたりとて逃るべきにあらずとて聞入れず、清水は地震なりしならむも、家の方は山抜けに相違なしとて、有りしさまを物語りしに、さては家の方は地震に由りて山抜の生じたるならむ、暗に迷ふて裂目に墮落す

るものもありやせむ、責めて生き残りしものゝみをも救はむとて、刈りありし柴ども、方々より取集めて、山に積み重ね、火を點じたれば、火光は忽ち白晝の如く、村の方を照らしかば、^(カ脱カ)其光につれて大聲にて呼ばりし故に、其夜の中生き残りし人々は、大抵其處に集り来りしと、ぶらんこ樂師の彼方にある大岩巨石の、路の上下累々たるものも、當時の地震の爲めに崩壊したるものなりと聞く、果して然るにや、さむ候、彼も崩れ出したるなれど、彼の崩るゝ共に此方の山も抜け出して、大小の木は其上に^(カ脱カ)なだれかり、畑が村山より歸る時、村に入りてより此に来るまで、才に半里許りの處なれど、彼處の峯に出で、此處の谷を傳はり、危を冒し難を凌ぎ、半日を費して我家の處に至り見れば、昔日まで住馴れし家は、いつ地のきけむ、影もなく、誰が家のものとも知れぬ破れの屋根、折れし柱など、彼處此處に散亂し、田畑も元の田畑の影を存せずなりし跡を見し時の心地は、言葉にも語りにもならぬ次第なりしとの、畑が側より出でよの物語りなりき、

濃尾震災吊祭會席上に演べし所、岩倉と柳窪との震災舊跡を訪ひし談話、

會主より、此回濃尾の震災に横死を遂げたる人の爲に吊祭を行ひ、且其家族等賑恤せむとて、一會を設くるにつき、其席に出て、何ぞ一言演べて呉れこの事なりしかば、應と心易く承諾せしも、擬如何なる談話を爲さば、死者の靈魂をも慰むるを得るか、如何なる論説を吐けば、なき魂の手向とはなるらむ、濃尾の震災の慘毒なりし様は、日々新聞紙の報する所にて、聽衆諸君の夙に知悉する所なるべければ、今更新らしく口を開くの必需もあるまじ、地震に就きての學理の解明でも出来ればよろしけれど、これは自分など淺學のものゝ出来ることではなしと、斯く思ひ回し来れば、いふべき事は更になし、深く考もせず、易諾けびきを爲しは誤りにてありけると、後悔はせしも、已に諾せし上は、ひくにもならず、尚頭を低れてしばしが程考ひしが、此度地震につき語らむとすればこそ、いふべき事もなきなれ、平生自分が取調へ宛ある善光寺地震は、事實それ／＼先自取調へ来りし事柄などこそ、其席には適當の話ならむ、いで一席公衆の前に物語りせむと、終に此席に臨むこととなりぬ、

の池でありましたが、夏は其池に釣をたれ、又は游泳などを爲し、冬になれば、近所友達と共に氷滑りをするなど、某が年中の遊びは、大半其池が相手でありました、ある冬の朝、早く起きて例の如く氷上に出しに、五六歩踏み出すと、蹴然折開して、身は寒水中に陥りました、不意の出来事故大に驚愕して、聲を限りに叫び立てましたから、父と兄とが出て助けあげて呉れましたが、少時なれども寒水に塗れし事故、足の歩みもならず、兄の手に掖せられて、才に椽前に至り、塗れたる衣を脱ぎ換ひなごして、火爐を擁せしめられました、父の申しまするは、氷も今は堅く張詰めたれば、此兒の重量位にて割るゝ筈はなし、昨夜餘程の地震ありしが、地震の所爲にやあらむとて、^(カ脱カ)掃を手にして池邊に至り、氷上に被りし薄雪を掃ひしが、果して縦横に龜裂を生じ、其裂目より水の浸出せし痕跡あるなどを見出たせしかば、父のいふ、昨夜の地震は、強さの割合よりは、揺る時間の甚だ永きを感じたり、往年善光寺地震のありし時の地震と相似たり、或はいつにか大なる地震もありやせむなど、夫れより談は善光寺地震の事に及び、善光寺の地震は、古今例なき大地震にて、地裂けて火を發し、山抜けて水を噴し、善光寺町民と幾多の參詣人とは、爲めに生きながら焼熱地獄に陥り、川中島平

野の農民は、爲めに魚腹に葬られしもの、數千人に及べりなごのこを耳にし、已に水中に陥りて驚愕の念を生じ、尋で其事の地震の所爲なりし事を知り、更に善光寺地震の慘毒なる談話を聞きたる事なれば、深く地震の恐るべきものなるを感じたりき、其次の夜に至りて、頻りに早駕籠の通る聲の聞へければ、父のいふ、果して上方に大地震ありしならむ、先刻より數回早追の過ぐるを聞くとして、夜の明くるを晩ごと、間屋場に至り尋ねしに、果して江戸表に大地震のありとの事なりき、是安政度江戸大地震なり、それより二三十日間は、江戸表なる地震の慘毒なる話のみにてありしかば、更に益々地震の恐るべきを感じたりき、爾來物變り星移り、三十餘歳を経て、身は善光寺長野の地に來り、職を善光寺町に奉ずるに至り、茲においてか、彼幼年の時、父より聞きたる驚くべき恐るべき談話も、復たび腦裏に呼び起され、地震の事實を取調べむとの觀念を起し、書類を蒐集し、又は古老に尋ねなごして、其事實を後に傳ふることを謀るに至りました、しかして彼災害の有名なる岩倉、柳窪等の地は、山間、殊に近きも六七里より、遠きは十餘里を隔つるを以て、其地を訪ふの時機を得ざりしが、此夏、北安樂の教育會に招かれ、歸途迂回して高地より柳窪に出で、岩倉を訪ふて、其

實地を應吊するに及びて、百間の一見に如かず、見る所の聞く處に勝るものあるを以て、獨り自家の見しのみ止めず、併せて人にも示し置かむと、其後二十四人の生徒を従ひて、二夜三日の旅行にて、其跡を尋ねて歸り來りしは、去る廿四日の事にして、歸りて未だ一週間をも經ざるに、此度濃尾においての震災あり、佛者に言はすれば、定めて深き因縁のあることだと申させう、已に其因縁を演べ悉したれば、これより更に實地見聞せし談話に移らむ、村誌を見れば、岩倉の山は百二十丈とありて、麓の川床より算せしものならん、其山は今日見る所にては、大略四十五度以上の角度を保ちて、犀川に臨みてあり、其山は、震災の爲め、其山の半面が犀川へ入り出して、對岸の花倉と稱する絶崖の根に衝突しました故、花倉の岩壁も、其上に崩れかかりました、それが爲め厚さ百八十間、高さ三十二間といふ、大なる堤を爲して、犀川の水を堰きました、彼三百間の橋を架して通行する丹波島も、二十一日の間は、草鞋はだして往來が出来たと申します、其間四月七日、八日なごいふ日は、暴風猛雨甚しかりしと聞けば、山々谷々より流れ出したる水も夥しかりしなるべきに、それをも併せて堰き留めたのであります、それ故上六七里の間は、湖水の如く

なりしと申事でありましたが、二十一日目といふ四月十三日の夕に至り、一時に決壊して、其水が一度に川中島に押出したのでありますから、其害の甚しかりしも斷りであり

ます、此水害の事は、人の知る所なるが故、略します、決壊の際押し出したる水は、小市峽を出る時は、五丈八尺(或は六丈)とあり、松代にては貳丈、下高井は一丈八尺、飯山にては一丈五尺餘なりしと、

水難の關係が廣く、其評判が大なりしが爲め、岩倉山のぬけ出したることをしらぬものはなけれど、其ぬけ出したる地盤の上でありし、岩倉村の慘毒なりし話をするものがありませむが、其地を訪ふて始めて其實を得ました、岩倉村と申は、元來二十八戸と申しましたが、其ぬけの節は悉く倒潰しました、單に倒潰したのみなれば、またしもの事なれど、倒潰したる屋上より泥土に塗れましたさうです、それは迂り出すと共に地床に裂目を生じ、又は分断しまして、其裂れめ分れ目より泥土を噴き出したと申事、それ故家の下になりしものは悉く死寂して、八十一人の多きに上りましたと申事、已に泥を被りし故に、食料も衣類等も、皆泥の中にむさされて用に立つものはなかりしと申事、殊にあはれに聞へましたは、内山清四郎、内山和吉と申二戸、十二人の人々にて、こは

地震の當時、すり面とすり床との間に、大なる開裂を生じ、其内に陥りて、家も人も影も形もなくなりて仕舞ましたさうです、今は其開裂せし場所に水を堪へ、四十七間に百三十八間の湖となりて残りあります、

迂り出したる地盤の鼻は、對岸の鼻倉の岩壁に支られて止りじものなるに、其鼻は水の爲めに決壊され、下に支ふるものなく、すり床と面との頭には、測られざる程深き湖あり、裂開せし痕跡、分断せし有様は、歴々存在して、岩倉村三十九戸の小部落は、今尙不安定の位置をなし、後も大地震あらむには、再び舊時の跡を襲ふならむかと、我々をして塵ろに危懼の念を起さしめたりき、

岩倉山は、當時の地震に、一面は花倉の方に迂り出し、一面は其東なる安庭の方に迂り出し、一面は安庭を反對なる西の谷に押出し、三方に分裂して迂り出せしものとす、然して遠く水内橋邊より望むも、其山は口輪をとりたるごとく、今尙其迂り面の、岩壁を爲して聳つるを見る、裂開によりて出來たる湖水も、余の初めて訪ふたる時は、天然の儘なりしが、後に尋ねたる時は、已に槌を伏せて、田用水の灌漑に供せし故、今は全く人工を以て穿ちたる池沼の如き觀あり、

乙

岩倉の地を防みて水内橋を渡り、新町鍋屋に投宿しました、新町は是亦悲酸中の悲酸を嘗めたる地であり、戸数は三百戸と稱せし、犀川に添ふたる山中の一市街であります、地震の爲めには大半潰れたので、潰れると共に火を發し、火煙の未だ消失せぬ間に、下流、岩倉にて塞がれし爲めに水中に浸され、水中にある事十九日、水の決壊し去りし時には、其水力にて餘燼を併せて流瀉し悉くして、眞のから庭となりたる所で、震火水の三災を一度に受けました地であります、新町を去り、柳窪の間は三里と申、馬の脊を互る様の道であります、柳窪に至りて、其湖水を見ますれば、其氣色の宜しいには、誰人も驚嘆いたします、殊に紅葉の節が最も妙です、日本に有名なる地とはならねども、信濃の國にては、三五番と下らぬ風景と思ひます、今は風景の美を述ぶるの必要も御座りませむが、其風景を爲さしめたる源はと申さば、是は弘化の震災によりて出来たるものであります、抑も柳窪の湖と申すは、白根山と申山の一面が、地這りの爲め前なる溪間に押出して、溪水を堰き留めたるが爲めに生じたるものにて、凹字形を爲し、長三百間もありつらむと思ふ程にて、小舟二艘を浮べて、薪木等を運ぶの用に供しあります、深さは土人の言に由れば、四十間もあらむと

弘化四年

一五六

の事にて、我も前より望みたる堤の様に、尙其上にも出でむかと、舟にて錘を下して測り試みましたが、二十二間四尺程でありました、右之地之のありし地盤の上には、鹿谷村字柳窪と稱する十八戸の部落がありました、迂り出したる際十七戸は悉く倒潰し、其中十三戸は焼け、四戸は削目より噴き出したる泥に塗れ、只一戸のみ傾きて倒れむ様に傾きましたれど倒れずありて、今日に存在してありました、尤其傾きをば、手を入れて繕ひ修めたのであります、當時組頭を勤めました某の言に、某は隣家の風呂に入りてありし際なりしが、大砲を連砲するが如き響と共に、家は揺り倒れむとする様故、遽て飛び出し、裸體にて外へ出でむとて、戸を開けむとするに、家の翁は某の手を取り留めむとする故、其手を振りもぎり、板戸を蹴放して、柿の木もありし影を目あてに、其處に逃れ來りましたが、後より追々他の人も其木の下に逃れ來ましたが、何れも土だらけになりて居りました、其中に或る潰れやの内より火を發し、其火の光によりて見ますれば、家は皆々潰れ果て、それが何處の家やら定かには分別らねど、高所にありしと思ひの家は、却て低所に來り、前なる家と見へしもの、後の家と相重りて倒れあるなど、怪しからぬ有様にて、頭を回して後の方を願みれば、遙かに見

乙

し對面の山に相違なきと思ふもの、鼻をつく許りの目前に現る、など、何が何やらむ、只恐怖せしのみ、火を消さむとの念慮もなく、木の下に俯踏して、夜の明るくのみを待ち居たりしが、明くるに従つてよく見れば、居村一帯の地は、山抜きの爲め、前の谷間に押出ありしにて、今こそ此の如くなれ、此邊の前後左右、或は断崖をなし、或は泥の渠を爲し、或は測る可らざる地割を爲し、一步も餘處へ歩み出すべき有様にあらず、さればとて、一日も食はずにありべきにあらず、家は焼けたり、食料はなし、飢餓は早くも目の前に迫り來りたれば、一方上へ訴ふるを謀ると共に、一方食を求むるの工夫にて、壯者の伍を結び、先づ近隣の部落を問はしむるに、我地も地震の爲め此の如しとの事にて、ゆきしものゝみ、一飯を恵まれて歸りし位に過ぎず、大町に向はしめたるものは、高知川の左右、幾所もなく崩壊して、川水も行人も通路を絶れたりと報じ來り、新町へと派したるものども、道路崩潰してゆくべきなく、谷に入り嶺を攀ぢ、辛くして新町に出でしに、家皆焼け失せて、今は水の底となれりと告げ來れるなど、今より已往の事を願みれば、我身ながら、私の飢餓に饑れずして今日に至りしまでの來歴を追想して、怪み思ふ程なりとて、我が震災の跡を記述せむとの志なりとい

弘化四年

一五七

ふを聞き、涙と共に物語られたりき、以上は私が見聞の大略であります、今其見聞せし上につき、彼是を比較しますれば、其ぬけ出したる爲めに築き出した處の堤は、厚さと申、高さも申、岩倉も柳窪も大略同じ位と思ひますが、彼は名に負ふ犀川の大水を堰きたる事故、二十一日にして堤が上に溢るゝに至りて、一時に決壊しましたが、是は細き溪水を堰きたるもの故に、三年を経て始めて堤に滿るまでとなりし位にて、遂に永代の湖水となりまじた、彼は潰れたる屋上より泥を被りました故、三十餘戸にて八十餘人の死人が出来ましたが、是れは焼けまじても、泥に塗れしことの少なかりしが故に、死人はなかりしと見へます、これは岩倉と柳窪との比較であります、濃尾の地震と善光寺の地震とを比較しますれば、濃尾のは平野に起りて、名古屋、岐阜、大垣などいふ都會もあり、人口の繁き地方なりしが故に、死人も善光寺よりは多きやと思はれます、善光寺の地震の強裂なりし地は、多く山手に層します故、死人の數こそ少きも、地貌の變化の多きことは、幾十倍なるか知れませんが、彼は今日開明の世に起りし事故、憐むべく悲むべきの事實は、日々の新聞にて、一々天下の人の耳目に上り、世の人に同情を表されまして、今日の會の如きものも、各地に

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

起る程のことなれども、善光寺のは、文化の開けざる時代に
て、積弊など申もの手によりて、天下に傳へられし位に
過ぎざりしが故に、簡樸なる會を餘所にて設けて呉れたな
ご申事は、承はりませぬのみならず、大方の人は、善光寺に
大地震があつたといふて開流にせし位に過ぎざりしなら
む、されば濃尾のといひ、善光寺のといひ、彼是共に同じ不
幸の災に逢ひし人々なれども、今の災に死したる人は、むか
しの死したる人に較ぶれば、不幸中の幸とも申すべき事と
思はれます、申述へ度は尙なきにあらねど、まづこれを以て
亡靈への手向けと致すつもりです、

附記 柳窪は極めて僻落にて、全部十八戸、地震前は水田
才に十俵取あるのみ、豆と麻とを栽培して、生業となす地
と申す事なり、地震後と雖も、同じく豆と麻とを栽培し、
其戸數も前に同じけれど、潮水を灌漑に供するを得じ
が爲め、水田の歩數は、却て前時より多くなりしとぞ、
こり面は、今尙赤壁を爲て其名残りを存じ、地盤の烈開せ
しあとに、水を湛へし様など、歴々存在せり、何れの地よ
りゆくも、馬の脊を渡るが如き山嶺の路を手取らざれば、
樂研の底の如き深谷を歩行ざるを得ぬ所です、
此邊に現れし岩塊を見るに、砂岩中、往々巨大なる岩石を

挾雜するを見る、

(町田忠太覺書) 善光寺地震取調材料六册ノ内、丙、

○氏ハ信州新町小名鹿島村ノ人ナリ、コノ書覺書ニ「弘化四年七月九日
書下アリ、編中拾餘葉ハ、人身ノ攻撃ニ關セルヲ以テ、之ヲ略セリ、

家潰れ火燃出し村は、新町の外、上條分矢の尻村、又雲掃寺
等、焼け申候、又其上山崩れ落ち、麓なる穢多村に係り、小川
へ押詰め、穢多の死亡百廿一人の内、九十人ぬけの下に入
り、壹人の助かりしものなし、此外新町中、戸數四百廿一か
まご、表通り町は本町通りといふ、外に裏町、横町、上手町、
鹿島越、穂苅村、此村もかまご百廿戸、不殘家潰れ死亡候穂
苅村の分貳百八十八人、手負女百五十人ありしも、穂苅、鹿
島越等のは、家倒れしばかり故、翌日掘出し、縦合家の下に
ありしと雖も、生命の助かりしもの多かりしも、町は上、中、
下、横町、裏町、其外小路町に住居候町人の、家の下に相成候
ものは、中町山田屋久之丞、上町油屋助右衛門、此兩家より
一時に失火したれば、其下より自分這ひ出し人、又は上より
掘出し呉れしものありし人は格別、其他は大むなき、中引、
二階臺等に手足を挾まれ、胸腹を壓せられ、動かむとして動
く能はず、逃れむとして逃るゝ術なく、助けを呼べども助く
るものなき、おりしもあれ、疾風火燄をまきて焼け廣がりた
ることなれば、其ぐるしみ如何ありしやらむ、此世からな

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

乙

るあびの大じやうねつ、^(前)罹る人々の親子兄にて、親あたり其
悲みの聲を聞き、又は其苦みのさま見たらも、これを救ふの
暇と術とを得ざりし、自他の心地は如何ありしやらむ、哀れ
といふも、中々愚かなることなりしならむ、佐五兵衛といふ
ものあり、山根村出見せを爲せし人なりしが、家内夫婦子供
四五人ありつれど、つぶれやの下となり、何づれも焼け死し
て、一人の助かりしものなく、善三郎といふものありしが、
二階臺の爲めに首を躦ち切られ、首なき死骸を、近所のもの
にて掘し埋葬せしといふ、其他此類尙多し、町中にて死人の
數貳百三拾人、土手鹿島にて十三人なりし、

中町あぶ源の番頭飯山山の文五郎と申あり、番頭となりて、
近邊に逃れありし若もの共四五十人中合せ、我主家は火に
て焼けたれど、下の川水を汲み運びて、火消し働きを爲し始
めしが、江島屋は新町一二番の分限にて、裏に酒藏あり、凡
百貳拾本位の作りしが、家潰れ死亡數多あり、藏働きのもの
に申つけ、水一荷と酒一荷と取かへ與ふべし、來りて火を救
ひ給ひと呼回らしめしかば、命助かりしもの五六十人、小川
の水を荷ひ運びて、火消しに働きたりしが、上町も其通り
にて、利泉木家にて火は留り申候、是は翌廿五日八ツ時頃な
りし、下町はつぶれたる許りにて、火をのがれ、上町は土手

にて止り、鹿島は別條なし、翌日に至りて掘り出され、命助
かりしもの多かりき、

其翌廿六日より、川水漸く溢れ來りたれば、町家ものは驚き
騒ぎ出し、家財の残りを運び逃れしが、廿七日朝には、平一
面の湖水となり、夫より追々水に追はれては、更に高所に小
屋がけ、かくして小屋のかけ直しを爲す數度に及び、終には
山上五百山のふもととは、町家つゞきとなりし、其外ばかりの
山、竹房山に、逃れし人々も少なからざりき、
水の湛ること漸く深く、水面の漸く高まる共、家屋又は
死屍、又は桶箱様のもの浮み、風に揺られ波に漂ひ來るもの
多かりしも、大方の人は惶懼之餘、慙とくを忘れ、一向水の
ひくのみを待ち居たりしが、其内にはつぶれ屋の材木を筏
に組み、水上に乗出し、浮み來る屋根にある針金、又はひさ
し板等より、^{單箱}たむす、長持等、見附次第にひきあげしもの少
なからざりし、其内には酒屋の五尺、六尺なごいふ桶の流れ
來るありて、内にある酒を取りあげしものもあり、前代未聞
の事共のみなりし、かくて川水の湛へ留ること廿日、四月十
三日夕方になり、川水順に流れゆき、水内のものの中には、
岩倉のぬけ水乗りて崩れ候由、湛水それより次第に減じ、
翌十四日朝五ツ時頃迄には、水大方落ち候、かゝる大河の、

廿日餘り進へし事なれば、上は下生坂より下岩倉、花倉の止り迄、東西七里、南北一里程の湖水となり、鹿島坂中段摺前と申所の下に迄水つき、下の宮なる数百の杉、漸く其頭を二三尺残し、牧之島の古城跡から堀は、不残水堀となり、上條と申村は、神之主カ、入氏の脇の神明宮の山の宮より下を浸し、源真寺、安養寺、つづれ、水に浮み、水内の橋も水に浮み、竹房の森下へ流れ、寄りありたりし云々、

(鷲澤氏記録) 善光寺地蔵取調材料六册ノ内、丙、文部省震災豫防調査會所蔵

○コノ書ハ長野町神明町鷲澤米ノ記録ナリ、弘化ノ震災ニテ、其世系古記等損失セシカバ、先般以來ノ事歴ヲ略述シ、次ニ震害慘毒ノ狀ヲ記ス、其要ヲ摘メリ、

右大災の節は、拾代自治右衛門儀は、歩行あら物商賣仕來、出商致居、右大地震には江戸表にて承り、三月廿七日五ツ時に相知れ、打驚き、餘り大變の事故、誠之事とは不祓存故、同廿九日七ツ時出立仕、道中三日にて、四月三日晝時歸宅仕候處、評判より大變、言語難延次第、其節家内人数七人、年寄登人、母登人、女房、子供三人有之處、神佛之御方便にて、命不殘無難、丸の裸にて諸々より借着いたし、女房子供三人は、岩石町中野市十郎方へ一所に、横澤町高砂屋林右衛門方へぶどう棚の下に小屋をかけ居候、年寄或人は、後町なみや伊兵衛方へ世話になり居、誠に歸宅いたし、當減仕候次第、言

語に盡し難き事に候、右之小屋と申は、貳間に九尺程、毎夜十六人に而住居、寝起きこまり候故、四月四日、岩石町市十郎方表狂言稽古場へ、九尺四方の小屋がけ候にも、はや一本も無之、不殘吉田釘屋庄右衛門方方貫參りて、是へ一處に引移り、其内市十郎、横澤高砂屋文治郎方家潰れず、はしら四五本おれ、右之家を市十郎方表地所へ持はこび建つ、是は貳間に貳間半、我等も御長屋之元之地所へ三間半に貳間の小屋掛、五月十日引越候、八月廿五日、本宅むね上いたし、間口三間半、裏五間の家を建、大工手間四日、齋同斷、大工は新潟、越中之もの、此時分平野平にて、折しも南風烈しく、地震は三日あげず大ゆり、わけて毎月廿四日跡先は大ゆり、小さき地震は日々數知れず、凡翌年夏迄は無事、然る處年號相替り、嘉永元年となり、漸おだやかになれり、丸壹ヶ年間難澁いたし候事は、中々以て筆紙に述べ盡しがたき次第、米を買度候ども、買手なく、漸く黒川村之知り人へ無心に參り、貫様にいたし買來候、

親類之内、死人嗽左之如し、

東之門堤にては、其夜婚禮にて、嫁は山中新町にまより來り、婚禮最中之出來事にて、家は潰れる、潰れると共に内より失火となり、堤氏にては、親見昌、倅昌庵、弟貞治郎、右三

人出る、他の親族三十八人餘死す、隣家麻や廣吉と申は、衛門夫婦とも堤氏へ手傳に參り、廣吉登人は、命からくりに逃出たれども、廣吉方にては殘らず死す、家内六人、其節治右衛門留守故、家内は參らず、年寄登人參り、其の内に歸る、全く神佛の御かげにて難をのがれ候事、誠に難有事に候、

一山崩、大小四萬貳千四百五十六ヶ所、

一松代領荒地、貳萬貳千石餘、死人、貳千七百餘人、

一飯山領荒地、七千五百四十四石、死人、千五百四十餘、

一松本領死人、百六十五人、

一上田領死人、貳百人、

(死人脱カ)

一稻荷山百六十八人餘、

嘉永戊申歲六月とありて、他は氏の世系等の事に係る、附記 鷲澤老人に聞く、堤氏の家は、二階下のみ、ひやりと潰れ、二階は傾きたるのみ、内にありし人々は、中腰にて内を歩むを得る程なりしも、出口は塞がれて出づべきの途なく、助けを人に求むれども、救ふ人なく、其内忽ちに出火となりて、生きながら火中に葬られしとぞ、殊に麻廣の妻などは、戸口を逃れ出でたるなれど、潰れ懸りたる庇の下に、足先を壓せられしのみにて、同じく火中に葬られしとぞ、

明治廿七年七月、蟲倉山下に震害の跡跡を訪ふ、

本文は、信濃教育會席上に演説せし所にして、九十四號の雜誌に載せたり、其序言は前濃尾震災吊祭會の席に演べし所と同じく略す、

余が今回懸吊し來りし所は、蟲倉山腹にある日里村なる臥雲院の墮落、藤澤組の崩壊、自岩峯の傾倒せし跡等にてありき、今其見聞せし所を述べむには、先づ蟲倉山とは、如何なる山なるかを辨せざる可らず、抑も蟲倉山とは、荒倉山と煤花川を挟むで相對せる山にて、一に大姥山と稱す、海拔千三百四十メートル、土性圖ニ其麓なる橋詰邊より、大約三百丈の高さあり、山嶺は突兀たる岩石にて、其岩質は巨礫、荒倉と同じく、各種の安山岩、若くは溶岩等の稜角を存せる岩片の、集塊せるものとす、然して所謂臥雲院の如き、藤澤組の如き、太田組の如き、何れも蟲倉山腹の七合目以上にあり、余は其麓なる橋詰と稱する此方にて、途の由る所を尋ね、尙臥雲院、藤澤組のある方位を問ひしに、其人は丘阜に登り指さし示していふ、彼山嶺、雲霧に蔽はるゝ所を蟲倉山とす、山の東南雲霧の際、麥圃を見る、其反面凡壹貳町上に當る所を臥雲組の臥雲院のある所とす、臥雲の右谷を隔、西雲間に當り、樹木の絶へたる所、綠草の間に石塊の點々たるを見る

もの、是乃藤澤組のありし所なりとの事なりき、彼が如きの山上、寺院あり、民屋ありとは、殆む信を置く能はざる程なりし、尙其里程を問ふに、是よりひた登りに登りて一里半と思したせば、大なる間違はあらじとの事なりき、登ること三十町ならむと思ふ頃、老人に逢ふ、何れの所の人なりやと問ふに、念佛寺のものなりといふ、其姓を問ひば鈴木と答ふ、弘化震災の事を問ふに、能く知れりと稱す、先づ藤澤組のありし所を問ふに、曰く彼岩壁の屹立するの下、灌莽の間に岩塊の落々たるを見るもの、是藤澤の齋趾なりと、就きて當時災害の有様を問ふに、藤澤組は元來貳十貳戸ありて、其中の四戸は、天保の度、雪なだれの爲め、家を破られ、人畜を害されしかば、それに懲りて、右之四戸は、他樹木の處に家を移しよものなりき、何が幸にや、彼四戸は其が爲め災害を免れて、今日尙其處にあり、其他の十八戸は、他の岩壁より崩壞し來りし石塊の爲め、數十丈の下に埋却されて、片影をも留めざりし、今より之を見れば、何が故に彼が如き地に家を營みしものなやと怪み思ふなり、尙彼方に城の越といふ所あり、其地につきて質し給はど、我々が言葉も及ばざる程の大災にてありし事を知り給ふならむとの言なりき、余は尙言を轉じ、翁が家の有様は如何なりとぞと問ひしに、

我組は十二戸なりしが、山抜きの爲め、或は立て乍ら地下に埋り、或は潰れて泥を蒙るあり、我家の如きは潰れて土泥を被り、貨財什物悉く埋没して、用に立つものとは、糶登儀を掘出したるのみなりとて、一つ樹木のある所を指しましていふ、彼所のみは、前後左右の抜けたるにも係らず、依然として動かざりし故、人々は彼所に逃げ來り、凡二十日の間は、彼樹下に屏息せしのみ、小屋がけを爲さむとの分別もなく、風雨に暴露しつゝ、近郷の無難なりし人々より恵まれし食物を食ふて、忙然たるのみなりき、元來我家居ありし地は、斜面中にありて低窪の地なりしが、谷に向ふて押し出す際、變じて隆然たる地となれり、余は其地にて氏に分れ、臥雲院に至りしが、住僧杉村氏は不在なりき、寺に近き山井吉藏と稱する老人に就き聞く所ありしも、松代藩代官手代鈴木文平とやらんいふ人の物語りを筆記したるものは、よく其状況を盡しあれば、地震記事中より節略して、見聞の説に代へむ、其記にいふ、氏は庫裡の方丈の間に居り、燈下に書き物してありしに、西北の方より怖しき響すると思ふ間に、震動甚しきに打驚き、東の方の庭へかけ出るほどに、庫裡ははや潰れぬ、庭なる圍の堀下の方、風透の簀垣あり、片端破れたる所を潜り出、南の方高き土手へ登りたれば、麻島あ

り、山中に一抱程なる木ありし故、其木に取りつきてありしが、麻島の中より、何やら這來るものあり、近寄るまよよく見れば、此寺の庫裡婆の、赤裸にて逃來るにてぞありける、斯る間に己が取り付たる木動き出し、忽ちにして一丈許り土と共にぬげ下り、足も溜らずなれば、其處をかけ出し、不圖心附、大門の邊に名高き杉ありしが、彼木こそ大木なれば、いかなる大ぬけにも覆る様事なからむと、彼杉を尋ねて行き見るに、外の木共多く倒れ重りて、右杉は見えず、さらば彼杉もはや倒れたるかと思ひ、右之杉に立ち並びありし観音堂は、如何にと尋ねるに、堂は見果る程高き所にあり、扱は我身もいつしか地につれて下りたるなれと打驚き、堂を志ざして上りゆくに、人聲の聞へければ、彌力を得て堂に登り來て見れば、此所は抜け返りなく、堂庭平かなり、寺の和尙をはじめ居合せたるものは、庫裡の潰れたる下より、危難を逃れ來りたるにてありき、藤太思ふに、地震にて家潰るれば火事あるよし、今夜一般の地震ならむには、所々に火事あるべしなど語る口の下より、此寺の庫裡の下より火もえ出でぬ、其中遠近數ヶ所に火氣見えたり、扱は一般の地震にてありけりと知れたりき、扱寺は見るが内に燒ながら抜下りて、道の麓に下りたり、又夜もすがら蝨倉岳、

萩が城邊に當りて、岩石の抜崩る音、さながら幾千萬の雷一時に落ちかゝるが如く、怖きこと云ふばかりなし云々、
附記 臥雲院は松代侯巡回の際の用意にとて、豫備の爲め、鈴木氏の出張ありしものにて、黒鉄大工など貳拾餘人を率ゐて、臥雲院にありしものより、念佛寺村總て五十八戸、内潰貳拾四戸、半潰十八戸、内死人六人なりしと、今古老の説により、古書に參し、尙實地に就きて見るに、其山抜けと稱するものは、今の地之りにして、他の田圃、家屋を載せある地盤の、溪谷に向ふて迂り出したるに過ぎず、其幅凡そ三百間、西北に面する所より西南に西する方面に亘る、迂り下りたる所、長きは百餘間、短きは十餘間に止り、尙仔細に言ふ時は、迂り下りたる盤面、更に幾多の小地迂りを起し、其地迂りも前後數回に起りしもの如し、そが爲め廣き田畑にして却て締められ、狭き畑地の廣がりしあり、低き屋敷地が隆まりしなどの説あり、観音堂は、今尙其地にありて、杉は拾八九間下に、凡そ四十五度位の角度を以て畑地に臥し、今尙生存せり、
(粟林氏記録) 尊光寺地盤取調材料六冊ノ内兩、
○氏ハ大町十人衆ト呼バル、家ニテ、大町組大庄屋ヲ勤メシ人ナリ、
大町組家潰れ、八百九拾軒、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

全潰れ三百四十九軒、
半潰れ五百四十一軒、

内

拾九軒焼失、

三十八軒水入、

寺潰れ三ヶ寺、

堂潰れ九ヶ所、

即死九十七人、

怪我四百八十人、

牛馬貳拾四疋、

當時手當として、潰家には

外即今飢餓に迫るものに

て貧困者に施せしもの、若くは

八百四拾貳兩貳分、此金總計

拾八俵、

右は、松本藩主が

に三百戸の潰れ家あり、松本

しは、池田、大町の兩組のみ

田と雖も潰家ありしは、池田、

み、池田、大町には潰れ家等

内壹ヶ寺焼失、

内壹ヶ所同、

同三十六人、善光、(寺脱カ)

同同所にて、

牛八疋、善光寺にて、

當時手當として、潰家には

外即今飢餓に迫るものに

て貧困者に施せしもの、若くは

八百四拾貳兩貳分、此金總計

拾八俵、

右は、松本藩主が

に三百戸の潰れ家あり、松本

しは、池田、大町の兩組のみ

田と雖も潰家ありしは、池田、

み、池田、大町には潰れ家等

壹ヶ、潰れしのみ、其蔵は、元來怪しき蔵にてありしと聞

〔金澤平藏記録〕善光寺地蔵取調材料六册ノ内、丙、

○氏ハ丹波島隠ノ手習師匠タリシ人ニテ、松代藩初度ヨリ十二度ニ至ルノ
届書、其外諸家ノ届ヲ覽録シ、其末ニ災後課業申論大意ヲ副ヘタリ、他ハ已
ニ諸書ヨリ採録セシヲ以テ、今最後ノ一章ノミヲ掲ゲタリ、

松代災後課業申論大意、

昨年未會有之大變にて、御領分一統輕重は有之候へ共、多分
災害を受け、如何許艱難辛苦いたし候事、絶言語候次第、御
上にも深く御哀憐に思召、御手充筋如何様にも行届候様可
取計旨被仰出、夫々御手充有之候へども、壹人壹家に取候て
は、爲差儀にも是なくて、多勢の上にては微塵積りて山を成
すごとく、去壹ヶ年之御手充御收納御引方等交々では、莫太
至極之御入用成る事は、銘々においても能々可相辨候、尤公
邊御拜借も有之、又出格之儀を以て、川添御普請も出来に相
成、其上御圍の金穀は勿論、諸所より多分の御拜借金等にて
御操合せ、去暮は何と歎御間に合當春とは相成候へども、猶
此上逆も變災村々家作等初、荒亡の田畑元形に復し候迄は、
御手元御引方等も不被成下候而は相成間敷、然る處最早御
他借金、御返済方者不及申、御利分許にても不易事にて、
逼止之御差借候へ共、一統昨年之邊方御氣遣被成下候程之

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

折柄、御用金も被仰付兼當惑之時節に付、此上出格之御趣法
無之候而者、御手充筋不被爲届候事に付、於村々茂格別に心
懸候儀は勿論に候へども、大災村方等は、實以自力に難及候
へば、壹人一家の手段而已者、御郡中元形に復儀は行届間
敷、仍當年々向子年迄五ヶ年間、前々之休日可成丈成べく、
又災害の輕重に不抱、壹ヶ月一日宛を以て御奉公と定め、一
家内より一組一村と申合、御郡中一致に相成、男女共十八歳
以上六十歳迄、一日男は百文、女は參拾貳文之當を以て、何品
に限らず致手稼、烏目に成共、稼き品成共、月々上納可致候、
猶災害重き村々者、御救方可被成下に候、此災變に而は、其
身非業之壓死に至り、或は親を失ひ、子に後れ、兄弟親族に
別れ候類、かぞふるに違あらず、不幸之至、絶言語候事共之
中、運能く死亡危難を免がれ候者、誠に幸之儀、殊に變害輕
き村方は尙更の事、何れも天道之冥助、神佛之加護をもぞむ
じつき、且は死亡之ものをも思ひやり、其上第一御上に於て
も深く御心痛之折柄に候へば、銘々御領分御取復し御手傳
仕候志に相成、二百年來御領内に相續き罷在候御厚恩を奉
報候時節に心得、御奉公日、如何様にも出精上納方、災輕き
村方にても其次第に寄、御手充茂可被成下、五ヶ年無滞積立
成就の上は、夫々御褒美可被下置候、尤片輪者、其外長病、又

は奉公稼にて相勤兼候ものは、申立次第札を経、免許可有之
者也、

但十八歳以下に而茂、志次第、何成共課業相勤め候へ
ば、奇特之事に候、

嘉永元戊申年五月

男三人、壹ヶ月、錢三百六拾四文宛、

女二人、壹ヶ月、錢三百六拾四文宛、

嘉永戊申年五月、八ヶ月分、

同己酉年四月、潤、十三ヶ月、

同三庚戌年、十二ヶ月、

同四辛亥年、十二ヶ月、

四拾五ヶ月、

兩替六ツ、

爲金貳兩貳分と五百文、

右平藏上納辻、

嘉永元申年五月、同四亥年十二月迄、四拾五ヶ月、

丹波島村中課業上納辻、合七百參拾九貫三拾二文、

兩替六ツ、

爲金百拾參兩三分參百三拾貳文、

〔町田清右衛門日記〕善光寺地蔵取調材料六册ノ内、丙、

○氏ハ松代ノ人ナリ、日記數冊ヲ藏セリ、今其中ヨリ信州地震ニ係ル記事ヲ摘録セリ、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

三月廿四日夜四ツ時頃、大地震、前之堤赤泥吹出し、香水無、宮下久作殿池が貫水、乍去此邊には怪化人無之、出火も無之、家、土蔵等、所々大痛、町家等は潰、時之鐘、火之見、鐘樓堂、かしがり、時之鐘大尖寺にて突く、
 御上、御家中、町家、町外共、假小屋拵、本宅に入、假屋に寝起す、火も外に焼、小市舟場之上に、川中に山出来、松代町、町外川中島川北、川東々、數萬之人足出、
 廿五日、雷の如く始終鳴、寄、
 廿六日、同鳴、寄、
 廿七日、同鳴、寄、
 廿八日、曉六ツ時頃前、又候大地震、家潰、天王山水内橋水付落る、水内平組にて津置、
 廿九日、雷の如く鳴、寄、終には大鐵炮打が如く鳴、寄、天火にて焼ると申ならし、氣を打、其夜秋の稻妻の如く、晦日朝迄如此、
 晦日、四ツ時頃、北之方々黒雲押出候、夕立之降、晝時々晴、又候七時頃鳴、寄、
 四月朔日、鳴、寄、同斷、水内水溜、一晝夜三尺程も溜、大原竹御林と附、

二日、大鐵炮打が如く鳴、寄、同斷、
 三日、同、
 四日、曉八ツ時寄、朝同斷、
 五日、曉并朝寄、晝頃南風烈敷、九ツ半時寄、大鐵炮打が如く鳴、少々成る、夜四ツ頃寄、
 六日、曉度々鳴、寄、雨降、朝五ツ過晴、八ツ頃寄、
 七日、曉寄、朝大筒打が如く鳴、晝寄、七ツ頃寄、夜に入鳴、寄、水溜と切之穴々水少し流、小市村之上にも留り有之、
 八日、晝鳴、又寄る、雨少し降る、夜に入り鳴る、松本領迄水附、度々右所より、ご切々場所へ見届に參る、
 九日、曉鳴、雨降候故、七ツ頃雨漏る、小屋を出、夜明迄縁に居る、朝鳴、晝晴、晝後少し降る、夕方度々鳴、寄、
 十日、曉方大降、并鳴、寄、朝五ツ過方大雨風、四ツ半頃風止、折々鳴、寄、時々雨少し降、夕方晴、鳴、寄、
 十一日、曉同斷、四ツ九ツ鳴、寄、九ツの鐘より御番にて突、夜五ツ過、兩度鳴、寄る、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

十二日、晝鳴、寄、七ツ頃鳴、夜五ツ過鳴、寄、夜中度々鳴、寄、
 十三日、晝鳴、寄、雨降、八ツ頃々晴、七ツ過鳴、寄、西北之方にてごめきの如く鳴、夫々大鳴、山平林溜之場所切、川に成り、七ツ半過方川中島へ水押出し、一回に成り、御殿町裏迄水付、寺尾横町、荒神町へは水不乘、夜八ツ頃、水貳尺程、御殿裏引水、右と切三分一程殘る、小松原宮裡大木、押倒れ、四ツ屋村貳參軒殘、皆押流、大岩石共、一面白河原に成る、
 十四日、曉七ツ過寄、晝四ツ過寄、夜二入鳴、寄、
 十五日、曉鳴、寄、朝六ツ過出立、川中島川北東共江、
 十六日、曉七ツ頃鳴、寄、夜四ツ過鳴、寄、
 十七日、朝四ツ過方雷度々鳴、夕立少し降、
 十八日、朝六ツ半頃、少々鳴、寄、又寄、
 十九日、朝六ツ頃寄、十五日未明立にて出取、川中島川北村等は、餘り鳴、寄無之、
 二十日、(原本缺ク)、
 廿一日、晝七ツ半頃、鳴、寄、強し、
 廿三日、同、

廿四日、右より少々静、
 右、大震後一ヶ月間の日記に係る、
 更に壹ヶ年を隔てたる申年三月廿四日かの日記を摘録すれば、左の如し、
 廿四日、朝霜降、當る四ツ半頃より晴天、朝寒し、九ツ半頃鳴、夜に入り度々鳴、晝八時過少寄、
 廿五日、曉少寄、朝方度々鳴、晝頃方南風吹、夜同斷薄照、
 廿六日、朝雨少降、晝照返シ、同夕方少降、夜に入同、
 廿七日、曉雨降、薄照、度々鳴、
 廿八日、朝方南風吹、盛る、七ツ頃方雨降、其後晴、入合頃方又降、夜中同斷、
 廿九日、朝雨降、四ツ時過方晴天、時々鳴、夕七ツ過引續鳴、寄、
 四月朔日、曉寄、晴天、
 二日、晴天、夕方少南風吹、夜六ツ半頃鳴、
 三日、朝四ツ半過、八ツ前鳴、寄、夜に入南風吹、早速止、晴天、暖、
 四日、晴天、暖、晝九ツ過鳴、寄、
 五日、晴天、暖、九ツ過寄兩度、晝後盛る、晝八ツ過兩

六日、度鳴、寄、晴天、朝方雨少しづつ降、夜に入晴、夜六ツ過度々鳴、
 七日、晴天、晝頃方南風吹、曇る、
 八日、曉方雨降、朝五ツ頃鳴、終日降、
 九日、朝九ツ頃鳴、寄、中晴天、晝過御笠召す、
 十日、曉七ツ時兩度鳴、寄、強、其跡度々鳴、晴天、
 十一日、朝六ツ過鳴、寄、
 十二日、朝五ツ頃方雨降、夕方雨降、
 十三日、南風吹通し、同夕七ツ過鳴、寄、其後晴天、
 十四日、晴天、夜に入り度々鳴、
 十五日、晝前薄晴天、
 十六日、晴天、晝後曇る、夕七ツ過鳴、寄、夜五ツ頃鳴、寄、
 十七日、朝雨降、時雨の如し、四ツ過鳴、寄、南北風吹、照降、夕七ツ過より大雨、東北風強吹、夜五ツ過晴、度々鳴、
 十八日、晴天、寒し、北風吹、夕七ツ過度々鳴、
 十九日、朝六ツ過強寄、其跡度々鳴、其上貳度鳴、寄、曇る、四ツ時方晴天、
 二十日、曉鳴、寄、晴天、夕方曇る、入會過夕立雨降、夜四ツ頃鳴、寄、

廿一日、曉鳴、寄、晴天、
 廿二日、曉方朝度々鳴、其上寄、曇る、夜に入雨降、
 廿三日、朝迄雨少降、曇通し、同夕方鳴、寒し、
 廿四日、朝五ツ頃鳴、寄、寒し、
 見知り易からしめむが爲め、符號、上に附せしなり、○は鳴、寄の鳴聲と共に震動を感じたるの符、□は度々鳴るの符、△は鳴の符とす、藩翌年後の卅日間を得し所、左の如し、
 二十七回、鳴響と共に震動を感じたるもの、
 五十回餘、度々鳴るを平均三回と見て、鳴響のみに止りしもの、
 再び蝨倉山麓なる震災の踪跡を訪ふ、
 前年の遺を補はむとして、再遊せし事故、前年の文と連続せしめたり、
 藤澤組とは、今の日里村に屬する蝨倉山の東南に面せる岩壁の下に家せし二十二戸の集落にして、谷を隔て、梅木村城の腰に面せし地なりしが、弘化の大震に、後なる岩壁の崩壊するありて、前なる深溪を埋没して、更に城の腰を衝き、兩所にて家屋二十二戸、藤澤十八戸、城の腰四戸、と、男女百九人、藤澤八十一人、城の腰二十八人を埋却して、隻影を留めざりし所なり、

余は已に臥雲院を辭して、梅木村なる松田氏に至り之を問ふに、氏は本年五十餘歳、地震の當時は、才に七歳の時なりしとて、親ら其見し所を記憶せしにあらざりしも、父老の言によりて事實をば能く暗記せり、先づ余が書に見しところと、人より聞きし所とにより質せしに、氏昔明細に答られたり、城の腰とは何れなりやと問ひしに、我に従ひ來り給へとて、余を伴ひて山の脊をゆく一町許、淵然として東西南の三面を一顧して觀望し得る所に至り、城の腰とは此處にて、是より彼にかけて四戸ありしが、彼藤澤より崩壊し來りし岩石の爲め埋却されしにや、又は捲き去られしにや、寸影も止めざりし、元來此處は、我家松田より僅に高き位に過ぎずして、斯く迄高き所にはあらざりし、思ふに藤澤より崩壊し來りし岩石の、山腹を突きて斯く張り出したたりしならむ、且當初は澗水の其下を流るゝありて、兩崖絶壁を爲し、田は愚か、畑地と雖も無之、茅場なりしに、抜けの爲めに澗谷は彼が如く埋められ、當時の澗水は其流を絶ち、兩崖絶壁たりしものも、今は此の如き傾斜を爲して、一面の畑地となり、已に墾して水田となりしもの三町に餘れり、我家居の如きも、其右の面は左りの面と同じく、寧ろ一層深き深溪にて、追々かけ落ちて家を隔る數尺の處までは懸崖となり、早晚家居を

移さざるを得ざりし様なりしに、其深溪は埋り、其絶壁は消えて、今は此の如き安全なる位地となれり、是に引換へて藤澤組の家居田地は、數十丈の下に埋却され、彼が如き大石巨岩を以て覆はれ、今日に至りても、田畑たるに望なき荒野と成り果てたり、然れ共某が十三歳頃迄は、他の石塊は藥として遠く運り、石上石を重ね、其石も浮きたる様にて、戯れに石より石へと飛び渡れば、がた／＼と音を發し、其身は繋ぎ連ねたる小舟の上を渡るが如き心地せしものなりしが、雨にうたれ、日に晒され、寒を經、暑を重ぬるの間、いつとはなしに石塊の多少は潰れて土砂となり、其大塊も半は地中に埋りて、草を生じ、木を生ずることとなりしと語られき、
 氏の隣家に柳營兵衛と稱する老人あり、震災の當時二十七歳なりしとて、よく地震の當時を談ずると聞き、松田氏に招じて、左の問答を爲したり、
 問ふ、地震の時、翁の家は家族幾人なりしや、答ふ、父母と某夫婦と一人の子と五人なりし、地震の時は如何にしてありしぞ、曰く父は孫を抱きて炭く寝ね、母は寝ねむとして物の取片中にて、妻は尙風呂の中にありしよし、某は眞の寢ばなにて、地震のありしもしらざりしが、母と妻との叫ぶ聲の耳

に入り、眼を覺したれば、砂塵は室内に充ちて、四壁は已に倒れあり、遂て飛び出でむとせしに、子の叫ぶを聞き、近寄り見れば、父に懐かれながら壁の下となり、苦しまぎれに叫ぶにてありし、父はと見れば、父は壁の下にありても、尙熱睡の體なりしかば、父を起し、子を助けて、戸外に出でし迄は、何事をも辨せざりし、已に戸外に出れば、何やら怖じき響と共に、地の揺るゝあり、揺る爲めの響やら、響の爲めに揺るやら、何が何やら夢中にてありしが、風と心附、下の家松田はと暗を手取りて来て見れば、戸壁は倒れ、柱は傾きたれども、家は倒るゝ迄には至らずあり、呼べども答るものなし、只馬の狂ひ嘶くを聞くのみ、馬をひき出して木の下に繋ぎ、彼是する間に、内の叔父^{今松田}は出で来れり、如何せしやと問ふに、我駭ねありし土蔵は、崖下に覆り、我身も共に崖下に落ち、木柱の間に足を挟まれ、身動もならざりしが、其木柱も緩きて足を抜くことを得て助かりたりとのことなりき、城の腰は如何せしやと、暗をたどりて往かんとするに、常には道側は崖となり、其下は深き谷間にありつるに、崖は消へて、谷は道と平なるまでとなり、何やら怖じきものが、彼所此所に横たはりて往きもやられず、誠に大聲にて、城の腰の人を呼ぶに應なし、藤澤は如何にと顧みれ

ば、火の光も見へざれば、人の聲もなし、其間にも恐じき響と、地の揺るゝとは、幾回となく起ることなれば、怖じき彌益して、身動もならずなりぬ、斯くせし間に、念佛寺なる臥雲院より火出でたりしが、忽ちにして盛に燔へあがりたれば、遠近共に白晝の如くなりぬ、其火の光りによりて見渡せば、是は如何、藤澤組のありし處は、巨木大石縦横に散亂して、堆きまで積み重なりありて、後なる山の抜け崩れて藤澤を埋め、又前の谷間を埋めしものなる事を知りたり、さては城の腰は如何にせしぞと、火の光を力にて往きてこれを見しに、昨日までありつる家は、何つしか失せて、人も家も諸共に形もあらざりきと語られたりき、

附記 廿七年の夏に尋ねし時は、松田氏の家より以西は、岩石の落々たる間に、雜草と雜木との生するあるを見しのみにて、荒涼たる有様は、如何にも當時の實況を想するに足りしも、才かに壹年と三四ヶ月を経たる今日、至り見れば、藤澤の崩壊し來りし處に、村役場を建築し、者々小使様のものゝ爲す所にや、岩石を押し片づけて、一二枚の畑なども出來て、去年のさまとは頗る異なるを感じたり、岩倉の堰、藤澤の役場、利雪の上より考ひ來れば、悦ぶべきことなれど、むかしをしのぶ上より觀じ來れば、聊か殺

風景の感なき能はず、

松田氏に一泊を話し、翌早、氏の家を辭し、舊伊折村なる窪田五郎右衛門氏を問ふて、當時の談話を聞き、又氏が筆記したる舊記を借覽せむとの豫定なりき、往て太田組に至り、途に太田吉藏といふ人を問ふて、所謂太田組なる大抜の事を質したりき、同氏との談話を序する前、太田組とは如何なる地なるかを略説せむ、
太田組とは、藤澤に對して云へば西手にありて、嶺倉山の西南に面する口開岩と、白岩峰との麓にある集落にして弘化大震の時、口開岩と白岩峰と、共に宇丸山沖と稱する耕地に墮落し、其勢にて下なる土石を巻き、壑谷に向ふて迸下し去り、所謂太田組と稱する十一戸の家屋と、五十餘人の男女とを擧げ、十數町下なる枋谷と呼ぶ壑中に、埋却せしめし所とす、
吉藏氏は、震災の時二十歳なりしとぞ、當時の有様を語りていふ、某は友人加茂八と共に、隣家の風呂に入り、相伴ふて家に歸りし間際にてありしが、何やら怖じき響と共に家は揺り倒されむとせし故、驚きて戸外に飛び出し、砂礫は雨の如く頭を打ち、土煙は飛びて口鼻に入りて呼吸するを得ず、鼻を掩ふて家の側なる畑の中に伏したりしが、幾回

か下よりはね返され、畑中を展轉したりき、其間異様なる焦げ臭き様の感ありき、其後如何せしや、殆ど氣を失ひし如く、母の襟もとを把りて引起さるゝに心附きて、目を開き見しに、其時は家の上に後なる大杉の、幾本となく倒れ懸りありしを見たりき、其杉は元來家の後にありし爲め、聊か我家の保障となりて、我家は土石の爲めに埋却されず、墮落ち柱傾きたる迄にて、倒るゝにも至らざりしが、彼所此所に見るが如き大石岩の、崩れ懸りし衝に當りたりむには、如何なる鐵壁と雖も、一とたまりもなかりしならむが、幸に彼が如き岩石は、我家の側を磨して下りしが故に、助りとなりと、白岩峰は、口開岩の山嶺より一層高く聳えて見えたりし^{家より見れば}に、今日は彼が如し、我家の前より枋谷に至る迄は深谷にて、洞水其下に通じ、兩崖は總て竹藪なりしに、今は此の如き田畑となれり、今友作と呼ぶ人の側にある石は、長さ二十間に亘れり、彼に見る大石は、四間に十六間ありたりき、災餘の當時は、此邊總て大石巨岩に掩はれありて、復舊時の如き田畑になす能はずして、永荒の地たるべしと思ひしに、岩石と雖も極寒に堪へずやありけん、年一年を経るごとに、岩塊は自疎解して土砂に化し、崖の直下こそ彼が如くなれ、舊時の深谷たりし彼等枋谷に向ひし一帶の地の如き、

已に田となり、畑となり丁りたれば、其點につきては、今日と昔時とにおいて損益を見ざれども、只氣の毒なりしは、土石の下に埋没されし人々の身にてありき、某が共に風呂に入り共に歸りし加茂八の如きは、才か一足の事にて、土中に埋没されたりき、今日見る所の家々は、夫等姻戚にて名跡を繼ぎたるものにて、十一月の家族中、一人の生を得しものなきのみならず、一ヶの死體すら得る能はざりしと語られたりき、

窪田五郎右衛門氏の曰く、我伊折村は、山中の山中なれども、其中にも又自ら差別あり、太田組は我中賀美、清水等に比すれば、岩壁下を距る遠くして、古來安全なる地、乃ち山中の都と思はれし地にてありし、されば往昔の子守歌に、「清水屋の下、太田は都、なせに中賀美、森の中、」と詠はれし程なるに、清水、中賀美は無事なりしに、安全の地と思はれし太田のみ、彼が如き悲惨なる目に逢ひたりとて、當時或古老の嘆息されしことありしと、

(前ノ寶澤氏能録ニハ、山崩大小四萬四千四百五十六ヶ所トアリ)
山抜けと稱するは、松代領内にて大小四萬一千五百七十八とあり、松本領にて一千九百ヶ所餘とあり、此多數なる抜の中に、最も劇烈にして最慘毒なりしを、吉村とし、岩倉とし、鹿谷とし、五十里とし、念佛寺とし、藤澤とし、

中地方においてをや、四萬の數の、決して誇多の言にあらざるを知るべし、

岐阜、名古屋の震災地を尋ねし人あるを聞く、盤梯一切經山の破裂跡を訪ひし人あるを見る、未だ眼前咫尺にある弘化の震災跡を尋ねし人あるを聞かず、地理歴史の上より見、地文地質の方より見るも、自家の智見を開き、人の心意を培養するの上に於て、是等の事を實際に質すの必要なる事は、更に論ずるを要せず、當時の人にして現存するもの尙多し、當時の跡は湮滅せずして尙在り、然も今に迄むで之を質さずむば、質すべきの人なく、尋ねべきの跡なきに至らむ、今日にありて其事實を質し、之を世上に照會し、之を後世に傳ふるを期するは、特に教育上の材料として必用なるのみならず、日本帝國の地震學上に材料を供するもの、地理歴史を講究するの人、地文地質の學に志あるの人、希くは心を此に致されむことを、
右二十八年の十一月、信濃教育雜誌に掲げし處、
窪田五郎右衛門氏との問答、

氏は伊折村代々庄屋にて、其地の豪族なりし、父祖より記述せしもの多し、
問ふ、貴家は地震の當時は無事なりしや、曰く破損はありし

太田等と爲す、然も他の抜けと稱するものは、概ね地と稱すべきものにて、傾斜地なる地床の、溪澗若くは河流に向ふて押出したるに外ならず、藤澤組に至りては、巨石大岩の、地を巻きて崩壊し來りしものにして、其殘酷なる、前者の比にあらず、太田に至りては、岩壁の傾倒と云はんが、山岳の顛覆と稱すべきか、十間二十間に亘る大石巨岩は、五七町の外に放擲されありて、其猛烈なる、人をして驚魂愕魄に堪へざらしむ、

四萬の山抜けとは夥き數にて、遽に之を開けば、謗言にあらざるなきかの疑あり、實際に就きて之を質せば、其實に然るを領するに難からず、近く是を我長野に徵せむに、眼前なる旭山に就きて之を見よ、今の白岩は、當時は上より下、北より南、白岩と名くる限りは、悉く崩壊せしなりと、一轉して東北に向ひし茂菅、車屋、對岸なる丹崖も、兩三所に分れて河道に墜壊し來りし爲め、車屋邊を水に涵さしめたりしと、茂菅道の如きも大ぬけにて、今の道は舊の道より十間程上に開きたるものなりしと、往生寺の如き、山抜けの爲め破却せられたりしといふ、才か長野に面する一帶三五町の間にして、已に此の如し、况や山榎水重四方十餘里に亘り、然も其地盤の脆弱なる岩質よりなる山

もの、潰れもせず焼もせざりし、曰く當時の地震を初めより地震と認めしや、曰く最初より地震と認めたり、白岩峰の抜けの如きは、懐じき音なりしなれども、其音も地震の響のみ思ひ、さる事のありしとは、露じらざりし、入藏といふものあり、我家の前にて焼ける火光を望み驅け來り、助けて助けてと叫びつゝ、我家は鬼の爲めに揉み潰され、我家のものは皆鬼に握み去られたり、我のみは逃れ來り、助けて助けてと、狂氣の如く驅け回る故に、鬼にはあらず地震なり、地震の爲めに汝が家も潰ぶされたるならむと諭せども、いつかな聞入れず、抜け來りし土石の爲めに壁を突き破られ、柱梁を壓し碎かれしを見て、鬼の所爲と思ひしならむ、此方も抜けのありしこと知らず論じたるが故に、彼が耳には入らざりしなり、藤右衛門と稱するもの逃れ來りていふ、我家は抜けの爲め土中に埋められ、我のみ逃れ來りたれど、家のは残らず地下に埋られたり、見るが如く裸なれば、何ぞ着物を恵まれよとの事故、着代へなご與へて、抜けにはあるまじ、地震の爲めに潰されて土中に陥りしなるべしといへば、某は風呂に入らむとて衣をぬぐと共に、家は上より押し潰され、我身は外へ飛び出したれど、他は皆土中に埋られたり、我が抜けと思ふことは、家を出て暗中より四方を

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

透し見しに、森の木の遙かの上にあるを認めたり、又此處の火光を目的に來りたれど、此地に來るにも餘程の登りなり、抜けと共に谷の方へ押落されしに相違なしとの事故、さあらば、荒井の方は地震の爲めに抜けを生せしならむと思ひしも、未だ太田の彼が如くなりしとは、夜の明くるまでは知らでありし、只清水の方は燈火の光も見へ、人聲も聞ゆれど、太田の方には燃火もなく、人の聲も聞えざるは、如何なる事にやと怪み思ひしまでなり、夜の明くるに及びて、太田のさまを見し時は、其有様の怖しさは、實に言語の形容し得る所にあらざりしとの事なりき、

荒井は、抜けの爲め埋められしもの十戸、死者五十七人あり、荒井と森を隔たる廣福寺組は、六戸を埋却されしも、人は一人も死せざりしと、彦右衛門といへる人の家は、抜けの爲め三十間程押し下されしも、家屋納屋共に損所なく、只才に前の石垣のみ少し損せし迄なりしと、今日見る所の家も、當時の儘なりといふ、

荒井組には、元來溪水ありて、水車等の設けありしも、地震より其水は百間程下に涌き出ることとなりしよし、福廣寺も、當時の地震より水涵れて、今日も尙水に窮し居るよし、窪田氏の側に高さ一丈、幅六尺もあらむと思ふ大石あり、こ

は山上岩壁より墜落し來りしものよし、むかしよりの傳説に、養和中大震あり、そが爲めに岩石に裂開を生じ、動もすれば顛墜せむ様なりしかば、鹿島の神を其下に祠りて、これを封せしよしなりしも、鹿島の祠はいつにか失せて、古老の人、世前にも祠などありしを覚えざりしと、弘化の震災の時、其岩は三ツに分れ、一ツは彼所まで墜落し來りしも、家を外れたるが故に害を爲さず、其中最も大なるものは、岩下に墜つると共に、小なるものを枕にして其地に止りて、是亦害を爲さざりしよし、

大震後も絶へず震動あり、震動の前には、大抵どむと大砲の響の如き音して揺りしもの故、其音を聞くごとに、悪感を生せしよし、

今の日里村の中、念佛寺といひ、梅木といひ、伊折といひ、蟲倉山の半腹以上にありて、遠くより望めば、人家あり、田畝あるを怪む程なれど、其地に至り見れば、案外にて、麓の地よりは傾斜の度も緩にして、水田も多く、中腹以下の村々は、畑地によりて生を爲し、食料の米は外に仰ぐ事なれども、日里村、乃ち蟲倉山の半腹以上に位する耕地耕は、米穀も食ふて尙餘裕ありといふ、

物集女翁と問答、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

翁は飯山藩臣、震災の當時、三十歳なりしと、寛保の大水には、松代侯は本丸より船にて海禪寺に逃れ、飯山にては舟を愛宕山の鳥居に繋ぎしと聞く、松代は筑摩河道の改修よりして、洪水の憂を絶ち、飯山は地震によりて千曲河道の陥落せしより、洪水の憂を免るゝ事となり、松代は人工を施して水害を避け、飯山は自然の力にて水災に遠かりたり、聞く或書には、飯山は震災により、其地は壹丈餘も隆起せるが如く記しあり、如何、

曰く、飯山より下高井の木島に渡る處に舟場あり、其舟場に往古より舟番所ありて、水量標あり、水量壹丈に達すれば、非常の合圖を爲す事にてありき、古來一丈三尺に達すれば、堤を越して城下を浸すが故に、一丈餘に至れば、土俵を以て堤の上に築きて、水防を爲すの用意に取懸らしむることなりし、然るに彼四月十三日、岩倉の決壊せし時は、壹丈五尺餘の水量なりしも、尙城下を浸すの憂なく、而して顧みて高井郡の方を見れば、海の如くにてありし、これ等のことよりして、一般に飯山の地陸は高まりて、河道は低まりしと唱へたりき、

飯山城内にも、地陸の高下を生じ、折開せし所も多かりしやに見ゆ、如何、地割は處々に生じたりしが、今一々記せざれば

ども、百間垣と呼ぶ所は、大なる折開を生じ、長さ凡貳町餘に亘りたりき、折開せし方位は、北より南に亘り、筑摩川筋と平行に裂けたりし、總じて飯山の裂開は、大略北より南に向ひたるが如く覺えたりき、

(弘化四丁未歲大地震災害記録) 信州高井郡、水内郡村々之儀、去月廿四日夜大地震有之、潰家、人牛馬即死多、火災、怪我人等夥敷、山崩、泥砂押し出し、一村皆潰亡所に相成候村々も有之趣、訴出候に付、不取敢手附手代共差出、引續私儀場所見分急難救として、同廿六日、中野陣屋出立仕候、依之御届申上候、以上、

未四月 高木清左衛門 印

御勘定所

大地震急難御救拜借金之儀に付、伺書、御代官所、

當分御預り所、

○以下本文ハ、有所不爲齊難録ニ據リ、水巻第二、三、四頁ニ亘リテ掲載シタルモノト同シグレバ、略セリ、併セ看ルベシ、

弘化四未年四月四日出す、 高木清左衛門 印

御勘定所

御附紙

書面伺之通、金貳千五百兩被仰付候間、御救筋
并用悪水路自普請等之手當に相用、尤凡之見
積高に而、素より不殘可遣拂と差極候事にも
無之候間、不益之渡方等無之様、精々取締を
付、渡方仕譯、返納年賦御勘定之儀は、別紙を
以可被相伺候、以上、
米四月六日、御下知濟、

押切
利喜次郎

以剪紙致啓上候、彌御安泰被成御勤、珍重奉存候、然者粗御
承知被下候半、信州村々、當月廿四日夜戌之中刻々翌廿五日
亥之刻迄、國柄前代未聞之大地震に而、當國之儀は、往古より
更に地震は無之由申傳候故、猶更打驚、災害之次第者、別紙
伺書に而得と御承知被下度、憂悲天變、不容易奇難之體、見
に不忍、不便至極、恐怖心配之程、御推察可被下候、就ては當
支配所之儀、以前御取扱之儀、委細御承知之通、中之條と違、
身元宜もの共無之、役所備積金等者、中野村彦兵衛少々之差
出金而已、中之條之方は、千五六兩程も以前者差出備金も有
之由に付、何様にも差換取計出來可申處、是に者逃却仕、尤
柏原六左衛門、東江郡村庄左衛門等、簡成もの共有之候處、

何れも皆潰家に相成、松川村元右衛門而已別條無之、たと
へ皆々無別條、申論差出金爲致候共、支配一體之儀、中相々
届不申、乍去補之一筋にも可相成處、右之仕合に而當惑至
極、捨置候而者村々亡所に相成候は顯然之儀、殊に村々用水
用水普請手入等も難及自力、此節専ら日々耕作苗間仕立、用
水肝要之時節、且は吞水に差支候村々多有之、及飢渴、暫時
も難捨置、いづれも御捨被置候得者、村々亡所、人命にも拘
り、末々御收納御國益を失ひ候事に有之、未見越に者御座候
得共、苗間不手届、用水不足、植付句後れ等相成、當秋田作仕
付方、出來不申分も多可有之、其上田畑共、荒地多分出來
候趣届出、當時中々右調迄に者手届不申、誠に以寢食不安、
晝夜苦心能在候段、吳々御憐察被下、以前御支配、土地村柄
の様子御心得之儀に付、御差合、何卒伺之通拜借被仰付、村
村相續爲仕度、急速御下知相濟候様、奉行所吟味役組頭中
江厚御申取被下度、此段偏に奉願候、左も無之候而は、逆も相
續方手之付様も無之、斯之場合に至り候而は、御仁惠之御沙
汰を以御救不被下候而は、良民共空敷退轉亡所に及、支配之
身に取、如何許款敷奉存候、只嘗厚御申取可被下候、右之段
御願可得貴意如此御座候、以上、
三月廿九日
高木清左衛門

乙

北條雄之助様

猶以此度之大地震、國中に而も水内、高井郡は殊更痛強様
子に有之、中之條支配は、爲差儀も無之様にも粗承り候、
善光寺杯は、本堂并境内の内、少々相残り、其餘町方端々
迄、不殘皆潰に相成候上燒失、此節開帳中に而、近郷他國
々の參詣人、形敷止宿罷在候處、皆々潰家下に而燒死、町方
人別も八分通り燒死候由、私支配のもの許に而も、善光
寺にて燒死候もの、貳百人餘有之候趣、飯山町杯も同様皆
潰家に相成候上に而出火に付、死人夥敷、家中は勿論、城
内迄燒失之場所所有之候由に御座候、于今日々少々宛の震
返し、一同縮入候、且伺書有之候厚川切開候は、又々水
災の異變可有之と之大心配に御座候、吳々本文之趣、厚相
願候、以上、

請取申金子之事、

金貳千五百兩也、
右者、拙者御代官、當分御預り所、信濃國村々、地震潰家相續
御救拜借、御證印相濟候に付、書面の通請取申候、追而返納
年賦割合御下知相濟候節、此手形引換可申候、仍而如件、
弘化四年四月
馬場藤五郎殿
高木清左衛門印

弘化四年

山本雄三郎殿
高橋義左衛門殿
蘆澤軍次郎殿

表書之金貳千五百兩、可被相渡候、追而返納年賦割合取極候
節、新入手形を以、此手形可被相返候、斷は本文に有之候、
未四月

押切
利喜次郎

岡 利喜次郎印
無出座
竹 清太郎
増 金五郎印
關 保右衛門印
立 岩太郎印
退出
羽 龍助

同 佐 脩助
公事方、無印形、
收 大和守
同 久 佐渡守

一七七

乙

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

松 河内守 印
石 土佐守 印

御金奉行衆

大地震に而御林山崩損木御届書、

覺

私御代官所

信州高井郡

上木島村之内

大町分

一御林反別八拾六町貳反五畝廿壹步、
外口々略す、

右は私御代官所信州水内郡、高井郡村々、當三月廿四日夕翌
廿五日迄の大地震に而、書而御林反別の内、山崩損木出来候
趣届出候間、爲見分手代共差出申候、委細之儀は、追而可申
上、此段先御届申上候、以上、

未四月

高木清左衛門 印

御勘定所

信州古海村御林伐跡地秣場伺、

私御代官所、信州水内郡古海村字桐久保坂、御林反別貳町八
反九畝步、同所御林壹町六反六畝步、右貳ヶ所雜木御拂代金
上納仕跡地、秣場受に相願候に付、取調、當三月中旬書差
出候、然る處同月廿四日夜之大地震に而、右貳ヶ所御林の内

四ヶ所山崩、大荒に相成、御立木は押倒し、悉地いたし候間、
當時の姿に而は、逆も秣場に相成兼、年來相立地據御立直り
候はゞ格別、依之願下げ仕度旨申立候に付、得と相糺候處、
中立の通相違無御座候間、右伺書御下げ被下候様仕度奉存
候、依之此段申上候、以上

未四月

高木清左衛門 印

御勘定所

大地震之慮に乘じ、盜賊共徘徊致趣相聞候間、村々役人共、
番人召連、晝夜見廻り、火盜の難無之様可心付、若うろんな
る者見極候はゞ、不取逃様捕置、可訴出、此廻狀、早々順達留
り可相返者也、

中野

未四月二日

御役所

總廻狀

大地震にて山崩落、貯穀郷藏、土中江押埋候分、御届書、

覺

一糶六石三斗貳升壹合五勺、

信州水内郡

伺去眞光寺村
與市組

一内米七升、御下糶、

一大麥三石四斗九斗三合五勺、

外村々略之、
眞光寺、
坂ヶ箱、
中、

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

右者、私御代官所信州水内郡伺去眞光寺村與市組、外三ヶ村
之儀は、高山之麓、民家山襟高場に住居罷在候處、去月廿四
日夜之大地震に而山拔、貯穀郷藏、人家共、一同土中深押埋
候旨届出候間、見分之上、委細之儀は、追而可申上、此段先御
届申上候、以上、

未四月

高木清左衛門 印

御勘定所

信州村々損地御届書、

私御代官所

信州高井郡

赤岩村

外村々略之

右者、私支配所信州高井郡、水内郡村々之儀、去月廿四日夜
大地震に而、潰家、人牛馬即死、怪我等夥敷、(人脱カ)山崩、泥砂押出、
書而村々、田畑損地多分出來、一村亡所に相成候村方も有之
候段訴出、見分之上、委細之儀は、追而可申上候得共、先此段
御届申上候、以上、

未四月

高木清左衛門 印

御勘定所

北國往還牟禮宿、外登ヶ宿、地内道橋大破御届書、

弘化四年

一七九

北國往還

字瀧澤川通

私御代官所

信州水内郡

牟禮宿

一刎板橋壹ヶ所、長八間、横貳間、

外略之、

右者、私御代官所信州水内郡北國往還牟禮宿、外登ヶ宿之
儀、當三月廿四日夜大地震に而、人家皆潰火災に而、人牛馬即
死、怪我等夥敷、御普請所往還道橋及大破、地面割裂、人
馬通行差支候段訴出候に付、手代差遣し見分爲致候處、申立
通り相違無御座、難捨置場所に付、不取敢道路差支無之様、
假繕申付置候、依之御届申上候、以上

未四月

高木清左衛門 印

御勘定所

御殿
(公事方カ)
下中間

支配所村々、大地震に而死失致候もの、先御届書、
私御代官所信州高井郡、水内郡村々之儀、當三月廿四日夜大
地震に而、潰家貳千九百七拾七軒、男女死失五百七拾八人、
其餘人牛馬怪我等夥敷、右之外同日眞光寺江參詣致し、於
同所止宿中、潰家に相成及出火、死失致し候もの共、追々訴
出候分、男女貳百人餘有之、前代未聞之災害奇難に而、村役

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

人共恐怖周章罷在候、いまだ他行之もの不立歸、生死不相分ものも有之趣に相聞候、委細之儀は、追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

未四月 高木清左衛門 印

御勘定所

御殿

公事方

北國往還車禮宿外三ヶ宿、人馬繼立方、御届書、私御代官所信州水内郡北國往還車禮宿、大古間宿、柏原宿、野尻宿之儀、當三月廿四日夜方同廿五日迄之大地震に而、家居皆潰に相成、人馬即死多、怪我人夥敷出來候に付、御朱印御證文之外、人馬繼立出來不申旨、先達而御届申上置候處、今以潰家取片付、小屋懸等出來不申分、多分有之候得共、追追日數相立、諸家江戸表江之往復之家來通行差滯、難澁致し候に付、私支配所内無難の村々江利解申聞、當分の内助人馬爲差出、當月九日方御定人馬之分、繼立申候、依之此段御届申上候、以上、

未四月 高木清左衛門 印

御勘定所

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

小沼村、北岡村、押切村、立ヶ花村、牛出村、大俣村、栗林村、片鹽村、安源寺村、新保村、篠井村、東江部村、西江部村、柳澤村、田上村、岩井村、岩井新田、安田村、上新田村、山根村、山岸村、其綿村、吉村、野坂田村、坂井村、天神堂村、下木島村、矢島村、右者、私御代官所、當分御預り所、高井、水内郡書面村々之儀は、千曲川附有之、去月廿四日夜之大地震に而、貯穀郷藏、人家共、悉震潰候處、右地震之節、山崩に而、犀川筋押埋、流水堰留候場所、當月十三日夜俄突抜、洪水押出、百姓家底際迄水溢、家財夫食等押流し、郷藏貯穀泥砂入、又は流失致し候旨、届出申候、見分之上、追而可申上候得共、此段先御届申上候、以上、

未四月 高木清左衛門 印

御勘定所

信州村々損地、再御届書、

御代官所 信州高井郡 篠井村
新保村、西江部村、東江部村、牛出村、栗林村、井上村、片鹽村、安源寺村、壁田村、下木島村、
新田共

信州村々、地震并水難の場所、見分相濟歸着、御届書、私御代官所信州高井、水内郡村々、去月廿四日夜大地震、潰家人牛馬即死多、火災怪我人等夥敷、山崩、泥砂押出、皆潰亡所に相成候村々共、不取敢手附手代共差出し、引續私儀場所見分として、同廿六日、中野陣屋出立仕、日歸り、又は壹貳夜泊りにて廻村中、去月廿四日夜地震にて、犀川筋山崩押埋、流水堰留候場所、當月十三日夜突抜、千曲川江落入、洪水押出し、支配所高井郡、水内郡村々、田畑は勿論、家居水下に相成候場所、見分之上、急難救手當付置、同十五日歸陣仕候、依之御届申上候、以上、

未四月 高木清左衛門 印

御勘定所

水災に而郷藏貯穀泥砂入、又は流失候御届書、
一 糶百五十七斗壹升七合、私御代官所 信州水内郡 赤沼河原 内町、三才村、下駒澤村、水澤村、新田、戸隠新田、柳新田村、大倉崎村、上野新田村、
一 大麥四石五斗、
外略之、

坂井村、野坂田村、三才村、小沼村、三ッ屋村、矢島村、右者、私御代官所、當分御預り所、信州高井、水内郡書面村々之儀は、千曲川筋附に御座候處、去月二十四日夜大地震に而潰家、人牛馬即死、怪我人等夥敷有之候處、右地震の節、山崩に而、犀川押埋、水堰留候場所、當月十三日夜、俄に突抜、洪水押出、高水に而、百姓家底際迄水溢、家財夫食等押流し、田畑損地夥敷出來候、届出申候、見分之上、委細之儀は、追而可申上候得共、此段先御届申上候、以上、

未四月 高木清左衛門 印

御勘定所

宿々助成金元利金御下げ之儀に付、伺書、
元金三百兩、
内金六拾兩、
一金貳百四拾兩、
元金五百七兩貳步永九十三文、但前同年五分利足、當末年迄此利金廿五兩壹步永百廿九文六分、
高金百貳拾六兩三步永百四十八文、
但天保十四卯年分來る戌年迄貳拾ヶ年賦、
但登ヶ年に金拾五兩宛御下げ候、
但去る卯ヶ去年迄四ヶ年分、御下げ戻相濟候分、
信州水内郡 牟禮宿

弘化四年

内金百壹兩貳步永十八文四分、
 一金貳拾五兩壹步永百廿九文六分、 同 宿
 元金三百兩、 但前同斷、
 内金六拾兩、 但前同斷、
 一金貳百四拾兩、 同州同郡
 元金百兩、 但前同斷、 柏原宿
 内金貳拾兩、 但前同斷、
 一金八拾兩、 同州同郡
 元金三百兩、 但前同斷、 大古間宿
 内金六拾兩、 但前同斷、
 一金貳百四拾兩、 同州同郡
 (元金、内金、原本ニ缺ケタリ)
 野尻宿
 合金八百貳拾五兩壹步永百貳拾九文六分、
 右者、私御代官所信州水内郡北國往還牟禮宿外三ヶ宿之儀、
 當三月廿四日夜々翌廿五日迄之大地震に而、宿内家居皆潰
 相成、就中、牟禮宿之儀は、潰家に相成候上及出火、何れも人
 馬即死多、怪我人夥敷、前代未聞之災害に付、御傳馬御用難
 相勤、而野尻宿之儀は極貧窮、無難にても相續出來兼、歎
 所罷在候折柄之災害、當日邊方に差支、拾置候而は、一同宿
 方及退轉、御朱印御印文は勿論、北國大名松平加賀守始、參

勤交代之面々、并勤番之家來往復之人馬繼立方に差支、不容
 易成儀、依之急難御救拜借相候程之儀に付、書面之宿々年
 賦御下金、此度之大災に寄、一時に御下戻被下候様仕度、傳
 馬人足共壹人別に割渡候而者、多人數聊宛に相當候得共、相
 續足合に仕、急難御救之一助に相成、國中一體之災害、融通
 等更に出來不申、如何共取計方に達却仕、實に極難に陥悲歎
 罷在候間、出格之儀に思召、御練合被下、書面金六百六拾五
 兩餘之分、伺之通當時皆御下金相成候様仕度奉存候、依之此
 段奉伺候、以上、
 弘化四年四月 高木清左衛門印
 御勘定所
 御附紙 御殿印
 押切 書面金八百貳拾五兩壹步餘、今般一時に下戻間、
 登一冊 伺之通可被取計候、 未六月
 差上申御請書之事、
 當御支配所私共村々、當三月廿四日夜之大地震、并犀川上平
 林村地内字虚空藏山崩落、同川江押出埋り候場所、當四月十
 三日夜拔崩れ落、千山川筋大洪水に相成候段、前代未聞之奇
 變、兩度之災害、絶言語難難に陥り候次第、并大地震に而用
 惡水路押埋、缺崩候場所等有之、田方植付用水肝要之時節、

一八二

差支候而は御收納に拘り候間、右御手當急難御救拜借金等
 御同被成下候處、今般之災害極難次第、逸々達御聞、出格之
 思召を以、御支配所災害村々一統江、早速御救金拜借被仰付
 候段、不容易儀に有之、大地震之節、潰家山崩等難難之多少、
 并大洪水千山川線村々、内郷村々共、家居水下に相成候村々
 等は、兩度之難を請候難難之村々も有之候に付、災害之様
 子、一村限り巨細見分御取調、厚薄之次第に寄、今般御救金
 御割賦、自普請所村繕村々御手當之分共、御渡被成候間、村
 村共簡成取續候もの共は、拜借不仕勘辨致し合、可成丈小前
 難澁之もの共御救に相成候様、無甲乙割渡、小前一人別拜借
 證文者、追而差上可申、不取敢も拜借金御下げ被成下候總體
 に而者、大造之金高に相成、御料所村々、別段之譯深相辨、偏
 御仁惠之程厚く難有奉存候、窮迫之時節、猶更精力を盡し、
 農業相勵、農間には互に實意助合、潰家修覆、寒國雪中之頃
 に至り不飢凍様、無油斷相續心懸け、必ず御慈悲御恩澤之
 程、忘却仕間敷旨、小前末々迄不洩様段々可申間、且年賦返
 納等之儀者、御伺之上追而被仰渡候旨、承知仕候、
 右被仰渡之趣、一同難有承知仕候、依之御請印形差上申處、
 如件、
 災害村々

弘化四年

弘化四年四月 總連印
 高木清左衛門様 御役所
 石代直段下再伺之儀に付、申上候書付、
 元石原清左衛門御代官所、當時川上金吾助當分御預り所、并
 高木清左衛門御代官所、信州水内郡、高井郡村々之内、御年貢
 石代直段之儀に付伺書、去年年口中差出置候處、右伺之儀
 難被及御沙汰旨、此段御付紙を以伺書御下げ相成候、然る處
 私共去月中御届申上候、前代未聞之大地震、并犀川山崩之
 場所押切開大洪水、災害打重り難難に陥候始末、追々申上候
 通、百姓共悲歎、途方暮罷在候間、右御下知之趣申渡候得ば
 打驚、總體村々共人氣不穩折柄、自然心得違可仕哉も難計
 段、私共深心配仕候儀有之、當時極難陥、急難御救被成下候
 程之儀に付、何卒災害之廉を以、今般之儀は、前後之御見合
 に不拘、出格之儀に思召、壹ヶ年限り伺之通石代直段下被仰
 付候様仕度、當末年之儀は、御達之趣を以得と取調相候様
 可仕候間、前段申上候未曾有之災害之次第、得と御賢察被成
 下、伺之通被仰付候様仕度、右様申上候而も御取受無之上は、
 不得止事御下知之趣申渡候上、猶又難澁再願申立におゐて
 は、此節柄強而理解難申間、違却仕、再伺之外可仕様無御座、

一八三

弘化四年

其節に至り自然人氣に拘り候而者恐入、且は總體之響きにも相成候間、何れも今一應得と御評議被成下候様仕度、元伺書相添、此段申上候、以上、

未四月

川上金吾助
高木清左衛門

御勘定所

御救拜借金任譯書、

一金貳千五百兩、

急難御救拜借金、

内

金貳千七百七拾八兩三歩、

金百貳拾貳兩三歩、

小以金貳千三百壹兩貳歩、

差引

殘金百九拾八兩貳歩、

右殘金之儀は、災害村々之内、未御救金貸渡不申分、別紙村名帳之通有之、右村々者難澁も洩候間、見合罷在、此上歎訴致し候はゞ、取調貸渡候様、右之外此度貸渡候村々之内にも、田畑皆荒、夫食に差支候村々も有之、救方相願候はゞ、先殘金に而相補候心得に有之、當秋作迄之備金に殘置候分、

右之通御座候、以上、

未四月

牟禮宿外三ヶ宿江急難御救金貸渡仕譯、

一金貳拾兩、

牟禮宿、

一金拾兩、

大古間宿、

一金拾兩、

柏原宿、

一金貳拾兩、

野尻宿、

合金六拾兩、

右者、御救拜借一村限帳之内、右四ヶ村貸渡候内、宿場御傳馬御用相勤候廉江、書面之通貸渡置候間、宿々家作拜借、伺之通被仰付候得者、右之内にて返納爲致、殘金江組入、外難澁之村々江貸渡候積り、御下知金高少分に而難澁之分に候はゞ、其儘貸居置候積御座候、以上、

未四月

信州村々、大地震に而致變死候もの御届書、

私御代官所

當分御預り所

信州高井郡

中野村

外拾九ヶ村

同州水内郡

一變死人八百四拾壹人、

内

六百三拾七人、内男貳百六拾九人、

女三百六拾八人、

是は銘々居宅潰家下に相成、即死、深疵に而相果候分、貳百四人、

是は善光寺町旅籠屋にて焼死致し候分、

右者先達而御届申上置候、私御代官所、當分御預り所、信州高井、水内郡村々之儀、當三月廿四日夜、大地震有之、家居夥敷震潰、賊に烈敷奇變に而、無難居宅を立退候ものは縦に有之、多分は可立退間合無之、潰家下に相成、右之内怪我も不致無難之もの共も有之候處、梁、桁、柱、天井等落重り被打倒、即死致候もの多、疵請候もの共は、一旦氣絶致し、暫相立正氣付候得共、重き怪我人共は、苦痛其儘罷在、母家潰家下に相成居候もの共、可通出と聞夜當度も無之所に潛歩行、透間を尋、漸出口を探當、茅屋根を引掻破り、壁押破り立出口もの共儀も、何分暗夜故途方に暮、且は時々震立候に驚天致し、更に人事不相辨、其儘に罷在、夜明に至り、追々無難に立退候ものども罷越候に精力を得、銘々家内人数調候處、親、兄弟、夫婦、子供、下男女共之内、不見當者も有之、多分潰家下に相成候儀と存申合、互に助合、屋根并壁等打毀、通路を開、

赤沼村

外四拾貳ヶ村

内

六百三拾七人、内男貳百六拾九人、

女三百六拾八人、

是は銘々居宅潰家下に相成、即死、深疵に而相果候分、貳百四人、

是は善光寺町旅籠屋にて焼死致し候分、

右者先達而御届申上置候、私御代官所、當分御預り所、信州高井、水内郡村々之儀、當三月廿四日夜、大地震有之、家居夥敷震潰、賊に烈敷奇變に而、無難居宅を立退候ものは縦に有之、多分は可立退間合無之、潰家下に相成、右之内怪我も不致無難之もの共も有之候處、梁、桁、柱、天井等落重り被打倒、即死致候もの多、疵請候もの共は、一旦氣絶致し、暫相立正氣付候得共、重き怪我人共は、苦痛其儘罷在、母家潰家下に相成居候もの共、可通出と聞夜當度も無之所に潛歩行、透間を尋、漸出口を探當、茅屋根を引掻破り、壁押破り立出口もの共儀も、何分暗夜故途方に暮、且は時々震立候に驚天致し、更に人事不相辨、其儘に罷在、夜明に至り、追々無難に立退候ものども罷越候に精力を得、銘々家内人数調候處、親、兄弟、夫婦、子供、下男女共之内、不見當者も有之、多分潰家下に相成候儀と存申合、互に助合、屋根并壁等打毀、通路を開、

一八四

弘化四年

一八五

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

致度旨、親類身寄之もの共、并組合村役人申之、災害之次第、申立之通聊相違無御座、一同申候符合仕、手代見分之趣も、全怪我に而相果候に無相違相見候旨申之、何にても疑敷仔細不相聞候間、願之通勝手次第取置候様申渡候、依之此段御届申上候、以上、

未四月

高木清左衛門印

千曲川大洪水流死人御届書、
覺

信州水内郡赤沼村
百姓六左衛門娘

未十三歳
同助五郎女房

一流死人、

同健藏母
未四十七歳

同藤右衛門母
未六十九歳

右は、當三月廿四日夜、前代未聞之大地震之節、眞田信濃守

領分信州水内郡平林村地内字虚空藏山、凡貳拾町程山拔崩

落、崖川を塞、川上村々、湖水之如く、數日水湛居候處、去月十三日夜、右崩落切候場所、大岩水中江拔落候次第に缺崩れ、一時に水力にて切破、同川筋洪水、千曲川江落合候處、古今未曾有之満水、浪立渦巻流れ、重疊三丈餘之水嵩、堤總越、所々切處出來、人家軒下迄水冠、急變之洪水、夜中之儀、被押流候もの多人數有之候處、私支配所川通村々之内、晝面赤沼村之儀は、堤大切所出來、暫時に高場迄水押開、都合四人被押流候間、川下通り遠方迄手分致し、種々死骸相尋候得共、何分見當り不申、無餘儀立歸り、全流失に無相違、右に付怪敷儀は勿論、願筋毛頭無之旨訴出候間、承り届候、支配所村々之儀は、俄之水災之趣、兼而申觸置候間、老幼之もの共は、高場江小屋懸け、前以立退罷在候間、右之外流死人等、一切無御座候、依之此段御届申上候、以上、

未五月

高木清左衛門印

本多豊後守領分、
外様、

死失三百拾五人、

内男百五拾貳人、
内女百六拾三人、

馬四拾五疋、

荒地高千六百七拾五石、

山之内、

死失四百貳拾五人、

内男百八拾肆人、
内女二百四拾三人、

馬百三拾九疋、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

川邊、

死失三百七拾壹人、

内男百五拾八人、
内女百拾貳人、

馬五拾四疋、

荒地高四百四拾五石、

町分七町、

死失百貳拾六人、

内男九拾九人、
内女百廿七人、

(荒地高、原本ニ缺ケタリ)

同 本町、

死失八拾七人、

内男三拾貳人、
内女五拾三人、

馬八疋、

荒地貳千五百八石三斗、

字中長屋分、

死失百貳拾人、

(内別、原本ニ缺ケタリ)

合 死失千五百八拾七人、
合 馬貳百四拾疋、

荒地七千貳百五拾三石口斗、

外家中、長家分死失、百廿人程、

松代眞田信濃守領分、

一 損毛高三萬貳千八百五石餘、

本田、新田共、

内 田力登萬八千五百石餘、
内 如力貳萬貳千七百廿石餘、

一 潰家七千六百七拾貳軒、

内 四拾九軒燒失、

内 貳百軒、燒失の上、融氷ヒ入、

六百軒、融氷にて浮出、

一 即死貳千七百七拾五人、

内 三百四拾六人、山崩土中埋之分、

内 男千貳百貳十貳人、
内 女千五百四十四人、

僧拾人、
社家登人、

一 即死穢多七拾八人、

内 六拾七人、土中埋、

一 斃馬貳百六拾七疋、

内 六疋、土中埋、

本多豊後守領分大地震災害之始末、其外内糺仕候趣、左に申上候、

一 豊後守拜領高貳萬石、不殘信濃壹ヶ國に而、居城飯山ヶ下領分を外様と唱ひ、同前ヶ上を山之内、川邊と、都合三郷組譯有之、水内郡、高井郡に而、同郡之儀は、漸高六拾石ならでは無之、餘は水内郡村々に而、城下町方千曲川縁通り三才村迄を川邊と唱、城下町方山手通り北國往還筋吉村、田子村迄、山中と唱、總領分高辻込高共、凡三萬四五千石程有之候由に御座候、

外様組、

一 死失三百拾五人程、

内 男百五拾貳人、
内 女百六拾三人、

一 荒地高貳千百貳拾石、

内 高四百五拾石餘、城付村々荒地之分、

山之内組、

一 死失四百貳拾五人程、

内 男百八十一人、
内 女三百四十三人、

外 斃馬百三拾九疋、

一 荒地高貳千六百石餘、

川邊組、

弘化四年

一 死尖三百七拾人程、
男百五十二人、女三百二十二人、僧一人
 外斃馬五拾九疋、

一 荒地高四百四拾石餘、

一 同高貳千百石餘、
 千曲川滿水に付、損地之分、

外様、

山之内組、

川邊、

一 潰家貳千貳百八拾軒餘、
 此救金五百七拾兩、但壹軒に付、金貳步づ、

一 半潰八百三拾軒餘、
 此救金五拾壹兩三歩四朱、但同斷、永六十二文五分、
 但潰家之儀は、何分組々一村限之處相分兼、領分中事實之處取束候分、漸内探仕候、

城下町、

一 潰家六百九拾七軒、
 内六百七軒燒失、

一 救金三百四拾八兩貳步、但壹軒に付、金貳步づ、

一 死尖四百七拾六人、
男二百四十八人、女二百二十八人、僧二人

内貳百貳拾人程燒失、

外斃馬貳疋、

救金千兩壹步貳朱、
是は家中并領分中、別段之手當致し遺候山に付、右之儀村々内探仕候得共、領分中不明にて、金高差接(難申上候)

外金七百兩餘、

合潰家貳千九百七十七軒、
内八十六軒、土中埋、六百拾七軒、燒失、

半潰八百三拾軒、

死尖五百八拾六人、
内百六十人、土中埋、二百二十人、燒失、

外斃馬貳百四拾六疋、

合荒地高七千貳百六拾石餘、

一 飯山城内之儀も、本丸、二丸、三丸共、櫓、圍塀、石垣等、其外所々悉及大破、二丸、西曲輪兩所に、領主住居向有之候處、半潰に相成、近々豊後守立城之由にて、領内林之伐木を以、當時専ら破損修復罷在候趣、家中屋敷も四拾軒餘潰、長屋拾七八棟潰候由、家中内男女百貳拾人程死尖之由、城下町圍殺も燒失、粗千石餘燒失致し候由に御座候、

一 豊後守勝手向、至而不知意に有之、無難之年柄にて、每暮融通六ヶ敷、おのづから家中等江之手當向も不行届由之處、古今未曾有之災害、殊に城下町震潰し候上及出火、領主勝手向取附候町人共五六人有之候處、何れも諸道具は勿論、衣類金錢共、何壹ツ取出候儀出來不申、土藏も潰れ、震損等之分共、皆燒失致し、如何共可致様無之、城内向も燒失、潰家等に而、上下共最初の程は驚天致し、途方暮

一八八

罷在、江戸屋敷江之注進等も廻り候由、右の次第に付、領分中救方手當等不行届、素方勝手向不廻りに付、備米金等も至て手薄之由、領内身元宜ものは無之、城下町有徳之ものは丸燒に相成、村々種々歎訴申出候もの共江の利解、差向手當之不行届始末、無隔意有之儘打明け申聞、追追は救方致し遺候由申之、期を後り罷在候由に相聞、尤城下町并近郷之もの共江は、潰家、燒失、翌朝が焚出し小屋取建、四月十五日迄、飢人共爲相凌、右之外其當座手當向、更に無之處、去月中旬頃に至り、町方江軒別に金貳步づ、在方は潰家壹軒に金壹步宛、半潰壹朱、右之外場所之次第に寄、別段手段遣し候趣に有之候處、此分、何分村限り開闢出來兼候得共、多分之儀には有之開敷相聞候、且領分之内宿場江は、左之通別段差遣し候由に御座候、

金七兩貳步、
 淺野宿、

夫人足貳拾人宛、但日數廿日之間、
 神代宿、

金拾五兩、

夫人足貳拾人宛、但日數廿日之間、
 皆作宿、

金七兩貳步、

夫人足同斷、 同

一 山之内組村々之儀は、山中而已にて、敷拾ヶ所崩有、土

中理に相成候家數八拾六軒、人數百六拾人餘有之由、且戸隠山方流出候鳥居川、字幸川堰と唱、大古間宿、柏原宿之間より堰入候、山之中段通り七里拾八町之井筋有之、村々用水懸り田方三千五百石餘、右流末飯山方上蓮村迄懸り候由之處、右井路筋敷拾ヶ處之山崩に而悉潰れ、假堰之手段無之、空敷右田方之分、當年は稻作仕付相成兼由、其餘用水絶に相成候場所、多有之候由に相聞候、

一 川邊組千曲川縁村々之内、前書之通洪水にて、川缺、石砂入等之荒地、多出來候由、右之内今井村、蓮村は、大切所に相見申候、右内札仕候趣、書而之通御座候、豊後守勝手向不如意之趣、當年之災害にて、備と差支候由、荒地之損亡、田方毛替作之儀にて、當年之收納、過半之減方にも可相成由にて、村々難澁之儀は勿論に候得共、領主通廻(道カ)家中扶助も出來兼、借米多に付、家中共も難澁之體に有之、最寄町場之村々江手寄を求め、諸道具等賣拂候者共も有之由、且懸り役人共、領分村々江、逆も松代、須坂、椎谷等之様には手當筋不行届、勘辨致し吳候との理解之由に而、「本文椎谷と申候は、越後國に而高き萬石、當時大番頭堀出雲守陣屋有之、右高之内五千石越後椎谷付、高五千石信州高井郡に有之、小布施村隣村に出張陣屋有之、役人相詰

弘化四年

一八九

弘化四年

能在此度之大地震に付、越後國領分元宜もの、上金致し、右にて十分に救方出来候由に申救候儀御座候、村々共無餘儀聞受、歎氣いたし難澁相堪、村々示合、夫食讓合、取續罷在候由にて、當時人氣穢之様子御座候、且城内向之修葺、領分中、堤、用悪水路、及大破候普請場所、數拾ヶ所、多分之入用相懸り、專取調中之由に相聞申候、依之此段申上候、以上、

高木清左衛門手附元

小林甚右衛門

未六月

私御代官所、信州水内郡同去真光寺村之内、真光寺組、窮御救米金被下方、伺書、

覺

高百五拾六石七升四合、

同去真光寺村、

内高百七石壹斗三升六合分

同去真光寺村、

高四拾八石九斗三升八合、

同去真光寺村、

内高百三十九斗三升壹合七勺、

飛地之場所無難、御年貢上納仕候分、

高四拾五石六合三勺、

居村附田畑、亡所に相成候分、

家數拾六軒、皆土中埋、内三軒、家内不殘死絶候分、

人數七拾七人、内拾八人、

土中埋、即死之分、

私御代官所

一九〇

米拾四石六升貳合、 信州水内郡同去真光寺村之内

金百拾壹兩永七拾四文六步、

真光寺組

窮民御救米金

被下方伺辻、

但書面米拾四石六升貳合は、夫食に被下候積、中野村陣屋内御圍籾を以相渡、金百拾壹兩餘は、御金藏方請取可申積、

右者、私御代官所信州水内郡同去真光寺村之儀者、善光寺最寄山入に有之、右村々之内、字真光寺組と唱候出郷有之、本村方壹里餘猶又山奥、飯繩山添駒澤川水元(源)纒打開候谷間に、居村附高四拾五石餘、此反別七町步餘之棚田畑有之、百姓家拾六軒、寺院壹ヶ寺、人數男女七拾六人住居罷在、右田畑、銘々持地、耕作農間に山稼専ら致し、御年貢諸役、相勤罷在候處、聊之田畑にて、銘々家内扶助夫食にも引足不申、年中持山方柴薪を樵夫、善光寺町江運送致し、右賣代殘にて夫食之足合、日用之品々買求め、至而乏今日を營罷在候處、右出郷、當三月廿四日夜之大地震災害之中にも事變り、無類之震動、家居田畑共、總體平押に駒澤川低場之方江凡壹町半餘も震下げ、拾六軒之家居、寺院共、一時に押潰し、續而後ろ之高山夥敷山崩落、潰家不殘覆冠山を成し、土中深押埋候、崩土悉巖石之如く散り亂れ、歩行政し候足場も無之、荒亡奇變之

體、申上營がたく恐怖仕候、併山崩暫時間合有之候に付、土中埋死候男女拾八人而已、右之内死絶候分三軒、其餘は家別に危難助命致し候者共、都合男女五拾八人有之候得共、出郷一村退轉、田畑共亡所に相成、及飢渴候間、其砌方夫食救方致し遣、離散を止め、假小屋に一同差置、其後拜借金等貸渡、當節迄露命を營罷在候處、差向住居屋敷地に可相成所無之候間、最寄に於て危繪圖面に記候場所見立遣、右地所者真光寺村、并私支配所西條村西組之地所に有之候間、借地致し、寒國雪中之頃に至り、不凍相凌候様居小屋取建候積り、且銘々外少々宛飛地之田畑、并に他村之小作致し居候者共も有之候間、右を耕作致し、追々亡地開發、元地へ立戻り住居致度、一統之心願に有之候處、何れも衣類、家財、農業、山稼之道具等、不殘土中深押埋、掘出し候儀出来兼、責而は死骸許も非度、種々掘試候得共、何分土中深見え兼、如何共可致様無御座歎息仕、窮迫及飢居候中、右品々買求め候才覺手段、合而無之、此上業體に基、稼方出来候様罷成候は、相續可相成、此儘拾置候得ば、顯然及飢命、律儀之良民共も人情取失ひ、終には親、妻子、兄弟をも見捨、銘々離散致し候様成行、一般之災難、行先に不殘成兼候節は及飢、老人、子供共者餓死致し候事に可有之、何共歎敷不便之至、就ては勸農亡地

弘化四年

一九一

新に開發御取立被下候思召を以、窮民御救筋、御仁惠御慈悲之御沙汰不被成下候而者、逆も行立不申、相續方勸辨仕候處、右亡地之内にも、荒地之次第、厚薄も有之、當時年季を限り、起返り反別等見極候儀には至り兼候得共、連々には御年貢上納可相成、人別に對し合、耕作地不足之儀に付、出精起返候儀者勿論之儀、前書飛地出作等も有之、農具に差支候處、農業山稼に相用候道具料並も拜借被仰付候共、返納之手當無御座候間、右買上代金被下置度、且新規小屋懸け材木類は、銘々持山之雜木伐採相用候様可任處、諸色買求代金に差支候間、是又被下置度、左候は、村内申合、相互に手傳、何様にも取建、雪中凌方手當は出来候處、當時親妻子扶助可致稼方無之、殊に雪中相成候得者、平年共耕作勿論、山稼も相成兼候に付、九月中旬頃迄、精々山稼差働、薪等伐採、居宅庭江持送り圍置、來春迄追々に市場持出し賣代換、日用之品買求め取續候儀に而、冬分に至候得者、山中分而雪深、寒威強、閉籠、男は繩索、蓆を織、女は糸を取、光陰を送り、翌年春三月雪解之時節、待久敷存、男女共農業、山稼に取懸り、早春方冬籠迄之手當、無油斷手繰相稼候處、當年之儀者、地震後耕作山稼共絶而相休罷在候間、當節方來正月迄之夫食之手當取續方、手段無御座、及渴命可申、薪之儀者、銘々木村懸之

弘化四年

もの、鉈、斧等透間に借受、山稼、冬籠の手當丈は整置度、勿論只今にも道具出来候は、可相成は雪中以前相及候丈者、山稼、夫食日用之品買求め候足合に致し度候得共、前文の通諸道具買求め候手當、端と差支、空敷今日を透り罷在候由に付、家數拾三軒分、新規小屋取建候諸色代、并農業、山稼諸道具之内、差懸り入用の分、荒増取調候處、左之通御座候、

- 一新規小屋拾三軒、
但登付に付、
永三貫文、
- 此諸色代金三拾兩、
但登付に付、
永貳百五十拾文、
- 一鋤拾三、
此代永三貫貳百五十文、
但登付に付、
永貳百八拾七文五分、
- 一鐵貳拾六、但登軒貳挺づ、
此代永四貫八百七拾五文、
但登付に付、
永三十一文三分、
- 一鐵貳拾六、但登軒貳挺づ、
此代永八百拾三文八分、
但登付に付、
永貳百五十文、
- 一鐵拾三、
此代永三貫貳百五十拾文、
但登付に付、
永九十文三分、
- 一鋤雁拾三、
此代永壹貫百九拾九文九分、
但登付に付、
永貳百五十文、
- 一稻扱拾三、
此代永三貫貳百五十文、
但登付に付、
永貳百五十文、

- 一馬把拾三、
此代永三貫四拾七文貳分、
但登付に付、
永貳百三十四文四分、
- 一備中鐵拾三、
此代永壹貫貳百拾九文四分、
但登付に付、
永九十三文八分、
- 一春臼拾三、
此代永四貫八百七拾五文、
但登付に付、
永三百七拾五文五分、
- 一碓拾三、
此代永貳貫四百三拾七文五分、
但登付に付、
永百八拾七分五分、
- 一挽磨拾三、
此代永六貫五百文、
但登付に付、
永五百文、
- 一鞆拾三、
此代永三百四文貳分、
但登付に付、
永貳拾三文四分、
- 一杵拾三、
此代永三百四文貳分、
但登付に付、
永貳拾三文四分、
- 一肥桶貳拾六、但登軒貳荷づ、
此代永三貫四拾七文貳分、
但登付に付、
永百拾七文貳分、
- 一天秤棒貳拾六、但登軒貳本づ、
此代永三百拾貳文、
但登付に付、
永拾貳文、
- 一捌拾三、
此代永三百四文貳分、
但登付に付、
永貳拾三文四分、

一九二

- 一机拾三、
此代永四百六文九分、
但登付に付、
永三拾貳文三分、
- 一櫃拾三、
此代永三百四文貳分、
但登付に付、
永貳拾三文四分、
- 一糶雁拾三、
此代永四百九拾文壹分、
但登付に付、
永三拾七文七分、
- 一米雁拾三、
此代永四百三拾壹文六分、
但登付に付、
永三拾三文貳分、
- 一籠雁拾三、
此代永三百四文貳分、
但登付に付、
永貳拾三文四分、
- 一肥柄杓貳拾六、
此代永三百八拾貳文貳分、
但登付に付、
永拾四文七分、
- 一肥大柄杓拾三、
此代永三百四文貳分、
但登付に付、
永貳拾三文四分、
- 一泥障拾三、
此代永四百六文九分、
但登付に付、
永三拾壹文三分、
- 一箕貳拾六、但登軒貳つ宛、
此代永四百八拾壹文、
但登付に付、
永拾八文五分、
- 一唐箕箱拾三、
此代永六貫五百文、
但登付に付、
永五百文、

- 一絹篩拾三、
此代永六百九文七分、
但登付に付、
永四拾六文九分、
- 一犁拾三、
此代永壹貫拾五文三分、
但登付に付、
永七拾八文壹分、
- 一吳槌拾三、
此代永貳百貳文八分、
但登付に付、
永拾五文六分、
- 一藁六拾五枚、
此代永壹貫貳百六拾七文五分、
但登付に付、
永拾九文五分、
- 一根古貳拾六枚、
此代永壹貫八百貳拾七文八分、
但登付に付、
永七拾文三分、
- 一肥籠貳拾六、
此代永九百八拾文貳分、
但登付に付、
永三拾七文七分、
- 一萬穀拾三、
此代永五貫五百貳拾五文、
但登付に付、
永四百廿五文、
- 一鉈拾三、
此代永八百拾貳文五分、
但登付に付、
永六拾貳文五分、
- 一大鋸拾三、
此代永四貫三百三拾貳文九分、
但登付に付、
永三百三拾三文三分、
- 一小鋸拾三、
此代永壹貫六百貳拾五文、
但登付に付、
永百廿五文、

弘化四年

一九三

弘化四年

一大斧拾三、

但登徒に付、永貳百五拾文、

此代永貳百五拾文、

一小斧拾三、

但登徒に付、永百廿五文、

此代永壹貫六百貳拾五文、

合金百拾壹兩永七拾四貫六分、但登徒に付、金八兩貳歩水四拾四文貳分、

右之通小屋懸諸色代、并樂具料被下置候はゞ、銘々早速稼に取懸り候儀に者御座候得共、前書申上候、助命罷在及飢渴候もの共、此救夫食不被下置候而者、逆も立住養育出來候に付、取調候處、左之通、

人數七拾七人、内拾八人、土中埋、即死、

一飢人數五拾九人、御救夫食被下候分、

男貳拾人、

此米七石壹斗貳升

但登人に付、永貳拾合、

女三拾九人、

内貳拾四人、六拾歳以上、拾五歳以下男入、

此米六石九斗四升貳合、

但登人に付、永拾合、

但當未七月朔日方十二月晦日迄、小を引、延日數百七拾

八日分被下候積、

合米拾四石六升貳合、

右之通御救夫食被下置候様仕度、右者、御定法通り男壹人米

一九四

貳合、女并六拾歳以上拾五歳以下之男者、壹人壹合と取調相
伺候得共、右に而者引足不申、尤農民共、平常米は食し不申、
定食麥、粟、稗、芋、菜、大根、其外野菜之類者勿論、草根、木芽
等、定式糧に致し、荒年之節者、猶更右之外食し無害、飢を凌
候草木數品有之、右取溜貯置相用候處、兼而精々申渡置候儀
に而、書面之通夫食米被下置候共、雜穀糧之類は、銘々才覺不
仕候而者、露命を繋る事に者至り兼候儀に有之、當年中之處
御救被成下候はゞ、追々農業、山稼共、精々相働、夫食之融通
も出來、細々取續候様罷成候間、此際之處御救被下置度、
奉蒙御慈悲候上者、冥加を辨、出精開發、御年貢之儀者、何様
とも相勵上納仕度旨申之、艱難之中神妙之申立方に有之、且
少高出郷之村江、米金ともに而は御出方も相嵩、何共恐入候
間、御救米之儀者、中野村陣屋郡中御圍米之内を以相渡候様
仕候はゞ、別段之御出方にも相成不申に付、右之方に治定
仕、取調申上候儀に御座候、右者、眞光寺組極難に陷候始末、
前書之通に付、得と御賢察不被成下、出格之譯を以何之通被
成下候はゞ、良民共離散も不仕、古來々住居之土地難忘相續
仕、偏御仁惠之程難有可奉存、於然者御救金之儀は、御金藏
が受取之、夫食之米者、御圍内を以相渡、御勘定組之儀
者、別紙を以相伺候様可仕候、依之書付類貳冊、宛繪圖貳枚

相添、此段奉伺候、以上、

弘化四年六月

高木清左衛門 印

御勘定所

信州何去眞光寺村之内、眞光寺組窮民、御救米被下方伺

書、

覺

眞光寺組、

高四拾八石九斗三升八合、

内四拾五石六合三勺、

田畑亡所に相成候分、

家數拾六軒、

内三軒、

家門不殘死絶候分、

人數七拾七人、内拾八人、

土中埋、即死之分、

殘五拾九人、

私御代官所
信州水内郡何去眞光寺村之内
眞光寺組
窮民御救御手當米、

一米拾四石六升貳合、

内

男貳拾人、

此米七石壹斗貳升、

但登人に付米貳拾合、

女三拾九人、内九人、六十歳以上、拾五歳以下之男入、

此米六石九斗四升貳合、但登人に付米壹拾合、

是者、當未七月朔日方十二月晦日迄、小を引日數百七十
八日の分、

右者、私御代官所信州水内郡何去眞光寺村之儀者、善光寺最
寄山入に有之、右村之内字眞光寺組と唱候出郷者、本村方
壹里餘猶又山奥、飯繩山添駒澤川水元纒打開候谷間、百姓家
拾六軒、寺院壹ヶ寺、人數男女七拾七人住居罷在候、居村附
田畑高四拾五石餘、銘々所持、耕作農間に山稼致し、御年貢
諸役相勤罷在候處、聊之田畑にて、銘々家内夫食にも引足不
申、年中持山方柴薪之類、善光寺町江持出し、右賣代殘に而
夫食之足合、日用之品々買求め、至而乏營居候處、當三月廿
四日夜大地震にも事變り、無類之震動にて、家居田畑とも總
體平押に駒澤川低場之方江、凡壹里半餘も震下げ、寺院とも
都合拾七軒、一時に押潰し、續而後ろ之高山夥敷崩落、潰家之
上江如山覆冠り、散亂れ候分者巖石に均く、歩行致し候足場
も無之、奇變之體、併山崩落候迄に者、暫時間合有之候に付、
一同逃出し候得共、土中埋死候男女拾八人、右之内家内死絶
候分三軒、其餘家別に逢危難助命致し候もの、都合男女五拾
九人有之候得共、出郷一村退轉、田畑とも亡所に相成、及飢
渴候間、其砌方夫食等手當致し遣、離散を止め、假小屋に一
同差置、此節迄露命を繋罷在候處、差向住居屋敷地に可相成

弘化四年

一九五